

平成29年第1回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（2月27日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 議案第1号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	19
11. 日程第5 議案第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）	30
12. 日程第6 議案第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	31
13. 日程第7 議案第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	32
14. 日程第8 議案第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	33
15. 日程第9 議案第6号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）	33
16. 日程第10 議案第7号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第4号）	34
17. 日程第11 施政方針	36
18. 延 会	67
第2号（2月28日）	
1. 議事日程	68
2. 出席議員氏名	70
3. 欠席議員氏名	70
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	70
5. 議会事務局職員出席者	70
6. 開 議	71
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	71
8. 日程第2 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す	

		る条例の制定について .....	71
9.	日程第3	議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について .....	71
10.	日程第4	議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	74
11.	日程第5	議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について .....	79
12.	日程第6	議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	82
13.	日程第7	議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について .....	83
14.	日程第8	議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について .....	85
15.	日程第9	議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について .....	87
16.	日程第10	議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について .....	88
17.	日程第11	議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について .....	89
18.	日程第12	議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について .....	91
19.	日程第13	議案第19号 市道路線の廃止について .....	95
20.	日程第14	議案第20号 市道路線の認定について .....	95
21.	日程第15	議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算 .....	96
22.	日程第16	議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算 .....	96
23.	日程第17	議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算 .....	96
24.	日程第18	議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算 .....	97
25.	日程第19	議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算 .....	97
26.	日程第20	議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 .....	98
27.	日程第21	議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算 .....	98
28.	日程第22	議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算 .....	98
29.	日程第23	議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算 .....	99
30.	日程第24	同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて .....	99
31.	日程第25	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて .....	100
32.	日程第26	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて .....	101
33.	散会	.....	102

### 第3号（3月8日）

1. 議事日程	103
2. 出席議員氏名	104
3. 欠席議員氏名	104
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	104
5. 議会事務局職員出席者	104
6. 開議	105
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	105
8. 日程第2 議案第1号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）	105
9. 日程第3 議案第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）	116
10. 日程第4 議案第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	117
11. 日程第5 議案第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	118
12. 日程第6 議案第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	119
13. 日程第7 議案第6号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）	120
14. 日程第8 議案第7号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第4号）	121
15. 日程第9 一般質問	122
野村 広志	122
小野 広嗣	148
16. 散会	179

### 第4号（3月9日）

1. 議事日程	180
2. 出席議員氏名	181
3. 欠席議員氏名	181
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	181
5. 議会事務局職員出席者	181
6. 開議	182
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	182
8. 日程第2 一般質問	182
小辻 一海	182
玉垣大二郎	199
持留 忠義	210

八代 誠	219
9. 散 会	232

#### 第5号（3月10日）

1. 議事日程	233
2. 出席議員氏名	234
3. 欠席議員氏名	234
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	234
5. 議会事務局職員出席者	234
6. 開 議	235
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	235
8. 日程第2 一般質問	235
青山 浩二	235
丸山 一	252
東 宏二	266
鶴迫 京子	282
9. 散 会	294

#### 第6号（3月13日）

1. 議事日程	295
2. 出席議員氏名	296
3. 欠席議員氏名	296
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	296
5. 議会事務局職員出席者	296
6. 開 議	297
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	297
8. 日程第2 一般質問	297
小園 義行	297
9. 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について	320
10. 日程第4 議案第30号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）	320
11. 散 会	321

#### 第7号（3月27日）

1. 議事日程	322
2. 出席議員氏名	324

3.	欠席議員氏名	324
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	324
5.	議会事務局職員出席者	324
6.	開 議	325
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	325
8.	日程第2 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	325
9.	日程第3 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	326
10.	日程第4 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	327
11.	日程第5 議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	328
12.	日程第6 議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について	329
13.	日程第7 議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	330
14.	日程第8 議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について	331
15.	日程第9 議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について	332
16.	日程第10 議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	334
17.	日程第11 議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	335
18.	日程第12 議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について	336
19.	日程第13 議案第19号 市道路線の廃止について	341
20.	日程第14 議案第20号 市道路線の認定について	342
21.	日程第15 議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算	343
22.	日程第16 議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算	363
23.	日程第17 議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	365
24.	日程第18 議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算	366
25.	日程第19 議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算	368
26.	日程第20 議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	370
27.	日程第21 議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算	371
28.	日程第22 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	372

29.	日程第23	議案第29号	平成29年度志布志市水道事業会計予算	373
30.	日程第24	議案第30号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）	374
31.	日程第25	陳情第2号	志布志港旅客船埠頭の整備拡充について	375
32.	日程第26	議案第31号	損害賠償の額を定め、和解することについて	377
33.	日程第27	議案第32号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第11号）	381
34.	日程第28	発議第1号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について	382
35.	日程第29	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長）		383
36.	日程第30	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）		383
37.	閉会			384

平成29年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月27日	月	本会議	開会 会期の決定 議案上程 施政方針
28日	火	本会議	議案上程
3月 1日	水	休 会	
2日	木	休 会	
3日	金	委員会	常任委員会（平成28年度分）
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	
7日	火	休 会	
8日	水	本会議	委員長報告（平成28年度分） 討論・採決 一般質問
9日	木	本会議	一般質問
10日	金	本会議	一般質問
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
14日	火	委員会	常任委員会（中学校卒業式）
15日	水	委員会	常任委員会
16日	木	委員会	総務常任委員会（連合審査）
17日	金	休 会	（農業委員会）
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	（春分の日）
21日	火	委員会	常任委員会
22日	水	委員会	常任委員会
23日	木	休 会	（小学校卒業式）
24日	金	休 会	
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	本会議	委員長報告 討論・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
議案第2号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）
議案第7号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
議案第15号	志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
議案第17号	志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
議案第18号	第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について
議案第19号	市道路線の廃止について
議案第20号	市道路線の認定について
議案第21号	平成29年度志布志市一般会計予算
議案第22号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第23号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号	平成29年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第25号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第26号	平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第27号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算

- 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第30号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第32号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
- 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 陳情第1号 港湾商工課の志布志支所庁舎への移転について
- 陳情第2号 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について
- 発議第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 閉会中の継続審査申し出について  
（総務常任委員長）
- 閉会中の継続調査申し出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

### 3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村 広志	1 災害復旧に向けた対応について	(1) 近年の異常気象で頻発する豪雨や台風により、県内の農作物や家畜、倉庫やビニールハウス、畜舎などの農業施設が多大な被害に見舞われている。本市においても、昨年の台風16号で被害を受け、現在も復旧されていない箇所が多く見受けられる。そこで、本市の災害復旧の対応について問う。	市長
	2 国際物流拠点志布志港の更なる活用について	(1) 志布志港では、飼料穀物を中心とする輸入貨物と、輸出貨物の取扱量のアンバランスさは長年の懸案となっている。また、背後地には農作物の生産供給地域を抱え、更に港の役割と責任は重大であると考え。それらを鑑み、今後の志布志港の目指すべき方向性を問う。 (2) 志布志港を活用した農産物の輸出について以前質問したが、その後どのような協議がなされてきたのか。 (3) 志布志港が持つ可能性と更なる活用について、観光客に優しく、市民が身近に感じられる港湾整備の在り方について問う。	市長 市長 市長
2 小野 広嗣	1 施政方針について	(1) 健全な財政運営を維持しながら、施策及び事務事業の執行管理能力を最大限に発揮できるような組織体制の構築を目指すため、抜本的な組織機構の見直しに努めるとあるが、その具体的な展望と港湾商工課の志布志支所移転については、どのように考えているのか。 (2) 市道香月線延伸計画に伴い、志布志港から東九州自動車道へのアクセス向上及び地域の活性化に寄与するために、有明町野井倉地内に志布志有明インター（仮称）の本線連結の申請を行い、本格着工するとあるが、今後の具体的な展望を示せ。	市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 小野広嗣	1 施政方針について	(3) 母子保健事業の中で、子育て世代包括支援センター等による妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援ができる体制づくりに取り組むとあるが、子育て支援日本一のまちづくりを目指す本市ならではの特色ある体制を構築すべきではないか。	市 長
	2 認知症対策について	(1) 認知症で徘徊する高齢者の早期発見や事故を未然に防ぐ、認知症高齢者の見守り支援のための仕組みづくりについて、各自治体が知恵を絞っているが、本市の現状と課題、今後の対策について問う。	市 長
	3 子どもの貧困対策について	(1) 国は、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策推進体制の構築を掲げている。本市の子どもの貧困の現状及びこれまでの取り組みと課題、並びに今後の対策について問う。	市 長 教育委員長
3 小辻一海	1 人口減少対策の実効性について	(1) 地方創生を進める中、まち・ひと・しごと ころざし創生戦略に掲げた人口目標の達成に向けた取り組みについて問う。	市 長
		(2) 移住・定住政策の取り組みについて ① これまでの実績と今後の取り組みについて問う。 ② 具体的な情報発信対策について問う。	市 長
4 玉垣大二郎	1 固定資産の名寄せ台帳について	(1) 固定資産の名義人（所有者）が、共有持ち分となっている場合の、問い合わせ等に対する対応について問う。	市 長
	2 観光行政について	(1) J R 志布志駅を核としたまちづくりを進めているが、今後の駅舎本体の整備の在り方を問う。 (2) 新たな駅舎の整備を進めるにあたり、J R 九州との協議の状況について問う。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 玉垣大二郎	3 教育行政について	(1) 教育は知・徳・体の育みが大きな柱となるが、最近食育の重要性が叫ばれている。本市の食育についての取り組み状況について問う。	教育委員長
5 持留 忠義	1 公共施設の現状について	(1) 市役所本庁下の多目的広場は、ゲートボールに利用される方も多い。一方で、水はけが悪く利用しにくい面もある。何らかの排水対策はできないか問う。 (2) ゲートボール場として専用施設の整備はできないか問う。	市 長 教育委員長  市 長 教育委員長
	2 畜産振興について	(1) 畜産農家は高齢化に伴い減少傾向にある。肉用牛の生産農家の現状と、今後さらなる支援策は考えられないか問う。 (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の実績と効果について問う。	市 長  市 長
	3 交通安全協会に対する取り組みについて	(1) 志布志地区交通安全協会は、県の協会と市からの助成などにより運営を継続してきた。助成額が減少する中、運営が厳しい状況にある。市からの負担金の増額はできないか問う。	市 長
6 八代 誠	1 自治会の在り方について	(1) 市内自治会の現状と今後の支援策について問う。	市 長
	2 開田の里公園について	(1) 開田の里公園敷地内にある通称「桜山」の現状と、今後の管理等の在り方について問う。	市 長 教育委員長
7 青山 浩二	1 市役所職員の時間外勤務と健康管理について	(1) 昨年度の職員の時間外勤務の実情について問う。 (2) 精神的・身体的なストレス等による病休・休職者の現状について問う。 (3) 平成27年12月からストレスチェック等の検査が義務付けられたが、職員への実施時期・実施方法、またその管理と活用策について問う。	市 長  市 長  市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 青山 浩二	2 中学校の部活動の休養日及び指導者体制について	<p>(1) 顧問教員の業務負担軽減策として、文部科学省とスポーツ庁は本年1月に、部活動の休養日を適切に設けるよう求める通知を全国の教育委員会に出したが、本市の中学校部活動の実情を問う。</p> <p>(2) 業務多忙な顧問教員の、長時間練習の負担に対する考え方と対策について問う。</p> <p>(3) 学校職員以外の外部指導者の実情を問う。</p>	<p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長 市長 教育委員長</p>
8 丸山 一	1 道路行政について	<p>(1) 一丁田・上通山地区から海岸へ通じる里道（旧赤線道路）の一部が造成工事のため通行できない状況にある。現状を調査し、通行可能にする対応はできないか。</p> <p>(2) 野井倉土地改良区内の3号水路沿いの、有明小・中学校への通学路に設置されている防護柵は、足元が崩落し危険な状態である。今後、速やかに対応を講じる考えはないか問う。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p>
	2 市内の石橋の保護について	<p>(1) 近年の豪雨等で、市内の石橋が数箇所流出している。歴史的建造物としての価値もあるので、今後の石橋保護についてどのように考えているか問う。</p>	<p>市長 教育委員長</p>
9 東 宏二	1 港湾行政について	<p>(1) 志布志港は「国際バルク戦略港湾」として、現在国と県において計画変更の手続きが進められ、平成29年度には予算措置も見込まれている。今後の整備見込みと事業費負担について問う。</p> <p>(2) 港湾整備が漁業に与える影響はないのか問う。</p> <p>(3) 観光バースの管理の現状と、今後の対応について問う。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9 東 宏二	2 住宅行政について	(1) 近隣自治体では、移住・定住策として様々な住宅政策を行っている。本市でも若者向けの住宅建設により、人口増につなげる考えはないか問う。	市長
10 鶴迫京子	1 商工・観光行政について	(1) 「まちあるき」観光や、定期的に行われる各種イベント等、またグルメ通りとしても年々にぎわいが創出されている商店街（志布志上町通り）には、駐車場やトイレ、また授乳やオムツ交換などが安心して行える施設等の整備がなされていない。このような現状で、食・グルメや人、自然、文化、歴史など最高のものに触れても、志布志の魅力は半減してしまう。これでは日本一のおもてなしとは言い難い。 ① この現状をどのように捉えているのか。 ② 観光客や消費者等のニーズに応えるためにも、早急に整備を図る考えはないか。	市長
11 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎等在り方研究委員会で、この間に研究された内容と結果を問う。 (2) 本庁舎の位置等について、第2次志布志市総合振興計画案策定の中ではどのように議論されたのか。	市長 市長
	2 国民健康保険について	(1) 2018年度から、運営を都道府県に移管されることが決まっているが、保険税等どのように変わるのか。	市長
	3 福祉行政について	(1) 生活保護を受給している人に対する指導や指示に対する考えを問う。 (2) 生活保護受給者の、転居に対する考えを問う。 (3) 母子生活支援施設の運営について問う。	市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11小園義行	4 施政方針について	<p>(1) 総合教育会議等を通して「志の心」を育てまいますと述べている。具体的な取り組みを問う。</p> <p>(2) タブレット導入による行政事務の効率化及びペーパーレス化を検討するとあるが、具体的な取り組みを問う。</p>	<p>市 長 教育委員長</p> <p>市 長 教育委員長</p>

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成29年2月27日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 議案第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第7号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第23 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第24 議案第20号 市道路線の認定について

- 日程第25 議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第34 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成29年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの29日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの29日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。  
陳情第1号及び陳情第2号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。  
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布をいたしました。参考にさせていただきたいと思っております。

—————○—————

#### 日程第4 議案第1号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）につきまして、その概要を補足して御説明申し上げます。

平成28年度一般会計補正予算書の最初のページをお開きください。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により、既定の予算から4億6,157万1,000円を減額し、予算の総額を263億7,500万5,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。補正予算説明資料は1ページでございます。

第2表の繰越明許費でございますが、繰り越し理由につきましては、今後の事務執行と年度内に支出が終わらない見込みがあるため、通知カード・個人番号カード関連業務交付金事業他12件、18億7,181万6,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

通知カード・個人番号カード関連業務交付金事業につきましては、平成28年度予算の個人番号カード交付事業費補助金のうち、国の交付決定額については、国が翌年度繰り越しを想定しているため、臨時福祉給付金給付事業、既存高齢者施設等の防犯対策強化事業、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、小学校施設老朽化改修事業、中学校施設老朽化改修事業につきましては、国の補正による経済対策事業に基づくもので、今後の事務執行と、年度内にその支出が終わらない見込みであるため、農業施設復旧支援事業につきましては、台風16号で被害のあった農業施設の復旧に対する支援で、被災者が発注した資材等が不足し、調達が困難であるため、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業につきましては、国の事業採択を受けて、それぞれ補正予算を議会へ計上いたしました。今後の事務執行等、年度内に支出が終わらない見込みであるため、団体営中山間地域総合整備事業、有明地区につきましては、湧水処理に不測の日数を要し、年度内完成が見込めないため、社会資本整備総合交付金事業につきましては、関係機関との協議、許可に不測の日数を要し、年度内完成が見込めないため、農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、災害査定が平成28年12月下旬に行われたため、工事着手時期が遅延し、工期・工程等における年度内完成が見込めないため、公共土木施設災害復旧事業（補助）につきましては、本年度発生した公共土木施設災害復旧事業が大隅管内に集中し、また施工時期が重なったことから、工事用資材等の入手が困難となり、年度内完成が見込めないことが主な繰り越し理由でございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

次に、7ページは、第3表の地方債補正でございますが、変更は普通建設事業等の事業費確定に伴う調整で、総額で4,280万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。

まず歳入の1款、市税でございますが、1項、市民税は、個人、法人合わせまして9,527万8,000円増額しております。

11ページをお開きください。

固定資産税は、合計で1億7,559万1,000円増額しております。

次に、18ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、人事院勧告に伴う、人件費見直しに伴う基本単価の遡及適用等による保育所運営費の増など、5,958万円増額しております。

19ページをお開きください。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、事業執行に伴い、年金生活者等支援臨時福祉給付金の減など、4,772万5,000円減額しております。

次に、21ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、人事院勧告に伴う人件費見直しに伴う基本単位の遡及適用等による保育所運営費の増など、2,932万5,000円増額しております。

22ページの2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、園芸振興対策や茶振興対策の産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業の事業費確定等により、2億9,578万8,000円減額しております。

次に、27ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金の事業財源充当と財政調整基金繰入金の財源調整に伴う繰入金等、総額で3億9,599万9,000円を減額しております。

32ページをお開きください。

21款、市債は総額で、一番下の欄になりますが、4,280万円減額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

補正予算書の42ページ、説明資料は11ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の実績見込みにより、3,702万2,000円減額。説明資料は13ページになりますが、2目、障害福祉総務費は、平成27年度における自立支援給付費等の実績確定に基づき、国・県への返還に必要な額等を1,889万1,000円増額しております。

予算書の44ページ、説明資料は16ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1項、児童福祉総務費は、平成27年度における保育所運営事業等の実績確定に基づき、国・県への返還に必要な額等を6,407万2,000円増額。説明資料は17ページになりますが、4目、保育所費は人事院勧告に伴う人件費見直しによる基本単価の遡及適用等による保育所運営費の増等により1億7,463万6,000円増額しております。

予算書の45ページ、説明資料は17ページになります。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、生活保護費国庫補助金精算に伴い、国庫負担金の返還に必要な額等を2,616万1,000円増額しております。

予算書の48ページになります。説明資料は10ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、ごみ収集運搬処理業務委託の収集運搬業

務に係る支出額の確定等により、1,606万3,000円減額しております。

次に、予算書の49ページから50ページにかけて、説明資料は24ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、農地中間管理事業による機構集積協力金の見込み額の減に伴い、機構集積協力金事業など3,758万4,000円減額。4目、園芸振興費は、説明資料は25ページになりますけれども、園芸振興対策の産地パワーアップ事業など、事業費確定等により、9,496万7,000円減額。5目、茶業振興費は、説明資料は27ページになりますけれども、茶振興対策事業の産地パワーアップ事業など、事業執行による事業費確定により、8,983万4,000円減額しております。

次に、予算書の50ページから51ページにかけて、説明資料は32ページをお開きください。

6目、畜産業費は、入札執行に伴う畜産クラスター事業の事業費確定等により8,641万9,000円減額しております。

予算書の52ページ、説明資料は35ページから37ページにかけてでございます。

8目、農地整備費は、農業基盤促進事業や中山間地域総合整備事業、多面的機能支払交付金事業の事業費確定等により、5,076万2,000円減額をしております。

予算書の60ページ、説明資料は41ページをお開きください。

8款、土木費、3項、河川費、2目、砂防費は、砂防施設保全事業の事業費確定等により3,240万円減額しております。

予算書の62ページ、説明資料は42ページをお開きください。

6項、住宅費、3目、住宅建設費は、社会資本整備総合交付金を活用した公営住宅ストック活用事業の事業費確定等により、1,747万9,000円減額しております。

予算書の75ページ、説明資料は38ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、農業用施設災害復旧事業の執行見込み額の確定等に伴い、工事請負費等5,267万円減額しております。

次に、予算書の77ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、人件費につきましては、今回その他特別職分を2,035万3,000円減額、一般職分を497万円減額し、総額2,532万3,000円減額しております。

予算書の79ページ、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末は241億8,922万2,000円となる見込みでございます。

以上が補正予算（第9号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御覧いただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 内容をちょっと教えていただきましたんですけども、今、福祉の予算で保育所運営事業ということで、国庫、県ということで、説明資料の方がいいですね、17ページです。

最近よく、テレビでも賑わせておりますように、「保育所落ちた」ということで、非常に良い制度だとは思いますが、原因が人件費が安いということで、国もこういうふうになっているんですけれども、今回、約1億7,500万円弱補正いたしますけれども、これが例えば、法人園の保育所とか、認定こども園など、どのぐらい人件費として充当される見込みなのかというのが1件と。

例えば、経営していらっしゃるわけですが、法人から言わせれば、今年はどうやって国の世論の動きの中で、人件費を補助しましょうということですが、人件費を上げてしまうと、今度は下げるということは、できないわけですね、経営者側からすれば。今後もやはりこうやってなっていくのか、その辺のところ。例えば、国からの補助が無くなれば、経営者側とすれば、来年は下げるのか、そうせざるを得ないのか、その辺の見込み、今後の見込みについて、ちょっとお尋ねいたします。

それと2点目が、補正予算書の27ページの繰入金ところで、一番上の1番の財調の繰入金ですが、大幅に落として、約5,200万円残ってますけれども、今後出てきて、最終的には決算ということで不用額等が今後も発生するわけですが、最終的にはどの程度、これはチャラになる見込みなのか、その辺のところをちょっとお聞かせを。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（折田孝幸君） 保育園の運営費に対する御質問でございますが、基本的に保育所運営に係る経費の中の14%から16%というような形で処遇改善に対する考え方は、示されているところであります。

また、議員がおっしゃるように定期昇給、そういったもので対応しているというところもありますし、一時金として対応しているというところもあるかというふうに考えております。個別的に個人ごとの給料につきましては、福祉課の方では取りまとめはしてはおりませんが、おおむね、それぞれの役職ごとの取りまとめはお願いして、情報を収集しているところであります。

それぞれの園において、給与等にそれぞれ反映させているということは確認しております。

〔西江園明君「人件費の今後の考え方は」と呼ぶ〕

○福祉課長（折田孝幸君） すみません。人件費の今後の園への考え方、国の考え方につきましては、現実問題として保育所が都市部においては、満たしていないという現状もありますので、そういった方向性で国の方は考えているというふうに考えております。

しかしながら、それを全て処遇改善にもっていくかどうかという情報につきましては、福祉課の方としては、把握していないところです。

○財務課長（西山裕行君） ただいま御質問のありました財政調整基金の残についてということでございますけれども、これにつきましては、現在予算として若干残しているという状況ではございますけれども、最終的には執行残と交付金等の確定等によりまして、最終的には資金の取り崩しには至らないというふうに財政の方では考えているところでございます。

○8番（西江園 明君） その福祉の方、保育所運営のことですけれども、この1億7,500万円弱、

今回補正しますけれども、このうちの14%から16%ぐらいが人件費として反映されるというふうに理解していいんですか、その確認が1点と。

今ありましたように、今後都市部では、この前テレビであったやつでも給与明細表が出ましたけれども、国は補助しているけれども、上がってないわけですよ。今あったように今後経営上影響を受けないために、一時金、賞与という形で支給している、基本給的なやつは上がらないわけですよ。そうしているのかなというふうにニュースを見ていたんですけども、今この志布志も非常に保育士集めに苦労していますよね、どこも。学童をしたくても保育士がいらないからできないというような実態もあるようですけれども、担当でいいですけども、志布志の保育士の確保という状況はどうなんですか。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 保育士の確保につきましてですが、保育所等連絡協議会とか、子ども・子育て会議の中でも、保育事業者からは保育士の確保については、厳しい状況であるというお話を聞いているところであります。

これにつきましては、先進地においては、それぞれ福祉課等に窓口を設けて、保育士の募集を行いながら、法人の方と交渉していただくというやり方も考えているようですので、我々福祉課と志布志市としましても、そういった方向で、今、免許、いわゆる職業をあっせんすることで免許は必要無いような形になっております。地方公共団体においてはですね。そういった窓口等も積極的に考えながら、そういった保育士の不足に対応するような方向で検討しているところです。

人件費につきましては、原則として先ほども申しましたが、14%から16%ということで、それぞれの計算の中で、総合的にそういった形で積算はされておりますが、あと全てが人件費に反映されているかどうかということにつきましては、まだ把握をしてないところでございます。

**○8番（西江園 明君）** 確認をしてないということは、例えば、国は一般財源もありますけれども、今課長の答弁は14から16%ぐらいを人件費に充ててくださいよというふうに園側に、法人にやっているわけですよ、やっているという言葉が適正なのか分かりませんが、補助しているわけですよ。それが、実際人件費に回っているかどうかというのは、執行部としては、福祉課としては確認はしてないということですか、最後ですからね、そこを明確に。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 毎年度、処遇改善につきましては、単価ベースで調査は行っているところであります。

月額にしまして、おおむね2万円程度上昇しているという確認は行っているところでありますが、現実的に処遇改善の全てが、その給料月額、それから一時金に反映されているかどうかにつきましては、金額は把握していないところであります。

給料ベースの把握は、今言ったように月額ベースでおおむね2万円程度というのは把握しているところでございます。

**○議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はございませんか。

**○20番（福重彰史君）** まず、今回特定寄附金が入っておりますけれども、その特定寄附金についての内容について、伺いたいと思います。

それから、繰越明許費が相当数あがっております。それぞれ資料の中にもその理由が、そしてまた、先ほどその理由を述べられましたけれども、それぞれ完了をいつに予定しているのか、伺いたいと思います。

それから、港湾商工課関係で、この説明資料の9ページでございますが、この中に、さんふらわあ関係で今後の利用見込みとして114団体6,000人というふうになっておりますけれども、これは今後の見込み、いわゆる平成28年度内での見込みであろうかというふうに思いますが、114団体6,000人、この見込みについて分かっている範囲内でお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、この説明資料の45ページ、生涯学習課関係でございますけれども、今回この委託料の関係の中で、今後執行予定額ということで、49万9,000円計上されておりますけれども、一般的には委託料というのは、委託契約をした段階で金額は確定するわけでございますので、こういうふうにして最終的には減額という形で出てくるわけでございますけれども、委託料が今後の執行予定額という形の中で49万9,000円計上されているという、このことについて、委託料の性格からして、どうしてこのような形が出てきたのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） 福重議員、完了予定については、全項目ということでよろしいですね。はい。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） まず御質問の予算書26ページでございます。その他寄附金についてということでのお尋ねでございますが、これにつきましては、市民の方から図書購入費に充ててほしいということで、10万8,000円の寄附があったものでございます。この分につきましては、今年度図書購入費ということで、歳出の方でも予算を計上させてもらっているところでございます。

それから、最後の方で、志布志城跡史跡公園整備事業の分ということでございますけれども、これについては、全体的に国庫補助対象分等でございます。全体を年度末に整理しまして、全体の不用額を減額するというものでございます。測量等につきましても全体の今後整備する分も含めまして残額53万3,000円を減額するものでございます。執行済み額、執行予定額と合わせての年間の最終見込みということでございます。

○市民環境課長（西川順一君） 予算書6ページ、第2表、繰越明許費の一番上の総務費、戸籍住民台帳費、通知カード・個人番号カード関連業務交付金253万5,000円の繰り越しについてですが、予算書の補足説明にも書いてはあるんですが、国は現在のマイナンバーカードの発行状況に鑑み、既に交付決定を行っている平成28年度個人番号カード交付事業費補助金の繰り越しを想定しております。そのため、全国の自治体において一斉に繰越明許の承認手続きが必要になったため、今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○福祉課長（折田孝幸君） 3款、民生費、1項、社会福祉費、臨時福祉給付金経済対策分の給付事業8,030万2,000円の繰り越しでございますが、これにつきましては、2月8日から申請受付

を開始していますと共に、随時交付を開始しておりまして、基本的には5月8日までを設定して実施しようとするものであります。

**○保健課長（津曲満也君）** 民生費の社会福祉費の既存高齢者施設等の防犯対策強化事業でございますが、説明資料の19ページの上段にあります介護施設等における防犯の強化のために防犯カメラを整備し、高齢者施設等の生活上の安全対策を図るものでございます。事業所といたしましては、三つの事業所でございます。特別養護老人ホーム賀寿園、ケアハウスなでしこ、賀寿園グループホーム愛の三つ事業所に対して防犯カメラ設置をするものでございます。

国庫支出金が1,364万円、あとこれは事業費の50%でございますが、残りの50%は事業主の方で負担するというところでございます。防犯カメラ設置ですので、5月、6月末には完了するものと考えております。

以上でございます。

**○農政畜産課長（今井善文君）** まず農業施設復旧支援事業でございますが、これはまだハウス等も一部ありますので、作物が終了した後ということもありますので、7月をめどにいたしております。

続きまして、茶産地パワーアップ事業、茶振興対策でございますが、お茶の収穫等との関係で年内ということになろうかと思っております。

それから、畜産クラスター事業でございますが、これは大体9月頃をめどに考えているところでございます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 耕地林務水産課関係でございます。

団体営中山間地域総合整備事業有明地区ですが、これは普通作地帯のほ場整備でありますので、普通作の準備が始まる5月末には完成を予定しているところでございます。

次の林業費、森林整備・林業木材産業活性化推進事業でございますが、これは株式会社外山木材関係でありまして、つい先日農振除外許可と林地開発関係の許可が下りたところでございます。今月末から実際工事の方が始まりまして、完了予定としましては、平成30年2月末を予定しているところでございます。

下から2番目、農林水産業施設災害復旧費でございますが、これにつきましては、平山地区が1件でありまして、5月末を予定しているところでございます。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 繰り越しの8款、土木費の道路橋りょう費でございますが、社会資本整備総合交付金事業で、香月線と吉村・山之口1号線の工事の繰り越しを行うところでございます。

既に5件発注しておりまして、あと2件を追って発注ということで、最長で来年度30年の3月末ということで、工事の完了予定をしております。

それから、一番下の11款、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の補助事業でございますが、こちらについては、2件を繰り越しの予定でございます。完了が8月末の予定としております。

**○教育総務課長（溝口 猛君）** 教育委員会関係でございますが、10款、教育費、2項、小学校

費、小学校施設老朽化改修事業1億7,410万円、同じく3項の中学校費の老朽化改修事業1億1,170万円でございますが、これは事業費用全体、全額繰り越す予定でございます。工期につきましては、学校の授業に影響が無いようにということで、毎年夏休み期間中に工事をしているところでございます。したがって、8月末に工事完了予定というふうに考えているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 予算説明資料の9ページになりますが、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会運営費用補助金ですが、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会が行うさんふらわあへの乗船助成が200万円不足が生じたのでお願いするものでございます。

春休みを利用して、スポーツ合宿等々に中学生、高校生、大学生等がさんふらわあを利用して来市されますので、さんふらわあに予約してある分で、もう200万円不足が生じているということで、今回お願いをするものでございます。

○20番（福重彰史君） この生涯学習課の委託料の件でございますけれども、説明がございましたけれども、これは全て委託料ということではないということなんですかね、それとも全て委託料ということなのか。

そして、委託料であれば、先ほども言いましたけれども、執行予定額が組まれているということですので、このあたりについて、もうちょっと詳しい説明をいただきたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 志布志城の土塁の関係の実際の測量箇所が数箇所あるということで、その測量の部分でございます。これから執行の箇所につきましては、ちょっと確認の時間をいただきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） 後でよろしいですか。続けてお願いします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） すみません。

これから残っている分については、委託料の中の一部、樹木の伐採の部分が、これから執行する分がもう少し残っているということが、49万9,000円という内容でございます。

説明が足りておりませんでした。失礼しました。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（丸山 一君） 2点質問をいたします。

自治会の統合に関する推進事業なんですけれども、100万円が計上されて、そのまま100万円が執行されないということで、これは3年ほどなっているんですけれども、私ども、いろんな所へ行きますと、なかなか自治会も高齢化が進んで班長なり自治会長が、すぐ回ってくるという話をよく聞くんですよ。ひどいところによると、70歳以下が2所帯しかない。それで、交替交替でやりかただというような自治会も実際あるわけですよ。

ですから、そういうところを考えると自治会というのは、二、三年ほど前にアンケート調査をした時には、大体の自治会の理想規模は50所帯から70所帯だというのが実際あったわけですよ。そういうことを考えればですよ、この自治会の統廃合の統合推進事業というのは、もうちょっと役所の方も一生懸命されて進めていったらどうかなと思うんですよ。自治会の僕らもいろんな

ところで、いろんな話をしますけれども、なかなかお互いの自治会が統合というのは、意識レベルの違いが相当ありまして、なかなか進まないのが現実なんです。やっぱりアンケート調査では50から70というのが理想であると、ましてや2所帯から10所帯ぐらいの自治会というのはいっぱいあるわけですから、そういうところを考えれば、なるべくこういうところは、まだ進めていった方がいいんじゃないかと。

それと自治会加入推進事業というのがありますよね、僕らの地区なんかも相当都会、よそから来られますけれども、なかなか入っていただけないというのが実際あるわけです。いろんな絡みがあるかと思うんですけれども、こういうところも実際どうかという気がいたします。

それと2点目、先ほどの質疑の中で、保育所運営に関しましては、今回市の方で一般財源として7,762万円を増額するわけですね。これは運営ではなくて、働いている人たちの収入増といいますか、そういうところを国が一生懸命やっているわけですから、それに対する増額であればですね、先ほどの答弁を聞いていますと、課長が「把握はしてない」ということなんですけれども、実際市の方が増額する以上は、そういうところは、僕はちゃんとして反映されているかどうかというのは確認をすべきだと思うんですよね。まして当初からすると、相当な金額ですから、運営補助ばかりではなくて、人件費の増額に対しても、ちゃんとされているかどうかというのは、僕は担当課がすべきであろうと。

もう一つ思うのは、これはお金を補助金として出しているながら監査というのはあるのかなと。実際僕らの処遇、皆さんいろんなところから、いろんな情報がくるかと思うんですけれども、やっぱり不信に思っている方たちもいらっしゃいますので、そういうところをちょっとお尋ねをいたします。

**○企画政策課長（仮重良一君）** ただいまの自治会統合推進事業の補助金の関係でございますけれども、この事業におきます理想とする自治会の数ですけれども、世帯数ですが50世帯というような形では行っているところです。

そしてまた、毎年公民館等の総会等がございます際に、職員が出向いて、この事業等におきます説明等を行っているわけですが、なかなか統合まで至らないというような現状でございます。

そしてまた、今月でしたけれども、自治会の在り方検討委員会を開催いたしまして、その中で自治会におきます運営費かれこれの事業等について、御提案をし、協議を願ったところでございます。その際も、この自治会の統合についての議論もしていただいたということと。あと新たに、12月議会でもありましたけれども、新しい地域コミュニティの在り方というのを今回提案をいたしまして、議論をして29年度においても、そのことについて、協議していこうというようなふうになったところでございます。

以上でございます。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 保育所運営事業に関する御質問でございますが、理由としまして、人事院勧告に伴う人件費見直しによる基本単価の遡及適用及び各種加算金額確定に伴う運営費が増額ということで理由を掲げているところでございますが、もちろん、それぞれこの計算につき

ましては、例えば4歳児以上であるとか、3歳児であるとか、1・2歳児であるとか、乳児、それぞれ園児に応じて単価が設定されております。そういった基本的な単価、それから処遇改善による加算、そういったものの遡及適用等がございまして、今回補正で増額をお願いしているところでございます。

保育園の人件費の問題につきましては、先ほども答弁しておりますが、個人ごとの総体的な人件費等については、若干の調査は行っておりますが、今後具体的に、そういった調査が可能であれば、こういった処遇改善がされているかどうか、検証をしてみたいと考えております。

それと法人の監査につきましては、おおむね2年に1回、県も交えて市の方も参加して服務等、それから施設、そういったものの監査を実施しているところでございます。

○9番（丸山 一君） 先ほど企画課長の答弁の中で「新たな提案」と言われましたけれども、もう一度詳しく言っていただけますか。

○企画政策課長（仮重良一君） 今いろんな自治体の中でコミュニティの在り方ということで、地域コミュニティ協議会というのを設立しているところもございます。今の自治会の単体の活動ではなくて、その地域を取り巻く自治会が一緒になってNPO、そして自治会、そこにあるいろんな団体等も含めて、地域の捉え方というか、地域での活動というのをやっている協議会を設立しているところもございます。

そういうような形で、まだ御提案というか、そういう形で、こういう取り扱いをしている自治体もありますというようなことでの自治会の在り方検討委員会への提案というか、問題提起をしたところでございまして、今後それらについて、いろんなところの部分も含めて協議を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今課長が言われたコミュニティに関する事業というのは、なかなか良いと思うんですね。実際、僕らの地区も自治会加入率が59.9%しかない、志布志市内で一番加入率が低いというので、非常に危惧しております。住所変更をされまして、自治会加入、ごみのことで市民から相談を受けたということで、よく電話がくるんですけども、訪ねて行ってみますと、「二、三年でまた帰りますので、自治会加入は勘弁していただきたい、できればごみだけにいただきたい」とか、いろんなことを言われる。他の地区から来られて1戸建てを購入、もしくは建てながら、もともとの所では自治会入っていたので、今度は僕らの所に来た時には、自治会には加入しないんだと、いろんなことがあります。

先ほど、最初に言いましたとおり、市内の自治会においては、390の自治会の中では2人から10人という自治会もかなりあるわけですね。ですから、そういうところを企画政策課の方では前年からずっと何とかしたい、何とかしたいということは、あるわけですがけれども、もうちょっと努力をしていただきたいというのはあります。

それと、福祉課長の答弁の中でもありましたけれども、私は、いろんな情報がくるわけですよ、運営に関してですね。ですから、ちゃんと監査なりをやって、国がうたっているほど反映されていないんじゃないかというのが、いろんなところから情報をいただくわけですから、それをつぶさ

に感じるわけですね。

実際、国がうたってるほどに給料面に反映されておれば働いている人たちが、相当上がりましたということは言うてくるはずなんですけど、ぜんぜんそういう話がこないんですよ。ですから、国とかがうたってるほどに、まだ反映されてないんじゃないかと。であれば、市の方も予算を相当出すわけですから、やっぱりそれなりの監査なりを厳しくやりまして、そこはつぶさに、詳細に、僕は調査をして反映。なるべく国の方針に沿うような形で、働いている人たちの福祉向上になるようにやっていって、成果というのは生まれるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 今議員がおっしゃったとおり、可能な限りそういった形で我々も注意深く見守っていければというふうに考えております。

○企画政策課長（仮重良一君） 今議会におきまして、総合振興計画の御提案もしているところでございますけれども、その基本計画の中にも、このコミュニティに関することについては、計画の中に盛り込んでいるところでございます。

そしてまた、今議員がおっしゃいますように、自治会の加入率の関係についても、年約1%ぐらいずつ加入率が減少しているというような状況もございますので、それらも含めて、今後十分そういうものについての検討・研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



#### 日程第5 議案第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、高額医療費共同事業医療費拠出金、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,808万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,738万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の93ページをお開きください。

歳入の共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金を1億1,866万5,000円減額するものであります。

94ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、その他繰入金を2,000万円増額するものであります。

109ページをお開きください。

歳出の共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業交付金を7,124万5,000円減額するものであります。

113ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を622万8,000円増額するものであります。

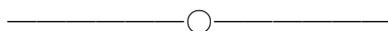
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第6 議案第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,681万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,122万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の120ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を700万円、普通徴収保険料を1,570万円それぞれ増額するものであります。

121ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を654万4,000円減額するものであります。

126ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,615万6,000円増額するものであります。

128ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を100万円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第7 議案第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、地域密着型介護予防サービス給付金、居宅介護サービス給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,430万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,869万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の139ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を3,439万9,000円減額するものであります。

140ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を7,891万6,000円減額するものであります。

148ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を1億3,500万円減額するものであります。

150ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護予防サービス等諸費は、地域密着型介護予防サービス給付費を140万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ471万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,072万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の168ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を151万円減額するものであります。

169ページをお開きください。

歳入の市債は、農林水産業債を320万円減額するものであります。

170ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を430万6,000円減額するものであります。

171ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を45万4,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第6号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第6号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ773万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億663万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の179ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を73万6,000円減額するものであります。

180ページをお開きください。

歳入の市債は、商工債を700万円減額するものであります。

181ページをお開きください。

歳出の管理費は、委託料を278万8,000円、工事請負費を409万5,000円それぞれ減額するものであります。

182ページをお開きください。

歳出の公債費は、一時借入金利子を84万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第10 議案第7号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第7号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,830万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,030万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の190ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を5,543万5,000円増額するものであります。

191ページをお開きください。

歳入の市債は、商工債を8,780万円減額するものであります。

194ページをお開きください。

歳出の事業費は、工業団地整備事業費を3,687万5,000円減額するものであります。

195ページをお開きください。

支出の公債費は、利子を138万円減額するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） ちょっと確認させてください。

この予算書の190ページと191ページ、これは歳入の部ですよ。ということは、191ページの商工債が減ったから、というか、それが充当されなかったことによって基金を取り崩して入れたというふうに理解をしいんですかね、確認。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） はい、工業団地につきましては、1、2工区を販売しましたので、その土地代が入金されましたので、それを基金に積み立てて、それから積み立てがありましたので、借り入れをしなくて基金の方から特別会計の方に繰り入れをいたしまして、執行させていただいた分でございます。

○8番（西江園 明君） ということは、この190ページの商工債は、あえてその部分は起債を借りなくても、売れたことによって自己資金で充当したから起債が減ったということですね。その確認です。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） はい、今議員が申されたとおりの執行をしたところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

○  
午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

保健課長より、発言訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○保健課長（津曲満也君） 先ほどの民生費の繰越明許費について、予算説明書の19ページでございますが、国庫支出金、これを「1,364万」と申し上げましたが、「136万4,000円」の間違いでございました。

おわびして訂正申し上げます。



## 日程第11 施政方針

○議長（岩根賢二君） 日程第11、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。本日ここに、平成29年第1回志布志市議会定例会の開会に当たり、平成29年度予算案につきまして、主要な施策と、その概要を説明させていただき、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、昨今の世界情勢を垣間見たとき、近年にない大激変の世界情勢だったのではないのでしょうか。特に米国においては年間を通じて行われた大統領選出選挙において、当初、泡沫候補と言われたトランプ氏が、共和党代表に選出され、民主党代表のクリントン氏との激戦を勝ち抜き、世界中が驚嘆する中、第45代アメリカ合衆国大統領に就任し、本年1月20日の就任式で、まずもって「アメリカファースト」と声高らかに宣誓したのです。

特に、選挙戦の政策の中でも掲げていた、今後の日本の経済に大きく影響のあるTPPについて、「参加せず」と表明していたとおり、大統領就任直後に離脱のサインを断行しました。

このように、米国の状況が極めて不透明である中、安倍内閣は年末にTPPの承認案と関連法案を可決、成立させました。今後、安部政権は政策を順調に展開しながらも、TPPについては見直しをしなければならない状況で、どのような流れになっていくのか、更に注意深く見守らなければならない状況であります。

日本経済におきましては、内閣府が2月13日に発表しました平成28年10月から12月期の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.2%増となり、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は1.0%増でありました。プラス成長は4四半期連続で、輸出が増えて全体の伸びを主導したとし、一方では個人消費が小幅ながら4四半期（1年）ぶりに減少し、前の期の7月から9月期と比べて成長率は鈍化したとしています。先行きについては、トランプ米大統領の保護主義的な政策の影響が引き続き懸念され、日本経済が停滞を抜け出す道筋は見通しにくい状況としています。

県におきましては、昨年7月に初の民間出身者として三反園知事が誕生し、これからの県政運営が非常に注目されているところですが、去る2月に2017年度の当初予算案が発表され、一般会計の総額は8,099億6,900万円で、前年度当初予算（約8,224億円）を1.5%下回り9年ぶりのマイ

ナス予算となりました。「新しい力強い鹿児島島の船出」をテーマに編成され、子育て支援や観光振興に重点を置き、更には明治維新150周年に伴う誘客キャンペーンや情報発信を高めるとして、PR・観光戦略部を設置するとしています。今後も、厳しい財政状況の中、歳入歳出両面に渡る行財政改革に取り組む必要があるとしています。市としましては、国・県の動向を十分注視しながら引き続き行財政改革に積極的に取り組み、効果的な行財政運営に努めてまいります。

はじめに、本年度は議員の皆様と同様に私の任期の最終年度となります。そこで、この3年間で振り返ってみますと、平成26年度におきましては、子ども医療費の無料化について高校生まで拡充し、また、平成27年2月にはアメリカのシアトルに出向き、お茶の輸出に向けたトップセールスなどを行いました。更には、志布志市の認知度向上を図るため、日本一を目指した様々な取り組みを全国へ情報発信いたしました。平成27年度におきましては、地方創生を本格的に進めることから地方創生推進室を設置し、地方創生交付金を活用して、土曜学習教室事業をはじめ、農林水産物等の販路開拓事業や空き店舗を改修し情報発信と交流拠点の施設整備のほか、地域おこし協力隊事業など様々な事業を実施いたしました。また、臨海工業団地の整備、分譲も行っております。

そして、昨年度におきましては市制施行10周年を迎え、イベントなど様々な取り組みを10周年記念の冠を付けて実施し、これまでを振り返り、今後更に飛躍していく節目の年となりました。中でも、昨年4月24日、「しぶしの日」に市制施行10周年記念式典を開催いたしました。オープニングを飾った「志の地の物語」の歌舞劇をはじめ、本市の出身である綾小路きみまろさんや千代鳳関、千代丸関の兄弟関取によるお祝いのビデオメッセージ、更には多くの市民の参加によるPR動画「マチオモイ」の上映などがありました。そして、一昨年、全日本歌唱力選手権歌唱王にも輝いた坪田俊一さんによるオープニングでの国歌斉唱とエンディングでのリサイタルでは、実力どおりのすばらしい歌声により大きな感動を与えて頂き、他のまちには無い志布志ならではの、志布志の人の魅力ある志の詰まった、そして思い出に残る華やかな式典となり、参加していただいた来賓の方々からも「素晴らしい」、「印象深い」などとたくさんの温かい言葉を頂きました。改めて市民の皆様へ感謝申し上げますとともに、今後、更に輝く志布志市を築くために、これまで以上にまちづくりにまい進していかなければと、気持ちを新たにしました次第であります。

また、本年1月1日に「志布志」の地名の由来から市民の方々が生きていく上で、志布志市民の一人として目指すべき指針となる「志布志市民憲章」を制定いたしました。先人が誇りを持って脈々と紡いできた「志」の心を基本理念として、自ら生きる目標を心に決めて、人や地域のために尽くし、ひいては世の中全体のために奉仕して、一人ひとりが役割を担い、「志」あふれる志布志市を築いていくことを誓うものであります。そのために、「私たち志布志市民は、し 自然に親しみ、ふるさとを愛し、ぶ 文化の香り高い先人の叡智に学び、し 幸せと平和を求め、こころざしあふれるまちを創ります」としました。今後、様々な場面で市民の方々に唱和していただき、志布志市民であることに誇りと自覚を持っていただき、一日でも早く市民の皆様へ広まっていくよう願っているところであります。

ふるさと納税につきましては、昨年度当初、先進自治体の取り組みを参考にし、志布志市を応援したいという温かい「志」を持った方々に、「志布志の志」を伝えていながら寄附していただくとして目標額を20億円以上としました。お陰様で、昨年12月末までに、全国から8万8,000件を超える多くの方々から応援していただき、目標額を達成することができました。これもひとえに、議会をはじめ市内事業者の皆様や関係団体の皆様の事業に対する御理解と御協力のたまものと、改めて深く感謝申し上げる次第であります。

また、昨年12月議会におきまして、寄附金額の上方修正を行い、2億円増額し、22億円とさせていただきます。全国の自治体で寄附額に応じて返礼品を贈るという取り組みが展開され、今後、ますます自治体間の競争が激化するという報道もある中、これまで志布志を応援したいと思い寄附していただいた多くの「志布志ファン」の定着と、ますます志布志に寄附していただく方を増やすための取り組みを更に進めていきたいと考えております。

昨年ふるさと納税事業の中で、現代の書道家として著名な武田双雲先生に、志布志の「志」と「志布志」の縦書き、横書きを揮ごうしていただき、本市のロゴ文字としたところです。そして、「志」の大文字を東京モノレール浜松町駅の広告看板に掲げることができました。誠に堂々たる「志」の看板で、私は上京するたびにこの看板を見上げながら志布志の「志」を誇らしく感じております。今後もこの看板を通して、志布志の「志」を全国に伝えて、その「志」が少しでも広まり知っていただくことで、志布志に対する関心が深まり、ふるさと納税につながれたらという思いであります。

今後は、全国の方々から頂きました御寄附を、まちづくりにどのように生かしていくのかという、寄附金の使い道が非常に注目されますので、寄附して頂いた方々の「志」にかなうよう活用させていただく考えであります。

昨年度は、小中学校タブレットパソコン導入事業やプレミアム商品券発行事業、母子健康事業、情報発信事業など多くの事業に活用させていただきましたが、本年度予定しています主な事業につきましては、志布志運動公園人工芝サッカー場整備事業や多子世帯学校給食援助費補助事業、JR日南線利用促進助成事業、雇用推進のための都城広域移住定住パートナーシップ事業などの新規事業をはじめ、既存事業の子ども医療費助成事業など多くの事業に活用させていただく考えであります。

また、志布志市は、志布志港の発展及び都城志布志道路並びに東九州自動車道の整備をはじめ、来年のさんふらわあの新船導入等が進められることなどから、ほかのまちにはない魅力と今後の飛躍的な発展が期待されるまちになることは間違いのないところであります。

このようなことから、臨海工業団地をはじめとする分譲地等に企業進出が計画されており、相当数の雇用が見込まれるため市外からの移住・定住者を増やすことが重要であると考え、本年度、新たに企業立地の促進による産業振興及び安定的な雇用機会の拡大、ひいては雇用に伴う移住者、定住人口の増加を促進するための支援策に取り組んでまいります。

更には、松山地域で取り組んでいます定住促進の分譲地整備と同様の事業を、都城志布志道路

のインターチェンジが整備されます伊崎田地区においても実施するため、分譲地の取得等に向けて取り組んでまいります。

また、本年度におきましては、冬場における志布志運動公園施設の更なる利用促進を図るため、また平成32年に鹿児島県で開催されます国民体育大会の成年男子サッカー会場となっていること、更には「サッカー合宿の聖地」を目指すということから、志布志運動公園再整備計画に基づき、多目的広場に大隅地域初となる人工芝サッカー場を整備してまいります。

地方創生につきましては、本年度で3年目を迎えますが、各種団体等の有識者で組織します「志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会」による効果検証も行いながら様々な事業を進めているところです。本年度におきましては、国の地方創生推進交付金の活用を見据えて、使用済み紙おむつの再資源化事業及び育てる漁業岩がき等養殖ブランド化事業等に取り組んでまいります。計画・実行・検証・改善のPDCAサイクルに基づく効果検証をしっかりと行い、効果的な事業に集中的に取り組んでまいります。

この使用済み紙おむつの再資源化事業につきましては、昨年日本で有数の紙おむつメーカーのユニチャーム株式会社と紙おむつの再資源化のために協定を締結し、事業化に向けた共同研究を開始できたことは、長年の夢への第一歩として実現でき誠にうれしい限りであります。国の地方創生事業にも採択され、事業化を目指して着々と進められていることは、業界をはじめとして、関係者から大きな注目を集めているところです。

志布志ブランドの確立につきましては、本市の魅力ある多様な地域資源などを生かした様々な日本一づくりに取り組み、志布志の認知度向上に努めてきたところであります。それは、高い志を持ったたくさんの市民の方々がそれぞれの目標や夢に向かって一生懸命頑張っている姿を、情報発信することで市外の方々に志布志を知ってもらい、「行ってみたい」、「住んでみたい」と感じていただき、市民の方々がこのような言葉を聞いて初めて、「自分たちが住んでいる志布志のまちは、本当に素晴らしいまちなんだ」と、誇りと愛着を持つことができ、結果的に、市民の所得向上につながるかと考えているからであります。今後も元気のあるまち、活気のあるまち、日本一がたくさんあるまちを目指し、引き続き、日本一を目指す取り組みを支援してまいります。

昨年度から取り組んでおります、目指せ日本一チャレンジ応援事業につきましては、昨年8月に実施されました日本一高いかき氷づくりと本年1月に実施された日本一長い恵方巻きづくりでも、市民の方々の多数の参加をいただき、それぞれ日本一を達成していただきました。

更には、去る2月12日に実施されましたエアーギターの参加者の数で日本一を目指す事業におきましては、前日からの厳しい寒波の影響で参加者が集まるか心配されましたが、心配をよそに当日は子供から大人まで多くの方々に参加していただきました。日本一の記録として日本一ネット事務局へ申請を行う予定であり、日本一の記録として認定されるのではないかと考えているところでもあります。市民の皆様方の日本一づくりに対する御理解と取り組みにつきまして、心から感謝を申し上げます。

また、本年1月に東京ドームで開催されました「ふるさと祭り東京」の中の「第8回全国ご当

地どんぶり選手権」に、志布志からも商工会の方々を中心とするチームで出場し、「“志布志発”かごしま黒豚三昧丼」が、昨年に引き続き準グランプリを獲得いたしました。今回で6回目の挑戦となりましたが、一昨年は3位、昨年は2位と順調に順位を上げていましたので、今回は必ずやグランプリと意気込んで乗り込んだのですが、健闘及ばず惜しくも昨年に引き続き準グランプリという結果でありました。これまで出店する事業者と商工会、行政が一体となり協働で取り組んできた成果だと認識しているところであります。来年グランプリを獲得できれば、全国各地から20万人、30万人のグルメファンが、この丼を味わいに訪れるものと思います。ますます、グルメのまち志布志の評価が高まるものと期待しております。

更には、日本一早い志布志の夏そばの取り組みにつきましては、本年度で7年目を迎え、昨年、一昨年は東京都調布市にある深大寺の「夏そばを味わう集い」に招待されたほか、昨年は同じく調布市にある布多天神社での夏越しのおはらい神事におきましても、本市の春の息吹の夏そばを使用していただき、年を追うごとに認知度も高まりつつあり、6月30日に夏越しそばを食べるという新しい日本の食文化を引き続き志布志市から発信してまいります。また、昨年度から志布志市そば生産組合を立ち上げ、品質向上と収穫量の増に向けて関係課及び関係団体と連携して取り組んでおり、今後も志布志市の更なる認知度向上に努めてまいります。

このように、今志布志市は、まさしく全国発信する確かな足がかりができたところであり、これは市民全員の力により日本国中に志布志のことを知っていただき、志布志の「志」に共鳴していただき、志布志の産品に親しんでいただき、志布志のまちを訪れていただくきっかけが、日本の中心である東京に築けたことは望外の喜びであります。今後は、関西や中部地方にも展開していければと考えております。

また、志布志市には全国に誇れる農林水産物がたくさんありますので「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」をキーワードとして、様々な取り組みの認知度が高まり、志布志ブランドが確立されるよう情報発信に引き続き取り組んでまいります。

今定例会に議案としてお願いしております、第2次志布志市総合振興計画につきましては、市の最上位の計画として位置付け、本年度から平成38年度までの10年間の計画で、これまで策定しました地方創生戦略、過疎計画をはじめ現在策定中のものや今後策定される計画等は、すべて第2次志布志市総合振興計画と整合性を図り策定されるものであります。これまでの第1次志布志市振興計画の成果を、更なる発展につなげる意味から、引き続き「志あふれるまち」を基本理念とし、今後のまちづくりにおきましては、「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の四つの理念を持って取り組み、本市の財産であります「ひと」「まち」「みなと」「ふるさと」それぞれのすばらしさが、明日への夢と希望が膨らむ、未来を創造し躍動するまちを目指すということから、第2次志布志市総合振興計画における将来都市像を、「未来へ躍動する創造都市 志布志」と定めたところであります。

私の3期目の締めくくりの最後の年として、「市民のための、市民に開かれた、市民の目線に立った行政を」の政治理念の下、共生・協働・自立のまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでま

いますので、これまで同様、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第2次志布志市総合振興計画の「7つのまちづくりの方針」に沿って、御説明申し上げます。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。

志布志港につきましては、これまでもポートセールス活動に加えて、「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」等の活用により利用促進に努めてまいりました。

昨年の志布志港の国際コンテナ貨物取扱量は、速報値ではありますが、8万9,606TEUと前年比2.3%増とわずかではありますが、回復傾向にあるところです。本年度も、官民一体となったポートセールス活動を展開し、コンテナ取扱量10万TEUを目標に取り組んでまいります。

一方、「国際バルク戦略港湾」につきましては、現在、国と県において志布志港港湾計画の変更手続きが進められており、事業着手に向け一歩前進したところです。本市としましては、今後も早期事業化に向け、要望活動等に取り組んでまいります。

また、国内定期航路につきましては、志布志ー大阪を結ぶ、「フェリーさんふらわあ」の、新船の建造計画が発表され、平成30年に2隻導入されることになりました。このことは、一時、志布志航路からの撤退を表明されたところですが、県や大隅総合開発期成会等と連携を図り、利用促進事業を展開してきた結果だと大変喜んでいただいております。新船が就航した際には、市民の皆様へお披露目するイベント等が開催できればと考えているところであります。

また、旅行エージェントとの企画ツアー、スポーツ合宿等旅客の確保に努め、志布志航路の更なる利用促進に取り組んでまいります。

東京ー沖縄を結ぶ「マルエーフェリー」につきましては、昨年も2船目を導入されたところですが、貨物の増加により、本年度も大型船を建造し、現在の志布志航路の船と入れ替えるなど、取扱貨物の増加が見込まれるところです。今後、東九州自動車道や高規格道路の都城志布志道路が開通することにより、ますます南九州地域の物流拠点港として大きく発展することが期待されます。

東九州自動車道は、新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南東郷間28kmの工事が進められています。鹿屋串良～末吉財部間が開通し、市内においては橋りょうや道路横断箇所等の工事が本格化しております。日南～串間～志布志間では、夏井～志布志間、日南東郷～油津間が新規事業化となり、全線開通に近づいております。本市では、引き続き残された油津～串間～夏井間の早期事業化を要望してまいります。

なお、市道香月線延伸計画に伴い、志布志港から東九州自動車道へのアクセス向上及び地域の活性化に寄与するために、有明町野井倉地内に（仮称）志布志有明インターの本線連結の申請を行い、本格着工をいたします。

都城志布志道路は、全体で5区間、13.4kmが開通し、市内では有明北～有明東が本年度の供用開始となり、有明東～志布志間は用地買収が進み、志布志～志布志港間については、用地買収・

橋りょう工事・盛土工事が進められ、県境部の末吉道路は、用地買収が進んでいるところであります。都城志布志道路建設促進協議会では、防災・経済・医療の道として、引き続き、国、県、関係機関に要望してまいります。

国道220号につきましては、今日の高齢化社会に対応すべく、歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。県道の整備につきましては、本市の幹線道路であり、第2次緊急輸送道路である志布志有明線の野神工区の早期事業完成を促進するとともに、他の路線につきましても積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。また、高規格道路の関連事業として、市道香月線、飯山通山1号線の道路改良整備を行ってまいります。

都市計画につきましては、安楽地区の用途地域の拡大により計画的かつ誘導的なまちづくりが図られたところであります。また、昨年度より「志布志市都市計画マスタープラン」の策定中であり、本年度において将来の志あふれるまちづくりに向けて具体的な整備・開発・保全の手法を示し、総合的かつ基本的な方針を策定いたします。

また、都市計画道路「関屋線（県道志布志福山線）」につきましては、引き続き、志布志インターチェンジまでを整備してまいります。

情報化の推進につきましては、「志布志市情報化基本計画」及び「志布志市情報化実施計画」に基づき、各種施策への実効ある取り組みの展開と、電子自治体の一層の推進、光ファイバー通信網「しぶし志ネット」の利活用策について、引き続き調査・研究してまいります。

「志布志市情報化基本計画」及び「志布志市情報化実施計画」につきましては、来年度から「志布志市情報化計画」へ一本化することとして、策定に向け準備を進めてまいります。

また、昨年1月から利用が始まりましたマイナンバーにつきましては、本年7月から開始される国及び地方公共団体との情報連携に向けて、システムの整備とマイナンバーの利活用を進めるとともに、国が推進する「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に対応し、情報セキュリティの強化を進めてまいります。

なお、毎年度実施しております、行政告知放送端末の設置につきましては、引き続き設置促進を図ってまいります。事業開始から6年を経過し、この設置費用の負担について来年度をめどに見直しを行う予定であります。

○議長（岩根賢二君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————  
午前11時59分 休憩  
午後0時59分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

本市における住宅政策は、住宅マスタープラン、公営住宅等長寿命化計画に基づき、地域の住

宅事情や実情に応じたストックの活用の理念と目標の設定を行い、住宅政策の具体化を進めていますが、本計画策定から本市を取り巻く社会経済情勢も大きく変化しており、加えて、住生活基本計画（全国計画）及び鹿児島県住生活基本計画においても社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを実施されるなど、少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性を示す計画づくりが急務と考えます。このような背景を踏まえまして、本年度に、志布志市住宅マスタープラン等を見直し、安全に安心して快適に生活できる新たな住環境づくりの方針となる「志布志市住生活基本計画」を策定いたします。現在、平成26年度から5年間の予定で整備しております宮脇団地は、県産材である木材を多用し、周辺の環境に調和することで、暖かみのある景観を形成した木造住宅団地として、建替えを進めております。

平成24年度に経済対策として開始しました住宅リフォーム助成事業につきましては、3年間という終期設定の下に引き続き取り組んでまいります。また、景気の底上げにつながるよう環境対策や高齢者対応、更に、住宅の耐震診断助成と耐震改修工事の助成を加えることにより、安心・安全な住まいなど良質な住宅ストックの形成と活用の推進に努めてまいります。そして、過疎化や人口減少に伴い空き家が増加傾向にある中、空き家の適正管理の対策としまして、危険廃屋解体撤去事業により牛舎や倉庫単独の解体撤去を行うための制度拡充に努めてまいります。また、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、空家対策協議会を設置し、適切に管理が行われていない空家所有者等についての対応を行います。加えて昨年度からは、空き家のリフォーム等に対して助成を行うことで、更なる空き家の有効活用を図っており、引き続き空家対策に取り組んでまいります。

定住交流の推進につきましては、移住定住促進事業に引き続き取り組み、市外からの移住者を積極的に受け入れるとともに、市内の若者世代の市外流出防止策として、市内在住者が新たに住宅を新築又は購入し定住された方に補助金を交付して、本市の活性化と均衡ある発展を図っております。加えて本年度は、新たに、人口流入促進策として市と立地協定を締結した企業に就職し、市内の民間賃貸住宅に入居された方に対して家賃助成を行い、雇用対策とあわせて移住対策を促進してまいります。

定住促進住宅用地につきましては、松山の泰野地区の分譲を引き続き行うとともに、伊崎田地区において分譲に向けての用地取得等に努めてまいります。更に、市内の空き家を活用した空き家バンク制度に引き続き取り組んでまいります。

また、若者の定住促進につきましては、晩婚化、未婚化が進行する中、若者の独身男女の出会いの場やきっかけづくりの場を提供し、結婚後の市内への定住を図ることを目的に、出会いを希望する男女の婚活を支援してまいります。

水道事業につきましては、市民生活や社会経済活動を支える最も重要なライフラインであることを踏まえ、今後も合理的で健全な運営体制を構築し、維持管理体制の整備や施設の統廃合による効果的な施設整備に取り組みます。

また、水道施設においては耐震化及び老朽管対策を推進するとともに、良質で安心・安全な水

の安定供給を図ってまいります。

更に、将来に渡り「安全な水の安定供給」を図るため、中長期的な視野に立ち、アセットマネジメントを実施し、水道事業の経営の基本計画である「経営戦略」及び「新水道ビジョン」の策定を行い、事業経営の健全化を目指してまいります。

環境行政の推進につきましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉の下、市民と行政の共生・協働により確立された本市の廃棄物管理の適正な推進を図ってまいります。

使用済み紙おむつの再資源化につきましては、ユニチャーム株式会社及び有限会社そおりサイクルセンターと共同で、早期の技術確立に向けて、国の地方創生推進交付金の活用を視野に今年度も実証試験を進めてまいります。モデル地区での分別回収も継続して実施しながら、最終処分場の延命化、更には国内外で普及可能な再資源化システムの確立を目指してまいります。

サンサンひまわりプランの推進や地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」、「おじゃったもんせクリーン大作戦」などにつきましては、引き続き多くの市民の皆様の御協力をいただきながら取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、庁舎及び各家庭で簡単に取り組める緑のカーテン設置の推進を図るとともに、ライトダウンコンサートの実施を通して、市民の温暖化対策への意識啓発を図ってまいります。

また、私たちは生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しています。この生物多様性の確保を図り、将来に渡り享受できるよう次の世代に引き継いでいく責務を有しています。本年度から市民の皆様に参画していただき、平成32年度までの「生物多様性地域戦略」の策定に向けて取り組んでまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き「公共用水域保全事業補助金」や「浄化槽設置整備事業補助金」を活用し、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。農業用集落排水施設については、4地区浄化センターの修繕等を計画的に行い、安定した管理運営に努めてまいります。

また、「志布志市河川浄化対策連絡協議会」と更なる連携強化を図り、市内4河川の流域ごとの浄化に向けた情報交換・情報共有に努めてまいります。

墓地行政につきましては、共同墓地に対する水道料金の一部助成を継続するとともに、市営墓地の適正な管理及び環境美化に努めてまいります。

市民、事業所あるいは各種団体等の各主体が「環境にやさしいか」を行動の基準とし、「ものを大切に人を大切に」する「環境に対する取り組みがいっぱいある志あふれるまち」を目指してまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

また、災害対応の中心となる自主防災組織については、組織の育成・強化を図るため、研修会や防災訓練、地区防災計画作成に要する経費の助成事業を実施してまいります。あわせて、地震・

津波避難訓練や防災講演会等を開催し、住民の防災意識の高揚や防災関係機関の連携強化を図り、更なる地域防災力の強化を図ってまいります。

あわせて、消防団につきましても研修や訓練を通じ、消防団員の資質向上を図りながら、地域防災活動の中核として円滑な活動ができるよう車両、資機材等の整備を行い、また、火災予防や防火指導等の啓発活動により地域防災力の充実強化を図ってまいります。また、南海トラフの巨大地震による津波発生等の大規模災害に備え、各分団及び近隣市町の消防団との連携強化を進めてまいります。

防災につきましては、本市の防災対策の基本方針を示す地域防災計画について、国や県の見直しの反映や災害・被害の想定などを踏まえた内容や防災会議での協議内容を反映した改訂を行い、防災対策の総合的な推進を図ってまいります。

また、災害被害予測調査の結果を踏まえた計画策定を行うなど、各種計画やマニュアルの作成を行い、また、避難経路の整備や避難経路を誘導する案内看板を整備するなど、防災対策を強化してまいります。

そのほか、研修や訓練により迅速かつ正確な情報伝達体制の構築を図り、特に、医療・福祉施設等の要配慮者利用施設や主に沿岸部の事業所等にデジタル対応型の防災行政無線戸別受信機を整備し、確実な情報伝達手段の確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪件数は減少傾向にありますが、身近な犯罪への不安感は依然として高い状況であり、警察、防犯協会と連携し、うそ電話詐欺をはじめとする特殊詐欺や個人情報の詐取への被害防止広報や地域安全パトロールなど、ボランティアの方々の御協力をいただきながら、声かけ・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援してまいります。あわせて広報紙やホームページ、メール配信や行政告知放送端末を活用した啓発活動を実施し、犯罪発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、特に高齢者が関わる交通事故の割合が多いため、警察や交通安全協会と連携し、研修会の開催などによる交通安全教育を実施するとともに、運転者の安全運転の意識高揚や、シートベルトやチャイルドシート着用の徹底、飲酒運転根絶を目標に、隣接市町や市交通安全母の会と連携を図りながら、交通事故防止の啓発活動を実施してまいります。特に、運転に不安を感じている高齢者の方々へは、運転免許証自主返納支援事業を充実し、更に自主的な免許証返納を促し、高齢者の運転による交通事故の発生防止を図ってまいります。

また、道路反射鏡やガードレール等の交通安全施設の整備により、引き続き安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

消費者行政につきましては、市に消費生活センターを設置し、近年多種多様化する悪徳商法をはじめ、インターネットの普及によるトラブル、商品やサービス等の購入・契約から発生する消費者からの様々な苦情・相談に応じ、問題解決を図ってきております。また、市内の各イベント時や出前講座等を活用しながら、関係機関と連携し、高齢者を中心とした啓発活動等も行ってきております。今後も、「被害を未然に防ぐ活動」に積極的に取り組み、安心した消費者生活の確保

に努めてまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置付け、積極的な企業誘致に努めております。また、市内の既存企業に対しましても、工場増設や新たな分野への進出を検討する企業への支援を行い、雇用拡大に努めているところです。昨年度は市内製造業2社と立地協定を締結し、工場増設の設備投資のほか、約60名の新規雇用が計画されております。本年度は企業誘致により、都城市に本社を置く企業が大規模な木材製材工場を志布志市へ建設することが計画されており、新規雇用も操業時に約40名、将来的には100名以上の雇用の創出が図られることとなっております。これらの企業の新規雇用計画に対しては、ハローワークとも連携して雇用者確保に向けた支援を行ってまいります。

また、志布志港の後背地に本市が開発・造成した臨海工業団地の分譲地約6.8haにつきましては、昨年6月に1工区、同12月に2工区の土地売買契約を物流倉庫業3社と締結したところであります。今後の志布志港の発展や高規格道路の整備を見据えた企業進出であり、今後、需要増が見込まれる輸出入貨物用の物流倉庫建設や約60名の新規雇用が計画されております。

物流アクセス面で優位である臨海工業団地の分譲を求める声は多く、臨海工業団地に隣接している市道香月線の延伸整備とあわせて分譲地の拡大を図ることとし、3工区約1ha、4工区約4.2haを開発・造成する整備事業を進めてまいります。引き続き、更なる雇用の拡大や地域経済の活性化となるよう、工業団地の整備、企業立地の促進に全力を尽くしてまいります。

次に、農業振興につきましては、担い手農家の高齢化や農業従事者の減少など多くの問題を抱えております。

本市では、新規就農者を育成する事業として、農業公社におきまして20年前から研修事業を実施しておりますが、志布志農場にあるハウスは老朽化してきており、その対策として新規に研修ハウスを松山町に建設する事業を昨年度から実施しております。地方創生の戦略として人口増の一助となるよう引き続き建設事業を進め、一日も早く供用開始ができるよう努めてまいります。

また、新規就農者には、国の給付金事業や市単独の新規就農支援金などの事業を組み合わせながら、経営安定に向けた支援を行ってまいります。

地域農業の担い手には、農地中間管理事業を活用しながら、農地の集積・集約化に取り組み、更に地域集積協力金などにより、地域での話し合い活動を支援し、人・農地プランの充実を図ってまいります。

グリーン・ツーリズムにつきましては、昨年の熊本地震の影響により鹿児島県への修学旅行数が減少しましたが、本市では農家民宿の資格を新たに4軒の方が取得され、受入態勢の充実が図られたところです。今後も更に日帰り体験メニュー等も開発しながら、体験型ツアーの充実を図ってまいります。

園芸振興につきましては、本市の温暖な気候や整備された広大な農地などの有利な条件を生かし、施設園芸や露地野菜作物の振興を図ってまいります。

具体的には、被覆施設などの施設整備や農業機械導入に対する支援を行い、生産基盤の強化を図ってまいります。これらの推進を図るために、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」等の国・県補助事業を積極的に導入いたします。

また、農業があわせ持つ環境への影響に配慮した有機農業や環境保全型農業への取り組みに対し、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用し支援してまいります。

茶業振興につきましては、品質・量ともに優良茶産地の実現を目指し、本市の温暖な気象条件や広大な畑地等恵まれた立地条件を最大限に生かし、生産・加工施設の整備、環境に配慮した栽培技術の実践に取り組み、低生産コスト・高品質茶生産に努めるとともに、「安全・安心でクリーンなお茶づくり」を徹底し、関係機関・団体と一体となって「志布志産茶」の銘柄確立を図ってまいります。

茶の生産基盤整備としまして、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」や「産地パワーアップ事業」など、国や県の各種補助事業を積極的に活用し、また、市単独事業の「茶生産基盤強化対策事業」などを実施し、生産・加工流通に対応できる組織と産地育成に努めてまいります。

また、茶の輸出を推進するため、生産者、流通業者、販売者と一体となって輸出相手国の食品安全基準に対応した生産体制を構築し、緑茶の輸出に係わる残留農薬検査などの支援を行い、国内外の販路開拓に努力してまいります。

畑地かんがい事業につきましては、曾於南部地区が県営畑地帯総合整備事業により整備中であり、平成33年度までに全体が完了する見込みであります。今後も水利用の理解促進を図るため、見せる展示ほ等に取り組み、実際の水利用の実践状況を広くPRしてまいります。

また、中岳ダムの管理につきましては、曾於東部土地改良区と協力しながら適正な維持管理に努めてまいります。

次に、畜産振興につきましては、経営支援対策としまして、肥育素牛価格は今後も高値で推移することが見込まれ、肥育経営安定対策貸付基金貸付額の引き上げを行ったところでありますが、本年度も引き続き肥育経営支援対策事業を実施し、素牛の購入支援を行ってまいります。

高品質生産対策事業につきましても、優良な生産素畜を導入することにより経営の安定を図ることを目的として、引き続き支援を行ってまいります。また、本年9月に第11回全国和牛能力共進会が宮城県で開催されることから、対象牛の導入に伴う支援を実施し、全共出品への対策を進めてまいります。

規模拡大対策としましては、公社営事業による施設整備を進めるとともに、次年度以降の施設整備に伴う調査・協議を行い、あわせて市単独事業の畜産施設整備支援事業も引き続き取り組み、規模拡大対策や環境対策等に努めてまいります。

疾病・防疫対策としましては、疾病の未然防止のための予防接種助成を行い、また、消毒資材購入助成による家畜衛生管理の啓発を行いながら、安心安全な畜産物の供給に努めてまいります。

次に、土地改良事業につきましては、有明町野井倉下段(したんだん)地区「ほ場整備」事業が法手続きや整備後の土地の登記も法務局へ提出され、ほぼ事業が完了する見込みとなりました。推

進んでこられた関係者の方々には大変お世話になったところであります。

現在では、中山間地域総合整備事業志布志地区、有明地区のほ場整備が進行中であり、松山尾野見和田地区では水田のパイプライン整備もほぼ完了となり、それぞれの地域で機能向上が進んでおります。

年々、耕作者が高齢化する中で、新たな担い手を確保するため、ほ場整備を推進することにより、耕作道路の整備や基盤整備の特性でもある農地の集約、集積の効果が広まりつつあると感じております。

中山間地域整備事業の志布志地区では、潤ヶ野地区の2団地と大川内団地の整備が完了し、現在は、柳井谷にある平田団地の工事が行われております。引き続き、磯道、森山、八野の推進を図ってまいります。

現在、田之浦の栗ノ木団地、そして八野地区の倉園団地の整備につきましては、埋蔵文化財調査などにより工事着手まで時間を要する団地もあることから、引き続き関係者の方々の御協力をいただきながら進めていく予定であります。

有明地区では、団体営中山間事業の4団地の区画整理が進んでおります。本年度で工事が完了する見込みですが、引き続き国・県の財源確保に向けて努力してまいります。

また、肆部合地区の整備に着手しており、地元推進委員の方々の御協力をいただきながら、関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく、県営事業として昨年度から着手しております、上門(うえんかど)地区は、本年度から基本設計、換地計画など地区の代表者と協議を重ね推進してまいります。

市が直接関係する土地改良施設の維持管理状況ですが、現在、広域農道「そお街道」有明大橋の橋りょう高欄の改修を、県営事業として実施しております。この道路は、緊急輸送道路でもあり、交通量の多い路線でもありますので、抜本的な舗装の打ち換えを計画的に進めてまいります。

また、土地改良区や水利管理団体等と連携しながら、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る地域支援活動として、日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)の活用を推進してまいります。現在、市内では20の活動組織があり、活動農地面積は990haとなっています。今後は、畑地帯の拡大も含め、引き続き関係機関と連携しながら、この制度を十分に活用していただけるよう啓発活動に取り組んでまいります。

次に、林道整備につきましては、地方創生道整備交付金を活用し志布志町八野線の舗装整備を継続してまいります。また、昨年から県代行事業として認可された田之浦の林道御在所岳線の整備につきましても、八野線と同じ道整備交付金を活用し、県営事業として林道開設が開始されます。市においては、用地補償交渉の事務を行い、計画的に工事に着手できるよう取り組んでまいります。その他の林道整備につきましても、適正な管理に努め、機能の維持を図るとともに、木材生産量の拡大につながる路線の整備を図ってまいります。

林業振興につきましては、志布志港から輸出される木材は、各地区の森林組合等の努力により、輸出量が6年連続日本一となったところであります。現在では安定的な輸出量は確保できている

ところでありますが、今後、経済状況等により今までのような急激な輸出の伸びは、期待しづらい状況になってくるものと懸念されております。

このような中、先ほど述べました製材工場が稼動すれば素材生産業者などとの連携がより図られ、A材・B材込みでの入荷が可能となり、地元産材の利用促進（地材地建）や九州でのローコスト木材住宅の建築が増えるなど期待されるところであります。

市としましては、志布志市森林整備計画の更なる充実を図り、山林を売る側の所得向上も含め、伐採経費として必要な作業路、集材場所等の経費ができるだけかからないような施業の集約化を推進してまいります。そのため、林業経営体である森林組合等との連携は元より、市がお願いしている森林づくり推進員と連携しながら、民有林も含めた主伐、再造林へ結び付けられるように一体となって取り組み、森林保全に対する意識の高揚を図ってまいります。同時に、山林所有者が木材の重要性を理解できるよう、国土保全や保健休養の場として、また、水源かん養機能など森林の持つ様々な特性を生かせるよう引き続き取り組んでまいります。

特用林産物枝物等につきましては、シキミ、サカキなどの日本一を誇れる産地形成に向けて、当初目標の50haは達成しており、新植、所得向上、販路拡大につながるよう花木生産組合や各生産団体の意見を聞きながら、量産化並びにブランド化へ向けた取り組みを継続してまいります。

水産業振興につきましては、漁業者の高齢化、後継者不足、水揚量の減少など多くの課題を抱えております。漁獲量の減少に伴い漁業者にとって厳しい現状が続いている中、稚魚や稚貝などの放流事業を継続して行っております。昨年度より、地方創生推進交付金を活用し岩ガキの養殖に取り組んでおり、今後は、夏井漁港の区域内を主に、カキの養殖に必要な漁場整備の検討を関係機関と協議し、生産基盤の強化を図ってまいります。

本市が管理している夏井漁港につきましては、施設調査による機能診断の結果、特に対策が必要な緊急性の高いものはありませんでしたが、今後も漁協や関係機関と連携しながら施設管理に努めてまいります。

次に、商工業振興につきましては、消費税増税の影響により、特に個人消費が落ち込み、地方における中小規模事業者にとりましては、大変厳しい経営状況が続いております。そのような中、平成26年に「小規模企業振興基本法」が成立し、中小規模事業者への国・地方自治体のより一層の支援が求められてきております。

このことを受け、本市におきましても、商工業者の経営安定を図り、商店街の活性化・魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会との連携を強化し、商工業振興対策事業を展開・支援してまいります。

その対策として、「店舗リフォーム助成事業」や「販路拡大支援事業」にも取り組んでおりますが、市内産業の活性化と新たな販路の開拓による個々の事業者の経営向上を図るためにも、引き続き事業を実施してまいります。

また、県内でも他の自治体に先駆けて締結した「雇用対策協定」を基に、大隅公共職業安定所との更なる連携を図り、「就職合同説明会」や「スキルアップセミナー」等を開催し、事業者への

雇用の安定的確保を促し、あわせて地元出身者を雇用していただくため、魅力ある地元企業との連携を深め、そのPRにも積極的に取り組んでまいります。このことが、人口流出の歯止めにもつながるものと考えております。

本市は、海産物・農畜産物に恵まれた「食の宝庫」である利点を生かし、これまで「食・グルメ」による商店街振興にも力を入れてまいりました。今後は、ご当地グルメの市内外への情報発信やその活動の支援、新たなグルメ発掘を図りながら、地域おこし協力隊や多機能型拠点施設を中心に、地域と一体となり、空き店舗の目立つ商店街の活性化策を検討し、地域に根ざしたグルメの受け入れ体制の確立による「食」のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりに努めてまいります。

「サンポートしづしアピア」につきましては、近年「ダイレックス株式会社」と「西松屋」の開店に続き、100円ショップ「ミーツ」も開店し、買い物客も増えてきております。地域経済活性化の核となる施設として、市内外問わず更なる出店を誘致し、誘客を促進し、経営の安定と本市のにぎわいの場の創出につながればと考えております。

また、9年目を迎えた競艇場外発売場「オラレ志布志」の運営につきましても、本事業が市内外に定着し、売上高・利用者数が増大することにより、本市のまちづくりに役立つものと考えており、本年度も引き続き関係機関との連携を密に行い、PRに取り組んでまいります。

観光振興につきましては、観光分野の強化を図り交流人口の増加に努めてまいります。そのため、志布志市観光振興計画に位置付けられています重点整備エリアのうち、志布志中心市街地と港周辺地域の拠点施設である、JR志布志駅をおもてなしの玄関口として機能を強化し、にぎわいが生まれる場所として、まずは市民の方々からも要望の多いJR志布志駅バスターミナルの整備を行うとともに、JR志布志駅舎建築につきましても、引き続き調査・研究を行ってまいります。また、ダグリ岬海水浴場周辺につきましても、昨年3月に策定いたしましたダグリ岬公園周辺整備実施計画に基づき、新たな観光資源とするための取り組みを推進するとともに、観光拠点としての整備を進めてまいります。

また、志布志市観光特産品協会が主体的に実施するイベントであります観光地の魅力を創出する「魅力ある観光地創出事業」や、自衛艦等の志布志港への寄港を誘致し経済振興を図る「志布志港寄港促進事業」のほか、歴史&アートプロジェクトや観光客を市内に誘致を促進するための「観光客誘致促進事業」などに対しまして、引き続き補助金を交付し観光振興を図ってまいります。

体験型観光事業の推進につきましては、市内にあふれる歴史建造物等を活用した体験プログラムや、うなぎや焼酎、農産物など特産品を活用した体験プログラム等の開発により観光ルートの充実を図り、本市でしか体験できないニューツーリズムに取り組んでまいります。

現在、総合観光案内所を設置しているJR志布志駅は、志布志を訪れる観光客のおもてなしの玄関口として活用しておりますが、民間の団体等の連携による駅前イベントの更なる充実を図るなど、継続的ににぎわいづくりに努めてまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上が図られるよう、引き続き指定管理者と連携してまいります。

観光物産宣伝に関する取り組みとしまして、志布志の魅力大キャンペーン事業を志布志市観光特産品協会へ委託し、鹿児島市や宮崎市等で、観光客誘致のための観光物産キャラバンや志布志の特産品を活用した志布志フェアの実施、志布志の彩り情報誌の発行など、地域おこし協力隊と一緒に、志布志市の観光物産情報を総合的にPRしてまいります。

また、志布志市公認キャラクターである「志武士(しぶし)ししまる」をこれまで以上に活用し、市内外で行われる各種イベント等で志布志の魅力を伝えてまいります。

スポーツ合宿誘致に関する取り組みとしまして、鹿児島県で第2位という実績に甘んずることなく、フェリーさんふらわあと連携した更なる誘致を図るためにも、関西地区のほか福岡地区の大学や旅行エージェントなどへの細かなセールス活動、また、海外へのスポーツ合宿誘致活動を積極的に行い、体育施設、宿泊施設の閑散期に呼び込み、有効活用と経済効果を高める取り組みを実施してまいります。

スポーツ合宿に対する支援としまして、民間主体の関係団体で組織する「スポーツ団体誘致推進協会」を中心に、民間団体や旅館業組合等との連携や受け入れ態勢の充実を図るとともに、合宿奨励金の交付や大会主催者等へのサポートを行うことにより、宿泊を伴う合宿や大会等の誘致を図ってまいります。

イベントに関する取り組みにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間120万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつり」を、市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、地域と協働して実施することで、より個性的で、より魅力あるイベントとなるよう取り組んでまいります。

○議長（岩根賢二君）　ここで、1時50分まで休憩いたします。



午後1時38分　休憩

午後1時49分　再開



○議長（岩根賢二君）　それでは、会議を再開いたします。

○市長（本田修一君）　第4に、生き生きと笑顔で暮らせるまちについてでございます。

保健・医療・福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進展と一層の人口減少に伴い大きく変化することが予想されますが、本市におきましては、市民の皆様が生き生きと笑顔で元気に安心して暮らせるまちづくりのために様々な施策を実施してまいります。

子育て支援につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保護者のニーズを踏まえ、保護者の就労状況に関わらず全ての子供・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育サービスを提供するため、保育所定員の拡充や認定こども園の普及を進めるとともに、引き続き、施設整備への支援も行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の方が生活を営んでいる地域社会で安心して住みやすい場所となるよう、志布志市社会福祉協議会をはじめ、社会福祉団体等と連携し、地域活動を通じた生きがいと仲間づくり、健康づくりを目的にしたふれあいサロン活動事業等、高齢者福祉事業の充実を図るとともに、高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、地域社会の担い手として積極的に社会参加ができるよう、昨年度に引き続きシルバー人材センター事業に支援してまいります。

障がい福祉につきましては、「障害者総合支援法」により、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住する全ての人が共生・協働しながら暮らすことができる地域社会づくりを更に進めるため、関係機関と連携を図りながら施策の推進を図ってまいります。

生活困窮者自立支援制度につきましては、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないように、生活困窮者に対し、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業の必須事業を行うとともに、自立支援対象者の特質に合わせ、効果的・効率的な支援ができるよう、就労準備支援事業並びに家計相談支援事業に引き続き取り組んでまいります。

次に保健事業につきましては、高齢化の進展や医療技術の進歩並びに介護サービス等の充実等により、医療・介護の給付費も年々増加し、相互の助け合いで成り立っている国民健康保険や介護保険の特別会計の事業推進は、特に国民健康保険において、被保険者の保険税収入が限られる中、非常に厳しい財政運営を強いられております。

このような中「健康」は、市民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、高齢化社会における医療費の適正化の視点からも、一人ひとりが生きがいを持って健康づくりに取り組んでいただくことが、大変重要であると認識しております。

平成27年度からの第2次健康増進計画「健康しぶし21」の基本理念である「ささえあい 笑顔がつながる 健康なまち」を目指し、自助、共助、公助による「健康づくり日本一のまち」につながる、より効果的な事業を展開してまいります。

特定健康診査の受診率につきましては、平成27年度で53.6%となっており、平成26年度と比較しまして1.2%低下し、特定健診開始以来、始めて前年度の受診率を下回りました。引き続き目標である70%を目指して、特定健診の受診率向上に取り組むとともに、昨年度から前倒しで実施されることとなった保険者努力支援制度の保険者共通の指標である糖尿病の重症化予防の取り組み等の6項目、国保固有の指標である医療費等の分析等の5項目について、それぞれの指標を達成できるよう工夫し、取り組んでまいります。

また、昨年度から開始いたしました、商工会と共同で特定健診等の受診者に対して受診済証を発行し、その受診済証を市内の協力店舗で提示することで、割引等の特典を受けられるという事業につきましては、対象者を、がん検診の受診者まで拡大し、引き続き実施してまいります。

本市の健康体操である「フロムしぶし元気アップ体操」や「筋膜マッサージ」、並びに筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋運動」や健康ウォーキングイベント開催等により、日常の継続的な運

動による健康づくりの促進に引き続き取り組むとともに、新たに「転ばん体操」の普及を図り、体操を通じて地域活動の拠点づくりに努めてまいります。

母子保健事業につきましては、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後2か月までの乳児の居る全ての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」を継続して実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげてまいります。

また、子育て世代包括支援センター等による、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援ができる体制づくりに取り組むとともに、悩みを抱え孤立しがちな子育て家庭を支援するために、昨年度から配信を開始した「子育てすくすくメールマガジン」の有用性を妊産婦や母子保健推進員等の保護者以外の市民にも周知することで、地域の子育てに関する機運を高めてまいります。

不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組み、今後も少子化対策に努めてまいります。

予防事業につきましては、引き続き乳幼児等の定期予防接種費用の全額助成を行い、疾病予防及び子育て支援に取り組んでまいります。

救急医療体制につきましては、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく夜間急病センターの運営、ドクターヘリの運行などの緊急患者搬送等に、各医師会や構成市町等と連携して、地域での救急医療体制の維持・確保に努めてまいります。

また、大隅地域におきまして、特に不足している産科医療体制を確保するために設立しました大隅4市5町保健医療推進協議会におきまして、引き続き産科医及び助産師を確保するための支援に広域で取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の最終年度であり、住み慣れた地域で高齢者一人ひとりが、地域や生活の中で互いに役割を持ちながら社会参加ができ、安心して暮らせる、自助・共助の環境づくりと、地域の多種多様な生活支援サービス等の確立に努めてまいります。

また、介護予防など、これまでの取り組みや実績を踏まえ、これからの介護保険事業における課題と方向性を検証し、関係機関、地域住民等の協力の下、市民のニーズに対応した、「高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定してまいります。

更に、増加が見込まれる認知症対策につきましては、早期支援体制の構築を目指すとともに、認知症の方とその家族が気軽に集える場である「認知症カフェ」の開設に努めてまいります。

介護予防につきましては、地域包括支援センター「いきいきセンター」を拠点に、健康づくりや介護予防を継続して進め、あわせて、住み慣れた地域で安心した生活が確保できるよう相談支援体制を強化するとともに、専門職を生かして自立支援を推進してまいります。

また、身近なところで集える通いの場を充実させ、誰でも一緒に参加することができる介護予

防活動の支援に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成27年5月に医療保険制度改革法が成立したことに伴い、国保は制度創設以来の大変革の時期を迎えております。来年度の国保新制度移行に向けて、国保新制度移行準備に係る各検討部会や国保新制度移行準備連絡会議が開催され、県や国保連合会と協議をしているところであります。来年1月に、県が国保事業費納付金を決定する予定となっていることから、今後も引き続き、県や国保連合会と連携を図り、スムーズな移行が行えるよう適切に対応してまいります。

国民健康保険は、被保険者の高齢化等により、被保険者数は減少しているものの医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費が増加しているところであります。

このような中、被保険者が1年間保険診療を受けなかった世帯に報奨金等を支給する事業を新たに実施することで、市民に適正受診の啓発を行い、国民健康保険事業の健全な運営を図ってまいります。

今後も国民健康保険に係る国の動向等を注視しながら、新制度の情報収集に努め、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化対策の充実を図り、健全で安定した国民健康保険の事業運営に努めてまいります。

第5に、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちについてでございます。

教育行政につきましては、「心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

本市教育行政を総合的かつ計画的に推進する、後期教育振興基本計画に基づき「志のあふれるまち」を基本理念として、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成から市民づくりへと発展させる「志を高める」教育を更に推進してまいります。

また、本市教育大綱の基本理念である「高い志」と「慈愛の精神」、「志」を高める教育の推進を目指し、総合教育会議等を通して、向学心や公德心、感謝の心、敬愛の心、郷土愛、生命尊重などの「志の心」を育ててまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

志あふれる子供を育てるためには、小・中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上、食育の推進といった知・徳・体・食の調和がとれた教育を推進することが重要であります。

特に、先人から引き継がれてきた公德やきまりを守る心、親に感謝する心、高齢者を大切にすする心、尊敬の念を持って地域や友達を大切にすする心、目標を持って努力する心などの「志」は、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならないと考えております。

また、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの導入に加えて、小中連携を更に発展させ、義務教育9年間を通して地域ぐるみで子供を育てていく小中一貫教育の

推進に着手してまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校連携の強化、鹿児島大学教育学部との連携、地域人材の活用やキャリア教育の推進、タブレット端末や書画カメラ等のICT機器の活用の充実を図り、きめ細やかな指導による分かりやすく深まりのある授業によって、児童生徒の学習意欲の向上や確かな学力の定着に努めてまいります。また、特別支援教育の充実を図るために、支援員の更なる配置に努めてまいります。

更に、教職員の資質向上のための研修環境の充実を図るとともに、土曜学習教室（志学教室）や夏休み学習教室等、学校外の学習環境も一層充実するよう努めてまいります。

また、平成26年度に設置した「児童生徒の確かな学力の定着に向けた検討委員会」で検討された方策を基に、学校・家庭・地域が、それぞれに取り組むべきことを実践するとともに、成果を検証しながら学力向上日本一を目指した教育を推進してまいります。

豊かな心の育成につきましては、「志を高める教育推進協議会」で検討された提言「志の心を育むために」を基に、学校・家庭・地域の連携を図りながら、人権教育の推進、道徳教育の充実、いじめや不登校、問題行動等の早期発見、早期解決に努めてまいります。

いじめ問題につきましては、「いじめは絶対に許されない」という理念の下、平成26年度に策定した「いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」を一層機能化させ、いじめ防止等に関係する機関及び各種団体と緊密な連携を図りながら、いじめ問題の解消に積極的に取り組んでまいります。

たくましい体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図り、運動の機会を確保し、体力・運動能力向上に努めてまいります。

また、食育の充実や基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みを通して、食の重要性や病気の予防など健康に関する意識の向上に努めてまいります。

小・中学校施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所として活用されるなど、重要な役割を担っております。

これまで学校施設の最も課題であった耐震補強事業につきましては、既に耐震化率100%を達成しておりますので、本年度も前年度に引続き原田小学校、安楽小学校、伊崎田小学校、伊崎田中学校の老朽化した校舎及び体育館について全面的な改修工事を実施する予定であります。

また、トイレの洋式化やグラウンド等屋外施設の改修を計画的に行うことによって、子供たちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内小中学校に在学する児童生徒を3人以上養育している多子世帯の第3子以降の給食費の無料化を実施します。

生涯学習につきましては、市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでも どこでも だれでも」学べる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

まず、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進に向け、家庭、学校及び地域の架け橋の役割を担うPTA活動の充実を図るとともに、関係する機関及び団体と連携を密にしながら、PTA組織の育成・支援に取り組んでまいります。

また、子供の読書機会の提供を推進することを目的に、市内の全小学校に読書グループが組織されましたので、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう活動を支援してまいります。

家庭の教育力の向上につきましては、小・中学校との連携により家庭教育学級の充実を図るとともに、子育てに関する講演会や研修会の開催など、保護者の学習機会の提供に取り組んでまいります。また、全てのPTA会員に配布している「志アップ子育て手帳」につきましても、掲載内容の充実を図りながらPTA活動や家庭教育に関する情報の提供に努めてまいります。

地域全体で心豊かでたくましい青少年育成のための環境づくりを進めるため、青少年育成の日（毎月第3土曜日）を中心に市内の各校区公民館で開催されるキラリ輝く「しぶしっ子」育成事業（土曜体験広場）の充実を図るとともに、引き続き、青少年研修事業やジュニアリーダークラブ等における体験活動の充実を図ってまいります。

次に、生涯に渡って学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興を図るため、ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティアの推進に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、生涯の各時期に応じた効果的な学習環境づくりを進めるとともに、社会教育関係団体の育成・支援に努めてまいります。

生涯学習につきましては、NPO志布志生涯学習センターを中心に、多様化、高度化する市民の学習要求に対応した生涯学習講座の新規開設や内容の充実を図るとともに、講座内容や各種イベントといった生涯学習に関する情報を広く市民に提供するなど、魅力ある学習機会の創出と受講生の拡大に取り組んでまいります。

更に、開校14年目を迎える創年市民大学の活性化を図るため、活動内容を広く市民に周知し、新規学生の加入を促進するとともに、地域の自然や産業・歴史・文化など地域の良さを知り、地域を愛する「地域学」をテーマにした講座の充実を図ってまいります。

図書館は、平成9年9月の開館から本年度で開館20周年を迎えます。引き続き、調べ学習などのレファレンスサービスの充実を図るとともに、著名な絵本作家を招へいしてのおはなし会やブックスタート事業、セカンドブック事業を展開し、本好きな子供を育てる環境づくりに努めてまいります。

また、図書館から遠い小学校への移動図書館車による貸出サービスや、高齢者や障がい者、交通弱者等への宅配サービスを拡充するとともに、「こころ」にすてきな貯金をして欲しいと、読んだ本の題名と感想などを記録する読書通帳を活用するなど、図書館をより身近に感じられる読書活動を推進してまいります。

「志ふれあい交流館」につきましては、生涯学習で学んだ人たちの発表の場としてNPO志布

志生涯学習センターや図書館ボランティアと連携し、子供から大人まで、いつでも、だれでも、楽しく語り集える交流の場として広く利活用してまいります。

スポーツの振興につきましては、市スポーツ振興計画の基本理念である「志あふれる生涯スポーツのまち」の実現に向けて、市体育協会、スポーツ推進員との連携を密にし、各スポーツイベントの実施やニュースポーツの普及に努め、全ての市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。また、競技力の向上とあわせて、屋外の競技施設につきましては、地域の特徴を生かした施設整備を推進してまいります。中でも志布志地区においては、志布志みなとサッカーフェスティバルをはじめ、かごしま国体の環境整備に向けて積極的な対応を図る必要があることから、昨年度作成しました志布志運動公園再整備計画に基づき、本年度より年次的な整備に取り組んでまいりたいと考えております。本年度は、ふれあい広場をグランドゴルフ場としての活用を高めるとともに、季節や天候等の影響が少ない施設として、多目的広場に人工芝サッカー場を整備してまいります。更に、志布志市第75回国民体育大会実行委員会（仮称）を組織し、大会の運営方針や具体的な環境整備等について協議を進めてまいります。

文化・芸術活動の促進につきましては、子供たちの文化・芸術活動への関心を高めるため、青少年音楽祭や青少年芸術鑑賞事業を開催してまいります。

また、文化協会につきましては、本年度からは3町の文化協会を合併し、志布志市文化協会として発足しますので、文化活動の活性化と地区の文化振興を担う組織として、引き続き活動を支援してまいります。

更に、自主文化事業につきましては、各年齢層に沿ったジャンルの選定に努めるとともに、関係団体との連携による市総合芸術祭の活動支援など、市民の鑑賞・発表機会の充実を図ってまいります。

地域文化の継承につきましては、これまで培われた歴史・伝統・文化を後世に継承していくために、平成32年度の発刊に向け市誌の編さん作業を進めてまいります。編さんに当たっては、昨年度設置した「市誌編さん委員会」及び「市誌編集委員会」において、学術的に新たに明らかとなった内容を踏まえながら、市民にとって分かりやすく親しみやすい市誌の編さんに取り組んでまいります。

文化財の保存・活用につきましては、国指定名勝志布志麓庭園「福山氏庭園」母屋の整備・修復事業に取り組むとともに、志布志城跡史跡公園の保存整備事業につきましては、引き続き斜面保護対策工事（田屋敷地区）を実施するなど、国庫補助事業を活用しながら整備してまいります。

市民の皆様にご好評をいただいている市内の史跡めぐり事業につきましては、引き続き観光ボランティアガイド等と連携しながら事業の充実を図るとともに、市広報誌やホームページ、フェイスブック等を活用しながら文化財愛護思想の普及・啓発に努めてまいります。また、歴史学習の拠点施設である市埋蔵文化財センターにつきましても、地域の文化財や歴史、文化に関する企画展示会や学習会等を開催するなど、施設の積極的な活用に取り組んでまいります。

第6に、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが、共通の目的を達成するため連携・協力し、地域のことは地域で解決できるような地域社会を形成することが必要であります。そのため、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や、「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図ってまいります。また、「ふるさとづくり委員会事業」は、市内全地域で活発な取り組みがされておりますが、活動内容の充実を図り、地域の活性化に結びつくよう引き続き支援し、「元気なまちづくり運動」をより一層推進してまいります。

3年目を迎える地域おこし協力隊事業につきましては、現在、9名の地域おこし協力隊員が、それぞれ地域おこし支援など地域協力活動を行っております。本年度におきましても、更なる地域活性化を図るため募集を行い、地域おこし協力隊事業に引き続き取り組んでまいります。

共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、市政に関する市民の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であります。

また、市民の皆様の御意見を市の施策に反映するためにも、市民ニーズの把握をしっかりと行い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくる必要があります。

そのためにも広報・公聴活動を積極的に行い、市の施策や様々な活動を広く周知し、市民の皆様に行政情報を共有していただくことが大変重要であると考えております。

具体的には、市報しぶしや市内各戸に設置してあります行政告知放送端末、ホームページ、ケーブルテレビ放送をはじめ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など様々な媒体を用いた情報発信を充実させることで、効果的な広報活動を実施するとともに、市長へのたより、ホームページの意見箱などにより地域の課題や問題点、行政に対する率直な御意見・提案等をお聞きしたいと考えております。

男女共同参画への取り組みにつきましては、「第2次志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」と「志布志市DV対策基本プラン」が本年度で終了することから、国の新たな「第4次男女共同参画基本計画」に対応し、市民への意識調査等や今後予想される社会情勢等の変化のほか鹿児島県の男女共同参画に関する現状を踏まえて、「第3次志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」と「第2次志布志市DV対策基本プラン」を策定します。

また、「女性活躍推進法」の成立に伴い、「志布志市女性活躍推進計画」をあわせて策定し、男女共同参画社会の実現に向けて女性の人権の確立を目指す環境整備や教育、学習の推進及び啓発などあらゆる分野への男女共同参画の促進等を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、本市の最上位計画である第2次志布志市総合振興計画及び基本計画に描かれている将来像『未来へ躍動する創造都市 志布志』の実現を目指すために、基本計画である「第2次行政改革大綱」や「行政改革アクションプラン」とともに推進期間を、本年度から平成33年度までの5年間とし、引き続き取り組みが必要な項目または拡充するもの、社会経済情勢に応じた新たな制度の検討や既存制度の見直し等を行い、市民ニーズに対応した取り組みを

行ってまいります。

特に、行財政運営の効率化及び合理化をより一層進め、健全な財政運営を維持しながら施策及び事務事業の執行管理能力を最大限に発揮できるような組織体制の構築を目指すため、抜本的な組織機構の見直しに努めてまいります。

また、情報基盤整備の推進によって市民サービスの利便性向上を強化すると同時に、多様な情報発信の媒体を活用しながら、本市の情報を迅速かつ効果的に発信し、情報効果による地域の活性化、議会本会議や庁内会議等でのタブレット端末の導入による行政事務の効率化及びペーパーレス化を検討してまいります。

行政事務評価につきましては、施策及び事務事業の優先度を検証し、予算の選択と集中に対応した効率的な事務のシステム化を検討するなど、最大限に活用する行政改革の視点を取り入れ、行政運営の一層の改革を推進してまいります。

本年度も、これまで同様「あいさつ日本一の市役所」を目指して、市民一人ひとりが志布志市の代表であることを意識し、常に市民の視点に立って考える接遇を実践できるよう、職員研修等を実施して、更なる職員の接遇意識の向上に取り組んでまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と第2次志布志市総合振興計画に基づき、各分野における方策について申し述べましたが、「志あふれるまち」を基本理念として、将来像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、これまでの様々な日本一づくりの取り組みを継続しながら、市民の皆様が志布志市に誇りと愛着、そして夢と希望が持てるよう、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」の信念の下、初心に帰り、更に輝く志布志を目指して「共生・協働・自立」による市民と一体となった政策を、職員一丸となって進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ここで、2時35分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

—————○—————

○市長（本田修一君） 発言訂正をさせていただきます。

先ほどの施政方針の中で何箇所かございましたので、訂正させていただきます。

63ページ、下から3行目の後ろの方でございます。基本方針のところを「基本計画」と読んでしまいましたので、「基本方針」と訂正させていただきます。

64ページです。下から4行目、「最大限に活用する行政経営」でございますが、「行政改革」と読んでしまいました「行政経営」と訂正させていただきます。

一番下の行、「職員一人ひとり」でございます。「市民一人ひとり」と読んでしまいました。「職

員一人ひとり」と訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

それでは、引き続きまして、平成29年度当初予算（案）でございます。

#### 1、一般会計予算。

平成29年度志布志市一般会計予算（案）について、御説明申し上げます。

本市の当初予算編成にあたりましては、国の「経済財政運営と改革の基本方針」で示された「経済・財政再生計画」に沿った歳出改革に向けた影響、自主財源の伸びが見込めないこと等による歳入の伸びが期待できない一方、人口減少、少子高齢化等により着実に増加しつつある扶助費などの義務的経費や他会計への繰出金等、固定的な経費の増加により、平成29年度においても厳しい財政運営となることを認識しながら予算編成に取り組んだところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は239億9,000万円となり、前年度と比較しますと7億4,000万円、3.2%の増となっております。

これは、ふるさと納税等を活用した人工芝サッカー場の建設や、企業立地促進事業を大幅に拡充し企業誘致の呼び水として工場等設置の補助を大幅に引き上げるなど、本市を更に発展させるための様々な事業を行おうとすること等が主な要因でございます。

また、少子高齢化・人口減少等の課題解決策としての事業や、雇用の確保・必要な景気対策、継続的な普通建設事業、施設整備事業・振興事業・運営事業に係る負担金、補助金については市長査定を実施のうえ、予算計上したところでございます。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、まず自主財源の柱となる1款、市税につきましましては、1.7%増の32億1,415万3,000円、10款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や合併算定替えの段階的縮減、平成28年度の交付実績等を勘案し、4.5%減の67億8,800万円、14款、国庫支出金は、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金が減となったことなどにより2.2%減の29億7,269万8,000円、15款、県支出金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、種子島周辺漁業対策事業等が増となったことなどにより、9.1%増の17億4,833万7,000円、18款、繰入金は、ふるさと納税推進事業、特産品振興事業のため、また、目的の項目に合致した事業への財源充当として、ふるさと志基金繰入金を4億5,090万9,000円増額したほか、地域づくり推進基金繰入金等、24.2%増の33億9,115万5,000円、21款、市債は、予算書の11ページですが、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等、14.9%増の21億8,600万円計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

予算書の12ページですが、1款、議会費は、1.7%増の総額1億8,578万5,000円計上しております。

2款、総務費は、1.3%増の46億7,697万5,000円計上しております。

企画政策課関係では、予算書の63ページから64ページにかけて、予算説明資料は32ページでござ

ございますが、定住促進住宅用地取得などを行う伊崎田地区定住促進住宅用地整備事業に1,305万円、予算説明資料は33ページでございますが、若者の市外からの移住や市内の定住のため、住宅の新築、購入経費の一部を助成する移住定住促進事業補助金に1,400万円、企業立地促進補助金の交付対象となった事業所で、期間までに市外から採用となった方へ民間賃貸住宅の家賃助成を行う新規の事業、民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業（仮称）を720万円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、3款、民生費は、1.2%増の73億3,116万6,000円計上しております。

福祉課関係では、予算書の84ページ、予算説明資料は82ページでございますが、子ども・子育て支援法等に基づき保育所費に17億9,553万3,000円、老朽改築による保育環境整備など施設整備に要する費用の一部を助成する保育園保育所等整備交付金事業に1億2,571万6,000円計上しております。

12ページに戻りまして、4款、衛生費は、2.4%増の12億9,118万4,000円計上しております。

市民環境課関係では、予算書の95ページ、予算説明資料は63ページでございますが、地方創生加速化交付金事業により平成27年度から取り組んでおります使用済み紙おむつ再資源化事業に1,608万6,000円計上、保健課関係では、予算書の89ページから90ページにかけて、予算説明資料は92ページでございますが、曾於医師会や近隣自治体と連携し広域的に取り組み、地域に必要な医療体制を確保する救急医療体制整備事業に3,350万2,000円計上、予算書の92ページから93ページにかけて、予算説明資料は94ページですが、市民の生活習慣病予防のため、健康づくりに積極的に取り組む元気な市民が増えるよう支援する元気はつらつ志民健康づくり事業に160万2,000円計上しております。

12ページに戻りまして、6款、農林水産業費は、24.2%増の18億2,624万7,000円計上しております。

農政畜産課関係では、予算書の99ページから100ページにかけて、予算説明資料は101ページでございますが、農業公社の研修施設でビニールハウスの暖房機等付帯施設の整備のため農業公社研修ハウス整備事業に1億9,316万6,000円、桜島の降灰防止対策として被覆施設等を導入し、野菜の生産性及び品質の向上を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業に9,847万6,000円、予算説明資料は102ページでございますが、生産の安定、高品質化を図る農業・農村活性化推進施設等整備事業に1,000万円、予算書の101ページ、予算説明資料は105ページでございますが、家畜排せつ物の管理の適正化等を図る県地域振興公社営事業に3,224万7,000円、予算書の102ページ、予算説明資料は108ページでございますが、肉用牛等の優良牛導入、農家経営の維持向上を図る高品質生産対策事業に2,400万円計上しております。

耕地林務水産課関係では、予算書の110ページ、予算説明資料は125ページでございますが、様々な対策を講じて水産業の振興を図るため種子島周辺漁業対策事業など水産業振興事業を6,112万4,000円、地方創生推進交付金事業でイワガキの養殖事業の推進、6次産業化を目指すイワガキ等養殖ブランド化事業の漁業振興対策事業に1,262万6,000円計上しております。

12ページに戻りまして、7款、商工費は、11.5%増の19億9,959万6,000円計上しております。

港湾商工課関係では、予算書の113ページ、予算説明資料は44ページでございますが、企業の立地を促進し、産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大を図るため工場等設置費補助金の拡充を行う企業立地促進補助金等交付事業に6,230万9,000円、予算書の114ページから115ページにかけて、予算説明資料は49ページでございますが、ふるさと納税寄附者に対する感謝の気持ちと本市特産品のPRを目的に、寄附金額に応じた特産品を送付するふるさと納税推進事業に合計で13億2,642万9,000円、予算説明資料は50ページでございますが、特産品振興の拡充を図るため特産品振興事業に1,712万円、予算説明資料は51ページでございますが、志布志駅舎周辺のバスターミナル等を整備し、駅等の利用者の利便性向上を図る志布志駅バスターミナル事業に7,368万1,000円計上しております。

12ページに戻りまして、8款、土木費は、4.6%増の16億5,554万8,000円計上しております。

建設課関係では、予算書の120ページ、予算説明資料は129ページでございますが、市道維持修繕工事や幹線市道の維持管理、市道伐採など市単独維持管理事業に3億915万6,000円、予算書の121ページから122ページにかけて、予算説明資料は130ページから132ページにかけてでございますが、市道香月線の延伸など市道の改良や橋りょうの維持補修に取り組む社会資本整備総合交付金事業等に合計で7億925万円、予算書の128ページ、予算説明資料は138ページでございますが、公営住宅等長寿命化計画の活用手法に基づき、計画的な現代ニーズにあった安心安全に暮らせる住宅の建替え整備を図る公営住宅ストック活用事業に7,561万7,000円計上しております。

12ページに戻りまして、9款、消防費は8.7%減の5億7,967万5,000円計上しております。予算書は129ページから130ページにかけて、予算説明資料は20ページでございますが、災害発生時の情報伝達体制の確立を図るため、事業所、医療福祉施設等にデジタル対応型個別受信機を整備する防災行政無線同報系デジタル対応型個別受信機整備事業に147万5,000円、予算書は131ページ、予算説明資料は21ページでございますが、防災対策の充実を図るため、防災対策計画や被害想定資料を作成し、また、災害時の備蓄品整備を行う災害対策事業に308万円計上しております。

12ページに戻りまして、10款、教育費は2.1%減の18億815万2,000円計上しております。

教育総務課関係では、予算書は132ページから133ページにかけて、予算説明資料は143ページでございますが、市内の高等学校に総合的な支援を行い、保護者の負担軽減等を図る市内高等学校支援事業に315万円、予算書は136ページから137ページにかけて、予算説明資料は145ページでございますが、小学校の施設の適正管理、維持保全を図る小学校施設改修事業に4,700万円、予算書は138ページから139ページにかけて、予算説明資料は147ページでございますが、中学校の施設の適正管理、維持保全を図る中学校施設改修事業に3,700万円、予算書は155ページ、予算説明資料は169ページでございますが、3人目以降の学校給食費を無料化する多子世帯学校給食費負担軽減事業を700万円計上しています。

学校教育課関係では、予算書は133ページから134ページにかけて、予算説明資料は151ページでございますが、学校運営協議会を通して地域や保護者が学校運営に参画することができるように

する学校・家庭・地域連携協力推進事業に293万9,000円計上しています。

生涯学習課関係では、予算書は152ページから153ページにかけて、予算説明資料は167ページでございますが、天然芝の一部改良などを含むしおかぜ公園管理委託事業に2,094万2,000円、予算説明資料は168ページでございますが、ふるさと納税を活用した志布志運動公園人工芝サッカー場整備工事に2億5,000万円計上しております。

12ページに戻りまして、この他、11款、災害復旧費に1,314万1,000円、12款、公債費に26億253万1,000円、14款、予備費に2,000万円計上しております。

次に、特別会計予算（案）について、御説明申し上げます。

## 2、国民健康保険特別会計予算。

平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ55億697万2,000円となり、前年度当初予算と比較しますと6,250万1,000円、1.1%の減となっております。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の172ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億1,860万円を計上しております。

国庫支出金13億5,382万2,000円、療養給付費等交付金1億2,713万2,000円、前期高齢者交付金11億5,511万1,000円、県支出金2億8,397万1,000円、共同事業交付金13億8,747万9,000円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、予算書の184ページですが、保険基盤安定繰入金として2億4,451万8,000円、事務費等繰入金2,300万円、出産育児一時金等繰入金1,568万円、財政安定化支援事業繰入金6,564万3,000円、その他繰入金4,000万円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の173ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、保険給付費を31億5,189万2,000円計上しております。

内訳といたしまして、予算書の193ページでございますが、一般被保険者療養給付費25億7,100万円、退職被保険者等療養給付費8,800万円、予算書の194ページですが、一般被保険者高額療養費4億800万円、予算書の196ページ、予算説明資料は173ページでございますが、出産育児一時金2,353万2,000円等となっております。

予算書の173ページに戻りまして、後期高齢者医療制度への財源負担に伴う後期高齢者支援金等として5億90万4,000円、介護納付金2億1,573万7,000円、共同事業拠出金14億3,666万4,000円、保健事業費5,170万3,000円、予備費9,791万4,000円をそれぞれ計上しております。

## 3、後期高齢者医療特別会計予算。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,262

万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、974万4,000円、2.6%の増となっております。  
歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の213ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございますが、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億9,930万円、一般会計繰入金1億7,606万9,000円、諸収入519万4,000円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の214ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、広域連合納付金3億7,205万6,000円、保健事業費691万7,000円を計上しております。

#### 4、介護保険特別会計予算。

続きまして、介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成29年度志布志市介護保険特別会計予算(案)の総額は、歳入歳出それぞれ40億2,489万6,000円、前年度と比較しまして、222万4,000円、0.1%の増となっております。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の237ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、保険料は、第1号被保険者に関する保険料を6億3,700万円計上しております。

国庫支出金につきましては、保険給付に対する国の負担金と調整交付金、地域支援事業等の負担分を11億1,932万3,000円計上しております。

支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億9,725万3,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対する県の負担分と高齢者元気度アップ・ポイント事業補助金を5億8,692万円計上しております。

繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰り入れを5億1,346万4,000円計上しております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

予算書の238ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、保険給付費でございますが、予算書の252ページから253ページにかけてでございますが、要介護1から5の認定を受けている方の給付費である「介護サービス等諸費」、予算書の254ページから255ページにかけてでございますが、要支援1、2の認定者に対する給付費の「介護予防サービス等諸費」、予算書の256ページでございますが、審査支払手数料の「その他諸費」、予算書の257ページでございますが、自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額介護サービス等費」、予算書の258ページでございますが、介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額医療合算介護サービス等費」、予算書の259ページでございますが、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担

につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する「特定入所者介護サービス等費」を合わせまして、予算書の238ページにお戻りいただいて、38億4,250万円計上しております。

地域支援事業費でございますが、予算書の262ページから263ページにかけて、「包括的支援事業・任意事業費」につきましては、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業などに対する事業費を3,354万1,000円計上しております。予算書の264ページでございますが、「介護予防・生活支援サービス事業費」は、要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する事業費を、6,180万1,000円。

予算書の265ページでございますが、「一般介護予防事業費」は、一般高齢者施策に対する事業費を1,476万4,000円計上しております。

#### 5、下水道管理特別会計予算。

続きまして、下水道管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,290万6,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、252万4,000円、0.9%の減となっております。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の273ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、下水道使用料を7,100万1,000円、一般会計からの繰入金1億7,852万2,000円、農林水産業債の資本費平準化債を4,080万円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の274ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、総務管理費は、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など8,720万4,000円を計上しております。

そのほか、地方債の元利償還金2億470万2,000円、予備費を100万円計上しております。

#### 6、公共下水道事業特別会計予算。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ282万9,000円となり、前年度当初予算と同額となります。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の295ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の296ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を252万6,000円計上しております。

#### 7、国民宿舎特別会計予算。

続きまして、国民宿舎特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,893万5,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、8,530万9,000円、41.8%の減となっております。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の306ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして公営企業収入2,000万円、一般会計繰入金を9,732万4,000円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の307ページ、予算説明資料は189ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎ボルベリアダグリの設備について、経年劣化により業務に供することができなくなった箇所や能力低下の部分を改修するなど、国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を1,474万7,000円計上、地方債の償還金を1億368万8,000円計上しております。

#### 8、工業団地整備事業特別会計予算。

続きまして、工業団地整備事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ、6,879万円となっております。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の322ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、市債の地域開発事業債5,020万円、繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金1,648万円と、一般会計繰入金189万9,000円、合計1,837万9,000円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の323ページ、予算説明資料は190ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、工業団地3工区約1万2,000㎡、4工区の一部約6,000㎡の用地取得費、また、売却した1工区、2工区の流末排水施設の工事請負費としまして、事業費6,520万円を計上しております。

#### 9、水道事業会計予算。

続きまして、水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

水道事業会計予算の1ページをお開きください。

平成29年度志布志市水道事業会計予算（案）につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億6,340万6,000円計上、サービスの提供に係る費用である収益的支出として、水道事業費用を5億8,276万6,000円を計上しております。

2ページをお開きください。

また、資本的収入としまして、主なものは、出資金及び工事負担金等であり、総額1,440万7,000円計上し、支出につきましては、老朽管の布設替工事及び国・県・市道を含む道路改良工事による布設替等に係る費用として3億9,926万4,000円計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額、3億8,485万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,154万9,000円、当年度分損益勘定留保資金2億401万6,000円、減債積立金2,977万2,000円及び建設改良積立金1億2,952万円で補てんするものであります。

以上、平成29年度の当初予算（案）について、述べてまいりましたが、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力、また更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時16分 延会

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成29年2月28日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第13 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第20 議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第24 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭
志布志支所産業建設課長 假 屋 眞 治	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



**日程第2 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第8項の規定により、なお、その効力を有するものとされる旧志布志市教育長の給与等に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、議員、市長、副市長及び教育長の6月に支給する期末手当の額を1.55月分として、12月に支給する期末手当の額を1.70月分とするものであります。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第3 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に鑑み、扶養手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） おはようございます。

それでは、議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

本案は、人事院の平成28年年度の給与改定に関する勧告に鑑み、扶養手当及び勤勉手当の額の改定等を行う必要があることから、提案するものでございます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

主な提案内容につきましては、平成28年12月定例会において、期末勤勉手当について、支給月数を0.1月分引き上げ4.30月分とし、引き上げ分を12月期の勤勉手当に配分することを可決していただきましたが、平成29年度以降について、12月期に配分しました0.1月分を、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月に均等に0.05月分ずつ配分した支給月数に改定するものでございます。

また、扶養手当の改定につきましては、説明資料のとおり、配偶者に係る手当の月額を1万3,000円から他の扶養親族と同額の6,500円に減額し、子に係る手当の月額を1人につき6,500円から1万円に増額をし、更に職員に配偶者が無い場合の扶養親族1人に係る手当の月額を1万1,000円とする取り扱いを廃止をするものでございます。

なお、段階的に改定するため、平成29年度は経過措置といたしまして、配偶者に係る手当の月額は1万円とし、子に係る手当の月額を1人につき8,000円とするものでございます。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

付議案件説明資料の4ページでございます。

第10条では、同条第2項で、同額でありました子と孫の扶養手当の月額が異なる月額に改定となることから、要件に係る規定を分け、第3項で扶養手当の月額を改め、職員に配偶者が無い場合の取り扱いを廃止するものでございます。

第11条では、扶養手当について、職員に配偶者が無い場合の取り扱いを廃止することから、届出に係る規定を改めるものでございます。

5ページをお開きください。

第26条では、同条第2項第1号で、一般職員の勤勉手当の支給月額の6月期「100分の80」を「100分の85」に、12月期「100分の90」を「100分の85」に改めるものでございます。

また、「次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員」とは、管理職手当を支給されて

いる職員で、その職員につきましては、6月期「100分の100」を「100分の105」に引き上げ、12月期「100分の110」を「100分の105」に改めるものでございます。

次に、同条第2項第2号で、再任用職員の勤勉手当の支給月数の6月期「100分の37.5」を「100分の40」に、12月期「100分の42.5」を「100分の40」に改めるものでございます。

また、「次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員」とは、再任用職員のうち、管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の47.5」を「100分の50」に、12月期「100分の52.5」を「100分の50」に改めるものでございます。

なお、この再任用職員のうち、管理職手当を支給される職員につきましては、本市には対象者はいないところでございますが、国の改正に準じて改正を行っているため、規定のみ行っているところでございます。

附則第8項では、附則第5項で職務給が6級以上の職員で、55歳を超える職員の給与月額、期末勤勉手当等を平成30年3月31日まで1.5%減額することと規定をしておりますので、その減額を適用する間の勤勉手当について、補完して規定しているものでございます。

今回、勤勉手当の支給月数を改定するため、附則第8項の規定も改正するものでございます。

次に、志布志市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正につきましては、第4条で一般職と同様に同額でありました子と孫の扶養手当の月額が異なる月額に改定となることから要件に係る規定を設けるものでございます。

次に、7ページでございますが、市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正につきましては、一般職と同様に第5条で同額でありました子と孫の扶養手当の月額が異なる月額に改定となることから、要件に係る規定を設けるものでございます。

第6条では、企業職員の持ち家に係る住居手当を廃止するものでございます。本来であれば、平成28年3月定例会で一般職員及び技能労務職員とあわせて条例改正を行わなければならなかったところでございますが、持ち家に係る住居手当につきましては、1年間の経過措置を設け、平成29年度から廃止としていたことから、今回提案させていただくものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 1点だけ教えてください。

この26条関係ですけれども、再任用で管理職の職に該当すると、本市では無いというふうに先ほどありましたけれども、具体的にこういう場合が起こり得るというふうに理解していいんですか、条例をつくるということですね。どういう場合に、こういうことになるんですかね。

○総務課長（武石裕二君） 再任用職員につきましては、地公法上の規定により、今現在それぞれの退職年度によって1年、2年、3年、4年というふうに任期が長くなるわけですが、現在本市におきましては、原則3年、それからは長くても、4年ということで規定をしておりますので、現在のところ、この管理職という再任用は現在のところですね、無いというふうには考えておりますが、今後どういう再任用の規定というのが、またどういうふうになるか分かりま

せんけれども、本市においては、管理職という再任用は今のところ考えて無いという状況でございます。

○18番（小園義行君） 今課長の答弁のとおりですけれども、こういう再任用で管理職をお願いをするというようなことが、条例が出てきているわけです。これ可決されたら、そうなるわけですから、こういった場合に、それが想定されるのかってということなんですよ。

○総務課長（武石裕二君） 例えば退職後に再任用される方が、非常に技術的とか、そういう長けた職員と申しますか、いろんな資格等を持っていて、どうしても、その課において引き続き再任用として採用をしていった方が事務上、効率的にその業務が行われるといった場合においては、その管理職ということになるかと思えます。

現在のところ、国の法に基づいて条例の方を改定をしておりますので、今回職としては無いところでございますが、規定を設けたというところでございます。

想定としては、そういう非常に職員としてレベルが高いと申しますか、その業務に必要ということが判断された場合には、管理職としての適用もあろうかと思えますが、今のところは、ちょっと想定はしていないという状況でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 今課長が答弁したとおりでございます。

今後というか、現在の段階では、再任用職員については、管理職ということについては、考えて無いところでございます。

○18番（小園義行君） この再任用の基準といいますかね、そういったものが明確なものを持って、誰がそれを判断して再任用し、管理職に該当する職として、この人を充てたいという、その判断というのは、首長がするんですか。それとも、こういった機関でそれを決定していくんですかね。再任用の採用基準ですよ。

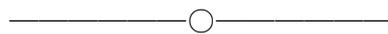
○総務課長（武石裕二君） 再任用につきましては、地公法上で定めがございます。それを受けて市の方で条例で定めております。そのことで、最終的には、これは人事権ということでございますので、市長が再任用として認めるということの流れなっているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第4 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、志布志市総合振興計画審議会条例の期限の到来に伴い、総合振興計画審議会委員の報酬及び費用弁償の額に関する規定を削り、農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償の額、並びに農業委員会会長等の報酬の特例を定めるとともに、県内の他市の状況に鑑み、識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、第5条として、農業委員会会長等の報酬の特例に関する規定を加え、識見を有する者のうちから、選任される監査委員の報酬額を「月額7万4,000円」から「月額11万8,000円」に改め、農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬額を月額3万円とし、費用弁償額を他の非常勤職員と同額とし、別表の総合振興計画審議会委員の項を削るものであります。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第5条及び別表の農業委員会農地利用最適化推進委員に係る部分の規定は、なお、従前の例により在任する農業委員会の委員の任期満了の日の翌日から適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

ただいま提案理由の説明を申し上げました中で、月額の間違いがございましたので、訂正させていただきます。

農業委員会の部分でございますが、第5条として農業委員会会長等の報酬の特例に関する規定を加え、識見を有する者のうちから選任される監査委員の報酬額を月額「7万4,000円」と読みましたが「7万400円」に訂正をお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） この条例にうんぬんというあれじゃないんですけども、今市長から提案がありました、この条例の中の第5条の2項、監査委員の項中、今訂正があった分ですけども、月額7万400円を11万8,000円というふうに7割弱ですよ、一気に上げるわけですけども、なぜこういう事態になったのか、他の自治体を鑑みというんですけども、今まで途中で上げるべきところを上げなくて、こういう事態になってしまったのか、こういうことに対して、当然審議会にかけますよね。その中での意見というのは出なかったのか。今回7割弱も一気に上げざるを得なかった理由と、審議会でのどういう議論があったのかをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。識見監査委員の報酬額につきましては、合併時の協議によりまして、旧有明町及び旧志布志町の月額を採用し、これまで改正しなかったため、現在、県内19市で最も低い金額となっております。

このような中で、平成23年度及び平成28年度決算審査特別委員会において、報酬額の見直しについて議論がなされてきたことや、監査委員の勤務日数が毎年増加していることから、今回改正するものでございます。

監査委員も含めまして、その他の条例委員の報酬額の改正につきましては、審議会を開催しないものでございます。

○8番（西江園 明君） じゃあ審議会は経ずに、今こういうふうに行政の中の業務として改正ができる。今回、その他の自治体より圧倒的に低いから、こうせざるを得なかったという理由は分かるんですけども、途中で見直しというのは、全然今までも議題に上がらなかったんですか、その1点だけをお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） この監査委員の報酬につきましては、先ほど市長が答弁がございましたとおり、合併時の協議で、ずっとそのままの月額ということでございました。

これまでも、何回か先ほどもありましたとおり、23、28年度等の決算等で低いというようなことも御指摘等もあったようでございます。これまで引き上げるべきじゃないかというような内部での協議もあった状況でございまして、今回、他の自治体等の報酬額を見たときにも、これは非常に今一番低い額ということでございましたので、今回報酬の見直しをすべきだろうということで、これまでも協議はされて、なかなか報酬の改定がなされなかったということも聞いておりましたので、今回のちょっと非常に遅れた状況ではございますが、今回の報酬の額の改定というふうになったところでございます。

○8番（西江園 明君） 市長は、こういう事態になってたというのは、いつ理解されましたか。というのは、今、説明で23年とか、いろいろ前から指摘があって、県内でも一番低いという。極端に言えば、対象者は一人ですよね。そう影響、我々議員とかなんかだったら数が多いけれども、一人が影響するんですけども、一人の方が、こういう事態に、事態というと大げさですけども、こういう状況であったということを経理はいつ理解されましたか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁しましたとおり、この件につきましては、23年及び28年ということで、決算特別委員会において議論がされたということでございますので、当然この内容については、私の方に報告があったということになります。今回改めて、そのことについて提案しようということになったということにつきましては、現在の段階で本市が一番低い状況になっていると、そしてまた、監査の日数も増えてきているというような状況を踏まえまして、今回の提案になっているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はございませんか。

○18番（小園義行君） 今のですよ、その5条のところ、農業委員会に関する法律が変わりまして、30年から変わっていく、ここで最適化交付金の額が確定したときは、「別表に定めるもののほか」ということで、3,000円ですよね、最適化推進委員がね、ごめんなさい、3万円です。

プラス、それと活動実績に応じて月額4万1,000円以内で、別に定める基準により報酬を支給すると。2本立てで、基本給と活動実績がこれこれということで、その4万1,000円の中から、例えば、月に10日出たら、その分を積算して、3万円プラス、その分を支給するというふうに理解していいんですか。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君） ただいまの農地利用最適化推進交付金でございまして、これは、月額4万1,000円というのが、この4万1,000円は、上限額になるということです。

農地集積と、それから遊休農地解消を図ることが目的で、解消の割合が多くなるほど最適化交付金の額が多くなるという国の制度になっております。

○18番（小園義行君）　ということは、この農地利用最適化推進委員で、非常に大変難しい仕事だと思うんですね、今おっしゃるように。ということは、この新しい別表では3万円ってなっていますけれども、最高4万1,000円までは支給する可能性があるというふうでいいのね。両方3万円プラス4万1,000円の中でということじゃなくて、4万1,000円が最高ですよという、そういう理解でいいのね。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君）　ただいま議員がおっしゃいましたとおり、上限額が4万1,000円の範囲内で活動の実績に応じて3万円とは別途に支給される交付金ということでございます。

○議長（岩根賢二君）　正確にお願いします。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君）　国の方では目標としまして、90%を100としまして、その年度の農地集積の実績として遊休農地解消の達成率で算定されるというふうにしております。そのため、国の目標に対しまして、志布志市の達成率が、例としまして、50%だったときは6,222円となります。これが、達成率が多くなって、国の目標に対する100%となったときは、4万1,000円となるというふうになっているところです。

○議長（岩根賢二君）　しばらく休憩いたします。

○

午前10時31分　休憩

午前10時32分　再開

○

○議長（岩根賢二君）　会議を再開いたします。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君）　月額3万円にプラス4万1,000円を上限としていますので、合計7万1,000円以内で支払われるということになります。

○18番（小園義行君）　そういう、このお願いされる局長も大変だと思うんですね、もちろん市長がお願いされるんでしょうけれども、そこをはっきりしてないと、なり手がいないよということにもなりかねないからですよ。

農地利用最適化交付金で、これは達成によって交付がされるというふうに理解するんですけども、100%いったときに、こういうことですよということですね。それはそれでいいでしょう。

もう一回確認しますね。月額は3万円ですよと、そういう活動とかいろんな実績に応じて、最高4万1,000円を別に支払う場合があるということで行くと、7万1,000円を最適化交付金の額が確定した段階では払うことがありますよというふうに理解していいんですね。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君）　そのようなことでございます。

[小園義行君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君）　ほかに質疑はありませんか。

○9番(丸山 一君) 「活動実績等に応じて」とありますけれども、この「活動実績」というのは、不用農地通知を農業委員会が出しますよね、あれのことなんですかね。

今、市内を見渡して見ても、不用農地になっているような、10年以上耕作されてないような土地というのは、いっぱいあるわけですよ。そういうところを農業委員会の人たちが回って、ここは不用農地であるということを一方的に通知を出しますけれども、そういうことも、この活動に含まれるわけですかね。

○農業委員会事務局長(福岡雅人君) 今おっしゃいましたように、そのような活動も含まれます。農地利用状況調査とか、農業委員会で行ってますけれども、それらも含まれるところです。

農地利用の最適化を進めるための活動というのが対象になっているところです。

○9番(丸山 一君) そこをお願いをしたいんですけれども、実際、現地調査をされまして、3筆分筆になっている分で2筆が不用農地である、1筆が抜けてたことがあるんですよ。そういうところも、やっぱり活動をする以上は、地続きの3筆分ですから、そういう間違いがあっちゃいけないと思うんですよ。

それと、一方的に不用農地通知を出しますけれども、やっぱりその土地土地には土地改良区があるわけですから、土地改良区の同意なり、意見書なりを付けて不用農地通知というのは、僕は出すべきだと思うんですけれども。

○農業委員会事務局長(福岡雅人君) ただいま出されました意見等は、農業委員会の総会の中でも出して進めていきたいと思えます。

○9番(丸山 一君) 進めていきたいのではなくて、

—————そういうところはスムーズに意見なりを聞きながら、不用農地通知というのを僕は出すべきだと思うんですよ。

実際、不用農地になったということで、電話がまいりまして、「市は不用農地通知を出して、これを安く買い上げるつもりなのか」とかいうような不安視する声が出てきたんですよ。「いや、そういうことは無い」って、必死で止めたんですけれども、一方的に国の施策もありまして、農地と非農地を分けなさいよということがあったわけですから、その活動の延長上でこれはあるかと思うんですけれども、できれば、改良区と綿密な打ち合わせをされまして、改良区の意見というのを付けてから不用農地通知というのは、僕は出すべきであると、それはスムーズに実行していただきたいと思えます。

○農業委員会事務局長(福岡雅人君) ただいま出されました意見等は、農業委員会の中で議論してまいりたいと思えます。

○14番(長岡耕二君) ちょっと教えてほしいんですけれども、ここでいう農業委員会最適化推進委員の金額は分かったんですが、農業委員会の方はどうなっているのか。

そして、この議論の中で農業委員の報酬というものをどういう議論があったのか、内容があったら教えてください。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君） 農業委員会の会長、それから委員につきましては、据え置きということでしております。

それから、最適化推進委員は3万円ということで、これの根拠につきましては、国の方で6,000円という単価を示しております。6,000円掛ける5日の3万円としております。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） 今もありましたように、やはり農業委員の今の仕事というのが、かなり多いんですね、耕作されてない現地調査とか、農家から頼まれることというのは、頻繁にあるわけですね。そういう時、やはりそれとやっぱり報酬を考えたとき、今は農業委員にもなり手がいないというのは現実です。そういうところもやはり配慮しながら、こういうことは決めるべきじゃないかなというふうに提案しておきます。

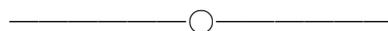
終わります。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第5 議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第11号、志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第11号、志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法の条の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるとともに、地方公共団体が条例で定める独自利用事務を行う場合において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことを可能とする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第11号、志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

今回のいわゆるマイナンバー法の改正につきましては、マイナンバーの利用の推進に係る制度改正が行われ、マイナンバーの利用範囲が拡充されたところでございます。

付議案件説明資料11ページをお開きください。

ここに下の方に国が示した例でございますが、イメージ図で説明を申し上げます。

提案理由において申し上げましたとおり、地方公共団体が条例で定める独自利用事務を行う場合において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことが可能となったものでございます。

例えば、ここにありますとおり、ある都道府県が条例により、高等学校等就学支援金支給法を越えて高等学校の授業料補助の上乗せを行おうとする場合、改正前のマイナンバー法であれば、法定事務分については課税証明書の添付は不要ということになりますが、上乗せをした分については、マイナンバーを利用して市町村との情報連携を行うことができないため、改めて課税証明書の添付が必要となっておったところでございます。

このように類似事務にも関わらず課税証明書の取り扱いにばらつきがあったところでございますが、今回改正マイナンバー法により、当該上乗せ分も含めて、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となり、改めて課税証明書を添付する必要がなくなり、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができるようになったということで、これは国が示した図でございます。

本市においても、法に基づきマイナンバーを含む、個人情報保護の適正な運用を図るため、法改正と同様に個人情報保護条例等の一部改正を行うものでございます。

付議案件説明資料10ページでございます。

第1条関係の個人情報保護条例の一部改正につきましては、マイナンバー法に第26条の規定が新たに追加されたことによる同法の条の繰り下げが行われたことに伴い、第36条第2項第1号のマイナンバー法の引用条名を「第28条」から「第29条」に改めるものでございます。

次に、第2条関係の個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、マイナンバー法に新たに追加された第26条において第23条を準用する規定となっていることから、条例においても同条を準用する場合の規定を加えるものでございます。

第35条に次の各号を加える改正規定のうち同条第2号の改正は、情報提供等の記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の記録を有する者に、その訂正の通知をする必要があり、条例で定める独自事業事務においても、情報提供ネットワークシステムの利用が可能となったことに伴い、訂正の際の通知先に条例で定める独自利用事務の実施者が加えられたことから、条例においても同様に改正をするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定は、法の施行の日と同じく、平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） まず1点目は、マイナンバー法の新しく出された26条というのは、どういう条文なのか、それを一つですね。

そして、第2条関係でですよ、情報提供、ここにいろいろありますね、イメージ図が出されていますね。この場合にマイナンバーを仮に、条例ができちゃうと利用することができるってなる

からですよ、私はマイナンバーをあなたに教えたくありませんってした場合に、このイメージ図では、全く申請だとか、そういったものは駄目ということにはならないと思うんですけども、そこについて、この情報提供ネットワークシステムを利用できるというふうになるわけですけども、条例を変えていけばですね。その時、私はマイナンバーをあなたに教えたくありませんという、そういった場合に、このイメージはどうなるのかというのをちょっと説明してください。

**○総務課長（武石裕二君）** この今回の改正ナンバー法の第26条につきましては、法定事務に係る情報提供ネットワークシステム、これによる特定個人情報の提供に関する規定を、地方公共団体が条例で定める独自利用事務を行う場合の準用規定となっております。

条例で定める独自利用事務であっても、法定事務と同様に、今回情報提供ネットワークシステムを利用しなければならないということで、このことでマイナンバーの適正な運用が図れるということになっております。

この例で申しますと、情報ネットワークシステムについては、公共団体等が、それぞれ国が例えば独自の条例を制定して、市の方にその情報を得ると。例えば、税の情報とか、そういった場合には、それぞれ情報をもらう側と、そして市は情報を提供する側ということになっておりますので、この情報提供については、今後7月からそれぞれ、国は1月から運用を開始してございますので、各自治体等については、本年7月からこの利用が可能になると。あくまでも、この情報ネットワークシステムについては、公共団体がそれぞれの各自治体等に情報をもらう、そして提供するというような形になります。

当然申請、個人がということの申請については、これは、公の団体が公の団体に対しての情報をそれぞれ相互に情報をもらう側と提供する側ということになりますので、個人がここの中に入ってどうこうということにはならないということでございます。

**○18番（小園義行君）** 今の答弁を聞いて、今回この条例をつくることで、志布志市として、言葉は悪いけど、勝手にですよ、その情報提供ネットワークシステム、そこから小園義行は何番ですよというのを勝手にやれるという、そういうふうになるということですね、平たく言うと。

この条例をすることで、いわゆる、この情報提供ネットワークシステムを利用して、志布志市がAという、私でいいです。小園義行のマイナンバーをパンと拾ってやられるというふうに、という改正をしますよということですよ、今の答弁は。

**○議長（岩根賢二君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午前10時52分 休憩  
午前10時54分 再開  
—————○—————

**○議長（岩根賢二君）** 会議を再開いたします。

**○市民環境課長（西川順一君）** ただいまの御質問の件ですが、本人の同意がなければマイナンバーは使えません。申請書には、それぞれマイナンバーを記載するところがありますので、本人

が「マイナンバーをもう使ってくれるな」と言うんだったら、その方は他に添付書類の準備をして申請をするということになって、この情報ネットワークシステムは使えないということになります。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回のこの条例改正をする意味というのは何なの。

○市民環境課長（西川順一君） この11ページのここに、下の図に書いてありますが、下の例えば、A県が県の独自事務を行う場合に、現行では、そういう情報提供ができないため、本人が窓口でマイナンバーを提示をし、申請書に書いたら、そしてまた、本人がマイナンバーを持ってなくても職権でいいですか、いいですよとなったときには、添付書類が必要なくして申請ができるというような、そういう効果があるというようなことで今回お願いするものでございます。

[小園義行君「条例改正しないと、今おっしやったことはできないんだね」と呼ぶ]

○市民環境課長（西川順一君） はい。

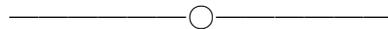
[小園義行君「そういうことでしょう、3回目だから、もういいよ」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。



## 日程第6 議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第12号、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、定住促進住宅用地の分譲に係る事務手続きを明確にするため、保証金及び譲渡代金の取り扱いに関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（仮重良一君） それでは、議案第12号、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

付議案件説明資料12ページの新旧対照表をお開きください。

まずはじめに、第6条の保証金についてであります。保証金の納入期日を明確にするため、「譲

渡契約の締結の日までに」と追加するものとし、第2項において譲渡代金の一部に充当することができるようにしたところでございます。

次に、第7条の分譲価格等についてであります。これまで「譲渡代金の5分の1以上の額を譲渡契約の締結の日まで」となっておりましたが、契約に基づき納入行為が発生いたしますので、今回譲渡契約の締結の日から1か月以内に譲渡代金の5分の1以上を納入することへ変更するものであります。

次に、第8条の住宅建築工事の着手等についてであります。このうち第2項の一部について文言の修正を行うものであります。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、11時10分まで休憩いたします。



午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。



#### 日程第7 議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第13号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律における地方税法の一部改正に伴い、法人住民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期、軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するとともに、新たに目的税として入湯税に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） おはようございます。

議案第13号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、第1条が現在施行中の税条例の改正、第2条が平成28年6月定例会で可決いただいた一部改正条例、志布志市条例第24号の改正を行っております。

それでは、改正の概要を付議案件説明資料に基づき御説明申し上げますので、説明資料の13ページをお開きください。

一つ目ですが、入湯税関係条文の追加でございます。県から入湯税は鉱泉浴場、温泉法第2条に規定する温泉を利用する浴場のことですが、鉱泉浴場所在の市町村は、必ず課税すべきものであって、課税そのものの実態がない場合でも、規定は必ず設け、課税免除の根拠規定を定めないといけないといった技術的助言が以前からあったことを踏まえまして、今回課税免除の根拠を明確にするため、入湯税関係条文を追加するものでございます。

二つ目は、住宅ローン減税についてです。

個人住民税における住宅ローン減税措置は、平成31年まで居住したものが対象になっておりましたが、平成33年まで延長されることになったことに伴う改正でございます。

三つ目は、車体課税の見直しについてです。

消費税率10%引き上げに合わせて軽自動車税に環境性能割を平成29年4月1日から導入することになっていましたが、消費税率10%引き上げ時期が延期されたため、環境性能割の導入時期も平成31年10月1日に延期されます。税率区分につきましても、平成31年度税制改正において技術開発の動向等を踏まえて、見直しをすることになっております。

四つ目ですが、地方法人課税の偏在是正のための法人住民税、法人税割の税率改正も平成29年4月1日から実施することになっておりましたが、消費税率の10%引き上げが延期されたため、税率改正の実施時期が平成31年10月1日以後の事業年度から適用することになっております。

次に、14ページから31ページまでは、新旧対照表でございます。

14ページの目次、第3条、第19条から、16ページの第149条までは、入湯税関係規定の整備のため地方税法の規定に沿って条文を追加するものでございます。規定整備の目的であります課税免除は、第142条になります。お目通しをいただきたいと思います。

附則第7条の3の2は、住宅ローン減税措置の延長に伴う改正でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

16ページ下段の第2条関係ですが、冒頭で説明しましたように、平成28年6月定例会で可決いただいた一部改正条例、市条例第24号の改正を行っております。改正条例の概要で説明しましたように、車体課税の見直し時期が延期されたことに伴いまして、第18条の3から24ページの附則第16条までの改正規定を削除し、25ページから29ページまでですが、削除した規定を第1条の2で再度追加して、新設する形になっております。これは見直し時期に影響されない有効な規定を

生かすための法制事務上の手法でございます。

30ページをお開きください。

附則第1条の施行期日を改正しておりますが、これも見直し時期の延期に伴い、第1号で削除し、第3号で追加しております。

附則第2条は、市民税に関する経過措置を規定しておりますが、31ページになります、法人住民税法人税割の税率改正も実施時期が延期されることに伴いまして、第3項を削除し、第2条の2で新設しております。

第2条の3及び第3条は、軽自動車税に関する経過措置ですが、環境性能割の導入時期の延期に伴い、適用年度を改正しております。

議案の方に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。

附則でございますが、施行日を公布の日からとし、附則第7条の3の2の改正規定、住宅ローン減税措置の延長の規定でございますが、これを除きまして、第1条の規定は、平成29年4月1日から施行するものとしております。

補足説明は、以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。



## 日程第8 議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第14号、志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） 議案第14号、志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料32ページの志布志都市計画図をお開きください。

本市におきましては、都市計画区域内の計画的な土地利用を図ることを目的とし、本年度一丁

田地区周辺の31haを準工業地域に拡大する用途変更を計画しております。

昨年より県との協議並びに地域住民への説明会を開催したところでもあります。また、志布志市都市計画審議会を12月に開催し、答申も得ております。

用途地区内における建築制限については、平成18年の都市計画法改正により、大規模な集客施設については、商業地域等を除き立地を制限することとなりました。土地計画区域内の土地利用をコントロールする観点から建築制限による条例で、大規模な集客施設を立地規制する特別用途地区を定めて、準工業地域の用途変更を行うものであります。

なお、付議案件説明資料の中で赤色に縁取りしました紫の部分が、今回建築制限をする準工業地域であります。また、建築してならない建築物とは、議案第14号の別表にあります。劇場・映画館・飲食店等の合計床面積が1万㎡を超える建築物が規制対象となります。

以上が、議案第14号、志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例についての補足説明でございます。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（丸山 一君） この資料では、一丁田地区がはっきり分からないんですけども、この準工業地域に入れるという、この南側の方は、松林がありますよね、あそこまで含めるんですかね、松林の手前なんですか、それとも水路変更をしましたあそこまでを入れるわけですか。

それと、もう一つ左端の方は、これは一丁田地区の信号の辺りを指さすのか、それとも、まだ南側の方のMGMがあります、あそこ辺りまで含めるんですか、図面では、ちょっと分からないんですよ。

○建設課長（中迫哲郎君） まず、この南側の区域でございますが、松林の上までということで、国定公園の上の方になります。松林の上ですね。

それから、左側はパチンコ屋の左側の道路ですね。

[丸山一君「香月線の延長道路のことですか」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） いや、香月線とはまた違います。旧有明町との境の所でございます。

○9番（丸山 一君） 有明町と志布志町の町境の道路がある、あそこで区割りができるわけですね。

それと、今説明がありました海岸の松林は、あれは国交省の土地で保安林もしくは、国定公園内の区域内になるから、あそこは省いてあるのは分かるんですけども、できれば、その北側の方に水路布設替えをいたしまして、直線にしましたので、そこから以北の辺りをさせていただければいいんじゃないかと。実際対岸の安楽川左岸の方では、コアジサシの営巣地を造りましたので、そこで結果がまだ1年目ですから、まだ出てませんけれども、良かったら今度は、日本野鳥の会の人たちと、この区域の松林の手前側を営巣地にできればしたいということでもありますので、準工業区域になりますと、それができなくなるんじゃないかという危惧がありますので、できれば水路布設替えをしました直線にしたあの南側の分は残していただければと思うんですけども。

○建設課長（中迫哲郎君） このエリアにつきましては、ずっと県とも協議をしておりますし、それから、農政との関係の協議も済んでおりますので、今のところは松林の所までということで作業を進めているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 補足説明の中で遊技場はどうなんですかね、遊技場は準工業区域の中には入れていいんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回1万㎡以上の規制をしますので、1万㎡以下のは可能かと思えます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第9 議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第15号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、照明施設の老朽化に伴い、当該照明施設の供用を廃止するとともに、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、規定の整備を行うおのであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） おはようございます。

議案第15号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

内之倉農村広場は、平成元年に照明施設を備えたスポーツのできる広場として潤ヶ野地区に整備しております。

防球ネットや、20基の投光器を設置されており、ナイターソフトボールなどに利用されてきましたが、平成23年度からは、ナイターソフトボールの利用は無いところでございます。

また、当該照明施設は、設置から27年となり、老朽化が進んでおり、投光器及び安定器などの照明器具を撤去する計画でございます。

照明施設の供用を廃止しますと、照明施設の使用に関する規定が必要でなくなることから、条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、照明施設の使用の許可と使用料の納入の規定を削除し、使用許可の必要でない他の施設の条例の規定と整合を図るものでございます。

それでは、付議案件説明資料の33ページをお開きください。

こちらの方が農村広場の位置と照明施設の状況の写真でございます。

次に、34ページの新旧対照表をお開きください。

第3条では、不特定多数の人が使用できることから行為の禁止について定めております。

第4条では、農村広場の保全や使用者の危険防止のため使用の禁止または制限について定めております。

第5条では、条例に違反した者に対しての原状回復命令などの規定を定めております。

35ページの第6条と36ページの第7条では、用語の整理を行ったところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回新たに、この農村広場というので条例改正ですけれども、この3条ですね、行為の禁止ということで、第1項、花火、キャンプファイヤー等火気を使用することであるんですが、改善センターを利用して、あそこで夜、スポーツ少年団とか、いろんな会合をやったりキャンプしますね、その時、仮にですよ、この広場の真ん中でキャンプファイヤーぐらいいいんじゃないのと、花火をやっていて、そこまで規制したら、何なんだろうねって思うことがあるんですけれども、駄目ですか。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） これまでは、許可を取ってナイターを使うということで、使い方が分かっていたわけですけれども、今回議論する中で、使用許可を取らないと、そういう中で本来スポーツをするために造った広場であることと、それと、この場所が森林の中にあるということと、それから、ナイロンの防球ネット等が付設してあることを考えますと、火災の恐れがあるということで、今回は使用を行為を禁止するということで、うたっております。

そしてまた、隣の方に営農センターとかございますので、そちらの方との連携を図りながら、そういうことについては、やっていければというふうに考えているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第10 議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第16号、志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当の事務局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君） 議案第16号、志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

それでは、付議案件説明資料に基づいて御説明申し上げます。

説明資料の37ページをお開きください。

1の法改正の概要につきましては、農地利用の最適化を推進するものであり、内容につきましては、農業委員の公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命し、農地利用最適化推進委員を新たに設置するものでございます。

2の定数の基準で（1）の委員の定数でございますが、志布志市は農業者の数が2,813人で農地面積が7,169haありますので、政令で定める2の区分に該当いたします。ここの区分での定数は19人ですが、志布志市内には農協が二つありますので、一人増とすることについて農林水産大臣の承認があり、定数を20人とするものでございます。

（2）の農地利用最適化推進委員の定数でございますが、今後農地集積の最適化を推進すべき目標とする面積が約1,600haあります。国の方では、100haに1人という基準を示しておりますが、これを参考にしまして、定数を16人とするものでございます。

なお、現在の農業委員会の委員の任期は、平成30年3月31日となっておりますので、議案書の条例附則で、従前の例により在任する農業委員会の委員の任期満了の日の翌日からということで、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第11 議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第17号、志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、水道事業経営の効率化及び経営基盤の強化を図るため、上水道事業及び簡易水道事業を統合することに伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（鎌田勝穂君） 議案第17号、志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、その概要を補足して御説明申し上げます。

本案は、志布志市水道事業の一元管理、経営の効率化、経営基盤の強化を図るとともに、水源施設及び配水施設等の合理的配置により、水の相互融通が可能となることから、上水道事業と簡易水道事業を統合するものであります。

この事業統合に伴いまして、関係条例の規定の整備を行うものであり、志布志市水道事業の設置等に関する条例及び志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正し、志布志市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例を廃止するものでございます。

それでは、付議案件説明資料の39ページをお開きください。

この図は、本市における統合前の水道給水区域図となります。青い区域が、これまでの上水道区域で、面積にしまして認可上44.7km<sup>2</sup>ほどございます。

また、赤い区域が、これまでの簡易水道区域となりますが、志布志地域が4地区で1か所、松山地域が2か所、有明地域が3か所の合計6か所で、面積にしまして、91.5km<sup>2</sup>ほどございます。

開けていただきまして、40ページになります。

上水道統合後の水道給水域図となり、全てが上水道区域となります。認可の名称変更等に伴いまして、これまでの上水道区域が上水道中央地域、また、これまでの簡易水道区域をそれぞれ上水道志布志地域、松山地域、有明地域としております。

統合後の給水区域面積は151.5km<sup>2</sup>となるところでございます。

次に、説明資料の41ページになります。

志布志市水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条は、上水道事業と六つの簡易水道事業を統合し、名称を「水道事業」に改めるものでございます。

第2条は、第2項で給水区域を別表で定めるものとし、第3項及び第4項を新設し、第3項の給水区域を3万2,000人、第4項の一日最大給水量1万7,600m<sup>3</sup>とするものでございます。

第4条は、特別会計に関する規定を設ける必要がなくなったため削除し、これに伴い、第5条から第8条を1条ずつ繰り上げております。

次に、42ページからの別表でございますが、上水道事業及び簡易水道事業ごとに分けていたも

のを統合することに伴いまして、別表中の事業を区分とし、中央地域、志布志地域、松山地域、有明地域に分け給水区域の変更を行い、給水人口及び一日最大給水量を第2条第3項及び第4項に新設したことから、全部改正をいたしております。

飛びますが、説明資料の52ページをお開きください。

志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条第2項は、布設工事監督者の資格の簡易水道事業に関する読み替え規定であることから、削除するものでございます。

第5条第1項各号は、第4条第2項が削除されたことに伴う、字句の整理を行い、第5条第2項は、水道技術者の資格の簡易水道事業に関する読み替え規定であることから削除するものでございます。

最後に、議案書に戻りますが、最後になります。

第3条の志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例は、簡易水道事業に、地方公営企業法の規定の全部を適用する必要がなくなったことから、志布志市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例を廃止するものでございます。

なお、附則ですが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

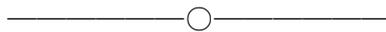
以上で補足説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



## 日程第12 議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第18号、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について、説明を申し上げます。

本案は、第1次志布志市振興計画基本構想の計画期間が平成28年度末で終了することに伴い、平成38年度までの第2次志布志市総合振興計画基本構想を策定するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第2次志布志市総合振興計画基本構想は、まちづくりの基本理念、将来都市像、まち構造の方向、まちづくりの基本目標及び基本構想の体系の全5章で構成するものであります。

第2次志布志市総合振興計画におきましては、第1次志布志市振興計画の成果を更なる発展につなげる意味から、引き続き「志あふれるまち」を本市のまちづくりの基本理念とし、今後の

まちづくりにおきましては、「継承」「共生・協働・自立」、「活力」、「挑戦」の四つ理念をもってまちづくりに取り組みます。

一つ目の「継承」は、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、高い目標や夢と慈愛の精神を持ち、郷土愛を育むまちづくりに取り組みます。

二つ目の「共生・協働・自立」は、みんなが知恵を出し合い、主体的に参加できる共生・協働・自立のまちづくりに取り組みます。

三つ目の「活力」は、生き生きと暮らせるにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

最後に四つ目の「挑戦」は、誰もが志を抱き、その実現に向かって挑戦することができるまちづくりに取り組みます。

これらが、相互に連携し合いながら、効果的に機能する好循環の仕組みづくりを推進し、魅力にあふれる、発展し続けるふるさと志布志市を目指すものであります。

本市の財産である「ひと」「まち」「みなど」「ふるさと」、それぞれのすばらしさが共生し、明日への夢と希望が膨らむ未来を創造し、躍動するまちを目指すため、第2次志布志市総合振興計画における将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」と定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○企画政策課長（仮重良一君）** 議案第18号、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について、補足して説明を申し上げます。

第2編、基本構想でございます。

第2次志布志市総合振興計画構想は、第1章、まちづくりの基本理念、第2章、将来都市像、第3章、まち構造の方向、第4章、まちづくりの基本目標及び第5章、基本構想の体系の全5章で構成するものであります。

17ページをお開きいただきたいと思います。

第2章、将来都市像でございます。

様々な世代の人々がつながり、お互いに尊重し合い、思いやりや支え合いの心を持ち、このまちに誇りと愛着を持って自分らしく、生き生きと暮らす「ひと」がいます。

また、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、高い目標や夢と慈愛の精神を持ち、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、行動を起こす活気に満ちた「まち」があり、暮らしに潤いと安らぎを与え続けてくれる「ふるさと」があります。

さらに、東九州自動車道や都城志布志道路においては、今後10年間でほぼ全ての区間での供用が開始され、志布志港（「みなど」）においても国際バルク戦略港湾としての整備が飛躍的に進むことが見込まれることから、これらを最大限活用することで南九州の物流拠点として、大きく発展することが可能となります。

本市の財産ともいふべき「ひと」「まち」「みなど」「ふるさと」、それぞれのすばらしさが、より一層生かされ高められながら共生し、様々な課題に取り組み、明日への夢と希望が膨らむ未来

を想像し、躍動するまちを目指し、本市の目指すべき将来都市像を、未来へ躍動する創造都市志布志～さらに輝くひと・まち・みなと・ふるさとを目指して～に設定いたします。

次に、18ページ、19ページでございます。

第3章、まち構造の方向でございますが、都市機能の分担という考えの下での将来像のイメージでございます。

自然環境ゾーンでは、豊かな自然をはじめとした地域資源が生かされ、公共交通の利便性向上等により観光事業による交流人口が増加しています。

また、災害危険性の高い地域においては、市街化が抑制され、安全性が確保されています。

農業・地域生活ゾーンでは、一次産業の生産活動が営まれ、市街地ゾーンが供給する雇用や医療・福祉等のサービスによって、快適な居住環境が実現しております。

また、公共施設の集約化等により効率的な行政サービスが提供されています。

市街地ゾーンでは、適切に土地利用がコントロールされ、秩序ある美しいまちが形成されています。

また、道路、交通情報、インフラ等の都市環境が整備され本市の核となる拠点を形成しています。

未来創造ゾーンでは、志布志港、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が飛躍的に進むことが見込まれることにより、各ゾーンとの機能連携が図られ、将来の動向を見据えた土地利用が進み、広域的な交流拠点を形成しています。

次に、20ページでございます。

第4章、まちづくりの基本目標については、それぞれの分野において基本目標を定め、将来都市像の実現に向け、次の七つのまちづくりの基本目標を設定いたします。

基本目標1、都市基盤では引き続き「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりのあるまちを基本目標といたします。

JR志布志駅周辺については、市民や事業者とともに、まちの玄関口にふさわしい魅力ある拠点となるよう整備を進めてまいります。

次に、21ページでございます。

基本目標2、生活環境では引き続き自然や風土と共生する安心で豊かなまちを基本目標といたします。

環境保全と利便性向上のバランスに十分に配慮した持続可能な開発に取り組むとともに、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もがより快適に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、22ページでございます。

基本目標3、産業経済では大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちを基本目標といたします。

企業誘致の促進などに継続的に取り組み、新たな雇用を創出するとともに、担い手の育成や確保など、次の世代につながる農林水産業の振興を図り、誰もが仕事や生活の調和のとれた安定し

た生活を営むことができるまちづくりを進めてまいります。

次に、23ページでございます。

基本目標4、保健・医療・福祉では、生き生きと笑顔で暮らせるまちを基本目標といたします。

誰もが社会とのつながりを保ちながら安心して子供を育て、元気で生き生きと暮らせる地域の基盤づくりや健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で積極的に支え合い、助け合える優しさのあるまちづくりを進めてまいります。

次に、24ページでございます。

基本目標5、教育・文化では、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちを基本目標といたします。

学校・家庭・地域が連携しながら、社会全体で子供を育むとともに、子供が主体的に活躍できる環境を整備します。

また、子供からお年寄りまで生涯を通した多様なニーズに対応する学習機会の提供に努めるほか、地域スポーツや文化・芸術活動の活性化を図ってまいります。

次に、25ページでございます。

基本目標6、コミュニティでは、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちを基本目標といたします。誰もが安心して幸せに暮らし、平和な社会を実現するため、市民一人ひとりが公平に機会を与えられ、個性と能力を発揮できる社会の形成に努めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた体制や環境づくりを推進してまいります。

次に、26ページでございます。

基本目標7、行財政では引き続き市民とともに歩む「ムダ」のない経営を基本目標といたします。

事業の実施にあたっては、優先度、必要性等を厳しく精査し、民間活力や様々な事業方式を導入するなど、内容の充実した自主的、自立的な事業の実施に努め、窓口業務においては更なる充実に努め、効果的・効率的で市民満足度の高いサービスを目指してまいります。

これらの行財政改革は、第2次行政改革大綱と連動させ、横断的な進行管理を図りながら、最小の経費で最大の効果が実現できるよう積極的に取り組んでまいります。

更に、今後深刻化する公共施設の老朽化に対しては、公共施設等総合管理計画を基に、市民の理解を得ながら施設の適切な管理に努めてまいります。

次に、27ページでございます。

最後になりますが、第5章、基本構想の体系では、本市の将来都市像、「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向け、まちづくりの基本目標を横断的に推進し、計画的なまちづくりを展開してまいります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時57分 休憩

午後0時58分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

—————○—————

#### 日程第13 議案第19号 市道路線の廃止について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第19号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、市道路線の廃止について説明申し上げます。

本案は、農業基盤整備促進事業による農道の整備に伴い、市道稻荷下2号線を農道に変更するため、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第14 議案第20号 市道路線の認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第20号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、県から引き継ぎを受けた路線について、地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第15 議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第16 議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第22号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第17 議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第23号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第18 議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第24号、平成29年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、平成29年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第19 議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第25号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第20 議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第26号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第21 議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第27号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

#### 日程第22 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第28号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。



### 日程第23 議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第29号、平成29年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成29年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成29年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第24、同意第1号から日程第26、諮問第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号から諮問第2号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。



### 日程第24 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第24、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月13日をもって、任期が満了する嶋戸貞治氏を引き続き、識見を有する者のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

嶋戸貞治氏の略歴につきましては、別紙の説明資料56ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第25、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月30日をもって任期が満了する坪田則義氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

坪田則義氏の略歴につきましては、説明資料の58ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第26、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月30日をもって任期が満了する馬渡三郎氏の後任として、小窪久美子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

小窪久美子氏の略歴につきましては、説明資料の60ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月7日までは、休会とします。

3月8日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、付議事件にかかる委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。

本日は、これで散会します。

午後 1 時20分 散会

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成29年3月8日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第3 議案第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第7号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 一般質問
  - 野 村 広 志
  - 小 野 広 嗣

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

○

○議長（岩根賢二君） 丸山議員より、発言の取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○9番（丸山 一君） 2月28日の本会議におきまして、議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の審議の中で、土地改良区内の農地における非農地通知の事務手続きにつきまして、土地改良法での法的裏付けに関する部分の若干ニュアンスの違いがありましたので、その部分の発言を取り消したいということで、会議規則第67条の規定による申し出をするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（岩根賢二君） ただいま丸山一君から2月28日の会議における法的裏付けに関する発言部分について、取り消したいとの申し出であります。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、丸山一君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

○

#### 日程第2 議案第1号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、今回の補正予算は、既定の予算から4億6,157万1,000円を減額し、予算の総額を263億7,500万5,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入の一般寄附金が増額されているが、例えば1件の寄附が高額となった場合、財務課にはその取り扱いに関する規定があるのかとただしたところ、特定寄附金とは、寄附者が用途を定めて寄附されるものである。それ以外の用途の定めのない寄附は一般寄附金として受け入れ、一般財源として充当している。寄附額に応じた取り扱いの規定は設けていない。寄附を受けた都度、寄附者の意向に沿った特定寄附金にするか、もしくは一般寄附金で対応しているとの答弁でありました。

今回、光熱水費が相当減額補正されている。庁内の省エネ意識が高まってきているのだと思うが、照明機器等の更新時には省エネ対応のものを導入するといった方針の整理は行われているのかとただしたところ、昨年の秘書室改修時には、照明をLEDに変えた。今後新しい照明を付ける場合は、LED照明等を整備していく方針であるとの答弁でありました。

LED照明だけではなく空調設備や公用車等、各課から上がってくる予算要求を二重にチェックするぐらいの体制はあるのかとただしたところ、例えば空調機については、予算要求が上がってきた場合、財務課ではその見積書等で建物の大きさに対する妥当性・効率性など、中身をチェックしている。財務課が全ての機器の中身について精通しているわけではないが、効率が良いと安価な物になるよう査定しているとの答弁でありました。

備品廃棄にかかる費用を10万円減額するとの説明だが、どういった物が廃棄されるのか。また、年間ではどの程度かかっているのかとただしたところ、廃棄される備品は、庁舎内の机・いす・使用済み蛍光灯等である。毎年度末に処分をしているが、例年10万円程度を支出しているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、預金利子については、一般会計・特別会計現金及び歳計外現金の資金運用による預金利子額であり、今回利子が減額となったため30万円を減額し、予算現額を120万円とするものである。

概略以上のような説明があり質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、日銀のマイナス金利政策の影響で、このような減額補正になっているのかとただしたところ、その影響によるものであるとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回減額になっている監査委員費のうち、費用弁償と普通旅費の違いについてただしたところ、費用弁償は監査委員に係る旅費、日当であり、普通旅費は職員に係る旅費であるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旅費が減額されているが、調査が行われなかった三つの特別委員会分の金額についてただしたところ、特別委員会分としては74万6,000円程度の減額であるとの答弁でありました。

委員会室のセンターアンプについて、緊急時の借入先が確保できたということで、今回備品購入費を減額しているが、メンテナンスも含めて、しばらくは大丈夫ということかとただしたところ、購入後かなりの年数が経過しており買い替えを考えたが、今年1年使って問題は無く、故障時の代替機の借入先も確保することができた。ただし、議会関係の備品は、有明町で購入し継続して使っている物が多く、老朽化しているので、年次的な更新計画を立て取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会保障・税番号制度関係のシステム改修費が380万円ほど減額されている。当初予算は総計主義で積算するので仕方の無い部分もあるが、一般財源の支出もある。執行残の考え方についてただしたところ、当初予算では、国が示していた7業務分のシステム改修費用を計上したが、その後、各業務間の情報連携の仕様に未確定な部分があり、国民年金、後期高齢者の業務について今年度は見送られた。国の仕様が確定しなかったことにより減額するものであるとの答弁でありました。

こういった事業を進める際は、国から県、県から市町村の順番で指示があると思う。そういった連絡は、前倒ししてもらわないと現場は大変であると思うがとただしたところ、随時、県とも連絡を取り、また、同じシステムを使っている霧島市など他の市町村とも連絡を取りながら進めてきたが、社会保障・税番号制度については、国の動きが不確定な部分も多かったとの答弁でありました。

歳入の統計調査費委託金が減額されている。県委託による統計調査2件が確定したことによるとの説明だが、こういった統計調査は、事前に分かっている件数で調査し、調査が終わってから歳入があるのではないのかとただしたところ、統計調査の県委託金の予算は、前回の調査等の実績を元に算定している。今回の工業統計分については、直近に経済センサスがあったことから、調査そのものが無かったため、減額になっているとの答弁でありました。

雑入で増額されているホームページ広告料について、料金体系をただしたところ、1社が1年間バナー広告を出すと、月額1万2,000円の12か月分で14万4,000円になる。当初5社分の広告収入を想定して予算化していたが、6社になったため増額するものであるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、市税は、現時点での実績を勘案して、2億8,144万9,000円を増額して、34億4,101万1,000円を見込んでおり、内訳として市民税は9,527万8,000円増額、固定資産税は1億7,559万1,000円増額、軽自動車税は58万円増額、市たばこ税は1,000万円増額している。

概略以上のような説明があり質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入の固定資産税が、今回1億7,500万円程度増額になっているが、主な要因と、その具体的な内容についてただしたところ、当初予算は厳しく積算しているが、償却資産の中の機械類の増加によるものと考えている。具体的には、太陽光発電設備の増加や、港関係企業の新たな機械の導入によるものであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年度の新規事業だった「目指せ日本一チャレンジ応援事業」が今回70万円の減となっている。チャレンジされた団体数と事業内容についてただしたところ、8団体から九つの事業で応募があり、そのうち3団体の4事業について助成を決定した。内容は、囲碁の全国大会で日本一挑戦、日本一高いカキ氷・日本一長い恵方巻、エアギターでギネスに挑戦、であるとの答弁でありました。

自治会統合推進事業の予算が執行されていないが、この補助事業を見直し、例えば校区公民館単位に、自治会統合に向けた勉強会等への補助などに取り組んでいかないと、自治会統合は進まない。新しい取り組みについては考えていないのかとただしたところ、自治会の在り方については、2月に開かれた自治会の在り方検討委員会でも議題として取り上げた。実態として世帯数が少なく機能しない自治会も出てきている。ここ5年10年で更に増える傾向にあるので、新しい取り組みとして「地域コミュニティ協議会」について自治会の在り方検討委員会に提案した。自治会統合推進事業については、毎年公民館に出向き内容の説明を行っている。各自治会長も現状を認識していらっしゃると思うが、実態として統合は進んでいない。今後、地域コミュニティ協議会を提案しながら、他自治体の取り組みの紹介などを含めて、自治会の在り方検討委員会に問題提起したので、29年度は更に深く協議していきたいとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、今回入札執行に伴う残額を減額している耐震性貯水槽の整備について、市内の防火水槽の設置数と、その耐震化率についてただしたところ、松山町に171基、志布志町に182基、有明町に186基の計539基である。新設するものは耐震性の貯水槽にしており、539基のうち130基程度が耐震化されており、耐震化率は24%程度であるとの答弁でありました。

災害対策費のうち需用費が減額されており、賄い材料費とあるが、具体的にはどういった物になるのかとただしたところ、津波避難訓練時の、炊き出し訓練に係る材料費であるとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、昨年の参院選と知事選にかかった費用の残額が減額されている。前回から商業施設であるアピア内に投票所を増設して期日前投票が行われた。増やしたことによる人件費を含め総体費用はどうだったのか。また今後の選挙において、商業施

設で期日前投票所を設置することについての考え方をただしたところ、アピアでは5日間、期日前投票所を設けたところ、買い物客等の投票者が多かった。経費としては、人件費・物件借入費含め、およそ250万円程度であった。買い物に同行していた子供たちを含めて、市民への啓発につながったと思うので、新たに協力をもらえる商業施設等があり、設置可能な状況等が整えば、期日前投票所の増設の有無について、今後選挙管理委員会に諮り検討していきたいとの答弁でありました。

昨年の参院選と知事選から18歳選挙権となっているが、投票結果の分析はできているかとただしたところ、参院選での投票状況は、18歳有権者283人のうち投票者が117人で投票率41.34%。19歳有権者246人のうち投票者が68人で投票率27.64%。18歳と19歳合わせた有権者が529人で、そのうち投票者が185人で投票率34.97%であったとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税推進事業の臨時職員賃金が160万円の減となっているが、当初何名の募集を予定していたのかとただしたところ、10月から1月までを9人、1月のみを8人、計17人と予定していた。勤務期間が短いといったことから11人しか応募が無かったため、減額するものであるとの答弁でありました。

応募が少なかったということだが、現スタッフで対応したのかとただしたところ、現スタッフ及び他の課の嘱託職員に急ぎよお願いした。また、職員の時間外でも対応したとの答弁でありました。

サポート志布志アピアについて、施政方針には「買い物客も増えてきている」と表現されているが、オラレやアピア内のダイレックス・西松屋等の利用者はどの程度かとただしたところ、オラレの利用者数は来場して舟券を購入された方のみをカウントしているが、今年度2月末で4万8,217人。昨年度は5万7,422人であった。また、アピア全体の利用者数は、平成27年10月から平成28年9月までの第25期の実績が88万1,863人で、対前期比102.5%となっているとの答弁でありました。

さんふらわあ利用促進の補助金の増額については、積算根拠となっている114団体の利用期間をどのように想定しているのかとただしたところ、春休み期間の中・高・大学生のスポーツ合宿を想定しており、現段階でさんふらわあの利用申し込みをされている114団体、3,000人が往復するということで、積算しているとの答弁でありました。

昨年より、助成団体が約100団体増えた要因をどのように分析しているかとただしたところ、スポーツ合宿については、施設整備が大きな要因で、生涯学習課と連携して、施設整備と誘致活動に取り組んでいる。本年度は、松山地区のテニスコートが10面になったことが一番大きい要因と考えているとの答弁でありました。

港湾振興費の中で、コンテナターミナル利用促進事業を500万円減額しているが、当初予算の額と助成内容についてただしたところ、当初予算では4,500万円計上し、コンテナへの助成と、冷凍・

冷蔵電源施設への助成を行ってきた。コンテナ助成については、初めて志布志港を使われる業者は輸入貨物1TEU当たり5,000円、輸出貨物1TEU当たり1万円を助成してきた。また、継続して志布志港を使っていただくために、輸入貨物1TEU当たり500円、輸出貨物1TEU当たり1,000円を助成している。また、貨物量の増加分についても輸入貨物1TEU当たり5,000円、輸出貨物1TEU当たり1万円を助成している。前回の助成件数は、平成27年度より増加しているが、継続利用分が増えたため、500万円を減額するものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自主文化事業公演入場料が200万円減額されているが、それぞれの公演について、当初見込みに対する入場者数は、どれくらいだったのかただしたところ、通常、公演については、委託費の60%から65%の入場料収入を見込んでいるが、28年度に実施した2公演について、34.24%、33.25%と見込みの2分の1程度となり、見込みを下回ったとの答弁でありました。

入場料については、公演者側から示される金額があるのか、とただしたところ、全国一律の金額を設定する公演もあれば、3,500円から4,000円程度の幅で、市で設定できる公演もある。状況を判断しながら、安価な価格で見ただけのように努めているとの答弁でありました。

体育施設使用料の増額は、松山地区のテニスコート利用者の増加等によるものとの説明であったが、テニスコートを増設する段階で、使用料の増も見込まれたのではないかとただしたところ、当初予算編成の際、前年度と同額の予算措置としており、過小な見積りであった。今後は、適正な予算措置に心がけたいとの答弁でありました。

指定管理者制を導入している中で、施設管理業務委託料が減額になっている理由についてただしたところ、施設管理業務委託料の減額については、指定管理料の減額ではなく、有明弓道場周辺の樹木伐採委託業務の執行残、開田の里公園敷地内の橋梁の点検委託業務の執行残であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、減額されている小学校費、中学校費のその他非常勤職員報酬については、学校医等に対する報酬との説明であったが、その内容と減額の理由についてただしたところ、学校の要請に基づき、学校医、薬剤師等に依頼する内科検診、水質検査、空調検査、照度検査等に関する報酬の減額である。前期、後期の2回の支払いとなっており、後期分の支払見込み額を考慮し、減額したものである。検診や検査等の実施回数や児童、生徒の人数により金額が異なるため、学校ごと、年度ごとにその状況は異なっているとの答弁でありました。

教育費国庫補助金のへき地児童生徒援助費については、スクールバスに関する補助金かとただしたところ、志布志中学校のスクールバスに係る補助金、235万2,000円の増額補正である。昨年度は、基本となる補助対象の2分の1に対して、4割の歳入しか無く、それを参考に、本年度の当初予算を計上したが、本年度は、2分の1に対して満額の歳入があったため、合計で432万円の歳入となったとの答弁でありました。

市内高等学校支援事業補助金のうち、通学費補助金が56万円の減額となっているが、実績と今後の見通しはとただしたところ、本年度からの新規事業であり、現状は、松山地区、伊崎田地区の生徒への支援が主となっているが、その他市内の生徒が志布志高校に通学する分についても対象としている。目的は、志布志高校の生徒確保と大隅から松山、伊崎田を経由してくるスクールバス路線の維持である。当初予算の計上については、前年度の入学実績を勘案し、松山地区から9人、伊崎田地区から4人を想定し、100万円を計上したが、実績としては、松山地区から6人、伊崎田地区から3人の計9人の利用となっている。また、松山の新橋地区以外については、バイク通学が認められているため、利用者の減となっている。29年度については、1、2年生が対象となることから、今年度に比較して、利用者は増加すると思われるとの答弁でありました。

市内高等学校支援事業補助金のうち広報等支援補助金は、どのように使われたのかとただしたところ、市内高等学校支援事業補助金のうち通学費補助金は、志布志高校のみへの支援であるが広報等支援補助金については、志布志高校、尚志館高校それぞれへ50万円ずつを補助している。学校の活性化や生徒確保に資するPR等を目的としており、志布志高校においては、パンフレットの増刷やPR用看板の設置、活性化のための会議費等に充てられているとの答弁でありました。

給食センターの調理員不足に伴う問題等についてただしたところ、本年度4月からの統合により、志布志センターの23名に松山センターの5名を加えた28名でスタートした。病気等の自己都合等で辞められた方の補充にも努めたが、人材確保等も難しい状況であるため、他自治体の状況等も参考にしながら調理員との協議を実施してきた。その結果、現在の26名体制でも対応可能ということで、理解をいただいている。2名減の状況でも業務への支障は無いところであるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、資源ごみの売却益金は、空きビン等の収益ということか。また、再商品化合理化拠出金はこういったものかとただしたところ、資源ごみの売却益金は、分別排出された資源ごみのうち、ビンや空き缶、プラスチック、新聞紙等の紙などと、生ごみ等で製造した堆肥の販売益金である。鉄やアルミの相場により変動があるが、例年、1,500万円程度の収入となっている。

再商品化合理化拠出金については、容器包装リサイクル法第10条の2の規定に基づき、市町村に支払われるものである。その内容としては、容器包装を生み出すメーカー等が再商品化処理に係る費用を拠出し、実際の処理に要した経費を差し引いた額を各市町村のごみの減量化や清潔度等によって算定し、各市町村に支払われるものである。志布志市については、他市町村に比べ大きな額となっているとの答弁でありました。

廃棄物管理について、確実な収集、処理に資するために経済性より安定性が重視されることは理解するが、1社独占となっている現状に対する市の考え方についてただしたところ、市民生活に支障の出ないように回収、処理をすることは、廃棄物管理の主体である市町村の責務となっている。経済性を優先することがあってはならず、確実な履行ができていない業者でなければならぬと考えている。また、廃棄物処理法においても、一般廃棄物の処理については、市町村において適正に処理されなければならないとしているため、随意契約であっても問題ないという趣旨に基づき実施しているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨時福祉給付金支給事業の電子計算システム開発委託費は、毎年予算化され、金額も大きくなっているが、毎年必要な業務なのかとただしたところ、本事業は、平成26年度からの継続事業であるが、非課税者が対象となるため、1月1日現在での住民基本台帳の情報と課税状況等を反映させたシステム開発に係る業務委託であり、毎年必要となる。更に、様式の変更等への対応も含んでいるため、金額についても変動があるところであるとの答弁でありました。

子ども医療費の助成事業の扶助費が419万1,000円増額された要因についてただしたところ、平成25年度が8,860万円程度、平成26年度が9,720万円程度、平成27年度が9,890万円程度、今年度については、1億900万円程度の執行になると見込んでいる。制度の周知と病気の悪化を防止するため、病状が軽度の段階で、受診されていることによるものと理解しているとの答弁でありました。

保育所運営事業については、人事院勧告に基づく人件費見直しによる基本単価の遡及適用等を理由に、1億7,463万円6,000円が増額されているが、保育士等へ人件費として配分されたことをどのように確認するのかとただしたところ、保育所等に対しては、毎年処遇改善に係る給与の上乗せについて報告を求めており、結果的には、全ての保育園等が正当な給与を引き上げているということを確認している。個々人の情報等については、市の方では把握していないが、保育所等の法人については、2年に1回の法人監査を県、市合同で実施しており、その中で職員の給与、

サービス等についても、県が監査を実施しているため、問題が指摘されない以上、市としては、給与アップが図られていると認識するところであるとの答弁でありました。

生活保護費返還金、徴収金の内容と件数についてただしたところ、生活保護費の不正受給が確認された際、不正受給に至った経緯が悪質ではないと認められた場合が返還金、悪質であると認められた場合は、徴収金となる。人数については、返還金現年度分が43件、過年度分が18件、徴収金につきましては現年度分が8件、過年度分が12件となっているとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、全体的に委託費の減額が見られるが、その要因は何かとただしたところ、長寿社会づくり事業の委託費に関しては、当初予算編成時点では、財団の補助事業対応となる可能性があったため、調査結果の集計や集計結果の製本について、外部委託を想定した計上であったが、結果として採択されなかったため、集計業務等を職員で対応したことや成果品の製本化も不要となり、委託費の執行が無かった。また、介護保険の次期計画のための調査業務について、市内の事業所へ委託する予定であったが、業務多忙で委託できなかったため、嘱託職員、包括支援センター職員が調査に従事したことで委託料の減額となった。結果として、職員、嘱託職員で対応した結果、委託費に係る支出低減となったとの答弁でありました。

外部委託を想定した業務が職員、嘱託職員により実施されたことにより、職員、嘱託職員等への負担が増えたのではないかとただしたところ、特定健診等に関する業務であり、例年実施していることから、そのことで負担が増えることは無かったとの答弁でありました。

緊急医療体制整備事業の負担金、補助及び交付金の減額についてただしたところ、今回の減額は利用者減によるものである。特に、都城北諸県郡関係については、病院が移転した影響と推測するが、以前に比較して半分以下の利用者となっている。曾於医師会の夜間急病センター利用者の実績については、25年度の利用者1,139人のうち志布志市分が626人、26年度については、981人のうち541人、27年度が997人のうち519人と、若干減少しているとの答弁でありました。

予防接種に係る委託料減額の要因についてただしたところ、当初予算については該当する年齢の人口に加え、前年度までの未接種者をあわせた人数を接種予定者数として事業費を積算していたが、当該年度の接種者が少なかったこと、前年度の未接種者の接種が増えなかったこと等が要因として考えられるとの答弁でありました。

不活化ポリオ、3種混合ワクチンの接種率についてただしたところ、現在、3種混合ワクチンの製造が中止され、不活化ポリオを含んだ4種混合ワクチンとなっているため、不活化ポリオだけを接種される方はいない。平成28年度の4種混合ワクチンの接種対象者の延べ人数1,076人のうち接種者は843人となっており1月末日現在で接種率は78%となっている。予防接種は、集団発生の防止や健康維持のために接種しなければならないとされており、80%を超える接種率が無いと集団発生を予防できないと言われているが、おおむね達成しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第1号、平成28

年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月3日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県補助金である農業委員会費交付金及び機構集積支援事業費補助金の増額理由についてただしたところ、農業委員会費交付金については、農業委員会等に関する法律の施行令の規定に基づき交付され、機構集積支援事業費補助金については、利用状況調査等の現地調査にかかる費用分として交付されるものであるが、今回国の予算額の確定に伴い増額となったところであるとの答弁でありました。

利用状況調査後の遊休農地の取り扱いについてただしたところ、7月から9月にかけての利用状況調査を基に遊休農地と判断された農地について、自ら耕作するか、中間管理機構等へ貸し付けるかの意向調査を行う。意向どおりの取り組みを行わない場合は、中間管理機構との協議を勧告のうえ、課税強化の対象となるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市営住宅老朽化対策移転事業について、今回減額となった理由と実績についてただしたところ、おおむね築50年以上の住宅を対象に年度当初から居住者に交渉を進めてきたが、移転の同意に期間を要したことで家賃補助の残が発生した。また生活保護受給者は家賃補助の対象外となるため、その分の減額となったところである。実績は8戸が移転を行ったとの答弁でありました。

砂防施設保全事業について、工事請負費の減額により事業の縮小や実施されない箇所などがあるのかとただしたところ、当初の段階で4地区を要望していたが、3地区がそれぞれ要求額の減額、1地区が不採択となり、当初要望額4,600万円に対して1,800万円の確定額となったとの答弁でありました。

全く予算が付かなかった地区もあるが、今後、どのような対応を行う予定かとただしたところ、今回は非常に厳しい配分であった。29年度分については、引き続き3地区分、約4,300万円とあわせて、別の1地区で6,000万円の予算要求をしている。今後も更に県に対して要望を行っていき

いとこの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県代行事業の林道御在所岳線開設事業について、現在の発注状況と、県は繰越事業としているが、市は事業費を減額して新年度に予算計上を行うこととしている理由についてただしたところ、県の発注状況については、先日、測量設計業務が発注された。県の事業については、国の地方創生道整備推進交付金を充当しており、翌年度への繰越事業となった。市の事業については単独事業として分筆登記、用地買収、立木補償費を計上していたが、県の状況により事業費が確定しなかったため、今回その予算を減額し、新年度予算で改めて計上する予定としているとの答弁でありました。

多面的機能支払交付金事業について、活動組織は当初の計画より増えているが、事業費が減額となった理由についてただしたところ、当初の計画では活動組織の増加を見込んだ予算計上をしており、実際に28年度は新規で3組織が増えたが、予想以上に面積が小さかったため、最終的に減額補正という結果となったとの答弁でありました。

最後に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営畑地帯総合整備事業のパイプライン布設後の農道管理について、地元からの要望に対する事業の進捗状況についてただしたところ、28年度は首於南部地区が18本、第3首於南部地区に6本の農道が残っており、なかなか用地交渉が進まない箇所もあるが、全体的な進捗率は事業費ベースで89%程度であるとの答弁でありました。

家畜損耗防止対策事業について、異常産における頭数の実績が、計画の倍近くに増えているが、その理由についてただしたところ、従来は3種混合ワクチンを接種していたが、今年の1月から1頭当たり2回の接種を必要とする4種混合ワクチンが接種できるようになり、接種回数が増えたことによる延べ頭数の増が、その理由であるとの答弁でありました。

県地域振興公社営事業について、1法人が入札執行と堆肥舎面積の減による事業費の減額がなされているが、この法人は畜産クラスター事業においても、今回事業費の減額がなされている。事業計画そのものの変更等は無かったのかとただしたところ、事業計画に変更は無いが、堆肥舎面積の減については、処理段階が早く、保管する面積も少ないスクリー型処理施設を計画していることから、面積の縮小となったとの答弁でありました。

以上で全ての審査を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第1号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第9号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定健康診査等事業の不用額が438万9,000円となっているが、平成27年度、28年度の受診率は何%なのか。また、当初予算計上時の受診率は何%を見込んでいたのかとただしたところ、平成27年度の受診率は、53.6%、28年度の受診率については、年度途中ではあるが、現段階で50%となっている。当初予算積算時の受診率は、市が目標としている70%としているとの答弁でありました。

特定健診の検査項目ごとに基準値が設定されているが、市民が検査結果を見る際、基準値をどのように捉えればよいのかとただしたところ、特定健診については、40歳から74歳までを対象とし、基本的な目的を重症化予防としている。治療のための基準ではなく、生活習慣病予防を推奨するための健診、基準値であると理解して欲しいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

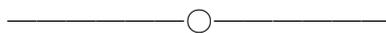
○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、徴収費の印刷費20万円の減額についてただしたところ、納付書の印刷について、仮算定分と本算定分の2種類の様式を想定し、予算計上していたが、後期高齢者医療広域連合との協議において、課税説明を別途印刷することで、統合した1種類の納付書での対応が可能となったことによる減額であるとの答弁でありました。

諸支出金の還付金等の増額についてただしたところ、当初予算計上時においては、2年間の還付を想定していたが、裁判を含めた事例等により5年間の還付ができるようになったこと、還付事案も増加していることなどから、100万円の増額となったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

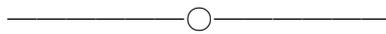
○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第5 議案第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、緊急通報システム設置事業については、委託料が減額されているがどのような事業なのか。また、利用者は何人なのかとただしたところ、緊急通報システムについては、電話回線に専用の端末を接続し、簡単な操作により、包括支援センターとの連絡を可能にすることで、在宅のひとり暮らし高齢者等が、気分が悪くなったときや転倒によりけが等をされたときなどの緊急事態が発生した際の不安解消と早期対応を目的に整備されたシステムである。包括支援センターの移転や通報受信のための機器が老朽化したことから、確実な通報環境を確保するため、NTTコールセンターへの業務委託費、新規申請者宅への端末設置委託費等を当初予算に計上したが、新規の申請者も無く、利用者も100人から71人に減少しているとの答弁でありました。

市内の対象者を把握しているのかとただしたところ、対象については、65歳以上の一人暮らしの世帯、65歳以上の方のみの世帯のうち世帯員の1人が介護認定を受け、要介護3以上の世帯が

対象となるが、申請に基づく事業であるため利用されている対象者のみの把握となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第4号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第6 議案第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、職員の給料1万3,000円の増額の理由をただしたところ、人事院勧告に伴う増額分であり、その時点では、額が小額であったため事業費等の確定による補正とあわせ、3月議会での提案と判断したが、12月議会で提案すべきであったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第5号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

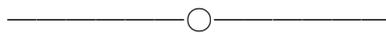
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第7 議案第6号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第6号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第6号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年度、国民宿舎ボルベリアダグリの玄関脇の壁面改修を行ったが、そのような改修をしなければならない建屋部分が他にあるのかとただしたところ、緊急性のある修繕箇所は無い。今年度は壁面のほか、大規模な空調改修工事も行った。宿舎建設費の償還の見通しが立っていることから、今後のリニューアルについては、29年度の予算で改修計画を策定する予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第5号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

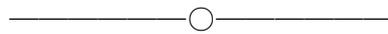
○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第8 議案第7号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第7号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第7号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月3日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地2工区内の道路詳細設計の委託料1,000万円が不要となったという説明だが、2工区を購入された2者がそれぞれ自分たちで道路を整備するということがとただしたところ、2工区の区画割りの都合上で、道路が必要となる場合の道路設計費用として予算化していたが、土地売却の結果、2者の入り口が別々になり2工区内の道路整備は不要となったため、今回設計費用を減額するものであるとの答弁でありました。

1工区・2工区の建物等の整備スケジュール等は把握しているかとただしたところ、1工区については、昨年6月定例会で土地売却の承認があり、土地の所有権移転登記が9月に終わった。株式会社上組が団地内に建設するのは低温倉庫と、普通倉庫であり、年内に普通倉庫の建設に着工したいと聞いていたが、普通倉庫に入れる品目を試験中であり、試験結果を協議して建設時期を決めるため、少し待つて欲しいとのことだった。2工区については、東洋埠頭株式会社が29年6月ぐらいから、タイヤ原料のカーボンを保管する倉庫の建設を開始したいということで、現在

所有権移転の登記中である。帝国倉庫運輸株式会社は29年度中に普通倉庫と低温倉庫の建設に着工したいという内容になっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第7号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第4号)は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(岩根賢二君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

11時30分から再開いたします。

—————○—————

午前11時15分 休憩

午前11時29分 再開

—————○—————

○議長(岩根賢二君) 会議を再開いたします。

—————○—————

## 日程第9 一般質問

○議長(岩根賢二君) 日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番(野村広志君) 皆さん、こんにちは。

真政志の会の野村でございます。

残りの任期も残りわずか1年ということでございますので、改めていろいろな思いをめぐらせて頑張らせていただきたいと思います。

そんな中、先日少し調べものをしておりまして、本を探っておりまして、同僚議員の皆

さんお持ちだと思えますけれども、議員必携の一文の中に目が留まりまして、改めて考えを新たにしたところでした。この後の質問の中でも通ずるところがございますので、少し御紹介したいと思っております。「議員は住民の代表である。それは住民が考えていること、思い願っていることの全てを代表するということである。大きく叫び強く訴える組織や、バックを持った住民の声は容易に把握できるが、地域社会の片隅にいる弱者の声、組織を持たない住民の小さな声、特に声なき声や、ため息は聞き取りにくい。住民と行政との橋渡しをすべき議員は、そうした大きな声、小さな声、声なき声、ため息を全ての声を把握して、これを代表し、住民の心情をつかんで、その心で物事を考えることが大事である」とありました。

私も改めて初心に立ち返りまして、今回もこのような見地を忘れずに質問に入らせていただきたいと思います。

まず、災害復旧対策についてお聞きしてまいります。

今回なぜ、この質問に立たせていただいたかと申しますと、まさに先ほどの住民の市民の小さな声とでも申しましょうか、声なき声ではなからうかと思えますが、近年地球の温暖化現象がもたらす影響や、ほかの様々な起因となる気象の変動による異常現象で、従来では想像もつかない災害や被害が日本全国のみならず、世界中で起こっております。まさに想定外の出来事が頻発しているといえます。本市においては、昨年6月と9月に豪雨や台風による多大な被害が出たことは記憶に新しく、現在もまだ、その復旧がなされていない箇所も多く見受けられております。

そこで、お聞きいたしますが、先の台風の被害の状況について農作物と倉庫や、ビニールハウス、畜舎など、農業施設の被害状況、それと農地や橋りょうにおける被害状況をあわせてお示しをいただけますか。

**○市長（本田修一君）** 野村議員の御質問にお答えいたします。

今年度の自然災害で6月豪雨や台風12号、16号での被害が主に発生いたしました。特に台風16号では、芝用水源地への道路災害など、多くの被害が発生しております。

まず、公共土木施設被害ですが、ほ場災害復旧工事が3件、市単独災害が5件、道路の災害であります。そのほかに台風による風倒木除去、路面清掃など112路線の応急復旧作業を行っております。

次に、農林水産施設災害の農業用施設、農地災害等でございますが、農業用施設が7件、うち農道2件、水路2件でございます。農地の災害が4件が補助対象としまして、市単独による分が農業用施設が10件、内訳は農道8件、水路2件です。農地の復旧が6件発生しております。このほかに農道水路等の応急対応など114か所の対応を行ったところです。

また、市による農地等災害復旧事業補助金では、25件の災害を受けた農家への補助金を支出、または支出予定となっております。

次に、農作物及び農業用生産施設等の被害でございますが、これは台風での被害となりますが、現地調査や被災農業者への支援説明会等を開催するなどしまして、被害状況を把握しながら、施設野菜では、ピーマン、メロン、ゴーヤ等、露地野菜では大根、にんじん、白菜、キャベツ、ケ

ール等に被害があったところであります。

被害面積は47.4ha、農家戸数で全体で45戸でございます。

また、農業用生産施設の被害につきましては、ビニールハウスの被覆資材、パイプ破損が116棟、面積で7.36haです。そして、畜舎、堆肥舎が15棟、面積で0.56haです。そして、農業用倉庫や機械格納庫が7棟、トラクター等の機械が3台となっております。農家戸数全体では47戸の被害があったと受けております。

以上であります。

すみません。発言の間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

農林水産施設災害の農業用施設農地災害等につきまして、農業用施設が7件でございますが、このうちの内訳につきまして、農道2件、水路2件と発言しましたが、水路につきましては5件でございます。

よろしく願いいたします。

**○3番（野村広志君）** 今状況についてお示しいただいたところですが、では具体的な被害の金額については、押さえてらっしゃいますか、教えてください。

**○市長（本田修一君）** 金額についてお答えいたします。

土木関係の被災でございますが、補助で4,262万5,000円、単独で310万2,000円、応急対応等に要しました経費が3,494万2,000円で、合計で8,066万9,000円でございます。

次に、農業関係の被害ですが、まず農道や水路などの土地改良施設で、補助事業で1,771万2,000円、単独で354万8,000円です。

そしてまた、小規模な復旧や通水など応急対応にかかった経費が3,484万3,000円となりました。これに市の農地等災害復旧事業補助金に457万9,000円の見込みで、合計で6,068万2,000円になるところであります。

次に、農作物及び農業用生産施設等の被害でございますが、まず農作物被害につきましては、植え直しや、まき直し、また定植まで必要な種苗、肥料、農薬等の資材購入経費などから算定されまして、被害額が911万9,000円となっております。

また、農業用生産施設被害につきましては、被災前の施設を現状復旧するまでに要する経費で算定しまして、3,391万円の被害となっているところでございます。

**○3番（野村広志君）** 今、金額もお示しいただきましたけれども、では、この補助金の予定額が25件という、今予定とあわせてということでしたけれども、これは被害に遭われて実際に、この申請等ができていない方というのが、どの程度いらっしゃるのか把握されていらっしゃいますでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、未施工の箇所につきましては、土木の施設ではありませんが、農林水産施設災害分につきましては、水路等小災害工事が11件、農地等災害復旧工事補助が6件残っております。

農業用生産施設におきましては、ビニールハウスの被覆資材の張り替え、パイプ修繕等が6棟、

農機具格納庫の修繕・再建が2棟の計8棟で、復旧時期等を考慮しまして繰越明許費としてお願いしているところであります。

○3番（野村広志君） では、補助金等の申請が出ていない方は、今のところではないということでもよろしいですか。もう全ての被災された方で、今後予定されている方はいらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま答弁いたしました内容につきましては、申請があった分についてされているということでもございまして、いまだ復旧できていない所につきましては、様々な要因がございまして、今後整いましたら、条件が整ったら復旧を始めるということにしております。

ただいまの件につきましては、担当課長に補足説明させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） ただいまのまだ申請がなされていないという件ですが、農地につきましては、6件ほど報告があるところでございます。これにつきましては、新年度で4月以降、早急に対応を考えていきたいと思っております。

あと施設の方ですが、これにつきましては、11件、これも同じように当初4月以降、早急に復旧したいということで計画しております。

○3番（野村広志君） では、この農業用施設等については、農業の共済制度というのが設けられているかと思えますけれども、この加入状況と加入したことによる救済の状況について、少し教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回被災しましたビニールハウス116棟のうち7施設、2名が園芸施設共済に加入しておられません。加入率が非常に低い状況になっております。

今回は、激甚災害指定ということで被災農業者向けの補助事業があったところでございますが、通常では、こうした補助事業がないため、今後こうした台風被害による復旧費用等の負担軽減を図るという観点から共済等の加入を促進していくよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 加入が非常に低いということで、今答弁いただいたところでしたけれども、加入がなかなか進んでいかないというような要因というか、その原因がありますか。それとあわせて対応を進めていくということですが、対策を何か検討されていらっしゃるかどうかお聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（今井善文君） 市長から答弁ありましたように、本当に低い加入率でございまして。と申しますのは、ここ何年か、ほとんど台風も来ておりませんでした。そういうところの備えが危機意識と申しますか、そういうのが薄くなってきていたのではないかと考えております。

それから、今後のことについてでございますが、国の方では現在収入保険ということを議論をいたしております。そういうことと絡めながら農業共済制度についても、幾分か見直しがあるというふう聞いておりますので、そこら辺を絡めながら、また農家の皆さん方には説明をしてい

きたいというふうには考えているところです。

○3番(野村広志君) 災害はいつ何時起こるか分かりません。確かに、ここ何年か台風が直撃するようなことはあまり無かったわけですが、そういったことについても、しっかりと備えをしておいただければ農家さんも安心して農業に就けるのかなと思っております。

では、特に被害が大きく、災害の発生があった台風が上陸したのが昨年9月20日であったと思っておりますが、おおよそ半年がたった現在でも、まだ復旧がされていない箇所が幾つかあると、今報告をいただいたところでしたが、当然予算の問題であるとか、緊急性や優先順位の問題もあるかと思っておりますけれども、関係者の方々は非常に心配をされてらっしゃるというような声を多く聞くわけですが、これは、いまだにまだ復旧ができていないという主だった要因であるとか原因について、分かっていたらお聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

農地農業用施設災害で未施工となった要因ですが、年度末工事の集中によりまして、施工可能な業者依頼が難しくなったということ。そしてまた、地元も被害箇所が見つげづらくて、被害報告までに時間がかかったというものが原因、要因ではないかなというふうに思われます。

新年度になり次第、業者を選定しまして早急に復旧工事を行ってまいりたいと。農業用生産施設につきましては、ビニールハウス等の修繕や再建に必要な資材が入手困難というようなことで時間を要していることや、そのハウス内における農作物の収穫作業の関係で復旧が遅れているということも原因、要因となっているのではないかと考えております。

○3番(野村広志君) 災害箇所の発見とか、報告、対応が時間がかかったということも今お聞きしたところですが、災害の発生から担当所管においては、日夜問わずに対応に当たっていただいたことには大変感謝いたすところですが、しかし、特に支所等については、マンパワーの部分で、どうしても対応に苦慮しているのかなということを少し感じているところがございます。そういった場合の本庁と支所間のサポート体制というのは、どのような体制がとられているのかなと少し疑問に思ったところですが、その辺について少しお示しいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

災害発生時には、その直接の担当する部署が駆けつけて状況把握するわけでございますが、今回このようなケースにおきましては、一大災害でございますので、課全体あるいは関係課を含めて総体的に取り組むということにしているところでございます。

そのようなことで、今お話がありましたように、災害の規模によって対応は分けてあって、しっかりとできているんじゃないかなというふうに思っております。

○3番(野村広志君) 災害復旧、敏速なやはり対応が求められていると、やっぱり被災された方は一日でも早くという思いがあろうかと思っております。市としても全市的に、今市長も捉えて対応していくということでございましたので、支所・本庁間、上手に連携を取りながら対応に当たっていただければなと思っております。

あと市の管轄する箇所だけでなく、県や国が管轄する箇所も今回大きな災害等があったかと思

います。その復旧の状況と、工事と発注をかけられておりますが、その進捗についてお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共土木施設につきましては、国道など国の管轄する被害は無かったようでございますが、市内の県管理分で河川災害が9件あったと聞いております。被害額としまして、2億3,920万円というふうには報告を受けております。

市の土木施設では、公共が3件、市単独が5件で、これは全て道路の災害でございます。復旧工事の発注はしております。

農林水産施設の被害につきましては、国・県はございません。市で発注を行っている件数で補助が7件、単独が10件でございます。全て発注済みでございます。うち補助分の1件を今回は繰越明許費で計上しているところでございます。

それで、公共土木施設災害分につきましては、2件で発注は完了しております。この分につきましては、8月末に事業を完了と。そしてまた、農林水産施設分につきましては、1件で発注は完了していると、5月末には事業完了ということになっております。

農業用生産施設の復旧事業につきましては、全て完了しております。7月には事業完了という予定となっております。

○3番（野村広志君） 限られた予算の中で実施をしていくわけですので、今回も補正による追加の処置であるとか、明許繰越による引き続きの復旧に向けた取り組みが出ておりますし、今回の明許繰越による災害復旧事業においては、農林水産・公共土木を合わせて6,240万1,000円あるようでございますが、こういったものも含めながら理解をしているわけですが、災害復旧については、これは本会議でも少しありましたけれども、年度内に全て完了するという事で認識してよろしいわけでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共土木施設の災害及び農林水産施設の災害で、繰り越しを行う以外の箇所につきましては、年度内に完了する予定としております。

○3番（野村広志君） では、もう一つお伺いいたしますが、自己負担を伴う農地等災害復旧事業についてお伺いいたしますが、様々な条件により違いがあるかと思っておりますけれども、いざ災害に見舞われて復旧しようとする際に、農地等災害復旧事業補助金に該当する場合は申請をするわけですが、自己負担が伴う部分のガイドラインと申しますか、仕組み、そのルールについて少し教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農地等災害事業復旧補助金対象は、工事費が5万円以上40万円未満で、地権者が施工業者に工事に係る見積りを依頼しまして、申請書にその見積りを添えて市役所に提出していただく、そのいただいたものにつきまして、担当の方で審査を行った後、補助金決定を行うということでございまして、個人負担は工事費の2割になっているところでございます。

○3番（野村広志君） では、その2割の自己負担についてですが、現在どのような支払いというか、払い方をされていらっしゃるか教えてください。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 農地等災害復旧事業補助金制度につきましては、今市長が答弁したとおり、個人負担は2割ということになっております。

事務の進め方としましては、今市長が申しましたとおり、耕作者の方で見積り、あと申請書を提出してもらいまして、それをもって決定をします。その後、地権者、耕作者の方で実際に施工業者さんの方に依頼して工事を発注した形になります。

その後、完成、完成届をもって、うちの方で完成検査に行きます。その後、確定通知を出して請求書を耕作者の方からいただいて、それによって支払いをするというような事務の流れになっております。

○3番（野村広志君） 災害に見舞われて、自分の資産であるとか、財産が脅かされたということで多大な被害に遭われているわけですが、一日も早く復旧したいということで、この制度を利用したいということであるわけですが、この自己負担分を含めて、申請者が金額を全額支払いをして、その後に2割分の補助を受け取るというような形ということですが、この仕組みについて変えられないものかなと思っているところです。災害に遭われた方々のことを考えれば、少しでも負担の軽減というのができないものかなと、制度上どうしても、その補助金という制度上、一度全額を払ってという説明がありましたけれども、その部分の自己負担の部分だけで対応できるような制度の変更というのは可能じゃないのかなと感じたところでした。そこについて、どうでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農地の耕作者が自己復旧を前提としまして、業者からの見積りを基に申請された見積りの内容を審査させていただきまして、それを予算化の上で補助金の手続きを進めているということですが、その事業費に対しまして8割の補助するということがございまして、この制度の良いところというのは、被害を受けられた農地の所有者または耕作者が自分で営農を再開するために、御自分の意思に沿った形で迅速な復旧制度の一つであるということ、なるべく業者の作業が入りやすい時期にお願いできるというようなメリットもあるということですが、ぜひただいま申しました形での制度を活用していただきたいというふうに思うところでございます。

○3番（野村広志君） では、変えるというのはなかなか難しいということよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしましたように、現在の上では全体の事業費を見積もって、そのうちの8割を補助するという制度になっているということですが、一旦はそのようなことを見積りをしていただいた業者の方々と、すぐさま話し合いをしていただきまして、補助申請をしていただくというような形をしていただければというふうに思うところでございます。現在のこの制度のやり方で進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（岩根賢二君） 質問の趣旨に沿って答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の制度を活用していただきたいということでございます。

○3番（野村広志君） 災害に遭われた方々が、やはり申請をした場合、どうしてもやっぱり全額を先に支払わなければならないというようなことがあるということの声があったものですから、この質問をさせていただいたところでした。

5万円以上40万円を上限ということですので、8万円程度が自己負担分という、40万円を上限とするとなろうかと思えますけれども、その部分についてを自己負担分だけで済むのであれば、その負担は、すごく軽減できるのかなという思いもありながらの質問であります。

制度上、補助金の性質上どうしてもできないということであれば、またそこは御検討いただきたいと思えますけれども、その趣旨の質問をしているところですが、いかがですか。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため休憩いたしますので、午後1時5分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

ほかの補助事業との関係もございまして、そのことも確認しながら、今回のお話がありますように、耕作者につきまして、できるだけ負担がかからない形で復旧できるよう、今後調査研究をさせていただきたいということでございます。

○3番（野村広志君） 今市長から、今後調査研究をしていくということでございましたので、今ありましたように、ほかの補助金との整合性の問題もあろうかと思えますので、十分に検討していただければなと思っております。

この事業、農地等災害復旧事業でございますけれども、今回ほかの補助事業についてもいろいろと確認をしてみたところでした。本市の中に176の補助事業が各課にまたがっているようでございました。その中で、どれをとっても大変重要で大事な補助事業でございますけれども、事緊急を要するということになると、やはり、この農地等災害復旧補助事業等々になるのかなと感じたところでした。これは2次的な災害の発生の危険性や災害の拡大なども予想されますので、事農地ということもあります。次の作付けに影響するようなことにならないためにも早急な対応を求める市民の声は、冒頭申し上げました声なき声であるのかもしれないので、ぜひとも対応の方をお願いしておきたいと思っております。

こういった災害に遭われた農地について懸念されるのが、復旧等もままならず高齢化や担い手不足による優良な農地が耕作放棄化されることの心配であります。やはり生きがいや、やりがいを持って農地を守り耕作されてきた方々が、その思いまでもが押しつぶされてしまうようなこ

とにならないように、しっかりとしたサポートをとっていただければなと思っておりますが、では、このところで最後になりますけれども、実際にこういった場合、有料農地が災害復旧がなされないままで耕作放棄されているような事例が市内の中で報告されているかどうかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 災害復旧がされなくて耕作放棄ということになります。現在作物被害につきましても、まき直し等の対策をとっていただきまして対応しているところでございます。

そしてまた、このようなことで、ほとんどの農地が復旧されているということでございますが、例えば、農地への土砂の流入により復旧等がなされないところにつきましても、そのまま放置されると耕作放棄地ということにならないこともないので、再度地権者の方へ農地等災害復旧補助金制度の説明をさせていただきながら、耕作放棄地化になるのを回避していきたいということでございます。

○3番（野村広志君） ということは、現在のところでは、そういった災害等を起因とする耕作放棄地というものは無いということによろしいわけですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 耕作放棄地という形では無いところでございます。

○3番（野村広志君） では、これはお聞きした話なんです。森山地区の樽野集落近辺の水田のことでございますけれども、用水路に大規模な土砂の崩落があり、用水路が使用できなくなっているとのことでありました。

私も現場を見に行っただけなんですけれども、河川沿いに大規模な崩落が見受けられて、用水路も大きく崩壊し、ずい道においても土砂が埋まっているような状況でありました。これは志布志支所の担当の課の方でも早急に動いていただきまして対応していただいたようですが、崩落箇所が非常に広く大規模だったということと、用水路が河川沿いにあり、2次的な災害が発生することの懸念があるということで、地域の方々と協議、話し合いが持たれまして、水田としては断念せざるを得ないとの見解で、おおむね一致をしたということでありました。長年水田として作ってこられた方々にとっては、大変無念なことであるなどお察し申し上げますが、同時に先ほども触れましたが、高齢化によって、今後管理を懸念する声も多かったと聞いております。そこで、こういった災害による転作を余儀なくされた場合、転作に対するなんらかの補助であるとか、支援策というのがあるのかお聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（今井善文君） 転作ということで、水稻に変わる作物というのが基本的な考え方になるかと思えます。水田ということであれば、他の作物を植えて、経営所得安定対策事業等、転作関係の奨励交付金の利用はできるということになるかと思えます。

今回のその部分が水田なのか、畑地なのかということが非常に大きな分かれ目になってくると思います。

○3番（野村広志君） では、そういった場合の農地、仮に農地を地目を変更しようとする場合はどうでしょうか。

○農政畜産課長（今井善文君） 水田と畑、どちらも農地でございますので、別の地目変更につ

きましては、農地というくくりの中では問題無いかというふうに思います。

○3番（野村広志君） 同様に宅地等にも可能ということを受けとめてよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君） 農地転用に関することですので、農業委員会の方で答弁させていただきたいと思います。

宅地に転用する場合には、農地法の適用を受けるということで、まず転用にあたりましては、どのような場所にあって、何に転用するかという目的が必要となってくるところでございます。

転用できる要件が整えば、農地法に基づく手続きに沿って転用できるということになります。ただし、今言われます、例えば、農地が水路ごと流されてしまっていると、今後転用できないというような場合には、農地法の2条に基づきます農地であるか否かの非農地判断というのに沿っての手続きというのも考えられることかと思えます。

○3番（野村広志君） このところ災害によって、転作というか、余儀なくされたというのが基にありますので、農地法の問題等々あろうかと思えますけれども、なかなか難しいのかなという気もしております。

実際に、そこで水田をされてお米を作ってらっしゃった方々にとっては、実際に米が作れなくなるということで、今後どうしてその農地を維持していこうかということは、非常に今悩んでらっしゃるというような状況があるということも聞いておりますので、そういったことも含めながら、もろもろの御相談が出てくるかと思えますけれども、対応していただければなと思っております。

では、もう1点ここで、この場合は、ここを中間管理機構に貸し出しというのは可能なものでしょうか、どうでしょうか。

○農政畜産課長（今井善文君） 農地ということであれば、地権者の同意のもと、耕作者が確保できれば中間管理事業の活用というのは、当然可能でございます。

○3番（野村広志君） 少しでも地域の方々に安心して農地の活用が図れるような形で制度の御案内をまた引き続き担当の方でもしていただければな思っております。

この災害復旧に向けた対応について、お聞きしてまいりましたが、今回の災害の中では、市当局の方々も大変先ほども申しましたように日夜頑張ってお聞きまして、また改良区等の方でも多くの事業に当たっていただきましたことを感謝いたしたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、近年の異常気象は、今までの想定をはるかに超える想定外で引き起こされることも度々起こっております。望むべくして起こっている災害ではございませんので、しっかりとした対応の準備を備えておいていただきたいと思いますし、重ねて強くお願いしておきたいと思えます。

次に移りたいと思えます。

国際物流拠点志布志港の更なる活用についてお聞きしてまいります。

御存じのとおり志布志港は、昭和44年重要港湾に指定されて以降、急速な港湾整備が進められ、平成21年3月には新若浜地区に5万t級の大型船が接岸可能な国際コンテナターミナルが供用を

開始し、平成23年5月には大型船舶による一括大量輸送の拠点港湾、国際バルク戦略港に全国で5港中第2位の高評価により選定がなされました。後背地には、日本有数の畜産地帯で若浜地域には、飼料製造工場が集積をしており全国の穀物輸入量の約1割を取り扱う飼料供給基地としても、重要な役割を担っております。

現在もアジアへ向けて定期コンテナ船が発着し、コンテナ取扱貨物量は順調に増加しており、南九州の国際物流拠点として、中心的な役割を担っております。

今後、東九州自動車道や都城自動車道が志布志港と連結されることにより利便性が更に向上し、発展が期待されております。

そこで、お聞きしてまいります。我が志布志市のシンボルと申しますか、志布志市のみならず南九州における財産とも言える、この志布志港の今後の目指していくべき方向性について、港湾を持つ地元自治体の長として、今までも何回かお聞きしてまいりましたけれども、改めて市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年の志布志港の貨物の取扱量は全体で1,182万tであります。そのうち、内貿貨物が782万t、外貿貨物が400万tとなっております。貨物の取扱量としては、過去最高の記録を更新したところであります。

外貿コンテナ貨物の取扱量は、平成28年の速報値によりますと、全体で8万9,606TEUで、このうち実入りのコンテナ貨物が5万7,681TEU、そして輸入が4万2,862TEU、輸出の方が1万4,819TEUとなっており、輸出入のアンバランスさというものは、だんだん改善されつつあるとはいえ、まだまだ輸入超過の港であるということでございます。

今後の目指していく方向性でございますが、志布志港の国際バルク戦略港湾の整備については、国において、2月24日に平成29年度予算に向けた新規事業採択時評価手続に着手されたとの連絡を受けたところであります。このことは国際バルク戦略港湾整備の事業化に大きく前進したということでもありますので、大変うれしく思っているところであります。

現在、志布志港の若浜地区においては、配合飼料の生産額が日本一の地域となっております。国際バルク戦略港湾として、大深水の岸壁が整備され、都城志布志道路や東九州自動車道など後背地への道路網が整備されますと、これまで以上に穀物輸入の拠点として、志布志港がハブ港としての役割を担うことになろうかと思っております。

また、民間の事業者におかれても、これらを見越した先行投資としまして、倉庫の新設や増設に着手されておられます。

この他、志布志港は東南アジアからの外貿コンテナ基幹航路の航路上にあるという利便性が高いということから、岸壁や倉庫等の保管場所の充実、後背地への道路網の整備が進むことによりまして、貨物の増加が見込まれるところでございます。

ということで、これらのことから志布志港は、名実ともに南九州地域の物流拠点港として発展していくものと確信をしているところでございます。

○3番（野村広志君） まさに、この国際バルク戦略港湾の事業化の決定は、地域経済にとりまして大変に喜ばしいことだなと感じております。

では、背後地域に日本有数の畜産地帯を抱え、また豊かな大地と自然の恵みを受けた豊富な農畜産物の供給基地としても重要な地域であることは、市長も十分な認識をされていることと思います。以前の答弁の中で、農畜産物の輸出について「大きな可能性を秘めた地域である」と答弁をされておりますので、この南九州地域における志布志港の役割と、その責任については、市長の方でも十分に感じておられると思います。このことについて市長、見解を、先ほどと重複するところもあろうかと思えますけれども、もう一度お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県は、豚と肉用牛の飼養頭数は日本一、そしてブロイラーの飼養羽数は、全国3位ということで、平成27年度農業産出額が4,435億円で、これは全国第3位ということでございます。

また、お隣の宮崎県も全国第5位の農業生産額であるということで、南九州は食糧の供給基地として大きな可能性を持っている地域であるというふうに思っています。

しかしながら、現在の農産物の輸出につきましては、福岡にある商社が九州一円の農産物を集め、輸出に取り組んでおり、南九州一円の農産物についても博多港から輸出されている状況でございます。博多港から輸出される要因としましては、国際コンテナ航路や定期便数が充実している。そしてまた、志布志港より輸送コストの削減やリードタイムの短縮が図られているということでございます。

また、大型冷凍・冷蔵庫等の施設の充実に加え、農産物を一括して集約できる商社の存在があるということだというふうに思っております。

先ほども申しましたように、国際バルク戦略港湾としての整備、後背地への道路網の整備が進むことによりまして、輸送コストの削減が図られるんじゃないかなというふうに思っています。そして、市が造成しました臨海工業団地に立地する企業の中には、農産物の輸出を見込みまして、冷凍・冷蔵倉庫の建設を予定されているということでございます。

このように民間の事業者におかれても農産物輸出の環境整備に取り組んでいただいておりますので、今後、品目によりましては志布志港から輸出されるというふうになる物もあろうかと思っております。

○3番（野村広志君） インフラの整備をはじめとする取り組むべき課題はたくさんあるのかなと感じているわけですが、私も、この志布志港の役割と責任においては、南九州地域全体としての大変重要な役どころにあるのかなと思っております。とりわけ、この港湾を抱える地元自治体として、その役割と責任が問われているのかなということも同時に感じているわけですが、先般、鹿児島県の平成29年度の当初の予算案が発表されました。その中で、輸出入港の整備として志布志港国際バルク戦略港の整備費に1億9,364万円の当初予算が提案されております。志布志港においての飼料穀物の効率的な輸入に向けた船舶の大型化に対応するための整備を推進するとしております。

また、県庁職員による活性化委員会で発案された志布志港、川内港輸出入促進トライアル事業へも800万円の予算が提案されるなど、少しずつではありますが、環境は前進しているのかなと感じております。

鹿児島県はもとより、国においても志布志港の重要性は十分に認識している中で、地元の自治体として直接的にはなかなか港湾整備には関わっていけないというわけですが、そのような中において、この地元の自治体としてできること、また県や国に要望していくことを明確にしていく必要があるなどと思ひまして、今回また質問させていただいているわけですが、個々の立場や役割、責任は十分に理解するところでありますけれども、では、志布志市ができることについて、少しお伺いしたいなと思っております。まず、先ほども市長の方からもありますけれども、輸出入のアンバランスについてでございますけれども、志布志港は飼料の穀物を中心とするコンテナ輸入においては、顕著にその成果が上げられておりますが、しかし、事輸出においては、先ほど答弁があったように長年の懸案であるということは、十分に承知しているところでございます。なかなかその差というのを埋めるまでには至っていないのかなと思っております。

現在、空のコンテナのままで志布志港から他の港に入る空コンテナを輸出しているというような現状もあろうかと思ひますけれども、大変な機会の損失になっているのかなと感じております。その辺の現状について、まずお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

外貿コンテナ貨物の取扱量につきましては、平成28年の速報値よりも、全体で8万9,606TEUということで、実入りのコンテナ貨物は、5万7,681TEUですので、空コンテナが3万1,925TEUでございます。全体取扱量の35.6%が空のコンテナになっているところでございます。

ということで、これは志布志港の性質上、後背地にある配合飼料の製造に係る原料の輸入が主であるということでもあります。また、稲わら、牧草の輸入も多いということで、輸入の超過になっているというのは現状であるということでございます。

**○3番（野村広志君）** 現在、アジアを中心に木材の需要等の高まりで、この部分においては大変なぎわいがあるかと思ひますけれども、バラ積みによる輸出が主流であって、コンテナの需要はなかなかその糸口にならないということが見受けられるようでございますけれども、これらのことについては、先般の南日本新聞の方にも記載がされておりましたけれども、このアンバランスの解消に向けて、市としてどのように取り組んでいくかということが非常に長年の課題なのかなと思っております。このことについては、当然稲わら等が入ってきたコンテナ等々を含めながら、そのままでは、このコンテナが使えないというような話もお聞きしているところですが、こういったことを含めながら関係機関との協議というのは、どのように持たれているのか、少しお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

輸出貨物の増加施策としましては、市では志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業としまして、4,500万円の予算を計上して、この中で輸出コンテナに対しまして、助成額を

上乗せして交付しているということでございます。このことによりまして、新若浜地区国際コンテナターミナルが一部供用開始されて以来、平成21年度と比較しますと、平成21年度は輸出対輸入の割合が2対8でございました。今現在では、平成28年では3対7ということで、徐々にではございますが、改善されてきているということでございます。

また、県とは常に情報交換を行いまして、一緒に荷主や船主、船舶代理店を訪問いたしまして、情報収集に努めながら、志布志港からの輸出貨物の確保について取り組んでいるところでございます。

○3番（野村広志君） 関係機関との協議は随時行っているということですが、専門的な連絡であるとか、協議会みたいなものについては、できてないというか立ち上がってはいないでしょうか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、今お話がありましたように、輸出協議会なるものは無いところでございますが、その輸出については、先ほども申しましたように関係機関、そしてまた関係企業とも、その都度チームをつくりまして輸出関連のための促進活動はしているところでございます。

○3番（野村広志君） この空コンテナの問題というか、輸出の推進という形で一つ参考ですが、ちなみに大阪市が先月から運用を始めた「らくらく海運」というウェブサイトを市長は御存じでしょうか。これは農作物、農畜産物などの食の輸出拡大を目指して、産地と物流業者をマッチングさせるサイトでありまして、私もこのサイトにアクセスをしてみたんですけども、事前登録も必要なくて、輸出を希望する国や港、また温度管理の有無、輸出品目などを簡単に入力するだけで輸出に対応できるような物流業者が検索でき、対応ができるような仕組みになっておりました。非常に簡単なサイトになっておりました。こういったサイトの立ち上げというのが、当然大阪港ですので、それなりの物流業者もあろうかと思えますけれども、輸出に対するハードルが非常に低く下げられるのかなと、その一環になるのではないかなと感じたところでした。ぜひとも、この志布志港に検討できるかどうかというのは、関係機関との協議等あろうかと思えます。また協力いただける物流業者の問題であるとか、もろもろの環境の整備も出てくるかと思えますけれども、こういったサイトの構築をすることによって円滑な輸送の手配につながっていくのかなと、大いに期待できるものかなと感じたところでしたが、ぜひともこういったものを検討、これは特に個人、小さな個人の方々の輸出入については非常に効果的なのかなと感じたところでしたけれども、ぜひとも検討をしてみたいかでしょうか。市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御紹介ございました「らくらく海運」サイトなるものにつきましては、ちょっと承知しておりませんでした。今度、こちらを見させていただきまして、研究させていただきたいと思えます。

○3番（野村広志君） サイトを見てみますと、先ほどからお話しています、大阪ですので、大阪港から世界中に約1,900港の港と、この物流でつながっているということでございます。これが

志布志でできるというのは、非常に大きく輸出については夢が膨らむものかなと思いますので、あらゆる手段を断たないで検討に入っていただければなと思っております。

やはり、この志布志港についての輸出における難しさは、長年の懸案であることは十分に認識しているわけですが、そのことを踏まえまして、昨今、国や県また民間から農畜産物の海外輸出について、積極的な動きが加速化していることは、この志布志港が果たすべき課題や方向性がおのずと導き出されているものであるのかなと感じております。

現在までの取り組みは理解しているところでございますけれども、本気でこの問題に取り組むのであれば、基本的な志布志港、先ほど市長が答弁いただきましたけれども、志布志港の目指すべき方向性とあい交じるような形で、この輸出についても、この志布志港の機能を最大に発揮するという意味合いでも、この農畜産物の輸出については積極的に取り組むような方向性をとっていただきたいなと願っております。

そこで、昨年4月より運輸省の方から内閣府の地方創生人材支援制度の人材派遣により、港湾行政に明るい岡野副市長をお迎えして、国とのパイプ的な役割を担っていただいております。こういった岡野副市長の働き掛けにより、今回バルク戦略港湾の整備が一步ずつ前に進展しているのかなということを感じているわけですが、この輸出入のアンバランスについてと、港湾の方向、今この志布志港についての取り巻く環境等について、見解を少し聞かせていただければなと思います。お願いいたします。

**○副市長（岡野 正君）** お答えいたします。

今言われました輸出入のアンバランスについてでございますけれども、当然でございますけれども、バランスが取れているということが物流コストの点からも理想的であるというところでございます。

志布志港におきましては、残念ながら後背地に製品を輸出するような製造業者というのがあまりたくさん無いということで、輸出貨物が確保できて無いということでございまして、非常に苦労しているというところでございます。

輸出貨物を今後どうやって確保していくのかというところでございますけれども、やはりソフト面、ハード面、それぞれやっぱり整備・充実をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

ソフト面でいきますと、先ほど市長からもお話ありましたけれども、コンテナ輸出に関して、助成金を出していくとか、それからポートセールス、輸出業者に対する働き掛けというのが、やっぱり重要になってくるんだらうというふうに思っております。

それからハード面におきましては、港湾の整備ということで、必要な整備をしっかりとやっていくということが必要なことなんだらうというふうに思います。

そういった形で輸出貨物を確保していくということが重要になってくるというふうに思っております。

**○3番（野村広志君）** なかなかこういった場で副市長の意見を聞くことがございませんので、

少しお聞きしましたが、様々なアプローチで各方面にしていかなきゃならないということが、今話があったところですけども、そういったことが将来的にしっかりと結びついてくることを期待したいなと思っております。今後とも引き続きお願いしておきたいなと思っております。

では、志布志港の南九州地域における拠点港湾としての農作物の輸出に積極的に関わっていく必要性というところで、その責任があるということ、以前、市長答弁の中で「輸出への取り組みについては、攻めの農業への転換について時代の流れであり、そのことを捉えながら推進をしていく」と答弁をさせていただいております。また、「県の貿易協会や貿易振興機構ジェトロとの連携や定住自立圏構想に基づく協議会において、鹿屋市や都城市と連携をしながら進めていきたい」と答弁をいただいております。以後、この答弁の後、どのような協議がなされたか少しお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県の貿易協会や日本貿易振興機構（ジェトロ）との連携につきまして、毎年貿易実務講習会やセミナー等を本市と共催で開催していただいております。今年度は、志布志市観光特産品協会から「台湾向けの輸出に向けた講習会を開催してほしい」という要望があったところから、2月2日にジェトロ鹿児島と共催しまして、「台湾市場開拓セミナー」を開催したところであります。鹿屋市、曾於市、串間市の他、鹿児島市からも多数の参加があったところであります。

今後もジェトロや貿易協会と連携しまして、情報発信に努めてまいりたいと、そして、大隅や都城圏域など広域での取り組みということもありますが、農産物をはじめとした製品の輸出につきましては、安定かつ継続的な商品の確保が求められておりますので、オール鹿児島、オール九州での取り組みが必要だと思っております。

現在、福岡で九州の農産品を集め輸出している商社もありますので、県や貿易協会、ジェトロ等と連携しながら情報発信に努め、志布志港から輸出可能なものについては、志布志港を御利用いただくということなど、ポートセールスに取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 協議がなされているということで、台湾の話等もありましたけれども、では、少し違う視点からお聞きしていきたいと思っておりますけれども、この農畜産物の輸出拡大に向けて目的としては、生産されている方、農家さんの方々の所得が向上するということが目的だなと思っておりますが、そのことは市長も十分認識されていることと思っておりますけれども、それを踏まえながら、その他の作物についても積極的に国内外の販路の開拓を進めていきたいという形で、トップセールスが必要ということであれば、時間の許す限り、前向きに検討していきたいという意気込みを以前語っておられました。2年続けてアメリカシアトルへの訪問をされたわけですが、2年続けてアメリカシアトルに訪問して得られたものは何かということと、また本年度トップセールスまで届かなかったというか、至らなかったということについて少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

26年度、27年度にアメリカのシアトルを中心として訪問いたしました。お茶の関係でトップセ

ールスをしたところでございますが、現地のバイヤーとのお話の中で、アメリカというところは、本当に健康意識が高いということで、それを肌で感じたところであります。

また、環境や文化、味覚の違いによって嗜好（しこう）も変わってくるので、相手が必要とするものの生産が大事であるというふうには感じたところであります。

そしてまた、実際に行動したことで地元農家の方々へのアピールにもなったというふうに思っております。市内のお茶農家への聞き取り調査によりますと、平成26年度の輸出量が4.2 tであったものが、平成27年度には46 t、平成28年度には70.2 tと増えてきております。その中で、市内のお茶農家が海外へ直接販売された量が、平成27年度で3 t、平成28年度には8.2 tとなっているところであります。このような効果があったのではないかなというふうに思っています。

現在、輸出を目的とした施設整備にも取り組んでおりますので、今後も輸出が増えてくるのではないかなというふうに考えているところであります。

そして、本年度においては海外へのトップセールスは実施してないところでございますが、市内の法人が香港マカオでメロン、いちご、さつまいもの商談を行っておられます。また、牛肉の輸出も地元企業が取り組んでおられますので、それぞれの輸出の取り組みに対する支援はもちろんですが、またその中でトップセールスが必要ということでお誘いがあれば、時間の許す限り対応してまいりたいというふうには考えているところでございます。

**○3番（野村広志君）** アメリカにお茶のを中心としながら行かれたということで、お茶については、それなりの成果が少しずつではありますけれども出てて、個人でも倍以上ですかね、これは増えているということで、非常に今後楽しみだなと感じているところですが、同時に海外輸出というのが、いかに困難かと、課題が多いかということも目の当たりにされたのかなと思っております。

先ほどから申しておりますように、生産者の所得が向上するということが最優先であるということは、市長も十分に捉えてらっしゃると思います。市長が更に市場視察などを自ら海外へ出向き突破口を開くというトップセールスについて、しっかりとしたそういった生産者の所得向上につながっていくようなことに結びついていくようなことであれば、積極的に市長にはトップセールスをしていただければなと思っております。

では市長、現在進行中と申しますか、プランであるとか、興味を持たれている、持っている業界団体であるとか、国であるとかいう所があれば少し言える範囲で結構ですので、教えていただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁いたしました中ではアメリカ訪問ということになっていたところでございますが、その後、順調に輸出も増えているということになっております。

それは、アメリカ中心でなく、ヨーロッパあるいは中東というところにお茶が積極的出されているということでございます。そしてまた、牛肉等についても今輸出が盛んに取り組まれていますので、こちらの方で、またトップセールスというものが必要ということであれば、対応して

まいりたいということで、こちらも中東あるいはヨーロッパを中心に、そしてまた、当然アメリカもそうですが、伸びてきているという地域にはなろうかと思えます。

○3番(野村広志君) なかなか答弁できない面もあろうかと思えますけれども、そのような中、先般、会派の政務調査の中で博多港に現地調査に行っまいりました。

我が志布志港とは、規模においても取扱高においても大きな開きがあるわけですが、福岡アイランドシティーに新設をされた福岡青果市場、ベジフルスタジアムには、国内はもとよりアジア全地域をターゲットとした海外物流拠点化が最新鋭の施設整備とあわせて整えられておりました。年々その成果が数値としても現れておりました。こういったことも、やはり現地に出向いて様々な情報を実際に直接目にしてきたら大変勉強になったわけですが、また、そういったものを見ることにより、本市の、志布志の課題も見えてくるのかなと感じたところでした。

そういった意味合いでも、市長にはぜひとも積極的に販路開拓に向けたそういった取り組み等をトップセールスを引き続き頑張っていたいただきたいなと思っているわけです。この博多港でございますけれども、青果市場でございますが、大変な衝撃を受けたところでした。

我が志布志港とは、とても太刀打ちができないのかなと強く感じたところでした。この研修の中で担当者の方に話を聞かせていただきまして、「海外に送り出す農産品については、九州圏内はもとより、国内で非常に苦慮しながら商品を確保している」というような話をいただいたところでした。そして、「その輸出する国の需要に合うような形で物流のシステムを構築していかなければならないということが輸出には不可欠である」ということを強く話されておりました。

また、構築することにおいては、生産から現地のバイヤーまで多くの方々の関わりの中で、このことが成立していると、非常に時間もかかったということもお話をされました。非常にハードルが高いのかなと改めて感じたところでした。

しかし、そのような中にも、先ほど少し触れましたけれども、平成29年度の鹿児島県の当初予算案の中で志布志港、川内港の輸出入促進トライアル事業が示されております。この事業の詳細については、まだはっきりとしたことは分かっておりませんが、県内の生産者が輸出のため博多港に運搬するコスト、これはトラック等の横持ち運賃になろうかと思えますが、これを志布志港などから輸出した場合の運賃の一部を補助し、検証を行う事業なども想定されているようでございます。市長、ぜひともこのような制度を活用して、輸出への可能性を探ってみる考えはないかお聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話になられた事業につきましては、知事がマニフェストにおきまして、「農林水産業の輸出拡大のために輸出入港の整備を検討」としておりまして、この質問の中で、近年農産物の輸出は増加してるんだけど、南九州の農産物については、現在、現況としては博多港から出ているということで、この要因というのは、コンテナ航路や定期便数、輸送コストやリードタイムの差と言われているということでございまして、実際言われている内容がどうなのかということについて県が調べながら、この志布志港に、じゃあそれに対応するためにはどうすればいいかとい

うことで、今後調査がされ、そしてまた、そのトライアル事業の中で志布志がとるべき内容というものが見えてくるんじゃないかなというふうに思っています。

そのようなことで、今後県とともに問題解決につきまして協議して更に、この志布志の輸出が増えるような具体的な取り組みをしてみたいと思っています。

**○3番（野村広志君）** 具体的に市がどの程度関わっていけるのかというのは、まだ未知数だとは思いますが、こういった国や県の制度は輸出に向けた後押しになるわけですので、しっかりと情報を取っていただきまして、活用していただければなどは思っております。検討していただきたいと思えます。

まさに鹿児島県議会も今、開催中でございます。推移を見守って効果的と思われる事業についてはトライをしていただければなど思っております。

では、もう一つ伺いたします。

以前の質問の中で、輸出対策推進室なのか、港湾対策室なのか、専門的な部署の設置が必要ではないかという質問をさせていただきました。

市長からの答弁で「国も九州地方整備局においても、この志布志港の整備等については、しっかりと取り組んでいただける港である」と、また「民間企業においても魅力と可能性について期待が大きいとの認識の中で、輸出については、まだ緒に就いたばかりの段階にあります。もう少し具体的な姿が見えるようになるなら組織体系についても当然つくっていかねばならない」と答弁をいただいております。

今回、前回の答弁から少し時間も経過しまして、同時に今回先程来話をしております国際バルク戦略港湾の具体的な事業化に向けスタートする見込みも示されたこととあわせて、国や県などが推し進める輸出における戦略や地元の志布志の民間企業においても、臨海工業団地への関心の高さなど、様々な条件が今まさに多くの方々の努力の中での結集であろうかと思っておりますけれども、機も熟し、気運も高まっているのかなと感じております。地元の自治体としても受け入れる組織体制を整えておく必要があると強く感じておりますが、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になりました貿易に関しましては、物流、特に輸出入の専門の担当ということになりますと、相当の知識と経験が必要ではないかなということで、市の職員のレベルでは結構厳しいものがあるんじゃないかなと思います。ということで、本市としましては県の貿易協会に委嘱しております貿易アドバイザー、日本通運の志布志支店長さんということになっていますが、こちらも県の方で配置されているということでございますので、現時点では生産部門である農政畜産課と、物流部門である港湾商工課との連携を図りながら、県の貿易協会、あるいはジェトロ等の協力をいただきながら輸出についての情報発信に努めてまいりたいというふうには思っているところでございます。

**○3番（野村広志君）** では市長、緒に就いたばかり、まだ始まったばかりということでございますけれども、具体的な姿が見えるまでということでございますが、具体的な姿というのは、ど

のような姿というか、市長がイメージされていることってございますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、まだこの志布志港の整備については、国際バルク戦略港湾につきましても、緒に就こうとしているレベルでございます。

そしてまた、それがきちっと整備されますと、後背地の都城志布志道路、それから東九州自動車道も整備率が高まってくるということでございますので、そのようなものが、しっかりと期待度が高まる形で整備が進みますと、当然その地域における輸出されるべき産物というのが見えてくるんじゃないかなというふうには思っております。

そのような時間を少し、まだかけながら、先ほど申しましたように担当部署と、それから貿易協会、それからジェトロのお力お借りしながら、方向性を定めてまいりたいというふうに思っています。

○3番（野村広志君） 市においては、農政課であるとか港湾という形で、窓口になろうかと思えますけれども、各々の事業も多岐に持っているわけですし、この貿易、また輸出ということになりますと、非常に専門性が高いということもあろうかと思えます。先ほども市長が答弁されましたけれども、そういった中で行政間、港湾と農政含めて連携というのは、うまくいくとお考えでしょうか見解をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然私の指揮下のもとで、それぞれの部署がございます。私の方でそのような方向性を示すならば、それぞれの所管の部が一緒になって動くということは当然かというふうに思います。そのことで、例えば、志布志港においては、今後バルク戦略港湾が整備されますと、日本一飼料の安い港、現在よりも安いということで、多くの畜産業者が、この志布志の周辺に集まりつつあるという現況を考えたときに、更にそれが高まってくるのではないかなというふうに思っています。それらの産品も当然志布志港を活用した形で海外へ展開するとなると、関係部署においては協議を重ねながら、その進展について図っていくということになろうかと思っておりますので、今後更に密度を高めながら取り組みをさせてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 今後、ボリュームが大きくなったときには、やはり専門性うんぬん含めて、各課の業務もございますので、そういったものに影響がしてこないかということでございます。そういったことがあるのであれば、早い段階で方向を示す市長の判断として、そのことを早い段階で取り組んでいただければなということでの話をしているところですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階で、また農政・畜産の方を主としまして、関係業界も含めた形での立ち上げをしているようでございますので、そちらを活性化していきたいということでございます。

○3番（野村広志君） 行財政改革を今進めている中においては、できれば部署などは、あまり増やすことはままならないことかなとは思っておりますが、時代の流れというか、先ほど言いましたボリュームが大きくなった時など、必要性が見い出されたときには、しっかり捉えていただ

きまして、職員の負担のことも含めながら、十分に組織体制については構築を考えていただきたいなと思っております。よろしいでしょうか、その辺は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、現在地方創生事業の関連で今後販路拡大という観点から、そのようなプロジェクト事業を立ち上げるということにしておりますので、そちらを関連する部署、あるいは関連する企業ということも含めて、立ち上げを目指してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） ぜひともしっかりとそこにうたっておりますので、そういったことを捉えながら進めていただければなと思っております。

では、次にまいります。

志布志港の活用が本市の観光と交流人口にどのように影響し、また可能性を含んでいるのか伺いをいたします。

まず、その大きな影響力を持つと思われる志布志から大阪への定期航路で運航されておりますさんふらわあについてでございます。

来年、2018年3月に「さんふらわあ さつま」が同年6月に「さんふらわあ きりしま」が就航を予定しております新船の導入については、大変楽しみにしているところでございます。もちろんであります、地域経済の起爆剤としていかなければなりません。更に利用促進に向けて地域が一体となって支える必要があるかと思っております。

そこで、先般大阪港における発着場が今年1月変更されたということで、これにより大阪駅までの所要時間が港からですね、現在の60分、以前の60分から30分に短縮されたということでございました。また、あわせて発着場が大阪南港コスモフェリーターミナルから新ターミナルが新設され、これは市長もオープニングに参加されたということでございますが、建物は海側がガラス張りで、停泊中のさんふらわあが一望できる開放的な造りになっているということであります。まさに、新船を迎えるべくして、準備が着々と進められているんだなと感じるわけでございますが、一方で志布志港の発着場、待合ターミナルにおいては、この内外装については、リフォームがなされ大変明るくなった感がいたしております。私も何度となく利用させていただき、また今回もこの質問をするにあたり、現地を見てまいりましたが、一つだけ非常に残念に感じたことがございました。ちょうどさんふらわあが到着した時間でしたけれども、多くの車両やお客さんが船から下船をされておりましたが、あいにく雨が降っておりまして、下船の風景を見ておると、フェリーから乗客が重い荷物を、キャリーバック等を抱えながら、バリアフリー化されてないんですね、バリアフリーがされてないタラップを非常に不安定なタラップを降りてくるところを目の当たりにいたしました。それも冷たい雨に打たれながら下船しておりました。初めてこの九州に、また鹿児島に、この志布志においでいただいた観光客の方々が、どのように感じられたのでしょうか。私、その風景を見ながら非常に申し訳ないな、残念だなという思いになったところですが、市長どうですか、この話を聞かれて、どうお思いでしょうか、おもてなしあふれる志（こころざし）の志布志市として満足のいくお迎えができているとお考えでしょうか、お気持ちをお

聞かせください。

○市長（本田修一君） 私も、さんふらわあの志布志港入港の際にも何回もまいりました。また、出港の際にも私自身も乗り込んだりして、さんふらわあを利用しているところですが、今お話がありますように乗下船のときの渡りの通路が十分でないということは感じておりました。

そういうことで、私がいた時に雨で皆さんがお困りだったんだなということの光景には、まだ行き当たってないんですが、雨が降る日もあるわけでございますので、そのような時に来られた方、また乗られる方につきましては、非常に大変だなと、お気の毒だなというふうに思っているところでございます。

○3番（野村広志君） せっかく、この九州、鹿児島、志布志に来ていただいた方には、やはりこれが九州だな、これが鹿児島だな、志布志だなと、感じられるようなお迎えができるといいなと本当に思っているわけですが、ターミナル自体の建物自体は、県が管理の下で設置されているということでありまして、フェリーの乗降の設備については、さんふらわあ側が対応するのかもしれませんが、観光客にとっては、あまり優しい港ではないのかなと感じたところでした。

現在、さんふらわあの会社の方で屋根付きのバリアフリー化された乗降タラップが新設整備されているようでございます。現在接岸している岸壁では、しっかりとした整備をしたということでしたけれども、現在接岸している岸壁では、うねりやしけが非常に影響するというので、このタラップでは、何らかの対応をしなければ使用ができないということでありました。

また、船着場の構造上、ターミナルから船に向かう乗降歩道、今ありましたけれども、一部大型車両が乗降の歩道のところを通行せざるを得ないということで、屋根の設置ができていないということで、そこも課題であるということ。

また、新船が入ったときに乗降口が今は船の後方になっているということで、新しい船は乗降口が前方に変わるということで、屋根付きの歩道の延伸等が対応が急がれるという課題があるということを株式会社さんふらわあの方々に少しお話を聞かせていただいたところでした。新船を迎えるからというだけではなくて、こういった問題が鹿児島、志布志、南九州この地域に気持ち良くお迎えするんだということで、地元自治体としてできること、要望できることについては、早急に対応していただければなと思っております。関係団体の先頭に立って、強く要望していただきたいものだと思いますが、こういった課題等については、具体的な議論をする場とか、協議が進んでいるんでしょうか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、ターミナルの整備につきましては、県が新たに整備をしたところですが、同時に通路についても整備がされているようでございます。

今後、新船が投入されるとなれば更にお客様の数も増えるだろうし、レベルも上がってくるということで、現在のような形でのお出迎え、また送りも、ちょっと不十分ではないかなというふうに思っています。そういったことを含めて、県と協議をしまして、なんとか最低限、来年の3月までには、もっといい形でお迎えができるような整備について、お願いをしていきたいなとい

うふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） では、そういった課題等については、十分に把握をされて、さんふらわあの会社側と、県とは十分に協議が進んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○市長（本田修一君） 様々な課題がございますので、その課題については、その都度その都度協議をさせていただいているということでございます。

今回、大阪の方のフェリーターミナルが新たになりまして、そのターミナルビルについては、会社側が設置したところでございますが、志布志港においては、県が整備するという事になっているようでございますので、県を主体とした形で来年の3月新船が参りますまでには、本当にいい港だねというような感想を持たれるような、お迎えの整備体制にしてみたいと思いますので、今後、県そしてまた、会社とも協議を高めてみたいと思います。

○3番（野村広志君） その都度ということではございましたけれども、こういった協議については、定期的に行われるというようなことは、今までも、これからも無いということでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） さんふらわあの新船就航に伴いまして、施設整備の要望等々、さんふらわあからも要望を受け入れておりますので、その要望については、県・国等にもおつなぎしているところです。その要望というのは、ハード的なもので、台風等のしけによるうねりで停泊している時の課題等々もありますので、そういった課題については、県・国等と協議をしております。こういった乗船場等々の課題については、さんふらわあと直接担当レベルで協議をしておりますので、そういった要望・改善策については、さんふらわあがすべき事項、そして市が支援すべき事項等々については、協議をその都度させていただいているところです。

〔野村広志君「定期ではないということですか」と呼ぶ〕

○議長（岩根賢二君） その都度なのか、定期的なのかということです。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） はい、定期的な協議については、その利用促進、そういった協議については行っておりますが、この施設の整備についての定期的な協議というのは行わずに、その都度行っております。

○3番（野村広志君） 新船もあと1年足らずで参りますので、早急にそういった協議は進めていただければなと思っております。

もう一つお聞きいたします。

待合ターミナルについては、先ほどもお話をいたしましたとおり、リフォームがなされて、大変明るくなり、より利便性が図れるようになったと、努力されているなど感じたところでございますが、そこで最近ターミナルの中に、待合所中にレンタカーの受付カウンターが仮設で新設されたようでございました。会社の方にお話を聞いたところ、以前は電話で、電話の予約が無いと対応ができなかったそうですが、現在は二、三台は常時車を待機させて、その場で対応ができるようになっているようです。観光客やビジネスの方々にも大変好評であるということで、レンタカー会社も当初の予測よりも引き合いが非常に多いということで喜んでおられました。第2交通の不便さが課題となっておりましたので、取り組んでいただいていることに大変感謝いたしたと

ころございました。

そこで、せっかくレンタカー会社の受付カウンターが新設をされているわけですから、この待合ターミナル中に、市の観光案内所が設置されればいいなと思ったところでした。常時常設はせずに、レンタカー会社と同じように、さんふらわあの乗降の時だけ出向くような形ができれば、より良い形で志布志市の観光案内につながっていくのかなと思います。新船の導入に向けて志布志市として、でき得ること、おもてなしの表れになるのかなと思います。市長いかがでしょうか、考えてみてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光案内所を新たにさんふらわあのターミナルの中に設置できないかということでございますが、現在観光特産品協会の方では、2名を雇用しまして、志布志駅の駅舎内に設置してあります案内所に交代で業務を行わせております。こちらの方に毎日たくさんの方が御利用いただいている状況でございます。

市では駅舎整備事業にあわせまして、バスターミナルの整備に取り組んでおりまして、志布志港と鹿児島市内を結ぶ直行バス、さんふらわあライナーも志布志駅に寄るように要請しているところでございます。このように志布志に来られたお客様が、駅の案内所を中心ににぎわうような仕組みを作っていければというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） ということは、駅の再編もまた出てくるかと思えますけれども、さんふらわあの待合所については、現行のままでということではよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さんふらわあのターミナルの方には、観光案内所的なものは無いわけではございますが、観光案内ができる散らし等は置いてあるということでございます。

そしてまた、このバスターミナル整備ができますと直行バスがこのターミナルと、それから駅舎ということで、直に結ばれるということで、こちらの方で立ち寄っていただいて、市内の観光案内についてはしていただければというふうに思っているところでございます。

○3番（野村広志君） このことは、前段申しましたレンタカーの受付カウンターができたということに付随してお話しているわけです。車をお借りする方、ちょうどその時でもでしたけれども、年配の方が「車を借りて九州を一周する」というようなお話をされておりました。どのルートでどうすればいいんだろうということをレンタカー会社の方に聞いておられました。そういった場合でも、近くに観光の案内ができる者がおれば、また違う形での志布志市の御案内もできるのかなと感じたところでした。ですので、またこういった質問をしているところですので、その辺についても、今市長、パンフレットがあるということでしたが、雑然と棚に並べてあるということでは、決して観光客に優しい待合所とは、とても言えないのかなと感じたところでした。これもあわせて、新船、新しい船が参ります。今市長が答弁されましたように、更にグレードが上がるとい言いはどうかと思いますけれども、新たな観光客を呼び込む大きな大きなチャンスでもありますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいなと思っております。

このさんふらわあの新船の導入自体が地域経済の起爆剤としてどのように捉えていくのかというのは、まさに今、一生懸命取り組んでいる地方創生などで、知恵を出していくということに置き換えると、試されているのではないかなと感じております。積極的な働き掛けと、地元の自治体としてできることをもう一度考えていただければなと思っております。

ちょうど来年の3月ですね、ちょうど1年ぐらいになりますので、ぜひとも検討していただければなと思っております。

では、最後にもう一つお聞きします。

現在、志布志港には毎年のように関係機関の御努力のおかげであろうかと思えますけれども、海上自衛隊の掃海艇やら訓練艇が入港してまいります、入港に際しては市としても歓迎セレモニーなどで、おもてなしをしているわけですが、毎回数日間の停泊になるかと思えますが、どの程度の経済効果が入港に際してもたらされているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどのさんふらわあのターミナルの中に観光案内所という件でございますが、先ほど答弁しましたのは観光特産品協会を今駅舎の方に配置しているということでございますので、そちらとのローテーションというものを工夫しながら、特に新船が今度投入されますので、それにあわせて何らかの形で対応してまいりたいなというふうに思ったところでございます。

ということで、さんふらわあ会社、あるいは県とも十分協議をしながら、このことについては取り組みをさせていただきたいと思えます。

そして、自衛艦の寄港でございますが、これまで自衛艦の寄港時による経済効果の試算は無いところでございますが、商工会の理事さん辺りに話を聞きますと、1回の寄港時に乗組員1人当たり1万円程度は使うのではないかなということのお話でございますので、昨年の自衛艦の寄港実績は4回、乗組員の延べ人数が460人としまして、約460万円の経済効果があったのではないかなというふうに推測されるところでございます。

○3番（野村広志君） なかなか経済効果というのは計り知れないかなと思ったところでしたが、日夜訓練に尽力いただいている隊員の方々には、敬服するところでございますが、では、当然船が入りますので、いろいろな物資を供給していくわけですが、食料ないし物資等の供給については、どのような形になっているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港に入港します自衛艦の食料や飲料水につきましては、補給につきましては、海上自衛隊佐世保地方総監部に仕組みを確認しましたところ、入札参加資格申請を行っていただき、審査の上資格を得られれば入札等に参加できるということでございます。

なお、申請書につきましては、海上自衛隊鹿屋航空基地に提出したり、ネットで提出できるということでございますので、このような仕組みを利用していただけるよう、関係団体には呼び掛けはしていきたいと思えます。

○3番（野村広志君） 水の供給をはじめとしたあらゆる物資が必要になるのかなと思っております。

ます。予測されるわけですが、今、この掃海艇、日向灘沖で訓練をされることが非常に多いということで、物資の補給等については、どこで物資を補給しているのかなと思ったところでしたが、この志布志港が食料や物資の供給基地にできないかということを検討してみたいかと思いますが、実際にできれば、地元の事業者等が多く享受できるということで、経済効果は多大なものになると思われます。

今言いましたように佐世保の方で統括しているということで、入札ということでございますので、市としても、これは全面的に取り組むというような方向を考えていただけると、こういったものも視野に入れながら、この志布志港がもたらしてくれるあらゆる可能性、効果を排除せずに、他の自治体にまねのできないような政策を打ち出していきたいと思いますが、市長の見解、お聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この寄港される自衛艦の食料等の供給ということにつきましては、地元の商工会でも取り組みが検討されたことがあったようでございます。

しかしながら、現時点では、例えば、日向灘沖で訓練される自衛艦掃海艇群が、いつもここで訓練する所がございしますが、細島港に自衛艦は寄港して訓練されるというふうに聞いているところでございます。

そしてまた、志布志に寄港のときは、給水と廃棄物の処理が行われているということでございまして、食料等については、別なところで手当てをされて寄港されているということでございますが、そこについては、詳しくは把握はできなかったところでございます。

今お話がありましたように、やっぱりこれは、その都度その都度というか、いつもいつも要求、要望というものは重ねていかなければ、なかなか突破口は開けないのかなというふうに思っていますので、また商工会とも協議しながら、このことにつきましては、対応してまいりたいと思います。

**○3番（野村広志君）** 関係機関との調整や様々な制約の中で、なかなか難しい取り組みになることも予測されますが、先ほど申しましたように、全ての可能性を排除せずに、この港を抱える自治体として、他の自治体にまねのできない志布志市ならではの政策実現に向けて、今後とも検討を重ねていただきたいとお願いしておきます。

この志布志港、更なる活用については何度となく質問をさせていただいておりますが、非常に課題も多く、また直接市が関与できないところも多々あるということで、もどかしさもあるかと思いますが、しかし、取り巻く環境は少しずつ整ってきております。何度も申しますように、他の自治体にまねのできない志布志市の政策の実現に向けて、ぜひとも市長の手腕を大いに発揮していただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

**○市長（本田修一君）** 私も、いつもお話するところですが、志布志市の発展の源は志布志港であるということでございます。その志布志港が今後更に充実整備されるということになっておりますので、市民の皆様方の期待も大きいというふうには思っております。

しかしながら、これらはやはり時間をかけて志布志港が、こうして昭和44年に重要港湾に指定されて以来、先輩方が着々と、そういった事業についての要望活動を続けまして、今このレベルになってきたんだなというふうには思っているところでございます。

ということで、今後もまた時間のかかる事業になるのかなというふうには思っているところでございますが、それでも多分日本国内全体で見れば、例えば、京浜、あるいは名古屋港、大阪港、あるいは北九州港、博多港、そういったスーパー中枢港湾というものが、日本国内ではあるわけでございますが、志布志港はその次のレベルの港になっていくということになるのではないかなというふうに思っています。それは5年先なのか10年先か分からないところでございますが、そういったことを想定しながら、そういったことを目標としながら、それに合わせた形で様々な課題についての整理をしていかなければならないというふうには思っていますので、今後また更に関係機関とも連携しながら、取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時24分 休憩

午後2時38分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは皆さん、こんにちは。昼食をはさんで1時間半経過しておりますので、大分眠たくなっているんじゃないかと思いますが、今日は、私で終わりでございますので、どうか御安心なさっておつき合いをいただければと思います。

今、名前を呼ばれた際に、両脇の議員の方から「頑張ってください」というふうに激励を受けましたので、少し気合を入れて努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

公明志民クラブの小野でございます。

それでは、早速質問通告に従って、順次質問をしてまいります。

はじめに29年度の施政方針に関して3点質問をいたします。

市長は、施政方針の最後で市民とともに歩む「ムダ」のない経営について触れられ、「行財政運営の効率化及び合理化をより一層進め、健全な財政運営を維持しながら、施策及び事務事業の執行管理能力を最大限に発揮できるような組織体制の構築を目指すため、抜本的な組織機構の見直しに努める」と述べられております。

そこでまず今後の具体的な展望とあわせて、港湾商工課の志布志支所移転については、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、市道香月線延伸計画に伴い、志布志港から東九州自動車道へのアクセス向上及び地域の

活性化に寄与するために、有明町野井倉地内に、(仮称)志布志有明インター本線連結の申請を行い、本格着工するとありますが、現在観光客のおもてなし玄関口として活用されているJR志布志駅のバスターミナルの整備や駅舎建築構想等とインターが連結していくことになると、この香月線は本市にとって非常に重要な位置を占めることになると思われま。

そこで、香月線の沿線の今後の具体的な展望について伺いたいと思います。

次に、妊娠から出産、産後まで切れ目なく総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点の全国展開が全国各地で進む中、本市においても施政方針の母子保健事業の中で、「子育て世代包括支援センター等による妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援ができる体制づくりに取り組む」と述べられております。様々な課題が山積する中で、その準備にあたることは、大変な御苦労があることと思いますが、このことは昨年5月に成立した改正児童福祉法の中の母子保健法で、法的にも位置付けられておりましたので、子育て日本一を目指す本市ならではの特色のある体制を構築できるような取り組みを期待いたしますけれども、お考えを伺いたいと思います。

次に、認知症対策の観点から質問いたします。

認知症で徘徊(はいかい)する高齢者の早期発見や事故を未然に防ぐ認知高齢者の見守り支援隊の仕組みづくりについて、各自治体が各地で知恵を絞り、様々な工夫が試みられております。超高齢化社会に突入し、認知症徘徊高齢者の早期発見、保護は、どの自治体にとっても喫緊の課題であります。

そこで、本市の現状と課題、あわせて今後の対策について伺いたいと思います。

次に、子供の貧困対策の観点から質問いたします。

平成25年6月、子供の貧困対策推進法が成立をし、翌年の平成26年8月には子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定をされました。国は、その大綱の中で、子供の貧困に関する指標の改善に向けた当面の重点施策として、学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策推進体制の構築を掲げております。子供の貧困対策の充実については、これまでも質問をしてきておりますが、改めて本市の子供の貧困の現状及びこれまでの取り組みと課題、並びに今後の対策について伺いたいと思います。

**○市長(本田修一君)** 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに施政方針の中で、行財政運営についての組織的な見直しというものについてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

今定例会に提案しております第2次志布志市総合振興計画基本構想の施策目標の一つに行政組織の体制強化を掲げているところであります。これは社会経済情勢や地域の実情に対応した行財政運営を推進していくために、一步踏み込んだ組織の機能強化を図っていく必要があると認識しているからであります。その先駆けとして、昨年12月定例会において、議決していただきました危機管理室及び広報係の新設でございますが、これは組織機構見直しにおける各課のヒアリング、分科会、有識者会議及び庁内会議を通して議論がまとまった案件を提案させていただいたもので、

12月以降も継続して組織機構見直しにあっては、分科会や協議を重ねているところでございます。

現在、共生・協働分野と福祉・保健行政分野の二つの分科会を設置しておりますが、分科会や協議の進行によりましては、経営戦略分野の設置まで広がる可能性を含んでいるということでございます。

このように多様化する行政ニーズに柔軟に対応できる機能的で効率的な組織管理体制の構築を目指すこととしておりまして、これまでの議論及びこれからの議論を踏まえ、将来を見据えた全体の組織の中で港湾商工課の配置についても、どのような行政運営の提供が市民サービスに適しているのか、引き続き検証をしていく必要があると考えますが、現段階では今の体制のままで十分機能性は発揮されているのではと、認識しているところでございます。

次に、香月線についてのお尋ねでございます。

現在、志布志駅から安楽の一丁田までの香月線延伸計画によりまして、改良事業を着手しております。今後は、東九州自動車道の本線に（仮称）志布志有明インターチェンジの設置連結の計画をしております。香月線は本年度は道路改良工事120mと、（仮称）安楽大橋の河岸の左岸側の橋台と橋脚の工事を行っております。（仮称）志布志有明インターチェンジの追加設置は、大隅河川国道事務所と計画検討・調整の協議を重ねまして、連結許可申請に向けて準備を行っております。順調に進めば、来月の4月から6月ぐらいに連結許可の申請を行う予定であります。香月線と、このインターチェンジの供用が開始できれば、志布志港、臨海工業団地からのアクセス強化、農業の活性化の支援、観光資源へのアクセス向上、迅速な救急医療への支援、災害に強いネットワークの構築、生活利便性の向上などが考えられるところでございます。

次に、子育て世代包括支援センターについてのお尋ねについて、お答えいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、少子化社会対策大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、おおむね平成32年度末までに地域の実情を踏まえながら全国展開を目指すとしております。

本市においても子育て世代包括支援センター等による妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援体制づくりを目指して準備をしている状況でございます。平成28年度から支所に配置していた保健師を本庁に集約しまして、庁舎内に保健師1名以上を常駐させ、常時、相談や緊急時の対応ができる体制にしました。

また現在、保健師の地区担当制を設け、妊産婦や乳幼児の相談・支援を継続してできる体制づくりに取り組んでおります。

本年度は、妊婦歯科検診や親子ふれあいサッカー教室、子育てすくすくメールマガジン等の新規事業を実施しまして、安心して妊娠・子育てできる支援の充実に取り組んだところであります。

本市としましては、妊産婦や乳幼児と、その家族が安心して妊娠・子育てができるように実情を把握し、個に応じた支援プランを策定するなど、ニーズに応じたサポートやケアを充実し、地域全体で子育てを応援できる体制づくりに努めてまいります。そのためには保健師、助産師等の人材確保や相談場所の設置、確保等、多くの課題はありますが、先進地等を参考にし、関係機関

と連携を図りながら設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、認知症対策についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

我が国の認知症の方の人数は、平成24年で65歳以上の高齢者のうち、約7人に1人の割合であります。平成37年、2025年には約5人に1人の割合と推計されております。認知症対策は高齢化社会における大きな課題となっております。

本市におきましても、要支援、要介護認定を受けている方の中で、日常生活に何らかの支障をきたすような症状や意思疎通の困難さがあるといわれる認知症高齢者の自立度判定基準Ⅱ以上の方が、平成28年10月の時点で1,393人おられます。割合では、65歳以上の13.2%であります。

平成31年度には、おおよそ2,150人になると推測されております。高齢者本人を含めまして、家族や地域の人たちが認知症を正しく理解し、認知症であっても共に生活できるような地域づくりに向けて取り組んでいくことがますます重要になってくると考えております。

本年度からの新たな取り組みとして、認知症ケアパスを作成したほか、認知症地域支援推進員による物忘れ進行予防相談会を毎月開催し、地域の実情を把握することに努めております。

また1月からは、認知症初期集中支援チームを設置しまして、認知症の方を必要な支援へ早期に結びつけるため訪問活動を行い、認知症サポート医と協議しながら取り組んでいるところであります。

地域の見守り体制としましては、配食支援事業を通じまして、弁当の配布時に声掛けや安否確認を行っております。また、徘徊や心配するような事案があった場合には、見守り協定を結んでいる商店やガソリンスタンド等から連絡が来るような体制をつくっているところであります。見守り協定事業所につきましては、107か所でございます。

今後も市の認知症施策の検討委員会の中で取り組みを協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、子供の貧困対策についてでございます。

お答えいたします。

子供の貧困対策についてでございますが、本市におきましては、「子育て支援日本一」を目指しまして、子育て支援に関する施策につきましては、積極的に取り組んでおり、子供の医療費の無料化や教育・保育に係る保育料の4割軽減等の保護者の経済的な援助となる施策を実施しているところであります。

また、ひとり親に対する就労支援の充実を図るため、国の補助事業を活用し、従来から取り組んでおります高等職業訓練促進給付金の充実や、新たに支援策として加わりました高等学校卒業程度認定試験合格支援事業にも今年度から対応できるよう規程の整備を図ったところであります。あわせて、生活困窮者対策としまして、就労準備支援事業、家計相談支援事業に今年度から取り組んでおります。

今後も子供の貧困対策に関しましては、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えて

いるところであります。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思えます。

子供の貧困対策についての御質問ですが、国が掲げております学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策推進と、教育費負担の軽減の一環としまして、本市でも様々な取り組みを行っております。

各中学校区に配置しているスクールソーシャルワーカーは、学校内で行われる会議や保護者との面談等にも関わっております。それらの機会を通じて把握した児童生徒の家庭状況等については、必要に応じて民生委員や福祉課等との関係機関と連携を図りながら、児童生徒が良好な環境で生活できるように支援を行っているところです。

また、児童生徒の学力保障につきましては、これまでも少人数習熟度別指導や放課後補充指導、特別支援教育支援員の配置、小学校3年生以上を対象とした夏休み学習教室、それから中学生を対象とした志学教室による学習サポートを行ってまいりました。

志学教室につきましては、案内文の中学生全員への配布をはじめ、市役所の転入家庭受付窓口や福祉課の訪問事業を通じて配布するなど、支援を要すると思われる家庭に周知が行き届くように努めております。

特別支援教育支援員につきましては、来年度更に増員を予定しており、これまで以上にきめ細かな学習指導を行うことができるものと考えております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** それでは、機構改革に関する観点から一問一答で質問を行ってまいりたいというふうに思えます。

先ほど市長の方から今回機構改革の一環として、総合振興計画を出して、そこでの整合性をとりながらやっていくんだろという観点だったと思うんですが、一つは先ほど述べられた昨年議会にも示されました機構改革の一端ですね、これはこれで先ほど述べていただきましたので分かりました。

その後も随時この機構改革へ向けて庁内の検討会を立ち上げて、しっかり取り組んでいращやるといふ、その経緯もよく理解をするところでありますが、今回施政方針の中で、いわゆる市長があえて自ら抜本的な改革を断行するんだと、いわゆるかなり強い意気込みで述べられておりましたので、あえて取り上げさせていただいたわけですが、こういった総合振興計画の中で、いわゆる市民とともに歩む「ムダ」のない経営という中で、市長自らも様々に述べられているわけですが、いわゆる、この機構改革を断行するにあたって、市長の任期というのを考えたときに29年度ですよね、残すところあと1年、これは我々にとっても一緒でございますけれども、そういった中で抜本的な機構改革を行うんだというふうに言われたわけですので、それなりの構想が昨年12月以降検討を重ねてきているというのが言われました。先ほど二つの分野で検討している。それが発展的になっていくと、いわゆる経営戦略、そういったところまで踏み込んでいけるんじ

やないかなというふうに言われておりますので、そういう想定があられるんだらうなというふう  
に思ったんですね。そうであれば、この組織の機構改革を進める上での明確な基本的な方針をし  
っかり持った上で、このことをやっぱり提案されなきゃいけないのかなというふうに思うもんで  
すから、そういった明確な基本方針、いわゆる機構改革に対しての基本方針がきちりとあるの  
か、そこを少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、組織機構の見直しにつきましては、分科会や、それから様々  
な関連部署で協議を重ねているということで共生・協働の分野、福祉保健の行政分野というこ  
とで、分科会を設置してやっていると。そしてまた、今後は経営戦略分野の設置まで広げていく  
ということになるということでございますが、今お話がありましたように、いけば私の任期は、平  
成29年度で一応ひと区切りということになるわけでございますが、今ここで抜本的な組織の見直  
しということを掲げたということにつきましては、私、市長に就任以来ずっと行財政改革につ  
いては、取り組んできたところでございます。そのような流れの中で、いつもいつも現体制がど  
うであるべきかということについては、振り返りをしながら検討を重ねてきているところでござ  
いまして、そういう意味からしまして、いつもいつも抜本的な改革というような視点で組織機構  
の見直しについては取り組んできているところでございます。

ということで、例えば、平成29年度においては、危機管理室を設けたいと、そしてまた広報係  
については、企画課の方に移行してきて、新しく立ち上げたいということ。そしてまた、昨年  
においては、ふるさと納税推進室を立ち上げてきているわけでございますので、そういった意味で、  
いつの時ににおいても抜本的な組織の見直しということをやっているんだということの内容でござ  
います。

○13番（小野広嗣君） 今言われてること自体は、理解はするんですが、市長に就任されて以降、  
機構改革の案が議会にも示されて、それをもみながら議論とかやってきたわけですね、そのこ  
とに対して、常に意識を持ちながら市長が取り組んでこられたというのは理解はするわけですが、  
こういった機構改革を行うときの目的意識、そして、そこに対する基本的な方針、こういったも  
のがしっかり担保されていなければ、その上で仕事をする職員の意識にも影響を与えると思うも  
んですから、そういった基本方針みたいなものを4点なり、5点なりに絞り込んで、ちゃんと職  
員の側にも提示し、議会にも、そして市民の側にもしっかり提示していくというのが大事なかな  
というふうに思います。

今回の施政方針の中でも触れられてるんですよ、触れられているけれども、やはりひとくくり  
として、やはり基本方針というような形で組織の機構改革にあたって、やはりまとめていく方が  
いいんじゃないのかなと思うんですから、こういった質問をさせていただいているところです  
けれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的な項目について、絞り込みながら掲げていくということについては、当然だらうという

ふうに思います。

そのような意味から、共生・協働の分野につきましては、本当に今地域の共生・協働について、改めてどういった形であるべきかということが問われる内容になっているところでございます。

そしてまた、福祉・保健の分野においては、この内容が非常に高まってきていると、そのことについて、じゃあ行政全般としてどういったふうに対応しなければならないのかということについては、非常に大きな重要課題であるということで、この二つの分科会が設置されているということでございまして、経営戦略の分野においては、例えばふるさと納税が今後どうなっていくかということについては、まだ長期的には分からないところでございますが、しかし、現時点では、このことをしっかりと取り組みながら経営戦略の中に生かしていくということが必要ではないかなということでございますので、そういった観点から組織については、ゼロで見直していくんだよということの話を申し上げ、そのことで専門部会や例えば庁舎等の在り方研究会もございまして、そういったもので協議をしながら進めていく。そしてまた、お話がありましたように、当然議会にはまた相談していかなければならない、また市民の方々にも相談していかなければならない内容があるかと思っておりますので、そういったものを加味しながら進めていくということになりますので、それにつきましては、基本的には行財政改革推進本部の中で、今言いましたような分科会での協議の内容を踏まえながら進めていくということになろうかと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 1期4年というくくりの中で我々も仕事をするわけですが、市長もそういった思いに立たれると思うんですけども、そういうことを考えたときに、今回の施政方針の中で機構改革にあたって抜本的に取り組むんだという方針を打ち出されたということは、この29年度中になんらかのアクションがあって、そして、その結果が我々に提示されると、そういうふうを受け止めるわけですね。そうであれば我々議会に対しても、そして市民に対しても、また職員の皆さんに対しても、こういった基本方針の中で機構改革を行いましたとか、行いますということを知らしめなきゃいけないわけでしょう。だから、そのことをどうされるんですかということなんです。広報等か必ず載せますよね、機構改革をした時にはですね。そういった時の基本方針がしっかりしていれば、それを見ただけで、ああこういった方針の下でこうなったんだということが分かりますよね、ということは今質問をしているところです。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話がありますように抜本的な改革ということで、お話を申し上げているわけでございますので、当然そこには基本的な考え方、構想があるんじゃないかなということにつきましては、先程来お話を申し上げているように合併以来、いつもいつも組織の見直しについては取り組んできているということでございます。

そしてまた、それにつきましても先程来お話ししますように、行革本部の中で様々な議論が重ねられてくるわけでございますので、その時にその視点というものにつきましては、また目的については示しながら、担当の方と協議を進めながら、そして全庁的に方針を示しながらいきたいということでございます。その上で、また議会にも御相談申し上げるという内容になろうかとい

うふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

施政方針の中にも、そして、この総合振興計画の中にも、そういった基本方針に近いような言葉は文言は盛られているんです。しっかりそこを整理して、機構改革をやる時にはお出しくださいという、その観点からの質問ですのですね。

市長、この総合振興計画ですが、市長も冒頭言われてましたように、これが議会に今提案されていまして、総務委員会に付託になっています。そして、連合審査で1回審議をするという方向になっておりますけれども、この総合振興計画で示されている政策が様々あるわけですよね。ここの整合性がしっかり取られた上で当然機構改革の断行というふうになろうと思うんですが、そこを担保した上で、この市長のタイムスケジュールから見たときに、先ほどありました、できれば経営戦略、そういったところまで提案ができればということでもありますけれども、この任期中に、とにかく新たな機構改革の提案というものがあるというふうに理解してよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話し申し上げましたように、例えば、今年度においては、新たにふるさと納税推進室を設けて、あるいは農政畜産課を設置したということをございまして、これ自体もかなり抜本的な流れの中の改革になっているんじゃないかなというふうに思っています。

そのようなことで、来年度においても新たに改革すべき組織体制というものは、どうあるかということについては、当然できるところでお示しをしていきたいというふうには思うところがございます。

そのようなことで、今後将来のまちづくりに備えた組織体制というのは、いつも念頭に置いておかなければいけないわけですので、それに沿った形での提案ができるのではないかなというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 様々な課題を抱えて、そして職員の適正化計画等も踏まえながら、限られた財源の中で、そういったことに取り組んでいかなきゃいけないわけですので、そこは今すぐ12月以降検討を加えていращやるということですので、また提案される時をお待ちしたいなというふうに思います。

そういった流れの中で、今職員適正化計画のことも言いましたけれども、業務量とバランスのとれた職員の配置というか、当然業務量というのを調査されて、そして適正な配置というのは考えられるんですけど、このバランスが崩れると、すごい職員に負担がかかっていきますね。このことは、いわゆる本市として様々な懸案事項、課題の中の一つとしてあげてらっしゃるんですね。そのことをやっぱり踏まえた上での機構改革ということになろうかと思うんですが、この課題をどうクリアしようとされているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

業務量調査を毎年重ねてきて、その業務量が全体的にどういった形で偏在があるかということについては、いつも把握しているところがございます。

そしてまた、その職務にいる者が、どれだけストレスがかかっているかということのストレス度調査もあわせてしておりますので、それらのものを加味しながら、市職員全体がまんべんなく業務ができるような体制づくりについては、毎年毎年慎重にそのことについては取り組みをしているということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 市長がそういった答弁をしていただいたので、少し安心をするわけですが、やはりここに対する配慮を欠くと、ちょっと職員の皆さんのストレスを生じてしまうと。悪くすると本当に、御存じかどうか分かりませんが、県内の市職員の中でも直近でもありましたね。やっぱり、これは仕事量の負担だったんですよ、よくよく聞いてみると。だから、そういったことを考えると、本当に一方で市民サービスも含めて、効率的な運営をやりたいという、当然ですよ、それをやっていく。でも、この業務量と職員の配置のバランスを壊したら、思いもしない結果を生んでしまうと、そこに対しては十分な配慮を今後とも重ねていただければなというふうに思うところです。

今後、こういったことを考えていった時に職員の適正化計画を進めていく、そういった中で、行政をスリム化していかなきゃいけない、そうすると部長制を2年ひいて戻しました。そして、今度は大きな課をつくっていかないと難しくなるのかなという気もするんですね。そこらの検討というのは、先ほど言われた12月以降の検討等でも、あるいはこれまでの検討会の中でも考えてこられたのか、少しお示しをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

これまで社会経済情勢、そしてまた、職員適正化計画も踏まえながら組織体制を整えてきたところでございますが、これにつきましては適正化計画は段階的に適正化を目指すということでございましたので、これにあつた形で再編を行ってきているところでございます。

ただいまお話がありましたように、市政の施行時には部長制を採用しておりまして、10部46課114係があつたところですが、今年4月には27課8室104係までスリム化を図った体制になっているところでございます。

今後多様化する行政ニーズや地域課題の解決に向けまして、市民サービスが低下することのないよう、迅速に対応できるよう、そういった組織体制を検討していかなければならないということであろうかというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）** 今回の総合振興計画を一通りざっと目を通したわけですが、この今回の質問に触れる項目で載っている部分がありました。そこで、ちょっとそういう時期に来ているなという思いもあつたもんですから、いわゆるこの3月定例会を終えると、職員の方々が退職をされていくということではありますが、総務課が掌握をされていると思いますけれども、今回管理職の方が6名ほど退職をされるのかなというふうに伺っています。全体で何名ですか。

**○市長（本田修一君）** 3月31日をもって退職される方は、全体では17名となっております。

**○13番（小野広嗣君）** 17名の方が退職をされるということで、寂しい時期を迎えるわけですね。私も特に本年は寂しい思いをするわけですが、同級生の方々が退職をされると、ここだけでも4

名の管理職の方がいらっしゃいますね。3名の同級生がいるんですよ、この場にもね。

だから、そういった意味では、すごく寂しい思いもするけれども、もう一方では、何といふのかな、こういったまだまだ仕事ができる人たちが、この超高齢化社会の時代に60歳で退職をしていくと、これはもったいないなど、今まで培ったノウハウをしっかりと生かしていかなきゃいけない、そのことがやはりここに書いてあるんですね。それが課題としてあがってるんですね、現状と課題と、「団塊の世代をはじめ、多くの職員の退職などを背景に経験豊富な職員が減少しており、これまで個人レベルで蓄積してきた様々な技術やノウハウを若手職員らに継承していくための取り組みが必要になっている」とありますね。ここに対する手立てというと、再任用のシステムとか様々ありますよ、だけれども、それを使われる方もいらっしゃれば、個人的な理由で退職そのままされる方いるし、様々だと思うんですが、市の側から見ればもったいないわけですので、ぜひそのノウハウをつないでいって欲しいという。そのつないでいくシステム、あるいは残っていただくシステム、再任用でもいいでしょう、あるいはスタッフ職みたいなものを設けて、そこで頑張ってもらいたいとか、そういった検討は加えていらっしゃらないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特別に新たな今回退職される方々のノウハウを引き継ぐようなシステムというのはつくってないところでございますが、今は再任用制度がございますので、多くの方々が今回17名のうちの9名が再任用という形で、また在籍されますので、しっかりとその方々は御自身のノウハウについては、伝授していただけるものと考えてところであります。

○13番（小野広嗣君） 市長は、そういう答弁ありますが、わざわざここにそういった継承していく取り組み、それを仕組みをつくっていかなくちゃいけないというふうに出していらっしゃるわけですので、ここにね。だから、やっぱりそれは、ある程度つくられた上で、こういった部分も出されていかなくちゃいけないけど、課題の中に入っていますから、本年しっかりとそのことをですよ、課題として捉えて、次へ向けて検討を加えていっていただきたいなというふうに思います。

あと市長これまでですよ、窓口の様々な質問をやってきましたけれども、窓口のワンストップサービスをやるべきだと、こういった提案を何回となくやってきています。総務委員会の中でも言ってきました。そして、コールセンターの設置も必要なんじゃないですかというお話までやってきました。そういったことをどういうふうに、その後検討されているのか、この2点、ちょっと答弁を求めておきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

[小野広嗣君「いいです」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） いいですか。

○13番（小野広嗣君） はい。

じゃあ質問をし直しますよ、市長。

機構改革を行っていくと、様々な議論をしますよね、そういった中には、当然市庁舎の移転であるとか、後で後段で質問するような港湾商工課の取り扱いだとか入ってきますね。そういった

議論をする中で、過去に私は、いわゆるワンストップ窓口が必要だと、市長も当然そのことを十分感じて、それに向けて年々進んできているなという答弁だったんですね。そのこととコールセンターの話、こういったことがその中で、どういう議論として進んできているんですかということで、問わせていただきたいと思います。

[小野広嗣君「では、質問を続けますので、後で答弁をしてくださいね。港湾商工課の方に、ちょっと大項目でくくっていますのでね。」と呼ぶ]

○13番（小野広嗣君） 先ほど市長も様々な機構改革の中で、市庁舎等の在り方検討会と、ずっと同僚議員の方が質問もされてきていますけれども、そういったところで検討会を続けてきて、先ほどもありましたように、新たな角度からというのもありましたね。

そして、先ほどもそういったことを述べられましたけれども、これ6回、7回やられていると思いますけれども、この中ではですよ、港湾商工課の移転に限った議論というのは無いんですか、これだけやってきて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめにお答えしましたように、港湾商工課の配置については、港湾行政について志布志支所にとこのような議論はあったところでございます。

しかし、そのことにつきましても、私自身は今の本庁の体制で港湾商工課を置きたいというようなことのお答えをしているところでございますが、具体的にそのようなことにつきましては、担当の港湾商工課とも十分協議を重ねておりますので、私が答弁したような方向ということについては、担当の方も十分認識しているのではないかなというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） この在り方検討会の中においても、港湾商工課に限って、市庁舎の移転の議論もされてますけれども、いわゆるこの移転問題も議論になったということはあったわけですね、間違いなくですね。それを含めた上で議論をさせていただきますけれども、今回も市長の下にも陳情が上がってきていますね、当然議会にも上がってきています。これ総務委員会で付託になっていますので、この陳情に対して総務委員会でもまた議論になっていくということになると思うんですが、この陳情をもう読まれているという前提で質問をさせていただきますよ。大きくこれを絞っていくと、3点ぐらいの角度で、その港湾商工課が志布志支所に移転していただきたいという角度がありますね。この3点の角度の要望というのは、まさしく議会でも、そして、この本会議場でも我々総務委員会でも何回となく港湾商工課に、あるいは市長にぶつけてきた中身であります。そういったものを考えたときに、こういった議論が在り方検討会でも当然なされていなければ、あまりにも市民感覚とズレがあるなという思いがすごくするものですから、あえてこれを質問の項目に入れさせていただきました。そこはどうなんですか、市長、今回の陳情を見られて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁舎等の在り方検討委員会の中では、総合的に本庁舎の在り方がどうあるべきかということをやっと協議してきたところでございます。そのような中で、港湾商工課についてはどうなのとい

うことについても議論が及んだというふうには考えるところでございます。

しかしながら、私自身としましては、この組織の在り方、そしてまた、本庁舎の在り方については、現在のこの在り方のままで、そのようなことで、なんらかの障害があるとか、それから事業が進捗しないとか、そのようなことについては、認識はしないところでございますので、現在の体制のまま執っていきたいということのお話はさせていただいているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** じゃですよ、市長、行政の側が仕事をする上で支障が無いと、支障が無ければ、こういった要望にしる議員の市民感覚で話をする声にも耳を傾けないんですか。これだけの要望があるわけじゃないですか、現実には。これ日々痛感していることですよ、全然間違っただけのこと書かれてませんよ、その必要性を求められていますよ。市長、読まれてるんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市民の方々の要望というのは多岐にわたっておりまして、それらのものに全て答えられるということは無いですというふうに私自身は思っています。そのような中で、それでは私の方では、どのような形で組織体制について臨むべきかということを見ると、当然市全体のそういった事業振興、あるいは市政振興というような観点から、それが図られているかどうかということを考えて、そのことがなされてないとなれば、じゃあそれをどういった形で組織の見直しも含めて取り組まなければならないか、あるいは事業を新たに構築しなければならないかということになるかと思えます。

そのようなことから私自身は、港湾について志布志港が見える所に部署を移してほしいという要望につきましても、しっかりと港湾行政については取り組みをしてきておりますし、そのことが高まってきているというふうには認識しているところでございます。

また、商工関係につきましても、様々な事業に取り組み、そして現に、そのことがまちの方々もかなり喜んでいてということについては、声を聞いているところでございますので、その商工振興についても十分御意見を賜りながら、またそれがしっかりと振興につながっていることを確認させていただきながら取り組んでいるということでございますので、現体制で今後も取り組んでまいりたいということは、今の段階では考えているところでございます。

しかしながら、例えば、様々な要件がございまして、そのことを克服するために組織の在り方、あるいは庁舎の在り方というものが検討が必要ということになれば、そのことについては対応はしてまいりたいというふうには思っているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 冒頭、総務委員会の方でも、その陳情を議論しますので、こと細やかに質問はしませんけれども、3点というくくりで言っているから、市長も読まれているから、それを分かった上で僕も質問し、市長も答弁されていると理解しますからね、あえて読み上げませんよ。

そういう流れの中で、いわゆる先段も議員とのやり取りの中で、港を中心としたまちづくりが必要だと、そのことが年々増してきているということを答弁されていますよね。そして、それを考えていった時に、先ほどもありました、いわゆる貿易の関係での質疑ありましたね、それに対

する対策室、あるいは港湾対策。

旧志布志町時代には、あの3階に港湾対策室があったんですよ、まちづくり課であったり、商工振興課の中に港湾対策室という形で室がちゃんとあったんですね、そして取り組みをしていた。

そして、港湾商工課があれば、その足元に商店街があるから、商店街に出て行って、その街の景気をしっかり職員が見ていく、あるいは聞き取りをする、そういうことができていたんですよ。それが、こっちになってから回数も減ってるんですよ、そういったことも。行政側としては「支障は無い」と言われるけれども、そこに住んでる人たちから見たら支障がいっぱいあるんですよ。僕は、そこに住んでいるから一番分かってますよ。そこについての配慮が足りないなという、そういう質問ですよ、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

配慮がどれぐらい必要かということについては、少しつかみかねるところでございますが、私がいつも担当の方に状況について報告を受けている内容では、そのような形で通りの地域の方々が、この商工については、志布志支所の方に置いてほしいということについて意見を伺っているということの報告は無かったところでございます。

現在、こうして陳情書で上がってきておりますので、このことの内容については、また御回答を申し上げなければならないということになろうかというふうに思いますが、現段階では先程来お話を申し上げますように、それでは、その商店街の振興策がうまくいってないの、あるいは商店街の振興が図られてないのと、あるいは商店が更に廃れてきているのということを鑑みますと、担当部署あるいは関連部署も含めて、かなり頑張ってきているんだなというふうには、私自身は評価しているところでございます。

そのようなことから、今の体制のままでやらせていただきたいということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 職員の方から「そういった声を聞いたことがない」というのが不思議ではありませんね。議会でも何回となく言ってるじゃないですか。そして、総務委員会でも相当言ってるんですよ、ということは、その報告が市長に上がってなきゃいけないでしょう。市民の声をバックに言ってるんですよ、そこは少し、あまりにもひどい答弁じゃないですか。職員から一つも上がってきてないんですが、本当に。

**○市長（本田修一君）** 今まで、いろんな形で要望書は上がってきて、そしてまた、今回も新たに要望書が上がってきたということでございます。この要望書、陳情書につきましても、私どもは、担当の方に、あるいは私の方に、こういったことが声としてあるんだよねということについては、常日頃から聞いていたわけではないということでございます。

今回、こうして陳情書として上がってきておりますので、先ほども申しますように、きちんとこの陳情に対する回答は申し上げたいなというふうには思っているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひ、この陳情を上げられた経緯とか、そして、陳情者の方々ともしっかり市長、会話をしていただきながら、そういった声を聞いていくということから、まずもって返答はそこからでしょうね。

そして、議会でもこういうふうに質問もしているし、委員会でも限りなくやってきてるんですよ、このことに関しては。ですから、そういったことをもう一回含めて、担当課からも、また市長が聞き取りをしっかりとさせていただいて臨んでいって欲しいなというふうに思います。

先ほどの答弁できますか。

**○市民環境課長（西川順一君）** 窓口のワンストップ化の検討についてですが、平成25年度より庁舎内に窓口サービス改善作業部会を設置しておりまして、そこで検討はしてきてたところです。このワンストップサービスについては、まだ十分な結論が出ておりませんで、どういったサービスが良いかということで、引き続き検討をしている状況でございます。

その中で、平成26年度から年度末、平成27年の年度末、年度初めにかけて、転出・転入事務に係る土・日開庁を2年続けてやろうということが決まり実施してきました。

そして今年度は、その結果を受けて、全員協議会でも12月議会で話をしたところでしたけれども、もうやめようかというようなこともでしたけれども、引き続き更に検討しなさいということでありまして、また検討して、今年度末、転入・転出事務については、3月27日から4月4日、火曜日まで、平日は夕方7時まで開庁をし、そして土曜日は休みまして、日曜日4月2日、日曜日は朝8時半から夕方5時まで開庁をするということで、そういう体制で臨みたいと思っております。今後も、そういう窓口改善については、どうあるべきかということで、そういう年度末の開庁については、そのようなことをし、また職員においては、そういう待遇が一番だよねというようなことで、いつもそういうところについては、「待遇にちゃんと注意をするがね」ということは、いつも話をしているところであります。今後も引き続き窓口のワンストップ化とか、あるいはコールセンターとかいうことについても、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** 今、担当課、市民環境課長からそういう答弁ですが、市長としての答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

目に見える形でのワンストップの部署があるというわけではないということではありますが、総体としてワンフロアの中に収められてきていまして、そしてまた、総合案内の窓口も設置しておりますので、そのものがしっかり案内できるような体制になっているのではないかなど。そしてまた、それぞれの窓口の職員が、そのことについては、次は、こういったことの手続きが必要ではないですかという案内ができていたというような形での答弁じゃなかったかなというふうに思っております。

また、そういった形での推進、対応の徹底を図ってまいりたいというふうに思ったところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 改めて、また質問する機会もあるかもしれませんが、ワンストップ総合窓口に向けて取り組んでいくという流れを何回となくここでやり取りをしました。そしてまた、その経緯を委員会等でも見させていただいて、大分近づいてきたなというふうに思っていたとこ

るですが、今の答弁を聞いていると、課長にしても市長に対しても、ぜんぜんこの1年、2年後にまだ見えていないんだなど。過去の答弁の感覚から言えば、もうそこに来ていましたよ。それがすごく後退してるんですね。これは、やっぱり答弁はしっかりと過去の答弁を抑えていただいて、市は大変かもしれないけれども、押さえていただいて、この場には立っていただきたいというふうに思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまでの経緯、そしてまた、答弁の内容、そしてまた、現に進めている実情というものについては、しっかりと担当と打ち合わせしながら臨んでまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） この項だけにかかってられませんので、次へ移りたいと思いますが、市道香月線の延伸ということで、先ほど冒頭質問して、市長も同じような気持ちで聞かれていたと思うんですね、すごく大事な路線になってくると。僕自身としては、すごくうれしい道路であります。それを考えたときに、いろいろと、その効果というのは想像できるんですよ。だけれども、具体的に、この延伸に係る総体費用といいますかね、そういった部分というのが理解できていけませんので、その部分、そして、財源措置はどうなるのか、そこを少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

（仮称）志布志有明インターチェンジにつきましては、追加インターチェンジになりますので、概算事業費につきましては8億1,000万円ほどということになるかと思います。そのうち、市が負担すべき事業費は4億3,000万円というふうに考えられております。

財源としましては、社会資本総合整備交付金で60%が2億5,800万円、起債を1億5,000万円、一般財源で2,200万円の予算としているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 最初の総体額が、ちょっと聞き取れなかったんですけど、すみません。

○市長（本田修一君） 総体事業費は8億1,000万円でございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、この8億1,000万円、あの延伸を考えたときに大体想像できるのは、あそこの橋の撤去費用というのも出てきますね。そして、新たに今進められている橋りょうですね、ここのが一番お金かかるんだらうと思うんですが、ここの分に関する試算の分をお示しをください。

○市長（本田修一君） 先ほど8億1,000万円でお答えした事業費につきましては、インターチェンジの分でございます。

香月線につきましては、社会資本整備総合交付金事業としまして、平成27年度から31年度まで総事業費が15億円でございます。

そして、今お話がありましたJR線の鉄橋の撤去費用は約1億円の見込みでございます。

[小野広嗣君「その新設の橋りょうの費用は」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 香月線の橋りょうでございますが、少し下部工が今年かかり過ぎたということで、少し修正をしまして、約6億円ぐらいはかかるんじゃないかと考えております。

○13番（小野広嗣君） 市長もびっくりされてるけれど、すごい橋ってかかるんですよ。これだけ撤去費用で1億円、これで6億円、7億円、その半分をここだけで使ってしまうということなんです、今お聞きしてて思うんですけども、起債も起こされているわけですが、これ延長が5年ありましたね。この年数を今お聞きして思ったんですけども、これは平成27年から31年ということでありませぬ。そうであれば、31年度までにインターとの接続というのは完了し終わると、そういう理解でいいですよ。

○市長（本田修一君） お答えします。

今回香月線の延伸について、国の方に、また県の方をお願いしながら事業化を認めていただいたところがございますが、当然それにつきましては、志布志有明インターに接続するというところでございますので、開通にあわせるというような内容になっております。

○13番（小野広嗣君） そこでですよ、すばらしい道路をインターチェンジにつなげると、連結していくということになるわけですが、この香月線が新たに延伸をして、31年度につながるということで、文章としてのイメージは分かりますよ。しかしながら、現実として、その費用対効果といえますかね、現実の交通量がどうなっていくのかと、そういった積算みたいなものは出されているんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） （仮称）志布志有明インターの連結申請の書類で交通量の予測をしているところでございます。高速道路につきましては、約4,600台を見込んでおります、交通量がですね。

香月線につきましては、一丁田の方へ上がる所が3,600台というような予測で立てているところでございます。香月線そのものについては、この中では想定していないところです。国道から上の所の交通量で、3,600台というような感じですので、大分それに近い台数が香月線も通るとは考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今課長から答弁いただきましたが、香月線の延伸の関係を見ていくと、工業団地にドンと入ってきていますので、そこの利用関係、そして、東九州自動車道へ街部から通り抜けていく人たち、これは当然、私なんかもそういう使い方になるだろうと思ってるんです。それを考えたときには、かなりの交通量になるんだろうなと思います。大体またその時点での交通量の予測といえますかね、そういった積算というのは出されていくんですよ、課長。

○建設課長（中迫哲郎君） 今後、開通しますと、また交通量も調査いたしますし、そのようなことで予想した以上に多分増えてくるんじゃないかと想像しております。

供用開始になったら、交通量の調査もしていきたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） なぜそういう話をするかということ、やっぱりあの沿線沿いで、活気あるまちづくりというのも、市長も言われているとおり、あそこだけではないですけども、まず駅を中心としたまちづくりというのが出てくるわけですね。

市長もよくお分かりだと思いますけれども、駅から一丁田方面へ一直線につながっていくということ考えたときには、まず左が住宅街ということから見たら、大浜とか若浜とか松波があっ

て、こちらが駅通り、香月、学校をはさんで寿という形がありますね。その先には工業団地ゾーンというのがある。そして、その前、元へ戻ると香月小学校がある、そして志布志高校があつて、この一丁田を上がる時には尚志館高校という、この学校ゾーンもあるわけですね。

そして、公園ゾーンもありますね、スポーツゾーンもあるわけですね、そういった一つ一つを見ていった香月線のまちづくりというのを今後考えていかないといけないだろうなというふうに思うんですね。そういった意味では、今度のマスタープランですね、都市の。これも本年度中につくっていくというふうに言われています。そういった中で、若浜、松波の住宅政策というのでも避けて通れない問題なんですね。ここについて、この都市計画マスタープランの中で、しっかりそれが盛られた形で提案されるのか、そこを少しお聞かせください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 都市マスタープランにつきましては、初年度の28年度で大体の方向性ということで定めてきました。

それから、来年度29年度につきましては、個別の施策について具体的にというか、ある程度方向性を決めていくということで、その中で検討をしていくということになるかと思えます。

**○13番（小野広嗣君）** 行政は、よくそういう言葉を使うし、検討を加えていくということで、この件に関しては、過去にも地域の住民の方々から様々な御指摘を受けて、ここでも述べさせていただきました。

そして、説明会等も、その受けた経緯も、ここで問わせていただきました。そういった経緯を踏まえると、この29年度にそういった都市計画マスタープランの中で、しっかりとした位置付けを皆さんにお伝えしていくと。30年度でいいですよ、29年度につくって30年度とかというところまでは、お示しができなければ申し訳ないなというふうには思うんですけど、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは志布志港の振興のために、どのような振興策がとれるのかということについては、いつも考えてきたところでございます。そのような中で、都城志布志道路の延伸ということで、港まで直接タッチするという構想が示されたのが、それこそ五、六年前ということでございまして、それに基づいて、今回あるような形の工業団地、臨海工業団地を造成しようという流れになってきたところでございます。

その臨海工業団地を造成するにしても、時代が時代なので、なかなか企業誘致がうまくいかないのではないかなというようにも少し危惧していたところでございますが、案に相違しまして、このことについては、いわばびっくりするぐらいの内容に進展いたしまして、更に新たな工業団地を造成しようという流れになってきているところでございます。

そのようなことで、この香月線においても重要度が更に高まってきている。そしてまた、志布志有明インターの接続についても、その機能性が高まってきて、そしてまた、設置されると同時に、かなり高度に利用される内容になっていくということになっているわけですが、そのような極めて現実面でスピードがある、スピードの高い内容になっているということでございますので、私ともしましては市民の皆様方に、そのような形での展開についてのお話は、まだ

まだしていなかったなというふうには思ったところでございます。

今お話がありますように、もう少し、それらのものが進展した後は、じゃあどうするのかといった中長期的な構想も含めて、改めて29年度中に検討を加えながら、市民の皆様方にもお示ししていきたいなというふうに思っているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今の市長の答弁は理解できましたので、それで結構かというふうに思います。

市長も御存じのとおり、今香月線の所で、労働金庫の所がありますね、あの十字路が信号は無いんですけども、あの交差が一旦停止、いわゆる優先道路が逆転したんですね。そのことが分からないがままに止まる人、実際は止まらなきゃいけないのに突き抜ける車、これが結構まだ続いているんですよ、これは本当に危険極まりないですね。ここに対する信号設置というのを早くしなければいけない。いわゆる開通してからということではなくて、その前に急がなければいけないと、でないと大変な事故を起こしますよ。そこについては、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この交差点につきましては、平成26年に通学路交通安全プログラムの中で、志布志警察署を通じまして、公安委員会に信号機設置の要望がしてあるところでございます。

また、香月線が供用開始となりますと、国道220号のバイパスということになりますので、交通量が、また飛躍的に増えてくると。そしてまた、県の臨港道路との交差点もあわせまして、信号機の設置につきましては、引き続き要望してまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** 信号機の設置については、引き続き要望するというので、それは期待をして待つしかないかなと思うんですが、なるべくスピードアップしていただきたいというのが思いです。やっぱり今、信号が無いままで、先ほど申し上げたようなことがあると、非常に危険なんですね。そこに対してのやっぱり周知もやっていかないと、今までの感覚というのは、やっぱり身体に染み付いてるんですよ。僕は注意して、あそこは通るようにしますが、注意しても一方が、それを守らない、そういうことが結構多いですから、そこに対しては、また少し配慮方ですね、ちょっと考えていただきたいというふうに思っております。

あとですね、この都市計画のマスタープランの中で、道路整備計画を立てて、その上で大きなまちづくりも検討するって文言ではなってるんですよ、コンパクトシティということも市長もうたわれています。でも、それはその香月線だけではありませんのでね、そこはそうなんです、ただスポーツ振興計画もある。そして、以前で言う住宅マスタープラン等もある、そこへ総合振興計画、一番上位法がくる。こういった流れの中でのまちづくりを考えたときに、もうすぐ国体がくるわけですね。国体がくると、スポーツゾーンとしての整備もしなきゃいけない。そういった先ほど述べました一丁田まで行く大きな流れの中での整備計画というのを、やはり絵図でしっかり、駅からインターまでの、それが示されるようにして、我々あるいは市民の方々にも提案していただくようになれば、すごく分かりやすいなと思うんですね。それが1点。そういった中で、いわゆる駐車場計画というのを前も市長にもお話をしましたけれども、今の若浜住宅の背後、い

いわゆる港に向かってずっと広大な空き地がありますね、いわゆる武道館、そこに向かってですよ、ああいった所の活用ということも含めて、駐車場計画というのを立てていかなきゃいけない。そこらの構想は、どうなってるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2020年、平成32年でございますが、本市は鹿児島国体の成年男子のサッカー会場になるということで、そのことを契機としまして、新たに志布志運動公園等再整備計画を定めまして、この鹿児島国体に来ていただいた方に、本当に満足してもらえそうな会場にしていきたいということでございます。

ということで、これは当然国体向けにということでございますが、しかし、それらの整備をすることによりまして、市民全体に、そのスポーツ振興が及ぶような形でしていくんだということが前提になっていると。そしてまた、サッカースポーツ、サッカーの方々を中心とするスポーツ合宿の推進も更に倍化できるぐらいの形の会場にしていきたいというような内容でございますので、このことにつきましては、安全対策も含めまして、案内を徹底しながらやっていきたいなというふうに思っています。

そしてまた、松波住宅につきましては、以前はスポーツゾーン構想があったところでございますが、現在運動施設の陸上競技場、あるいは補助グラウンド、温水プール等といったものにつきましては、一体となった形のスポーツゾーンの構想の場所というふうになってはいますが、現在では、松波住宅につきましては、別の土地に建て替えの整備ということになっているところでございます。いわゆる南海トラフ地震の襲来を想定した形での整備計画となっておりますので、この松波住宅が移転できた後には、この跡地については、駐車場として総合的には整備してまいりたいというような構想でございます。

〔小野広嗣君「若浜住宅の背後の広大な空き地の活用については」と呼ぶ〕

○議長（岩根賢二君） 駐車場の所ですか。

答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後 3 時 58 分 休憩

午後 4 時 09 分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございませんでした。

ただいまお話になられました地域、土地につきましては、現在駐車場として使用されております。今回の運動公園の再整備計画の中に含まれている所ではないということで、今後も駐車場として活用してまいりたいということでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほど、香月線のイメージと申しますか、鳥瞰図みたいなのが市民の方に示されないかということでございますが、まだ具体的な都市マスタープランの個別の施策

も固まっておりますので、そういうのは、まだ示す段階ではどうか、作っていない状況でございます。ただ、安楽の香月線に架かる橋の鳥瞰図は描いてございます。

○市長（本田修一君） ちょっと建設課長と打ち合わせが足りなかったんですが、私としましては、その都度その都度、絵というものは示せるんじゃないかなというふうに思いますので、また担当課と話ながら、現段階でできる範囲内でお示しできるものについては、案内を申し上げたいということでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長がサービスをしていただきましたので、そういう方向で示していただければ、また市民にもですね、こんなふうにまちづくりが進んでいくんだというのが伝わっていくかなと、すごく香月線というのは、僕にとってもうれしい事業だなというふうに思ってるもんですから。

それとあと、駐車場に関しては、現在そういう状況ですが、あそこ整備が全然されてませんのでね、せっかく駐車場を使っていく、そしてやっぱり国体との絡みで必要になっていく駐車場かなというふうに思いますので、やはり、きちりとした整備をした駐車場に展開していくということを、やはり検討しなきゃいけないんじゃないですかね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後、例えば人工芝グラウンドができて、更にスポーツ合宿、特にサッカーキャンプに来られる方々が、どれだけ増えていくかということも踏まえながら、そしてまた、大きなイベントがございます。志布志みなとまつり、あるいは、お釈迦祭りということで、あるいは体育館、グラウンドを中心としたスポーツイベントという中で、駐車場が現段階でどれくらいのものかということについても、詳しく調査がされておられませんので、そのことを改めて調査をしながら、今お話にあった駐車場の整備については、検討してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった総合的な整備ということになりますけれども、スポーツゾーンの整備計画だけではなくて、香月線、延伸されるそういったインターチェンジまで、ハーフチェンジというか、そういうイメージですよ。そういった所までの沿線沿いの、いわゆるまちづくりということをやったり考えていっていただきたいなということを要請して、次へ移りたいと思います。

あと、この子育て関係の包括支援センターですが、これに対して施政方針で市長が述べられていたもんですから、通告をしたわけでございますが、こういったことが求められてきている現実というのは、市長も十分御存じだろうというふうに思うんですが、先ほど市長が言われたように、僕も冒頭言いましたよね。これを設置していくに向けて、大きな課題、様々な課題がある中で担当する所管課、あるいは係の方々は大変な思いをされるんだろうなと。そして、人材の確保ということ言えば、市長も悩まれるんだろうなという思いがあったもんですから、こういった質問をさせていただいたわけですが、先ほど市長も述べられたように、今も一生懸命されていますけれども、保健師さんの確保、助産師さんの確保とか様々な人的確保の問題がありますね、こういったことが、その直前までに来ている。そういった状況に向けて今準備に向かって進んでい

っている状態ということですね。鹿児島県でも去年からスタートしていますが、その前から150ぐらいの自治体が2027年にモデルとして進んで来て、今300を超えていると思いますが、そういった自治体で導入、大隅半島では鹿屋市が昨年からスタートさせていますね。

本市も、それに遅れてはならないというのが、僕の思いなんです。やっぱり、子育て日本一のまちづくりを目指している市長、様々な施策を展開されていて有り難いなというふうに思う反面、こういったもともとは国が示した事業ではありますけれども、こういったものに乗遅れた分だけ、市民サービスが欠如していくことになりますので、ここにつけては、準備体制をあわせてやる必要はないかもしれませんが、やはり少しでも早く対応できるようにしていただきたい。本年度中に、これ大丈夫ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、人材確保、あるいは設置場所の確保等、いろいろ解決しなければならない課題というのはあるということですが、29年度末には体制を作り上げていきたいというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方から29年度末までということで、国はもう少し先まで、全国展開の終了というのは、その先なんですけど、モデル事業のスタートから考えて約3年ということがあります。様々モデル事業が展開をされましたので、先進事例等も、もう発表になっておりますね。その先進事例等を参考にしながら、あるいはその組み合わせも考えながら取り組むことができると思うんですが、そういった検討というのも庁内で進んでるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありました先進事例につきましても、十分研究しながら、このことについては、取り組みをしていくということですが、

○13番（小野広嗣君） そういうことですが、それを期待したいと思いますけれども、今回、子育て世代包括支援センターの満たすべき基本3要件というのがあるんですね。その一つ一つは、いわゆる担当課、係の方で御存じだと思いますので、あえてもう問いません。その3要件を基本として、妊娠期だとか出産直後だとか、あるいは子育て期、ここに対するステージごとの支援、必要とされる支援をしっかりと行っていかなきゃいけないという流れがあるわけですね。

そして、それを受けた上での先ほどモデル事業となることも含めて、事業の展開を図っていかなくちゃいけないと、だから質問の冒頭に戻りますよ、子育て日本一のまちづくりを目指していく上で、先進事例も当然取り入れながら、あるいは一つだけ取り入れるんじゃなくて、組み合わせながらも結構だろうと思うんですね。それはそれでやりながら、本市はニーズ調査もやっていますよ、アンケート調査もですね。そういったものを受けて、子供のための日本一のまちづくりを目指す上で独自の支援策、本市の特色を生かした支援策、こういった検討がなされているのかどうか、お示しをください。

○保健課長（津曲満也君） ただいまの議員の御質問ですけれども、独自の子育て包括の世代の取り組みでございまして、特には考えてないところでございますが、保健師が母子保健、

ケアマネージャーとしての支援プラン作成業務を行えるよう体制を整えるための検討を行っているところでございます。

当面は、特定妊婦の中で優先順位の高いものから、ニーズに応じた支援プランを作成していきたいと考えております。特定妊婦とは、例えば、特定健診未受診者とか、未入籍者、あるいは精神疾患、望まない妊娠等をされた方についてのプランを作成していこうかなとは考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今、課長が答弁された内容はですよ、今回国が示している子育て世代包括支援センターの在り方、その中身にもうたわれてますよね。そういったことに取り組んでいくという方向はですね。それはもう十分承知はしているんですが、これまでこういったことに関して質問を実はしてるんですね。市長、例えば、先進地でこういうのがあるわけですね、東京中野区の例でいいますと、赤ちゃんを迎える妊婦と、その家族の皆さんが安心して過ごせるように、いわゆる妊娠・出産・子育て、この切れ目の無い支援をしていくという流れの中で、特徴的なのがカンガルーですね、カンガループランという、こういったものを組んで、いわゆる全ての妊婦さんを対象に専門相談員が面談をして、要望に応じて一人ひとりに適した、全てですよ、全て、適したサービスの情報を提供し、支援について一緒に考えてプランを作成することをやっていくと。

そして、プランを作成した方には、妊娠・子育て応援ギフト券1万円相当を贈呈するという、そういうお得感も感じる支援をやってるわけですね。このことを聞かれてですよ、市長、いろんな質問を受けられるので記憶にあるか分かりませんが、ほぼこれに似たような質問を僕は一昨年の12月、まだ1年ちょっとですよ、してまして、そのことに対して市長は「検討してまいります」というようなことを言われてるんですね。実は、27年12月定例会、市長、僕はこういうふうに言ってますね、いわゆる子育て支援の講座を行っていく、そして、その講座を受講されて、そのことに興味を示される、あるいはそのことを集中して取り組んでいきたいという人には、もっとハイレベルの講座を行って行って、いわゆる子育て支援のケアプランの組めるような、そういった人になっていっていただく、そして、あるいは臨時職員として雇用して対応をして、一緒になってケアプランをつくっていくという、3回にわたってケアプランをつくっていくんだと。

そして、ここと一緒ですよ、1万円相当というか、そういった記念品等も渡しながら、子育てに市が関わっていくと、そういったことをやりました。一貫してそうやって子育て支援プランを作成していくような在り方について、本市では取り組んできていないので、「今後しっかり検討してまいります」というふうに言われました。その後どうなんですか、今1年3か月たってます。

**○保健課長（津曲満也君）** 昨年の12月に議員の方から、そういう御指摘がございまして、子育て支援員につきましては、研修を受講する必要があるなど、直ちに人材を確保することが困難と考えまして、人材の育成及び確保に向けて、今後取り組んでまいりたいと考えているところございます。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあ今、市長の方から答弁無かったけど、市長、同じ考え方でよろし

いですね。はい、それは理解をいたしました。

先ほど言いました子育て世代包括支援センターの流れ、ありましたね、三つの基本方針、そして出産前、そして出産後、そして子育て時期に応じてステージごとの施策がありますよということがありました。そうすると、今まで2年前から利用者支援事業というのを取り組んでいるんですね、国の政策がありまして。そういった利用者支援事業と、この子育て世代包括支援センター事業とリンクしていく部分というのは、相当出てくるわけですが、そこらの検討というのは今課内で検討は始まっているんですか。

○保健課長（津曲満也君） 今の御指摘については、検討はまだしてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 国のいろんな政策を受けて、地方自治体が様々な事業の展開をしますね、そういった中に、今回の子育て世代包括支援センターの取り組む事業、そして今申し上げました利用者支援事業という流れ、これは母子保健型だとか基本型だとか様々あるみたいなんですけど、こういった事業等も、これまでに国としては打ち出しをしている。本市の保健の方では、こういう取り組みされていると僕は理解しているんですけど、されていますよね。そこでの整合性、そういったことも含めて、どういった議論がなされているのか、そして、今回のこの包括支援センター、子育て世代のですね、こういった事業というのは、様々なモデル事業があって、志布志市としてはどういう取り組みをすればいいかというのは選択できるようになってるんです。その選択をしっかりと議論しているのかというのをぜひお聞きしたんですが、どうですか。

○保健課長（津曲満也君） 利用者支援事業の母子保健型については、今地域の実情において、妊娠に関する普及啓発とか、母子手帳の交付、両親学級、あと新生児訪問指導、産前産後サポート事業などの事業を展開しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） だから、どう組み合わせる、今回の新しい子育て世代包括支援センターで取り扱う事業とですよ、どう取り組んでいくかというのは選択できるんですよ。どういう組み合わせにするのかと、そういったことは検討されているのかということをお聞きしてるんです。まだこれからなのか、これからであればこれからで結構なんですよ。

○保健課長（津曲満也君） そのことにつきましては、これからの検討課題でございまして、関係機関、特に福祉課と協議していこうかとは考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 中身的には詳しくやりませんでした。もう資料もお持ちだろうと思いましたが、保健係の方でもよく理解されていると思いますので。ただ、こういった仕組みづくりが出来上がっていく、そういった切れ目のない子育て支援を行っていく、これが子育て世代包括支援センターとして位置付けですよ。その中身の資料というのはいっぱいあって、それも全部読みましたけれども、それはそれとして同じような位置付けとして、市町村に、市にですよ、市の中に1か所ではなくて、2か所、3か所同じ位置付けで置くんであったら、それも可能だというふうに言われてるわけですね。そういった例えば、うちは旧町から3か町ありますので、そういった形での支援体制というのは組める余地はあるんですけど、ただ人的なものとか様々ありますけれども、その検討はされているんですか。

○保健課長（津曲満也君） そのことにつきましても、これからの課題として検討していくつもりでございます。

○13番（小野広嗣君） 現段階において子育て世代包括支援センターの設置等を受けて29年度中にやるんだというふうに市長が言われる。これは設置は、どこを想定されているんですか。

○保健課長（津曲満也君） 具体的には、まだどこという場所は決めていないところでございますが、既存の施設を利用する形にはなるかと思えますけれども、保健課内の所に置こうかとは考えておりますが、そのことを踏まえまして、また福祉課とも、子育て支援センターはくぐみランドですかね、あそこら辺等も検討していきたいとは考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、それはいいですよ、それで、しっかり検討を加えていただければいいと思いますが、今回の子育て世代包括支援センターの取り組みの中で、いろいろあるんですが、その中で少し力が、特に入れなきゃいけない中の一つとして、いわゆる産後ケアがありますね。この産後ケアがしっかりできていくと、いわゆるショートステイであるとか、デイケアであるとか、あるいは助産師さんが訪問してくれるとか、こういった体制がしっかりできていくと、出産後も安心していられたという経緯で、次の子供を産んでいこうと、産みたいという方向へ動くと言われてるんですよ。だから、ここへはしっかり今回の取り組みの中で力を入れていただきたいなと思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来、現在の先進地に無いユニークな、また独自の、そして子育て日本一を目指すまちとしてふさわしい内容のセンターにして欲しいというようなお話でございます。当然そのことを踏まえまして、本市においては今お話があります産後のケアが重要なんだということでございますので、そのことについては、特に力を入れながらセンターの設置については努めてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、冒頭申し上げましたように、その準備に向けて大変な作業があるし、人的確保も必要だし、総合的な支援になりますので、妊娠から出産、そして子育てまで切れ目のない支援をしていくと、そういった時代になってきたんですね。これが出来上がると、いわゆる受け身ではなくて、そういうお母さん方、あるいはお父さん方の方からでも、相談ができる体制、ここに行けば全てが解決するんだというようなセンターになっていくわけですので、しっかりとした取り組みをやって、29年度中にスタートを切っていただきたいなというふうに、スタートが30年の4月1日になるのかもしれませんが、そういった方向で進めていただきたいと思います。

あと次に認知症に関して、徘徊（はいかい）高齢者に関してですが、もう何回となくこの場で質問を議員になってからもしてきていますし、同僚議員の方からも、るる出てきておりますので、今回は特別的を少し絞り込んだ上で何点かお聞きをしたいと思いますが、この認知症徘徊高齢者の問題というのは、冒頭市長が数字を出してお示しをいただいたとおり、大変な状況になっていく。特に2025年問題という、団塊の世代が全て75歳以上になるという時には、65歳以上の高齢者

が大変な認知症になるというのは、先ほど市長が述べられたとおりです。あのデータより多分志布志市は厳しくなるでしょう。このことを考えたときに、今のうちから認知症全体の対策に取り組んでいかなきゃいけない、その対策の一環として市長が先ほど述べられた初期医療チームの件だとか、一生懸命取り組んでおられます。サポーターの件だとか、そして認知症カフェであるとか、るる取り組んでいただいていることは評価をいたしているところですが、それでもなおかつ、この徘徊高齢者というのは、どうしても生まれていかざるを得ない、生まれていく。そこに対して事故があってはならない。

また、その方、その徘徊高齢者のおかげで事故に逆に巻き込まれる方々も出てくるとい、そういう状況をぜひ回避していかなきゃいけないということで過去にも質問をしていますが、今です、今年になってからもそうですけど、もう細かくはやりませんが、ウェブサービスで徘徊高齢者伝言板システムというのを立ち上げている市が埼玉県にあります。対象は、市内在住で徘徊行動が見られたり、認知症と診断されたりした人と、その保護者です。

そして、専用の伝言板サイトにアクセスできるQRコードと身元特定のための番号が表示された見守りシールが、衣類用が30枚だとか、靴や杖用が10枚もらえるという流れになっているようであり、保護者は、伝言板サイトの初期設定として保護対象者の性別や年齢、外見の特徴、通知を受け取るメールアドレスなどを登録しておく、そうすると保護が必要になった時にサイトにアクセスし、行方が分からなくなった場所や発見時の注意事項等を入力するわけです。そうすると発見者は、スマートフォンなどで、そのQRコードを読み取ると、伝言板が表示されて、その発見場所がどこだったのかと、それを入力すると、もう市の方と、そして、その家族の方にそのメールが届くんです。そして、家族同士、市とのやり取りが伝言板の中でできるんです。そうすると何が起こるかという個人情報を守られるんです。放送されるのは、やっぱり保護者の許可があって放送されてると思います。だけれども、放送を拒まれる場合だってありますね、個人情報が流れる、流してもらうのは困ると、今の時点ではと。そういった部分に対する配慮から、こういった事業が立ち上がっています。こういった事業が、どんどん進んでくる時代になったんだなというふうに思いますが、どんなふうに思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になられました徘徊高齢者の伝言板ということについては学知しておりませんでしたので、このことについては勉強させていただきまして、取り組むことができるということになれば、また改めて来年度末まで立ち上げる内容に盛り込んでいければというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）** スタートしたばかりですので、また、スマートフォンを全ての方が使われるわけではありませんので、少し推移も見守らなきゃいけないのかなと思うんですが、ただ他の自治体でもやっていることはです、市長、靴です、今も申し上げましたように、この自治体とは別です。他の自治体でも何箇所の自治体でやっています。10枚のシール、5靴分ぐらいのシールを靴に貼り付けられるようにしとくんです、靴は必ず徘徊高齢者が履いて回るわけですから、これが一つ。それで、杖とか、洋服、先ほどの所は洋服に30枚ですよ、こういったこと

は、すぐさま取り組んでいけると思うんですね。こういった視点はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられたのは、見守りの危機というようなことになろうかと思いますが、今後、徘徊された方に対する見守り体制について、携帯の端末を所持するというので、そのことでGPSが発動されて、場所が特定できるということで、ただいまお話がありましたそういった靴に付けるものとか、他の器具によるものとございますので、来年度策定予定でございます介護保険事業計画の中の策定委員会の中で、このことについては協議をしていながら、高齢者の安全確保については、対応してまいりたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、少し勘違いをされているのかなという気がしますが、いわゆる当然GPS機能を付けた機器の研究も進んでいて、実際それも出ております。それはもう同僚議員との質問の中で出ていますので、あえて僕はそれは触れてないんですよ。僕が言っているのは、アナログかもしれないけれども、実際に靴にGPS機能を持たせたシールじゃないですよ、普通にシールを貼って市が配布して取り組んで、発見した時にすぐ分かるでしょう、放送されていた方だとか、そういうことなんです。それはどうですかということです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話になられたのは、多分シールステッカーというようなことであろうかと思いますが、地域ケア会議や高齢者教室等で紹介しているところでございますが、現在は本市では登録者はいないということでございますので、その理由が認知症であるということオープンにしたいというのがあるのではないかなというふうに思っています。

ということでございますので、更にこのステッカー、あるいはシールの効用については、お話を申し上げながら普及について取り組みができるかどうかということも含めまして、先ほど申しましたように計画書の中に盛り込みながら研究をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、うちはですよ、見守り体制は事業所106か所でしたか、107か所ぐらい連携してやっていますね。そして、社会福祉協議会との連携も様々されていますね。

しかし、その見守り体制の中に徘徊SOSネットワークというシステムを入れ込んでいくということがすごく大事なんです。なぜかといったら、これ事前登録制にうちは全くしてないわけですよ、申込者が無いから。その意義をしっかりと説明して、事前登録制度をつくって、この徘徊、高齢者のSOSネットワークを構築していくと、今提案したようなことが全て実現していくわけですよ。そのシステムの構築を早く立ち上げて欲しいなという思いで、今回の質問をしているということでもあります。答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、この認知症につきましては、たぶんオープンにしたいというように普及が進んでないということがあろうかと思っておりますので、このことについて理解が深まるような形での対応をしていきたいと。そしてまた、そのことについては、しっかりと地域

の見守り隊の皆さん方にもお知らせしながら、この一旦事故があった時のスムーズな対応ができる体制というものについて構築してまいりたいということでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、この高齢者、高齢者に限らないですけども、徘徊SOSネットワークと、こういった組織をしっかりと構築をしていただきたい、中身のあるものとしてですね、今申し上げたようにですね。

この事前登録制というのをしっかりやっている自治体ってあるんですよ、いっぱい。だから、これは、やはり行政の側の話の進め方、周知の在り方、そして2025年を迎えた時に大変なことになるという、そういう危機感を持って取り組むと、このことが進むと思うんです。行政マンとしてのやはりそこに向けての危機感というのが、やはり少し弱いのかなという気がしてならないですね。そこは要請をしておきたいというふうに思います。

あと1点、認知症対策で徘徊は別として、認知症対策として1点、簡単にできる方法がありまして、一つはですね。様々これまでも提案して取り上げていただいていますけれども、実は脳のリハビリ研究の第一人者である東北大学の川島教授という方がいらっしゃるんですが、この方が認知症予防に勧めていらっしゃるのが、御存じかもしれませんが、文章の音読が科学的に効果があることをもう実証されております。これは、文章の意味を理解する必要は無いんですよ、いわゆる800字程度の文章を声を出して早く読む、音読を毎日3時間行うだけで、脳の機能が活性化されるということが、もう実証されてるんです。そして立証されてるんですね。だから、この800文字の文章を理解せずとも、少し速い速度で音読していく、これを毎日短時間で行っていくだけで大きく改善されるんだということがうたわれています。市長、このことは御存じだったですかね。

○市長（本田修一君） ただいまお話になられた内容につきましては、存じておりませんでした。

○13番（小野広嗣君） ぜひですよ、そのことをしっかりと学んでいただいて、いろんな形で行政の方から、このことを御紹介申し上げて取り組んでいくと、現場ですね、できることでありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましても、担当と十分協議しながら進めさせていただきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 最後の項に移りたいと思います。

貧困に対する学校のプラットフォームという観点で質問をさせていただきました。

冒頭、市長の方にも少しだけ質問させていただいて、答弁はもういただいておりますけれども、現実に「6人に1人が貧困だ」と言われていますね、国の試算ですね。でも、本市は「5人に1人だ」というふうに教育長が過去に述べていらっしゃるんですね。そういったことを考えたときの本市の子供の実態、貧困の実態というものをどのように捉えていらっしゃるのか、まずお答えいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回質問の通告を受けまして、改めてヒアリング等を行いまして、その時に本当に予想以上に、

そのような問題が深刻なんだなと、そしてまた対象者が多んだなというふうには思ったところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

子供の貧困ということについては16.3%、今議員言われましたように6人に1人が貧困の状態にあるということです。

鹿児島県は、昨年でしたかね、昨年の調査では全国でも3番目に貧困率が高いというような、そういう数字も出ておりますが、私自身は、この貧困問題というのは、今いろんな所で取り上げられておまして、昨今の市議会、あるいは各地方の議会でも給食費のこと、あるいは入学金の前倒しのこと、いろんな所で取り上げられているというのは、それほど深刻な問題なんだろうと思います。

教育委員会の方としましては、この貧困の対応については、経済的な支援も必要だし、学習支援も必要だろうし、また生活の支援も必要だろうということで、教育委員会、教育総務課、学校教育課、それから生涯学習課、力を合わせて、この貧困対策に向けての取り組みをこれまで以上にまた進めていかなければいけないだろうと、そういうふう考えております。

○13番（小野広嗣君） もう一、二点、市長の方にもあわせてお聞きをしたいんですが、今回通告をしております学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進、その中身にですね、趣旨、細やかにありますけど、簡単にここで申し上げると、こうありますね、「全ての子供が集う場である学校を子供の貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学校における学力保障、進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉、就労等の組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します」というふうに書いてあります。これを考えたときに、総合的な支援体制をやっていかなければいけない。これは教育委員会だとか福祉課だけじゃないですよ、国が大綱を打ち出しましたね、2年前に。この貧困に対する大綱を打ち出しました。この大綱の中身を見ていくと、教育委員会、福祉課だけではない、各部署にわたって支援をしていかなきゃいけない流れです。そのための推進体制をしっかり組まなきゃいけないという趣旨での質問なんです。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話になった内容ということにつきましては、学校がプラットフォームということでございますので、教育委員会そしてまた学校と十分協議しながら、そのことについて行政部門で関わりがあるところについては全て取り組みをしていきながらまいりたいというふうには思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 子供の貧困対策につきましては、今議員言われましたように、総合的に取り組んでいかなければいけない、まさにそのとおりだと思います。

教育委員会でもできることもあるだろうし、でも教育委員会だけではできないこともあるでしょう。そういうことで、答弁で一つだけ例を申し上げましたが、例えば、今本市にはスクールソーシャルワーカーという方々が6人いらっしゃいますが、の方々が学校に行って家庭の実情、そう

いうもの把握した。それはそのままじゃなくて、今度は福祉課とか民生委員とか、そういう方々とも連携を図りながら、更にきめ細かい支援をしていくという、そういうことも一つ市全体で取り組む一つの方策なんだろうなと思っています。

今後とも教育委員会だけではできない部分というのがたくさんあると思いますので、市長部局の福祉課を含め、保健課、様々な所との連携をきめ細かにしていく必要があるだろうと、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 貧困の連鎖を防ぐためには、学習支援が効果を上げていくということは実証されていますね。そういった意味では、先程来報告を受けた分で理解は多少していますが、今行っている、いわゆる中卒リスクを防ごうということもありますね。いわゆる高校へ進学しない、その背景には貧困があるという部分があります。ここに対して、今、志学教室等を中学生を中心に一生懸命やっています。ですから、この分を少なくとも松山エリア、そして有明エリアと拡張して取り組んでいていただきたい、どうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 前回の志学教室の質問の時にも、その件が議員の方から出されました。

今のところ今年度でいきますと117名の子供たちが、志学教室に参加をしております。

現在は、一つの志布志支所で全ての学校が集まっているわけですがけれども、私ども教育委員会といたしましては、大体150人ぐらいの参加者が得られた時に3会場であることが可能ではないのかなと、そういうふうな構想を持っておりまして、来年度以降、更にこういう子供たちを増やすことによって3会場での実施が可能になってくるのではないかなと、そういうふうに考えております。

**○13番（小野広嗣君）** 学習支援に出て来られない子供の支援の方が大事だと、現場から声が上がっているということを考えたときに、いろんな手で声を掛けてらっしゃるけれども、それでも届いて無いわけですよ。やはり、そこに光を当てていかないと、本来の目的から離れていくんですね、そこはどうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** まさにそのとおりだと思います。本来は、もっともっとこの志学教室に参加をして欲しいという思いを持っておりますので、いろんな所で啓発は進めておりますけれども、まだ保護者に十分浸透してない部分というのは確かにあると思います。

したがいまして、福祉課の方にも散らしをお願いしたり、それから転入してくる保護者の方々にも、こういう事業がありますよということを啓発したり、また学校においても志学教室だより等を通して、子供たち保護者への啓発を今後とも進めていかなきゃいけないと思いますので、もっともっとそういう意味で啓発というのが必要なんだろうということは、私自身も非常に実感しております。

**○13番（小野広嗣君）** そういった理解の下に、ぜひ前向きに進めていていただきたい。

いわゆる大綱の中でも示された施策というのは、それぞれにもうスタートしている部分というのは結構あるんですが、そのことがバラバラにあるわけですね、福祉課でやっていたり様々な教

育委員会サイドでやっていたり。だからいわゆる貧困対策に関して、あるいは学習支援に関して、こういうふうな、いわゆる手当てが市としてはありますよというのをリスト、一覧みたいにして出すと、そこをしっかりと見るとか、そこに相談すれば全て解決するとか、そういった取り組みはどうなんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** いまのところ教育委員会の中だけでの様々な子供たちへの支援体制というのは、リストができておりますけれども、市全体のは多分まだできておりませんので、そこら辺は、そんなに難しいことではないのかなというふうに思います。

子供たちへの支援を教育委員会サイドでは、このような支援をしています。福祉課ではこういう支援をしています。保健課ではこういう支援をしています。というそういう一覧といいますかね、そういうのは保護者にとっても地域の方にとっても非常に参考になることではないのかなというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 福祉部門だけではなくて、多岐にわたっていくと思うんですね。大綱にうたっていた施策をやる、あるいは学校をプラットフォームとした総合的な子供の支援、学校現場だけでできることではないですよ。先生たちの負担というのは大変なものになります。そういったことを考えたときに、こういった国の政策が打ち出されて良いことなんですけれども、教育委員会としても悩むだろなというふうに思いながら質問をしてるんですが、いわゆる前も言いました地域未来塾の関係、志学教室とも重なる部分がかかなり多いわけですが、そこはどうなんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 昨年の3月議会でしたかね、議員の方が地域未来塾のような施策もあるので、そういうことも検討してみたらどうかという質問をいただきました。

私の方は、そのことを受けまして、県の教育委員会の方に打診をしてみました。県の教育委員会は、それを受けまして、昨年の6月に全市町村に地域未来塾というのがあるけれども、そのことについて希望するかしないかという調査をかけたみたいです。

本市は、ぜひ地域未来塾に参加をしたいということで申請をお願いしたいということで出したわけですが、最終的には県の方は、これは県が3分の1、国が3分の1、市が3分の1というような、そういうシステムになっておりますので、最終的には県は来年度は見送るというような感じになっておりますので、したがって本市においては志学教室を更に充実していくしかないのかなと、今考えております。

**○13番（小野広嗣君）** だから、今行われている志学教室も3分の1補助ですよ。そして、結局国の元々の学習支援の国が打ち出した支援がですよ、それを考えて本市独自の取り組みをされているわけなんですけれども、いわゆる未来塾との関係で、そういう動きであれば、余計ですね、松山、有明地域、こういった地域で、しっかりと学習支援を行えるような体制をつくりあげるべきだと、先じゃなくてですよ。

**○教育長（和田幸一郎君）** 最終的には、やっぱり志学教室により多くの生徒が参加をしてもらえる状況をつくっていくというのが私どもの役目だと思いますので、今バスで送り迎えしており

ますけれども、松山は松山地区、それから有明地区、それぞれで子供たちが生徒が行きやすい環境をつくっていくというのは大事なことだと思いますので、今後は、とにかく志学教室に通う生徒を更に増やしていくということを主眼に置きながら、あと内容の充実を図っていきたく、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 任意事業の範ちゅうにあるわけですが、そういった中で取り組んでいただいているということは、大いに評価をするわけです。

また、ソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラー、こういった取り組みもどこよりも手厚くされております。しかし、それで足りているということでは僕はないと思いますね。新たに国がそういった手当もしていますので、そこに対する取り組み方をお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） スクールソーシャルワーカー、例えば本市は6人おります。先ほど議員言われましたように、どこの市町村よりもたくさんのスクールソーシャルワーカーがいらっしゃるわけですが、問題は人数は多いけれども、実際どのようにきちんとした活動ができているのか、そこが非常に大事なんだろうと思います。そういう意味でも、本市のスクールソーシャルワーカーの働きぶりといいますか、仕事ぶりというのは、本当にすばらしいものがあると私自身は思っております。

先日も国立教育政策研究所の方が見えまして、本市のスクールソーシャルワーカーは、モデル的な取り組みをしているというような声もいただいたりしました。とにかく形はできているわけなので、あとは、その中身をどう充実していくのかということで、更に取り組みを進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

国の政策等も、またいろいろ出されたことについては関心を持ちながら取り組みを進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 学校が貧困支援のプラットフォームになるということで、その責任がすごく重くなっているわけですが、その貧困の実態をしっかり把握していなければ支援ができないわけですね。学校の方から福祉だとか、それぞれの課につないでいくという体制をしっかり築いて、総合的な支援をお願いしたいと思います。

市長、教育長、最後に答弁をお願いいたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 市長と教育長、それぞれ答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校をプラットフォームということで、子供の貧困対策をするということですが、当然学校側は教育委員会を主体としてするというので、そのことについて市長部局の方に協力を求めるということについては、少し慣れていないところがあるのかなというふうに思います。

ということで、私どもとしましては、このことについては積極的に対応をしまして、本当に学校を軸とした形で子供の貧困対策の体制の構築をしてまいりたいというふうには思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 私自身は、この貧困対策がなぜ必要なのかという視点に立ちますと、やっぱりこれをそのまま放置しておく、また負の連鎖ということで貧困がずっと続いていく、そういう状況が続くと、また子供たちが貧困の状態になるということを考えると、社会全体、国全体の経済的な自立、社会的な自立という部分でどんどんどんどん日本全体が厳しい状況になっていくということになりますので、だから今学校でできることは何なのかということで取り組みを進めていきたいし、先ほど議員言われましたように市長部局の方とも十分連携を取りながら、この貧困対策については、また今後取り組んでいきたいと、そういうふうには思っております。

○13番（小野広嗣君） 今申されたように、この貧困の連鎖を断ち切れると、この志布志市においてはですね、そういった方向で事業の展開をして取り組んでいただいて、志布志市の子供の未来、これが希望あふれる未来になるように、ぜひとも推進をしていただきたいと、それを要請して質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 答弁はよろしいですね。

[小野広嗣君「はい」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

午後5時00分 散会

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成29年3月9日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 辻 一 海

玉 垣 大二郎

持 留 忠 義

八 代 誠

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） それでは、改めましておはようございます。公明志民クラブ小辻一海で  
ございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

その前に、去る1月9日のジョガー駅伝及び2月21日、4日目の県下一周駅伝、更に3月5日  
開催された志布志ポートマラソン大会で日本一といっても過言でないおもてなしをしていただ  
いたスポーツ推進員の皆さん、そして、若葉会、地域女性連絡会のあの毎年続くボランティアには、  
頭の下がる思いでございます。市民の一人として、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。  
感謝の気持ちを込めて質問してまいります。

今回は、人口減少対策の実効性について、1点に絞って質問してまいります。なお、質問通告  
書に関連したところが重複することも考えられますが、なるべく整理して順次質問してまいりま  
すので、これまでの答弁に責任を持って、執行部の誠意ある明確な答弁をよろしく願います。

まず地方創生を進める中、「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」に掲げた人口目標の達  
成に向け、様々な施策に取り組み「志」あふれるまち」を基本理念として、将来像である「や  
すらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて市政を進められていると思いますが、創  
生戦略に掲げた人口目標の達成に向けて取り組まれる志布志市の将来像が、今回の施政方針から  
「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」から「未来へ躍動する創造都市 志布志」へ変わっ  
ていますが、どのような思いで変更されたのか、市長の見解をまずお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小辻議員の御質問にお答えいたします。

平成27年10月に策定しました「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」につつま  
しては、「健康づくり日本一」や「子育て日本一」など、これまでの志布志ブランドの確立を目指  
した取り組みが第1次振興計画後期基本計画の重点プロジェクトの考え方に沿ったものであるこ  
とから、両方の関係性に配慮しながら整合性を図り、策定したものであります。その関係性につ  
いて、総合戦略に記載したところであります。

今回、第2次総合振興計画の将来都市像であります、「未来へ躍動する創造都市しぶし」につきましては、策定した理由等につきましては、議案の提案理由でも申し上げたとおりでございますが、合併後これまでの10年間で旧町の融和も図られ、まちづくりが進められてきていることや、今後10年間のうちに高速道路等のインフラが整備されること、また、国際バルク戦略港湾の志布志港の整備が進められていくことなど、これまでの取り組みを更に深化させて、様々な計画を力強く実現していくとして、そのような思いで将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」としたところであります。

そのようなことから、総合戦略に記載しております第1次振興計画の「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」という将来像とは異なるところでありますが、総合戦略の取り組みに影響を与えるものでないというふうに考えているところであります。

**○5番（小辻一海君）** 市長、私がこのことを最初にお聞きしたのは、今回提案される先ほど言われました第2次志布志総合振興計画案の中でも新たな将来像が示され、今回の質問資料として読まさせていただきました。平成27年度策定の「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」人口ビジョンの中の将来像も当然変更されると思うもので、その経過と経緯を市民の方々に知っていただくことが大事なことだと考え、あえてお聞きしたところです。

本市も合併して、先ほど申されました10年経過したところで、将来像を新たにしていって取り組まれていくことも、一つの区切りではないかと私も理解しているところでございます。

それでは、本市も3町合併し、11年目になりました。人口も合併時の3万4,954人から3万2,415人と2,500人の減少をしてきております。全国的に人口減少が進んできていると理解しても、人口減少が本市に与える影響は大きく、人手不足により産業の衰退などを引き起こす中で、地域の様々な社会基盤を維持することも困難な状況に陥ってしまい、本市にとっても重要な課題であると大変な危機感を持っている1人でもあります。人口減少の課題解決を手をこまねいて何もしなければ、消滅自治体にもなりかねないと思います。この人口減少に関しては、過去の一般質問の中で同僚議員の方々と多くの議論がなされてきているようですが、なかなか前が見えてきていない状況の中、平成27年に「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略人口ビジョン」が策定され、5か年の基本理念や基本的な考え方、基本目標及び重点プロジェクトをまとめられ、人口減少を食い止め、未来ある志布志市を創っていくとされています。そこで地方創生を進める中、人口減少に歯止めをかけ、いかに人を呼び込むかが課題になってくると思いますが、そのあたりを市長はどのように認識されているかお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成26年5月には、日本創成会議が平成52年まで、2040年になるところですが、これまでに「全国の市町村の数が半数に当たる896市区町村が、消滅する可能性があるという」という衝撃的な発表があったところであります。私もその時、大変危機感を持ったところでございますが、発表されました平成27年の国勢調査によりますと、日本の総人口は前回調査より96万2,607人少ない、1億2,709万人で、国勢調査以来初めて減少したところであります。鹿児島県の人口も3.4%減で、

5万8,065人減少しまして、164万8,177人でありました。

そして本市におきましても、前回調査時より4.7%減の1,555人減少しておりまして、3万1,479人でありました。また、東京への一極集中がなかなか歯止めがかかっていない状況で、21年連続転入超過となっております。日本全体の人口が減少する中で、本市の人口減少に歯止めをかけるということは大変厳しいというふうに思ったところでございますが、しかし、これは最大課題でございますので、人口減少につきましては、最重要課題であるというふうに認識はしているところであります。

**○5番（小辻一海君）** 市長の方でも人口減少については危機感を持っておられると理解したところで、創生戦略の人口ビジョンにおいて、国立社会保障人口問題研究所によると、本市の総人口は、平成52年に約2万3,000人、平成72年には約1万7,500人と、平成22年から50年間で46.9%減少すると推計されています。このような中、平成31年に目指す人口目標を3万人に、以降年度ごとに事業を見直しながら、事業を実施していくとのことで、平成72年度に目指す人口目標を3万人と人口推移の指標見通しが示されております。今申し上げた国立社会保障人口問題研究所によると、平成72年の本市人口は、約1万7,500人に減少すると推計されている人口を約1万2,500人増加して見通しされたわけですが、本市の人口の現状をどのように分析し、総合戦略で示されている平成72年を視野に入れた人口ビジョンを描かれたのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国立社会保障人口問題研究所の示しました本市の平成72年の人口推計が、ただいまお話がありましたように1万7,551人ということで、大変厳しい数字が出ておりまして、これは先ほども申しましたように、全国で今のままでいくと消滅する、志布志市は減少になるわけでございますが、消滅してしまう自治体があるということ、そしてまた、この時に志布志市の人口減少についてのパーセンテージは49%だったと思っておりますが、かろうじて50%に届いてないということでありまして、それにしても厳しい数字だったというふうに思っています。

ということで、これは何も対策を打たなければ、これはそのままの人口の衰退になっていくというような内容であろうかということでございますので、総合戦略におきまして、このことに歯止めをかけるべく、平成72年度の人口の推計を3万375人としたところでございます。

このビジョンと、かなりかい離した数字になるところでございますが、まず第1番目に婚活、出産、子育て支援による自然増を目指して、合計特殊出生率を段階的に引き上げて出生数を増加させるということを1番目にやっていきたいと。

そしてまた、2番目に転出の抑制をしていきたいと、移住促進による社会増を目指していきたいということ、それから高校生の転出の抑制、Uターンの促進戦略、Iターンの促進戦略ということでもあります。

そしてまた、更には工業団地整備に伴う企業誘致による雇用増というものを取り組みながら、今申しました平成72年には3万人を目標としたいというふうにしたところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 市長の目標設定の考えは理解しましたが、本戦略の目標実現に向け、平

成29年度当初予算は、もう具体的に施策として予算計上されたと思います。

また、先ほど創生戦略人口ビジョンの中においてでも、先ほど市長も申されましたが、進学や就職によって大幅に流出が続いている大体15歳から24歳の流出を抑制し、就職後Uターンする可能性のある25歳から34歳及びIターン促進事業を新たに展開して、若年層をターゲットに流入を促進できるかが重要な鍵と認識されているようでございます。

創生戦略に基づく各事業を平成31年までの5年間実行し、以降年度ごとに事業見直しをしながら実施していくと述べられています。目指す人口目標達成に向け取り組まれる事業が最も大事になっていくと思いますが、人口減少対策として取り組まれるそれぞれの施策を具体的にお示しいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 人口減少対策の具体的な取り組みでございしますが、基本目標の1の「しごとづくり」においては、地元就職促進プロジェクトや企業誘致プロジェクト、商店街活性化プロジェクト等に取り組んでいくと。そしてまた、基本目標の2の「新しい人の流れをつくる」においては、都市住民向けにPRのプロジェクト、あるいは移住定住の拡充のプロジェクトでございします。基本目標の3においては「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」において、その結婚の支援のプロジェクト、それから子育て支援、多子世帯応援プロジェクトなどに取り組むということでございます。

そして、基本目標の4番目においては「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」ということで、快適な生活支援プロジェクトや環境にやさしいまちの推進プロジェクト、そしてまた地域防災力強化プロジェクトなどの事業を取り組みながら進めようということでございます。

**○5番（小辻一海君）** ただいま市長の方もいろいろと政策に対して述べていただきました。現在国を挙げて地方創生に取り組み、それぞれの自治体がいかに人口流出を抑制し、移住者を受け入れるには、どのような売り込みを進め、人口流入を促進できるかが課題で、いろいろな事業に検討・検証がなされ、人口減少対策にしを削っている状況です。人口ビジョンの中でも述べられていますが、市長が答弁された創生戦略に基づく各事業を年度ごとに見直しをされ、目指す人口目標達成に向け、今後取り組みを進められているわけですが、そこで過去5年間の本市への転入・転出者の推移をお示しいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

過去5年間の転入・転出者の数でございますが、平成23年度が転入が1,314人、転出が1,391人でマイナス77人となっております。平成24年転入が1,419人、転出が1,351人で、プラス68人。平成25年が転入が1,278人、転出が1,358人でマイナス80人となっております。平成26年が転入が1,152人、転出が1,330人で、マイナス178人であります。平成27年が転入が1,186人、転出が1,383人で、マイナス197人であります。この5年間の合計、平成23年から27年までの合計で転入が6,349人、転出が6,813人で、マイナス464人となっております。

**○5番（小辻一海君）** ただいま答弁をいただいた過去5年間の本市への転入・転出者の数字から見てもマイナス464人ということで、人口は社会減してきており、現状は国立社会保障人口問題

研究所が動向分析された人口減少の推計をたどっているようです。このような状況の中、人口ビジョンの転出抑制、定住促進の中で目指す人口目標推計を平成31年度までのIターン促進目標が独身14人、家族58人の72人と推計され、これに115人の移住者を受け入れ、以降5年ごとに5%ずつ引き上げると想定されていますが、今のような状況では、絵に描いた餅にすぎないように思えてならないのですが、そのあたりは、どのように動向分析されたのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、平成27年度から5年間では厳しい内容となっているところですが、それ以降転出抑制とUターン促進ということで23人、Iターン促進で72人、合計で平成31年目標を、今お話がありました115人としております。現在、平成27年実績で申しますと、Iターン促進戦略でございます農業公社研修制度で4名、地域おこし協力隊事業で4名、移住定住促進対策で10名の合計18名の増が図れております。

また、平成28年度におきましては、農業公社研修制度で3名、地域おこし協力隊事業で6名、空き家バンク事業で2名、移住定住促進事業で15名、過疎等自立活性化推進事業で3名ということで、合計29名ということで、今現在2年間で47名の移住があるところでございます。

そしてまた来年度、平成29年度から予定しております民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業の取り組み等によりまして、今後29年、30年、31年ということで目標は達成されるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 現状は社会減になってきていますので、分析して目標推計されたわけですから、そのように進めて欲しいものだと思います。

目標に向け多岐にわたってU・Iターン、移住定住事業を展開して若年層をターゲットに流入の促進に努力されていることはよく理解するところですが、では転入される方が、UターンかIターンか、その年代別人数、割合、移住後にどういう職業に就かれているのか把握できていたらお示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になりました転入者の年齢別の人数や就職先等については現在把握できてないところでございますが、平成28年度の農業公社研修事業におきましては、20代が1名、30代が2名、そしてまた地域おこし協力隊におきましては、20代が1名、30代が2名、40代が3名ということになっております。

○5番（小辻一海君） 市では、独自の調査、分析はできていないということですが、答弁の中では無かったわけですが、いろいろ情報を聞いたところ国勢調査など、国・県が実施する調査を集約されるというようなことも聞きましたが、そういうことに対しては時間がかかると思います。市独自で調査・分析をされ、移住された方のデータを把握することも必要だと思います。

このことについては、もちろん個人情報としてお話されたくない方にまで無理することはないわけですので、できる範囲の中で転入者、Uターン・Iターンなど、また、これらの方々の年代、家族構成、転入後の職業等々、細かく検証・分析することで、転入者に近いそれぞれの年齢層の

方々にUターン・Iターンの魅力を紹介していくことが転入者の促進対策につながる大事なことではないかと思うのですが、そのあたりはどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御提案にあります多項目にわたる事項についての調査というものは、担当の方でもできないということのようでございます。

しかし、私どもとしましては、今お話になられました内容のうち、補足できるものについては補足を進めながら、今後の移住定住の方向性の動向というものに注視しまして、そしてまた、次の戦略に役立てたいということには考えたところでございます。

○5番（小辻一海君） その今の答弁で担当課長ですか、「できない」ということをサラッとおっしゃいましたが、できないという理由は何でしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） 転入の事務に際しては、今そういう向こうからの転出証明を受けまして、転入事務を執っております、住民基本台帳上そういうところについては、お聞きはしていないところでございます。

○5番（小辻一海君） 私の言いたいのは、そういう転入とか転出というところで調査しなさいということではないんですよ。Uターン・Iターンの方々が志布志に来られた方が、たくさんいらっしゃいますよね、出て来られていますよね、今言われた農業公社の方、そういう方々を追跡調査みたいな形でしていただいて、感想とか、そういう把握はできないかということですよ。

○市長（本田修一君） 住民票の異動の際に調査というのは不可能ということで、担当の方で話があるところでございますが、今お話があったように、例えば、移住定住で本市が補助事業として導入した部分についての対応された方々、あるいは農業公社の制度で研修される方々、協力隊で来られる方々ということで、本市の事業に乗った形で来られる方々につきましては、今、聞き取り調査というものは可能かというふうには思ったところでございます。

ということで、そのことについては、今後内容を整理しまして調査はしてまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長も必要ということで認識されているようです。細かい検証・分析が大事になってくるとお思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

人口目標達成に向け、様々な施策を進められているわけですが、この移住政策については、昨年の9月定例会で同僚議員の方から「庁舎内検討みたいなものを随時行って、しっかり分析されているのか」との質問があり、市長は、答弁の中で「地方創生事業については、今後の人口減少社会に備えるということで、20年、30年先の志布志市の将来を担う大きな事業ということで、しっかりと現状把握を定期的にししながら、目標達成のための意識づくりをしていく」と答えられています。

また、過去の議論の中で、「地方創生推進本部会議並びに外部の方々の会議などの検証を持っていく」とも答弁されていますが、現状把握を定期的にししながら、目標達成のために進められてい

る現在のP D C Aサイクル実践の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合戦略に基づきまして、平成27年度から取り組んでおりますが、今年度で2年が経過するところであります。平成27年度に実施しました事業につきまして、昨年5月に私を本部長、そして全課長で組織します地方創生推進本部会議並びに産・官・学・金・労の関係団体の有識者で組織しますまち・ひと・しごと創生推進協議会において効果検証を行い、6月議会の全員協議会で報告をさせていただき、議員の皆様方から御意見をいただいたところであります。

また、先月には第2回目となる地方創生推進本部会議とまち・ひと・しごと創生推進協議会を開催しまして、平成28年度の事業の進捗状況に対する説明を行いまして、意見をいただいたところであります。

今後も平成28年度の事業の効果検証を速やかに行いまして、P D C Aサイクルにより効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） 今後、人口目標に向け、しっかりとした人口動態の検証分析を行い、地域や世代別実態に即したきめ細やかな行政、施策を行っていくことが重要になってくると考えますので、そのあたりの考え方を聞きまして、次の人口減少対策に向けた移住定住政策の取り組みについて質問してまいります。

○市長（本田修一君） 今まで、現実の取り組みということのお話をしたところでございますが、今後におきましては、初めに申しましたように、日本全体の人口が減少するという中で、自治体間の競争があるんだということでございます。

そしてまた、自治体間の競争でございますので、どこの自治体も様々な取り組みを実施して、一生懸命減少対策には努めているんじゃないかなというふうに思っておりますが、これはなかなか達成できるような話じゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、本市には幸いにも東九州自動車道や都城志布志道路などのインフラ整備、そしてまた、国際バルク戦略港湾の志布志港の整備促進が図られるということで、工業団地への企業誘致が更に見込めるということで、このことは、ほかのまちに無い大きなポテンシャル、能力ではないかなと、高いポテンシャルじゃないかなというふうに思います。

そして、様々な地域資源を最大限に活用しながら、市民と事業者、行政が一体となってまちづくりに取り組んでP D C Aサイクルをしっかりと検証しながら行って、必要に応じてまたこれは見直しをしなければならないわけでございますので、見直しも重ねながら、そしてまた、他の自治体がどういった取り組みを実施しているかということについても情報収集を取り組みながら、更に総合戦略にとって効果の高い事業になるよう取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

3月4日の南日本新聞によると、県の2040年の将来推計人口は、九州経済調査協会の発表では、2015年の国勢調査時164万8,177人から、25.2%減の123万1,939人と予測されています。このよう

な状況の中、本市においては2060年度に目指す人口目標推移を3万人と示され、少子高齢化による人口減少に歯止めをかけ、魅力ある豊かな暮らしを創出するため、本市への移住定住を促進し、地域の活性化を図る施策として様々な移住定住施策に取り組まれていると思います。

そこで、現在取り組まれている移住定住促進対策に関わる事業のこれまでの実績、成果とあわせて、平成29年度事業として、それぞれ幾らの予算計上されているかお示しをお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

移住定住政策の取り組みにつきましては、少子高齢化や若者の人口流出等による人口減少の対策としまして、各自治体が様々な施策を講じており、本市においても主なものでも移住定住促進対策補助金や空き家バンク制度、空き家リフォーム助成事業、定住促進住宅用地分譲事業等が挙げられます。移住定住促進対策補助金は、平成25年度から実施しておりまして、平成27年度までで15件の実績がございまして、36名の方々が、市外から移住しておられます。

本年度から市外からの移住だけでなく、市内の中山間地域の定住施策も実施し、本年度はこれまで移住4件、15名、定住14件、61名の実績となっております。空き家バンク制度は、平成25年度から実施しておりまして、これまで空き家21件、空き地13件の登録がございまして、このうち空き家が7件、空き地が3件契約が成立しております。なお、現在は登録取り下げや登録期限満了のため、登録数は空き家が8件、空き地6件の登録状況になっています。空き家の契約成立7件のうち、2件は県外からの移住となっております。空き家リフォーム助成事業は、本年度から実施しておりまして、事業実績は5件というふうになっております。

予算につきましては、担当課長に答弁させます。

**○企画政策課長（仮重良一君）** それでは、移住支援事業に関わります企画政策課分の事業と予算額について報告いたします。

まず、地域おこし協力隊事業でございしますが、5,069万1,000円、伊崎田地区定住促進住宅用地整備事業に1,305万円、移住定住促進事業に140万円、民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業に720万円、婚活ツアーでございしますが40万円、お試し移住体験ツアーは補助金として40万円、出会いサポート事業補助金として12万円、それに移住交流関連ツアーの予算ということで、参加予算として職員の旅費、それとパンフレットの作製、会場使用料等に67万3,000円を計上しております。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 建設課で担当しております空き家リフォーム助成事業といたしまして、昨年度同様5件分の275万円を計上しております。

**○5番（小辻一海君）** 移住定住促進対策に関わる実績、成果と、平成29年度のそれぞれの事業予算をお示しいただきましたが、人口社会減少を防ぐために他の地方自治体でも様々な対策が図られているにもかかわらず、成果が上がらず、どの自治体においても重要な課題になっているようです。

それでは、移住定住促進対策事業について、いくつか具体的にお伺いします。

その一つとして、平成25年に創設された移住定住促進事業について、お尋ねしたいと思います。

この事業は、中山間地域の活性化と均衡ある発展及び小学校の複式学級解消、市民の市内定着

を目的として創設されたもので、開設時から27年度までの実績から見ても流入人口は少ない状況ではありますが、その現状と、その対策の課題についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住の現状につきましては、先ほど述べたとおりでございますが、今後におきまして、更に移住定住促進政策を推進するということから、住むところと働く場の確保という観点から、雇用と住居をセットにしました民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業を新たに創設するとしております。

そしてまた、有明の伊崎田地区において、宅地の分譲も進めようということでございまして、先ほど答弁がありましたように、用地の取得と測量設計を行ってまいりたいということで、今後の移住定住については、今までの効果より、更に図られた形での成果が得られるというふうには考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） このような状況の中、今年度から補助金制度の見直しをされ、市外4世帯、市内14世帯だったですかね、市内間での定住は拡充されたことにより、市内の方から中山間地域へ移住14世帯と合計18世帯と成果が現れているようです。見直しにより、確かに松山、有明地区は市内間での定住が拡充されたことにより、地域の活性化及び小学校の複式学級は解消されているともお聞きしております。

事業が改善されたことにより、一部の地域では人口増になっていますが、今もなお一部の中山間地域では地域活性化及び小学校の複式学級は解消されずに悩みを抱えている地域もあります。先日の質疑の中でもありましたが、市内の中においても限界自治会という危機感を持つ自治会も増えてきているともお聞きしております。

また、今まで議論されてきました志布志地区商店街を含む中心市街地の活性化対策等々、このような地域の様々な現状をどう捉え、今後どのように移住定住促進対策に取り込まれていかれるのか、見解を聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内においては、様々な地域がございまして、それぞれの地域によつての課題があるところでございます。

今、志布志港が新たに国際バルク戦略港湾として整備が始まると、そしてまた、それに伴って高速道路体系も整ってくると。そして、そのようなことから本市が分譲しました工業団地に企業が進出してくるということから、今後その関係の方々が移住定住が進んでくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、お話がありましたように、中山間地域においては、非常にまだ厳しい状況がございまして、それぞれの地域に合った形での移住定住促進というのは、それぞれ考えてまいりたいというふうに思うところでございます。

そしてまた、中心市街地においては、港湾沿いの地域においては、だんだん丘の方に高台の所に定住が進んでくるというような形態がある。そしてまた、民間のアパートあるいは分譲地にお

いても、高台の方にそういった開発が進んできているということで、中心市街地においても、そのような人口の動態があるのではないかなというふうに思っています。そのような観点から、それぞれの地域に合った形での推進策は今後取り組んでまいりたいというふうには思うところがございます。

**○企画政策課長（仮重良一君）** 答弁の修正をお願いいたします。

先ほど、今年度の支援事業につきまして、移住定住促進事業分を「1,400万」を「140万」というふうに答弁いたしました。「1,400万」に訂正方をお願いします。

**○5番（小辻一海君）** このことについては、なかなか前が見えてきていない状況の中、課題の多い政策とは思いますが、一步一步課題解決が大事になってくると思っていますので、職員の皆さんと一丸となって取り組んで欲しいものだと思います。

次に、移住定住促進対策の一つとして、空き家の有効活用について、空き家バンク事業の創設、中古住宅購入助成や空き家リフォーム事業など、空き家を利用しやすい政策が講じられてきております。

では、平成25年度からスタートした空き家バンク事業の状況について、お尋ねします。

先ほど実績では開設時から現在まで登録件数が21件、空き地13件、成約件数、空き家が7件、空き地が3件と4年間で合計10件、空き家だけでは7件という実績の答弁でしたが、ちょっと少ないような印象でございます。このままでいくと、必然的に空き家の数というのは、どんどん増えていくと思います。現在、市の取り組みとしているのが赴いて聞き取り調査をしているのか、居宅可能な住宅をお持ちの方に対し、意向調査をしているのか、どのような方法で空き家バンクの事業が進められているのか、お示しをお願いします。

**○企画政策課長（仮重良一君）** 空き家バンクの関係でございますが、空き家に関するアンケート調査につきましては、現在最新のもので平成24年に建設課で行いましたアンケートが最新のものとございます。ただ27年度より空き家対策活用事業、地域ニーズ対応事業ということで、シルバー人材の方に委託をして、今年度3年目になりますけれども、27年度から3か年間かけて空き家の調査を実施している状況でございます。

**○5番（小辻一海君）** 空き家対策、空き家バンクについては、過去に再三同僚議員と議論がされ、前向きな答弁にもかかわらず、今のような状態です。福祉課を通じて、現在シルバー人材センターで調査しているとのことですが、空き家調査が5年前の実施後未調査で、現況等しっかりと把握がされずに登録者を応募しながら、ホームページ、散らしで空き家バンクをされていると思います。こういうことでは、なかなか前には進まないと思います。現在、私の住んでいる地域でも、空き家の数が増えてきている状況であります。空き家によっては建物が古く貸せる状況ではない。持ち主がはっきりとしていない。建物の状態は良いが、荷物が入っている等々課題のある住宅もあると思います。入居可能な空き家をお持ちの方々に対して意向調査などを早期に進めていただきたいことや、宅建協会とも関係した民間との取り引きになってくると思っていますので、非常に難しい部分もあると考えますが、せっかく始められたすばらしい制度ですので、取り

組み方も少し具体的にして、有効活用していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、平成24年の調査ということでございまして、このデータが古くなっているということで、先ほどお話がありますように、3年かけて市内全域についてシルバー人材センターに委託しまして、空き家の調査をしているところでございます。

現在、その調査が届いておりますので、そのものに基づきまして、所有者に確認をしながら、そしてまた、どのレベルの空き家になっているかということについても調査をしながら、空き家バンクとして登録できるものについては登録をしてまいりたいというふうに考えます。

27年から実績が出ておりますので、順次そのことについては登録が進んでくるというふうに思うところでございます。このことにつきましては、当然民間の協会の方とも連携しながら進めていくということになっております。

○5番（小辻一海君） 早期に活用をお願いします。

空き家の有効活用を図り、移住定住の受け入れにつなげる空き家リフォーム事業に今年度から取り組まれているところですが、提供資料によると、先ほど課長の報告でもありましたが、リフォームが5件とのことで、移住定住の受け入れに適した助成事業だと思います。今年度は275万円の予算が計上され、市のホームページに「平成29年1月10日をもって、予算額に達しましたので、受け付けを終了いたします」とホームページには出ていました。この事業は、人口減少対策の実効性として、空き家を改修して移住定住を促進する意味でも、また改修して人が住むことによって、地域の活性化、防犯対策にもつながる事業だと思います。当初予算として計上したものを緊急以外は年度途中で補正をしない予算編成の方針は分かりますが、緊急ということでしょう。移住定住促進事業補助金、住宅リフォーム事業、他にもあります。課によっては補正できているのですよ、この事業も移住定住を促進するという意味で必要大だと思いますが、予算の無くなる前の12月補正で予算計上するなり、3月まで有効活用はできなかったものか残念です。なぜできなかったのか、市長のそのあたりのお考えをお聞きします。

○建設課長（中迫哲郎君） 空き家リフォームの補正の件でございまして、空き家リフォーム補正をする、12月補正の締め切りの時は、残り150万円ぐらい、3件分ぐらい残ってございましたので、補正するには足りないかなということでございました。まだ250万円のうち150万円残ってございましたので、3件分残ってございましたので、そのことで補正をするということには至らないというか、足りない、ちょっと表現がおかしいですけど、そういうことで補正はしていないところでございました。その後、11月、1月ということで、件数が増えてきたということでございます。

○5番（小辻一海君） 人口減少対策ということで、市長は重要な施策という形で取り組まれているわけでしょう。それを12月の補正ができない、予想もできなかったんですか。ちょっと考えられませんか、大事なことだと思いますよ。

では、よく聞いてください。私の住んでいる地域でも空き家の数が増えてきている状況であり、建物が古く貸せる状況ではないが、リフォームすれば居住可能な住宅や、建物の状態は良いが、

荷物が入っている等の空き家が多く見られ、地域の活性化と小学校の複式学級解消のため、空き家を持っている方をお願いをして、空き家の改修をして移住定住を図ろうと、この制度を歓迎していましたが、29年度の予算編成を見ますと、今年度と同じ予算額、さっきありましたよね、今年度と同じ予算額で計上され、先ほど申し上げたとおり、今年度は、予算額に達したとのことで1月10日で受け付けを終了と、1月初めに事業を打ち切り、補正予算の計上もされなかった事業になっていますが、移住定住促進事業は、今年度の予算に対して倍の予算が計上されているのですよ。空き家リフォーム事業も人口減少対策の移住定住事業では、欠かせないものになってくると思いますが、なぜ28年度に比べ、上乘せをした予算が計上できなかつたものかお伺いします。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 少し説明を申し上げます。12月補正の予算入力期限が10月19日ということでございましたので、その時は150万円ほど、3件分ほど残っていたということで、補正は行わなかったということでございます。

その後、10月に1件、1月に1件、申請が出てきたということで、5件になったということでございます。

それから、来年度の空き家リフォームのことにに関して、増額しなかったということにつきましては、今年度の実績を見まして、5件ということで、とりあえず計上をしたところでございます。

**○5番（小辻一海君）** まあいいでしょう。29年度は予算額に達したら、受け付けを終了せず、補正するなりして、3月まで有効活用してくださいね。良い事業ですから、お願いしているのですよ、要望しておきます。

では、この事業の申請は、個人が市に書類提出するものか、市内の工事登録店に請け負わせる工事だと思いますが、工事登録店が書類の提出をしていくものか、また市の工事登録店に加入していなくても、市内に居住する改修工事店であれば、この事業は請け負うことができるものか、このあたりはどうですか。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 空き家リフォームにつきましては、個人で申請ということもございますし、工務店の方が代理で委任状等で申請をされるということも可能でございます。

それから、施工業者につきましては、1年以上市内に主たる事務所等を有し、継続して事業を実施しているもので、志布志市空き家リフォーム助成事業登録工事店の届け出を提出したものであるということになっております。ただし、住宅リフォームの登録をしている方も、それにみなすということで、しているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** はい、分かりました。

先ほど申し上げたとおり、私の住んでいる地域でも空き家の数が増えてきていて、建物が古く貸せる状況ではないが、リフォームをすれば居住可能な住宅が多く見られることから、この事業制度を活用して、空き家の改修に取り組み、移住定住を図り、地域の活性化と小学校の複式学級解消に大変期待をしているところです。この事業は、私の地域だけではなく、市全体のことで地域活性化及び小学校の複式学級は、解消されずに悩みを抱えている地域、限界自治会という危機感を持つ自治会、志布志地区商店街を含む、中心市街地の活性化対策等々、人口減少の課題解決

の重要な政策の事業だと思えます。

財務課の予算入力終了後の予算につきましては、担当課からの強い要望や市長の重要な政策に対しての予算は、市長ヒアリングにて決定され、計上されると思えますので、この空き家リフォーム事業が担当課から予算計上されたら、確実に予算編成していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

28年度につきましては、補正が生まれなかったということにつきましては、ちょっと私も内容を把握しておりませんでしたので、担当課長が答弁しましたが、少しもったいなかったなという気はしているところでございます。

ということで、来年度の予算については、当初275万円ということでございますので、この状況を見つめさせていただきまして、申し込みが多く上がるということになれば、当然、補正は組んでまいりたいというふうには思えます。

○5番（小辻一海君） 今、市長から答弁をいただきましたので、空き家リフォーム事業は担当課が建設課になると思えます。PDCAサイクル手法など、しっかり検証した成果と見込み数を算出して、課内の重要事業として予算計上をしていただき、予算提出を要望したいと思えます。

先ほどUターン、Iターンの移住の職業で答弁の中に農業公社の研修生のことが出ましたが、もう一回、今までの有明、志布志、松山にIターンで移住された方、Uターンを含め、どれくらいの家族世帯人数になっているか、お示しをいただきたいと思えます。

○農政畜産課長（今井善文君） お答えいたします。

農業公社の研修制度でございますが、現在まで127名の方が研修を受けられております。そのうち終了された方が110名、途中でリタイアされた方が8名、現在9名が研修中でございます。

そのうち修了生でございますので、110名のうち93名が現在、営農をされていると、17名が離農ということになっております。そのうち、県外の方が現在71名の方が就農中という結果になっております。

○5番（小辻一海君） 今まで農業公社で研修生として、移住してピーマン農家に就農した方は、志布志の産地ブランド化や、地域活性化及び小学校の複式学級の解消等々、人口減少対策には貢献度が非常に高いと思えますが、県外から転入してきて誰も知らないというIターンの方は、研修を終えて就農するときは大変だと考えますが、その方々は農地、住宅の確保はどのようにされているのか、お伺いします。

○農政畜産課長（今井善文君） 公社の研修を終了されて自立をされる。その時におきましては、就農ハウスの建設につきましては、約50a程度の形の整った農地が必要となります。現在は、公社の方が確保している農地を就農予定者の方にあっせんをしているところでございますが、状況が整った農地というのが、なかなか農地の確保が年々難しくなっていると、そういう状況でございます。研修事業の中では一つの課題というふうに捉えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 課長がさっき申されましたとおり、研修生の皆さんは、研修を終えて就

農される時は、約5反の農地、農地の近くの住宅探しに苦勞していると聞きました。この事業は、農業従事者の高齢化や後継者不足の中、研修生を受け入れ、基盤産業である地域農業の活性化や、農業の維持確保のための事業だと思いますが、限界自治会や小学校の複式学級の解消など、人口減少対策には、貢献度が非常に高いと思われますので、助成金など、経済的補助以外でもですが、農地、住宅の確保も含めて、しっかりと支援の取り組みをお願いしたいと思いますが、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当課長が答弁いたしましたように、本当に現況としては、その農地の確保については、苦慮しているということでございまして、公社、また農政畜産課の方で一生懸命研修を卒業をされる方が安心して就農ができるような環境というものをつくるために、一生懸命努力はしているところでございます。

ということで、また私どもとしましては、そのような状況であるということを市内全域の皆さん方にお知らせしながら、農地の確保というものについては、取り組んでまいりたいと思えます。

○5番（小辻一海君） 今の市長の答弁で前向きに取り組んでいくとのこと、やっていただければ、地域なりに活性化していくと思えますので、お願いしたいと思えます。

先ほど、私の地域で移住定住対策に取り組んでいると述べましたので、少し触れさせていただきます。私の住んでいる地域でも過疎化が進み、小学校の複式学級は解消されずに限界集落という危機感を持つ自治会も増えている状況であり、小学校の保護者を中心に「小学校の今後を考える会」を設立して、現在は、校区公民館を中心に会が運営され、先般10回目の会が開催されたところでした。現在の会議の進め方ですが、児童数の減少に伴い、児童にとって望ましい教育環境について協議し、継続的に児童数を確保することを目的に毎月1回第3火曜日に会議を開催しています。

現在、特認校生募集の問題、空き家と農地をセットした移住定住のための借家、農地の借地リストアップなどに取り組んでいるところです。会の成果が実を結んだのか、有り難いことに来年度から特認生4人が増えて9人の児童になる予定です。しかし、特認生も大変有り難いですが、児童を増加するには、地域に居住する児童確保が大事と考え、子供を産み育てる世代、若い方々の移住定住を増やすことだとの思いで、地域一丸となって取り組んでいるところです。少し遅れた気がしますが、将来的に考え、今から努力の積み重ねが人口増と児童確保につながっていくと確信して、取り組みを進めているところです。これは、お隣の尾野見地区に松山農業公社の若い研修生の皆さんが、研修を終えてピーマン農家として就農され、現在、尾野見小学校は児童が増えているとのことをお聞きし、私の地域も農業地帯であり、今まで農業公社の方が何人かピーマン農家として就農された経緯があることから、農業公社の皆さんの受け入れを考え、4反から5反の農地と空き家をセットにした借家、農地のリストアップに取り組んでいるところです。当然、このリストアップした借家、農地は所有者の了解をこちらでちゃんと受けて、リスト化しているところです。

また、Uターン・Iターンのどちらに該当するか分かりませんが、御主人が県外、奥さんが地区の方で、農業公社の研修を終え、ピーマン農家を経営され、農家民宿の許可まで取得して、お試し移住体験ツアーまで企画され、地域おこしに活躍されている若い梅田夫妻の協力もあって、この取り組みに明るい兆しが見えているところです。私たちも経済的補助以外のことは一丸となって、このように取り組んでいますので、先ほど申し上げました空き家リフォーム事業、移住定住促進対策等々、定住促進対策事業など経済的補助に市長も重要な施策として取り組んでいただきたいと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま田之浦校区での、田之浦小学校を中心としまして、「小学校の今後を考える会」ということにつきまして、私も先日「市長と語る会」でお話を聞いたところでございました。その内容を聞きまして、本当に地域が一丸となって進められているということを見まして、すごいというふうに感じたところであります。そのような形での地域づくり、また、学校を維持しようという力というものは、総力を挙げてされているということであれば、必ずやそのことは達成されるのではないかなというふうに思ったところであります。

そしてまた、地域で公社卒業生に対して、就農の農地を確保する、そしてまた、住まいも確保するというようなこともお伺いしまして、本当に私どもとしましては、有り難いなということで、今後の公社事業についても、また新たな展開をするところございますので、そのことがきちんと担保できる内容になるのではないかなというふうに期待したところでございます。

ということで、今のお話でいきますと、更なる助成制度、補助の制度を強化しろというような内容になってくるのかなというふうに思ったところでございますが、そのような流れを見つめながら、そのことについては、対応を考えさせていただければというふうに思います。

○5番（小辻一海君） 市長も私たち地域の意気込みを理解していただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

移住定住サポートなどを多岐にわたって取り組まれ努力されていることは十分理解します。大変厳しい財政状況になってくる中で、人を呼び込む良い政策を多岐にわたって取り組まれているのですから、最大限に生かすことを考えなければいけないと思います。本市のいろいろな取り組みについて、あらゆるアンテナを活用して発信し、しっかり対応できる受け皿を構築することが重要であり、また、大都市圏で移住定住への興味や、ニーズが高まっていますが、情報発信、PRの具体的な取り組みについてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その前に、先ほど答弁しましたように、田之浦校区の取り組み、すごいということですが、もともとこのピーマンの研修事業につきましては、国の方でもこの事業については、すばらしいということで、地方創生事業の中で取り組みをさせていただきまして、新たに研修農場が開発できると、取り組むことができるということになっております。今年度は骨組みを建てまして、そして来年度は被覆して研修生を受け入れるということになりますので、研修生がまた更に

増えてくるということでございますので、ぜひまたそのような卒業する研修生を受け入れる取り組みを校区の方でしていただきたいというふうに、私の方からも改めてお願いしたいと思います。

情報発信についてでございますが、現在本市での様々な移住定住政策の情報発信につきましては、市のホームページに掲載しているほか、県のホームページでも県内の支援策を住宅、就農、就業、起業、出産・育児、教育、医療、福祉などの分野ごとや市町村ごとの施策として紹介されております。

また、本年度初めて移住定住に向けたパンフレットを作成しまして、県の東京事務所や、大阪事務所、福岡事務所等の出先機関、そして、都会からのU・I・Jターンの受け皿となっております認定NPO法人ふるさと回帰支援センター等に置かせていただきまして、県の移住相談員による紹介や各種移住セミナー等で来場者にお渡ししましてPRを図っているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** このことについては、市長、これまで同僚議員と再三議論していますよね、昨年9月定例会でも議論されています。全然前に進んでいない気がしますが、市長は他市町村に無い様々な政策に取り組んできていることをもっともっと情報発信していきたいと答弁されていますが、9月定例会後、この情報発信について何回協議され、どのような内容で、新たにどのような情報発信に取り組むことになったのか、現在協議されたことが取り組まれているのか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** 平成26年、27年、28年ということで、順次この鹿児島暮らしのセミナー、あるいは移住定住の交流セミナー、あるいは回帰の移住のフェアとかいうのがございまして、それぞれのセミナー等においての案内に志布志市から参加させていただいているということでございます。今後も、このような直接的に移住を希望される窓口が開設されれば、積極的にこのことについて参加しまして、志布志の移住定住政策について案内を申し上げたいというふうに思うところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 答弁されたように、真剣に取り組んでいるにもかかわらず、成果が出ないのは、もう少し何かあるのではないかと考えますよ。移住定住の促進に向け情報発信に努力しているわけですから、それにもかかわらず、過去5年間の本市への転入・転出者の推移を見ても減少が続いている現状。また、定住促進事業として取り組まれている移住定住促進事業の実績から考えても、県外からの移住は少ない状況であります。残念ながら情報発信というものの成果、結果がつかめない状況、このような状況の中、本市の多岐にわたる移住定住サポート事業が市内外に情報発信、PR等の媒体が大丈夫か、疑問に思うのは当然でしょう。そのあたりの検証・分析はどうされているのですか。

**○市長（本田修一君）** 大変厳しい状況ということについては認識しているところでございますが、現在ふるさと回帰支援センターの活用を深めたいということで考えております。このふるさと回帰支援センターの会員になりますと、市単独でセミナーを開催いたしまして、その都度その都度希望される方に御案内ができるということになるかと思っております。ただ、集客や費用面ということの効果、いかほどかということになるかと思っておりますが、改めて今の現状を考えたとき

に、そのような支援センターの活用を深めるということが当面の考えられる事業になるのではないかなというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 少しずつは改善された情報発信、PRなどを努力されていることは、理解するわけですが、それが大丈夫なのか、成果になっていない状況、そこはどうなんですかね。今回の予算でも市長の移住定住促進に向けた強い心意気が現れ、人を呼び込む施策として雇用対策、高校生までの医療費の無償化など、子育て支援をはじめ、宅地分譲や住宅リフォーム助成など、また新たに児童生徒の多子世帯への第3子以降の給食費の無料化の実施など、様々な政策が打ち出されていることは理解します。

私も行政経験者ですので分かりますが、縦割りですね、定住促進対策事業は企画政策課、雇用促進事業は港湾商工課であります。住宅空き家リフォーム事業になりますと建設課になります。農業公社事業は農政畜産課、子ども医療費助成事業になると福祉課と、担当課がそれぞれ違います。移住してくる人が、ひと目で分かる一元化した情報発信が必要ではないかと思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、それぞれの事業によって、それぞれの担当の課が分かれていることにつきましては、若干、本当に縦割りになりがちだなというふうに思うところでございますが、はじめに申しましたように、このような総体で取り組んでいる事業についてのパンフレットは作成ができたところでございます。このようなものを配布しまして、移住定住に結びつけていきたいということでございます。

そしてまた、先ほどの情報発信につきましては、例えば新聞広告につきましても、東京新聞、あるいは月刊誌「田舎暮らしの本」、あるいは月刊誌「TURNS（ターンズ）」というところに広告として広報をしていると。そしてまた、ホームページにおいても随時発信していると。そしてまた、ディスプレイアドネットワーク広告というものも取り組んできているということでございます。これらのことにつきましては、ふるさと回帰センターを通じましてしているところでございますが、先日東京で行われましたイベントにつきましても、私自身もそのイベントに参加しまして、来場者に対しまして、志布志のPRをしたところでございます。今後とも、このような様々なイベントがございますので、企画が開催されるたびに、本市においては積極的に参加していきながら、移住定住の人口を増やしていきたいというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長もNPO法人ふるさと回帰支援センターブースなどにも出展され、そのようなお考えをお持ちですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

市長の移住定住促進に向けた強い心意気が現れ、様々な政策が打ち出されている事業を最大に活かすためには、本市のあらゆるアンテナを活用して情報発信をし、しっかり対応できる受け皿を構築することが重要であると思います。将来の人口動向を分析され目指す人口の目標達成に向け、まちづくりを進めていかれるわけですので、人を呼び込む様々な取り組みがPR不足で最大限に活かされないことになると、大変残念なことになりますので、しっかりとした取り組みをお

願いで一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、11時45分まで休憩いたします。

○  
午前11時32分 休憩

午前11時44分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、10番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○10番（玉垣大二郎君） 皆様こんにちは。それでは、時間が時間ですので、前置きなしで早速質問させていただきます。

まず、固定資産の名寄せ台帳の取り扱いについてであります。

このことは、先に同僚議員が質問された経緯があるのですが、いまだに共有部分の名寄せについては、いろいろと耳にすることがあり、今回の質問となりました。当時の質問としては、市民の方が固定資産税の名寄せ証明の発行を請求される際に、その方が単独で所有する資産と、別の方との共有名義の資産も所有されている場合、単独で所有する資産の名寄せ証明はすんなりと発行できるが、共有資産の代表者でなければ、証明の発行の対象として漏れていることがあった。そのために相続などによる所有権移転の手続きで、本来は必要な共有名義分の証明が発行できず、後日そのことが判明した方は再度改めて共有名義分の登録手続きを行わなければならない、市民に迷惑がかかっている。市民の方が共有資産の所有者として認識していない場合でも、共有名義分の名寄せを発行して欲しいという質問でありました。これに対して市長は、「情報管理課とも協議を行い、システムの改修等を行い対処していきたい。共有者一人一人の住所、氏名、生年月日等のデータの照合及び入力作業を行う必要があり、整備には多大な時間を要すると思うが、先進地事例を参考にしながら順次作業に取り組んでいきたい」と答弁されております。この質問から6年が経過しておりますが、このことは現在どのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

土地や家屋を特定して名寄せ証明を請求いただいた場合には、これまでも発行してはありますが、御質問の件につきましては、以前答弁しましたとおり、情報管理課とも協議を行いながらシステムの改修に取り組んでまいりました。最終的には、平成26年1月をもって改修対応が完了いたしましたして、その結果、現在の状況としましては、共有資産の代表者以外の方の氏名を固定資産税の名寄せ証明等で表示できるようになっております。

○10番（玉垣大二郎君） 26年1月表示できるシステムになっているということで安心をしましたが、当時の質問にあったように共有資産の名寄せ証明について、なぜ代表者以外の共有情報が表示できなかったのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年1月以前のシステムでは、共有者情報を取り込むことができず、単独の所有者と同様の形で管理されていたために、表示できる文字数の制限を受けていたということでもあります。また、その共有者情報データについても、整備がされていない状況であったことによるものであります。

○10番（玉垣大二郎君） よく分かりました。市長は、「前回の答弁で整備には多大の時間を要すると思う」と答えられておりますが、時間を要する理由を教えてくださいませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

共有者情報につきましては、法務局より登記簿謄本のデータをいただくことで得られますが、それを本市のシステムへ順次反映していくという作業を行う必要があるということもございます。登記簿謄本から得られる共有者の情報は、登記がなされた段階での住所と氏名のみでありますので、中には転居、転出、婚姻による姓名の変更、また死亡されている場合、この場合には法定相続人を調査するということが、他市町村への照会等によりまして、1件だけで二、三か月を要することもあると、そのような作業がございます。

なお、共有者情報のデータ整備につきましては、現在においても、順次作業を進めているという状況でございます。

○10番（玉垣大二郎君） よく理解いたしました。現在も順次作業を行っているということですが、その整備の進捗はどのような状況でありますか、教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

共有名義となっている所有者の数は、現在2,977件であります。このうち8割以上は共有者情報として把握がなされておりますが、先ほど答弁のとおり、照合作業も並行して行うことが必要ということもございますので、完全整備までには、まだまだ時間が必要と考えているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） これは最近あった事例ですが、心当たりのない分の固定資産税の納税通知が届いたということで調べてみたところ、親族が数十年前に共有名義で土地を購入し、代表となっていた方が亡くなった後も、その名義が変更などされず、そのままであったということで、ただ今までは、その分の固定資産税を別の親族の方が払っていたが、その方が亡くなった時に共有資産の代表者として自分の所に通知が届いたということでした。他に何人もの共有者がいるにもかかわらず、今まで知らなかった土地の全部分の税金を一人で払わなければならない、納得できないという相談でございました。このような共有名義での相談はよくあると以前から聞かれますが、何件ぐらい発生しているのか、分かればお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

共有資産の課税に対する問合せとしまして、平成28年度においては4件でございました。問い合わせいただいた件数としては多くはありませんが、内容としましては、議員への御相談があったケースのとおり、「なぜ今更自分が払わなければならないのか」といったものでございます。地方税法の規定では、共有名義の固定資産につきましては、共有者全員が連帯して納付義務を負う

こととされておりまして、納税通知は共有代表者の方のみに送付させていただいておりますので、自分が共有者の一人であるということを知らないままであった方には、お話がありましたように、「寝耳に水」の話であろうということは、容易に推察されるところでございます。

このため、そのような場合には、御理解いただくために連帯納付義務などの説明を丁寧に行うようにしているところでございます。

**○10番(玉垣大二郎君)** 今まで固定資産税を払っていた共有の代表者が亡くなるなどした場合、別な共有者に納税通知を行うことができるということは、税法上何の問題もなく市役所としては正当な仕事をしていることについては、よく理解しております。

しかし、法を知らない市民にとってみると、今まで判明もしていなかった土地について、急に「あなたは、これからこの分の納税義務者ですよ」と言われたら、どんな気持ちになるでしょうか。このことについて、市長、どう思われますか。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、急に納税通知ということになれば、本当に驚きとともに納得しがたい状況ということではないかなと思います。

先ほど答弁いたしましたとおり、このことにつきましては、御理解いただくために納税通知に至った経緯などについて、市からの丁寧な説明が求められるものと考えております。

ただ、本来は所有者が亡くなった場合は、次の世代のためにも相続に必要な手続きを相続人となる方に行っていただきたいということでありますので、市民の皆様にもこのようなことについて、御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

**○10番(玉垣大二郎君)** 今、最後に言われた部分ですね、これはよく理解しているつもりなんですけれども、言葉が適当ではないかもしれませんが、いざこうなった時に、市民としてこのことに対処していくためには、裁判所に申し立てをすること、あるいは全ての共有者を調べ出して協議をしていくことだけあります。

親の名前が名寄せ台帳に記載され、証明も円滑に発行されていけば、ある土地や家屋について、いずれ相続が必要であること。更に調べていけば、共有者の人数、氏名を早めに知ることもできます。ですから、新たに納税義務者になられた方には、丁重に説明をしていただきたい。共有名義部分の名寄せについて請求があったら、すぐに回答できるようにしていただきたい。共有情報データの整備について、早めに完了するようにお願いしたいということです。再度、市長の見解をお願いいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

共有資産の状況把握につきましては、先ほど答弁しましたとおり、長期的な期間を要するというところでございますが、行政サービスとしましては、提供が必要な案件、課題としまして、今後も完全な整備に向けて努力していくと。そしてまた、そのような案件が実際に発生しましたら、先ほど申しましたように、丁寧な御説明をさせていただくことに努めたいと思います。

**○10番(玉垣大二郎君)** この件につきましては、年代的にも今後多くなってくると思いますの

で、できるだけ早めの対処をしていただけますよう、要望いたしておきます。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

○  
午前11時57分 休憩

午後0時59分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

○10番（玉垣大二郎君） 先ほどの件につきまして、要望いたしましたので、これはこの件は終わりということにしたかたんですけれども、昼を挟んだせいで、いろいろとまた聞くことが二、三点出てまいりましたので、よろしくお願ひしたいというふうに、教えていただきたいというふうに思います。

先ほど市長の方もおっしゃいましたが、その土地を所有していた方が亡くなった場合は、次の方が引き継ぐということで、そういったことをちゃんとしてくれというような回答だったんですが、市として、そういうふうな通知を次の方に出すようなシステム作りはできないのか、そこはいかが考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○税務課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

新たに相続人に通知をとということですが、関係市町村と申しますか、全国の方でもそういう事例は無いか今調査をしております。1件だけ、そういう方法で始めている市町村もございましたので、ただいま質問の中で市長が答弁いたしましたように、今回の件の整備が終わった後に、そういう他の市町村の動向を踏まえて取り入れられるものであったら、市民サービスの利便性の向上という意味では取り組めるところは、取り組む方向で調査・研究していきたいと考えております。

○10番（玉垣大二郎君） そのようなことができるというような回答だったんですけれども、できるようになれば、こういったことも事案も少なくなってくると思いますので、そちらの方の取り組みも、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それともう一つ、亡くなった次の方が納税義務者として役所から任意に指定されて納税義務者となるんですが、その時に役所の方で、ちゃんと説明はすると思います。しかし、納得いかない場合は、納税義務としての責任を放棄といいますか、断ることができるものかどうかですね、そちらについてはどうなんでしょう。

○税務課長（木佐貫一也君） ここは議員が先ほど御質問の中でありましたように、地方税法の規定の中で連帯納税義務ということが定めてあります。当然そこについては、持分にかかわらず全額の納付という義務がございますので、この点については法律上できないということになっておりますので、それで御了解いただければと思います。

○10番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

先ほども申しましたように、この共有情報のデータ等につきましては、できるだけ早めに処理していただきますようお願い申し上げます。

それでは、次にまいります。

次に、現在調査・研究中の駅舎本体の整備の在り方についてであります。

平成28年度の施政方針で、中心市街地と港周辺地域の拠点施設であるJR志布志駅をおもてなし玄関口として機能を強化するため、平成29年度の工事着工予定に向け、駅舎建設実施設計に取り組むということが示され、駅舎全体の構想図が提出されました。議会においても、共にまちづくりの在り方を考えていくということで、特別委員会を立ち上げたところですが、調査を進める中で、駅舎については核となるテナントが辞退され、駅舎建設が中座し、バスターミナルの整備を優先して実施していくということで、今議会に予算が提案されているところであります。

当局にあっては、テナントの募集や運営方法など、いろいろと尽力されていることは、よく理解するところですが、現在の状況では先が見えず長期化するのではないかと思うところでありませう。この建設には多額の費用を要しますが、慎重に進めていくべきと考えてはいますが、市長は、この駅舎建設への今後の在り方について、どのように考えられているのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成23年度に策定されました志布志市観光振興計画の中で、志布志駅が重点整備エリアの一つとして位置付けられているところでございます。この中で志布志駅は、訪れる観光客等を迎える施設にふさわしいおもてなしの玄関口として整備を推進するとしております。このようなことから、これまでに市の観光推進協議会や地域住民を中心としまして、駅に対する思いや駅の在り方、機能、運営方法などについてトークサロンを開催しました。その中で提案された意見等をくみ取りながら、更に議会のまちづくり活性化対策等調査特別委員会におきましても意見交換をさせていただくなど、様々な協議を経まして駅舎本体整備に先行しまして、地域住民やバス利用者の利便性の向上を図るために、バスターミナル及び周辺整備を行うこととしたところであります。

また、駅舎本体につきましては、今後も調査研究を重ね、サポートしぶしアピアや商店街と連携したまちづくりや、更にバスターミナル設置後の利用者のニーズ等を考慮しながら、駅舎本体の整備計画を策定してまいりたいと考えております。

**○10番（玉垣大二郎君）** はい、よく分かりました。前回からのまちづくり方針に沿って進めていくという気持ちには変わらないということでした。

駅舎については、トークサロンでの意見集約を踏まえ、概要を決定してきたと聞いておりますが、並行して、商工会や観光特産品協会、他団体との出店、運営についての協議はなされなかったのか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

個別の協議につきましては、観光特産品協会と行ったところでございます。

また、その内容は現在駅に観光案内所も設置して、業務委託をしているということから駅舎整備後の維持管理の観点や想定される業務内容や運営の仕方、管理の問題等について協議をしたと

ころでございます。

商工会とは、内容が確定しなかったため個別に協議する段階には至らなかったところでございますが、トークサロンの方に参加の呼び掛けをしてきてはいるところでございます。

**○10番（玉垣大二郎君）** 観光特産品協会とは、今後とも協議等は多分進んでいくんであるというふうに思うところですが、この駅舎についての調査・研究については、今後また続けていって欲しいと思うところです。

今後は、もう少し対象範囲を広げて、市街地周辺地域の整備を含め、調査・研究していただきたいというふうに、特別委員会でもそういう話になっておりますので、今議会の一般質問でも出ておりましたので、その辺を要望しておきます。

次にいきます。

以前、新聞に掲載されておりましたが、全国各地でローカル線の廃止が相次ぐ中、日南線においてもJR九州22路線の中でも輸送密度は3番目に低いとして、廃線の対象になるのではと危惧されております。

1日に掲載されましたJR九州の青柳社長の会見記事で、乗客数の減少傾向が続く地方路線に関し、大胆に経費を削減する考えが示され、「赤字路線に関しては、すぐに廃止することはないが存続が困難な場合は沿線住民と一緒に何か良い方法を考えたい」と示されておりました。

また、JR九州が昨年10月に上場したことを機に、この路線存続を目的として、日南市と串間市は株式を取得されました。本市においても存続の一助として、今回JR日南線利用促進助成事業として予算が提案されております。そこでJR九州と運営の在り方や存続についての協議は、どのようになされているのか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

JR日南線は、昭和38年5月8日の日に全線開通しており、それ以来沿線住民の重要な生活路線、また沿線における産業、文化、観光、福祉の発展に不可欠な公共交通機関としての機能を果たしてきております。

JR日南線利用促進としましては、本市をはじめ、宮崎市、日南市、串間市の沿線4市で構成するJR日南線利用促進連絡協議会を設置しまして、利用促進のための様々な取り組みを行うとともに、JR九州宮崎総合鉄道事業部との連携を図っております。

協議会の運営は、各市の負担金と宮崎県の地域鉄道活性化対策事業補助金を活用しまして、沿線4市及び関係機関との総合連絡調整を図り、地域の大切な社会基盤であるJR日南線の存在意義を広くアピールすることを目的としており、毎年JR九州に対しまして、JR日南線の存続等について要望活動を行っているところであります。

**○10番（玉垣大二郎君）** 毎年要望活動を実施しているということをお聞きしまして、安心したところですが、この路線が存続する市内では、駅舎整備についても整備した後の駅舎の運営も大きく変わってくるものではないかと思えます。

また、東九州自動車道志布志日南間の整備がようやく見えてまいりましたが、近い将来、この

部分が供用開始になりますと、ますますJR利用者は厳しくなるものと予想され、決断を余儀なくされるのではないかと考えるところです。

このことは、志布志市のみならず沿線自治体においても大きなダメージにつながるものと思いますが、市長の思いをお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、この路線につきましては、極めて厳しい経営状況ということでございます。

JR九州の株式上場後も路線維持という報道があったところではありますが、本当に厳しい状況であるということについては認識しておりますので、連絡協議会、利用促進連絡協議会におきまして、「海幸山幸号」や「さんふらわあ」を活用した旅行ツアーの企画の組み立てや、それからカップリングパーティーなど、利用促進のために様々な取り組みを行ってまいりたいというふうに思います。

そしてまた、沿線各地でも独自の取り組みを行っておりますが、本市でも利用促進が重要課題でございますので、新年度においても小・中学校等の児童生徒を対象に運賃助成のための予算は計上したところでございます。

こういった取り組みを積極的に推進しまして、利用促進が図られ、そして、この事業の更なる拡充ができましたら、またJR九州におかれても、また前向きに考えていただけるのではないかなというふうには思うところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） このことにつきましては、南九州の物流拠点を目指す本市にとって重要な問題だと思っております。

沿線市や関係機関との連携を強化して、良い方向へ展開されますように、早め早めの協議で、打開していただきたいというふうをお願いをいたしておきます。

では、次にいきます。次に、食育の取り組みについてお伺いをいたします。

先日、目にした記事に現在の子供たちの食事の摂り方が載っておりました。毎日家族そろって夕食をとる家庭の比率は、外食機会の増大などで年々低下し、25.9%になった。食事のスタイルも不規則になっており、親と一緒に食事をしていない子供として、小学生20.1%、中学生41.6%いるということでありました。

昔から「六つの孤食」と言われておりますが、現在の社会構造や共働き世帯、ひとり親家庭の増大など、家庭環境の変化で現代の社会では、致し方ないのかなと思うところもありますが、この子供たちが10年後、20年後、親になった時にはどのようなようになるのかなと危惧するところでもあります。

現在では、このような子供たちに温かい食事を提供しようと、全国各地で子供食堂が設立され、有り難いことに本市においても、有志の皆様によって実施していただいております。このように家庭での食事が健全な形で維持できなくなったこと、軽食の増加により、児童のそしゃく回数が著しく低下してきたこと。若年層の糖尿病予備群化などを受け、食育基本法が制定されました。

施行から12年になりますが、本市での食育に関する教育は、どのように実施されるのか、お伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 食育の取り組みについてお答えいたします。

近年、偏った栄養摂取など、子供たちの食生活の乱れや、それに伴う心身への影響が危惧されており、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることがますます重要となっております。

平成17年6月に制定された食育基本法や、平成28年3月に策定された第3次食育推進基本計画においても食の重要性が明記されています。

本市では、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組んでいます。

例えば、給食の時間に食材についての放送を流したり、異なる学年や生産者、地域住民との交流給食を実施したりしています。

また、社会科の時間に農業や畜産、水産業に携わる方々の苦労や工夫について調べたり、家庭科の時間に栄養素の働きやバランスの良い献立作りを行ったりしています。更に総合的な学習の時間や生活科の時間に野菜や米などを栽培する活動を通して作物を収穫する苦労や喜びを体験しています。

また、望ましい食習慣を身につけるためには、家庭との連携が必要です。家庭教育学級などで親子で料理をしたり、栄養教諭の講話を聞いたりしています。

このような活動を通して、食事と健康との関連、郷土料理や食事の作法など、伝統的な食文化への理解等が図られていると感じております。

今後も学校と家庭・地域が連携しながら、子供たちの望ましい食習慣の形成に努め、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（玉垣大二郎君） 様々な事業が展開されているということで、安心したところであります。

子供の中には三度の食事の中で給食が一番メインの食事であるという子もいると聞き、がく然といたしました。家庭環境の違いはあっても、子供だけには、まともな食事を与えてやりたいと思う心が親心であろうと思っておりましたが、これからは保護者へも食育が必要になってきたのかなと思った次第であります。

幸い志布志市PTA連絡協議会、母親部会では、キラリ輝く三つ教えにちなんだ食育事業に取り組まれているということで、安心しました。

24年度にはにぎりめし、25年度はつけあげ、26年度は煮しめ、27年度は朝食レシピコンテストを開催し、食育レシピ本も発行されております。28年度はおにぎり部門、おにぎらず部門のレシピコンテストを開催し、先日の生涯学習フェスティバルにおいて優秀作品の表彰があったところでもあります。

本市においても、職員に対する理解度が深まっているということで、頼もしく思ったところがあります。

そこで、子供たちに早いうちから料理をする技術を身に付けて欲しいと思って今回の質問になっております。子供たち自らが包丁を握り、材料を刻み、味付けをし、盛り付けをする。食べてみて、食べてもらって、おいしかったと言ってもらうことが大事で、喜んでもらえると子供は自信を付け、自ら進んで料理を作ろうと思います。

現在、小・中学校では、理科、数学、英語、道徳などのカリキュラムも増えておりますが、その分家庭科の授業などは削られていないのか心配するところです。

そこで、学校における調理実習は何回ぐらい実施されているのか、お伺いいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

小・中学校の調理実習の大まかな内容ですけれども、小学校5年生から家庭科が始まります。小学校5年生では、卵や青菜等をゆでる調理と、ご飯と味噌汁の調理実習等があります。6年生では、朝食と1食分の献立の調理実習があり、年間約10時間程度の調理実習があります。

中学校では、調理の基礎を学び、魚、肉、野菜の調理を14時間程度学んで行っております。

**○10番（玉垣大二郎君）** 先ほども教育長からあったんですが、学校外の事業として、家庭教育学級やおやじ講座等において、料理教室等やキャンプなども実施してるということでお伺いしましたが、分かっているならば、その状況を教えてください。

**○教育長（和田幸一郎君）** 家庭教育学級等では、かなりの学校で食に関するいろんな取り組みというのを行っています。例えば、ピザ作り体験とか、お茶に関する講話とか、親子クッキングとか、豚汁作りとか、そば打ち体験、それからお菓子作り、それから学校親子料理教室とか、給食試食会、そういう様々な取り組みをそれぞれの学校、家庭教育学級等で行っている実態がございます。

**○10番（玉垣大二郎君）** 鹿児島は、農林水産資源が豊富で食に恵まれているにもかかわらず、地元の食材を使った郷土料理や、とれ立ての魚をさばき、調理をするということが無くなってきているように思います。

今後は、このことも考えていく必要があると思うのですが、このような取り組みについて、教育の現場では協議されているのか、お伺いをいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 最近の話題として、中学校の家庭科の教科書には、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことが掲載されておりますが、地元の食文化について、いろいろと学習する機会がございます。例えば、学校給食の献立には、郷土料理、郷土の地場産物、例えばハモとか、うなぎとか、それから黒豚とか、そういうものを積極的に活用しております。

また、11月に県民週間がございますけれども、そういう県民週間期間中に、例えば、ある学校では地域の方々に郷土料理教室を実施してもらったり、そういう取り組みをしているところもございます。

以上です。

○10番（玉垣大二郎君） 今、聞く中では様々な事業を展開していただいているということで、本当に安心したところではありますが、本市には、食生活改善グループがあったり、農家の方、漁家の方いらっしゃるんですが、その方々に協力をもらってしているという部分もあるかと思いますが、この方々を食育サポーターとして登録して、そういうことに取り組んでいただくというような考えはないのか、そこをお伺いしておきます。

○教育長（和田幸一郎君） 食育の取り組みというのは、学校だけではできない部分がありますので、今言われました食生活改善グループなどの活用というのは、非常に大事なかなと思っています。現在どのような活用のされ方がしているかといいますと、例えば、校区で行われている土曜体験広場というのがございますが、その中では、食生活改善グループ等の地域の人材を活用して郷土料理を作ったり、ピザ作り、ふるさとのおやつ作り、餅つき、そば打ちなどの体験活動を行ったりしているところでもあります。

また、ジュニアリーダークラブの活動においても、食生活改善グループの方々を講師にお招きして、酢飯とか、さつま汁、けせん団子作りなどの指導をしていただいているところでもあります。

いずれにしても、今議員言われましたように、そういうプロの方々を十分活用しながら、子供たちに食の大切さというのを学ばせていけたらいいなと、そういうふう感じております。

○10番（玉垣大二郎君） 数年前になります。弁当の日の導入について、この場で一般質問されたことがあります。

その時の教育長の答弁として、「各家庭の様々な事情により一斉に導入するのはなじまない、引き続き保護者や関係機関と連携を図りながら、指導を継続していきたい」と答えられています。

御存じのとおり、弁当の日の取り組みは、自分で献立を考え、食材を選び、調理、弁当詰め、片付けと、人の手を借りずに自分一人ですることが課せられております。まさに、このことが食育につながるのではないかと思うところでもあります。包丁を握り、料理を作ることを小さい時から学んでいけば、適齢期になってから料理教室に通うこともない、何があっても食べることには困らない技術を身に付けることができるものと考えます。この弁当の日の取り組みについて、現在はどのように協議されているのか、お伺いをいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 全国的に自分で弁当を作って学校に持っていく、そういう取り組みを進めるところが増えてきておりますけれども、本市におきましては、いくつかの学校が弁当の日の取り組みというのを行っております。例えば、お別れ遠足の時に親子で弁当を作った取り組みとか、それから日曜参観に自分で弁当を持って学校に行くとか、そういう取り組みというのをやっている、そういう実態がございます。今のところ全校で、市内全ての学校での弁当の取り組みというのは行ってないわけですが、でも食の重要性というのを考えると、そういう機会を持つというのは、すごく大事なことかなと、そういうふうに思っています。

この弁当の日の取り組みというのは、親子の会話を深めるということにもなりますでしょうし、それから料理の作り方そのものを学ぶ機会にもなりますでしょうし、それから献立を作りながら栄養のバランスとか、食に関する知識、関心を深める良い機会になるんだろうと思いますので、

今後、弁当の日の取り組みについては、積極的な呼び掛けを、またしていけたらなど、そういうふうに思っております。

○10番（玉垣大二郎君） 今の答弁で、お別れ遠足とか、日曜参観とか、そういった部分で作られているということではございますが、している学校、していない学校、私としても、この弁当の日の取り組みについては、既定の形でなくてもいいと思ってるんですね、年に1回でも2回でも始めていってくださいというのが、私の希望なんです、この学校において、する学校と、しない学校、格差があつては、これはまたまずいんじゃないかというふうに思う次第であります。

前教育長が「教育委員会としては引き続き指導をしていく」というふうにおっしゃっておりますが、今現在、指導というのはなされているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 弁当の日の取り組みについては、いろいろな課題もあるわけですね。やっぱり保護者の理解を得なければいけないということ等もありますが、そういう中で、現在この弁当の日を実際設定して行っているところが5校ほどございます。今後、私の方としましては、弁当の日の意義というようなことを十分学校に理解をさせながら、1回でもですね、そういう取り組みというのができるように今後また進めていきたいなと思っております。

○10番（玉垣大二郎君） 保護者の理解がなければできないところもあるということで、今お伺いしたわけですが、そういったところの家庭が一番食に関しては、まともにできていないんじゃないかなという気がするところであります。

食育について、私自身調べてみたところ、「自分の体に足りないものや、栄養素を本能的に感じるという本来人間が持っていたはずの機能を取り戻すことが必要である。おいしいもの食べるというグルメ志向ではなく、おいしく食べようということを念頭に食をしっかりと見直し、食べる意味を考えて食べることができるといことが第一である」とありました。

また、先日の新聞に枕崎出身のなだ万社長が、「母校で料理を通じ、交流をした。だしや材料に疑問を持ちながら食べる習慣の大切さを伝授。そうすると味覚が発達し、考える力が付く」と書かれておりました。

学校教育においては、「知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成」と言われております。残念ながら、今回の総合振興計画には記載されてはおりませんでした、現在は、この「知・徳・体」にプラスして、「食」が付け加えられております。

私としては、まずこの食が一番上に大きな部分を占め、その下に知・徳・体があるのではなからうかと思うところであります。食育が子供たちの精神を整え、学力向上、体力向上で学校教育の充実を図るということを念頭に、弁当の日の導入も教育長の熱い思いで実施できるものと信じております。そのような気持ちで、今後の教育行政を進めていただきたいと思うところですが、最後にお気持ちを再度お聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 今の玉垣議員の方から熱い思いを聞かせていただきましたが、「食」というのは字のとおり「人を良くする」という字を書きます。つまり、食によって子供たちは非常に大きな影響を受けるということだと思しますので、「知・徳・体」の基盤になるのは、やはり

食育だと、そういうふうに思っておりますので、この食育については、これから子供たちが生きていく中で、自立していく、いろんな意味でも大事な教育の取り組みだと思っておりますので、私としては、この食育というのは、今後本当に基盤になる重要な取り組みでありますので、力を入れていきたいというふうに思っております。

今、弁当の日の取り組みについて、積極的に進めたいという話がありましたけれども、このことも十分私ども、今の議員の意見を参考にしながら、各学校に積極的な取り組みを促していきたいなど、そういうふうに思っています。食に関して、ただ食べるだけ、そういうことではなくて、食を通して本当に食品ロスの問題、いろんなことがたくさん出てきますので、食を通して子供たちが心豊かに成長していけるような、そういう取り組みを今後とも積極的に進めていきたいと、そういうふうに思っております。

[玉垣大二郎君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

次に、6番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○6番（持留忠義君） 皆さん改めて、こんにちは。私も今回最終の年度として、我々も任期もあと1年でございます。私ごとでございますが、ここ1年、気を引き締めて、気合を入れて頑張っていきたいと思っております。

質問ですけれども、なかなかこの時間になりますと、いつもこういう順番できますので、目を見開いてやっていきたいと思っております。

平成28年度を振り返りますと、昨年4月ですけれども、熊本の大地震、9月に発生した台風16号により県下全域に、特に大隅半島の影響は、大きく甚大な被害を受けました。

また、農家にとっては水田地帯は、いまだに復旧のめどのつかない地域がございます。改めて自然の恐ろしさが身にしみたところでございます。

また、先月中旬だったでしょうか、春一番が吹き荒れ、まさに春本番を思わせる季節となりました。また、近くは小・中学校の卒業式も控えております。まさに春本番でございます。

さて、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業改革、TPPの問題は常に注視していなければなりません。基幹産業が第一次産業の志布志としても気の抜けない状況であります。官民一体となって、今後も頑張っていかなければならないと思っております。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

まだまだ不慣れでございますが、誠意を持って望みたいと思っております。よろしく願いいたします。

まずはじめに公共施設の現状についてお聞きします。志布志市は健康づくり日本一を掲げておりますが、高齢になっても元気に健康的な生活をするためには、健康なうちに運動するのが大切だと思います。散歩などでも良いので、健康維持のために運動することは、とても良いことだと思います。また、公園などで見かけるゲートボール、もしくはグラウンド・ゴルフも健康維持の一つの手段ではないでしょうか。

志布志市内ではグラウンド・ゴルフ、ゲートボールと幅広い年代に人気があり盛んに行われています。市役所本庁下の多目的広場は、ゲートボールに利用される方が多く、頻繁に大会なども開催されているようです。しかし、一方では水はけが悪く、利用しにくい面もあると聞きます。そこで、少しでも利用しやすいような、何らかの排水対策はできないかお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** 持留議員の御質問にお答えいたします。

本庁舎下の多目的広場につきましては、敷地面積が全体で1万1,190㎡ありますが、そのうち約2,600㎡は、主にゲートボールで利用されている状況であります。この多目的広場の排水対策としましては、平成28年6月に素掘り側溝を設置しまして、その後8月には大雨対策としまして、側溝にたまった砂利等を取り除くなど、排水の確保をしてきたところであります。

しかしながら、雨の後の排水が悪く、ゲートボール場としての利用を考えますと、議員御質問のとおり、排水対策が十分でない現状があります。

また、現在全体敷地が多目的広場ということになっており、一部をゲートボール場として運用している状況でありますので、今後はゲートボール場として活用している部分は、多目的広場から切り離し、スポーツ施設としての用途変更をしまして、ゲートボール場としての維持管理に必要な排水整備を検討してまいります。

平成29年度におきまして、どのような排水方法が必要なのか調査を行い、早い段階での整備を進めてまいりたいと思います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 本庁舎下の多目的広場については、ゲートボールを目的とした利用が主であり、ほぼ毎月開催されております。開田の里大会の他に、老人クラブ大会、市女子大会、競技力向上大会、ふるさと祭り大会などが開催され、1年を通じて様々な大会で御利用いただいているところでございます。

御指摘のありました排水対策についてでございますが、降雨時に観察しておりますと、特に東側トイレの前が排水不良となっているようでございます。現在、多目的広場のゲートボールが行われている場所は、有明教育分室で管理しておりますが、平成29年度におきまして、具体的に排水方法を検討いたしまして、早い段階に整備を行ってまいりたいと思います。

また、除草や整地につきましても、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

**○6番（持留忠義君）** はい、分かりました。

今後はゲートボール場として活用している部分については、多目的広場から切り離し、スポーツ施設としての用途変更をし、ゲートボール場としての維持管理に必要な排水整備を検討していただくということで、今後は速やかな整備を期待して関連がありますので、次の質問に移るわけですが、答弁の中で、ゲートボール場として活用している部分については、多目的広場から切り離し、スポーツ施設として用途変更をし、ゲートボール場としての維持管理に必要な排水整備を検討するということですが、ゲートボール専用としての整備をすることはできないかお尋ねいたします。見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ゲートボールは、昭和50年代頃から盛んになりまして、これまで多くの方々に親しまれている競技でございます。

本市では、昨年6月には女子チームが鹿児島県代表として全国大会へ出場するなど競技力の向上や生きがい、健康づくりのスポーツとして生涯スポーツの推進に寄与していただいているところであります。ゲートボールを行っている市内の施設としましては、主に松山地区では尾野見地区運動場、志布志地区では1号緑地、通常三角公園、有明地区では本庁舎前多目的広場などで行われているようであります。

ゲートボール場としての専用施設の整備につきましては、先ほども答弁したとおり、本庁舎前多目的広場の一部をゲートボール場として位置付けまして、排水対策を講じるなどの環境整備を行い、利用者の皆さんへの利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○6番（持留忠義君） そういふことですので、分かりました。

ゲートボールの人口は、昔に比べて減少傾向にあります。私も今年、会員になってくれということで、非常にチームが少ないということで、我が山重校区でも、なかなかチーム編成ができないということで入っております。私も実際、今1試合だけ出てみましたが、なるほどなど、特に天気が悪い場合は、この前も、つい先ごろ試合が雨の関係で、グラウンドの状態が悪いということで中止をされましたけれども、今後ゲートボールの人口が減少するのは大変ですので、まだまだ楽しんでいらっしゃる方もたくさんおられます。整備がされれば、今後ますます盛んになることが期待されますので、平成29年度の早い段階でしていただくことを期待し、この件に関しては終わりたいと思います。

次に、畜産振興について質問します。

肉用牛子牛の価格は、飼養頭数の減少と枝肉価格の上昇により、平成22年度以降、全国的に上昇しています。その中でも鹿児島県の子牛は、上位の価格で取り引きされています。

本県の和牛黒毛和種は、従来から状態が良く枝肉がたくさん取れ、あわせて肉質も良い系統を選択し、改良が進んでいることが高く評価されていると聞きます。

しかし、飼料代や資材の高騰により繁殖経営、肥育経営ともに生産にかかる費用が増加しています。これに加え、高齢化や後継者不足の問題があつて、平成23年度市全体であつた繁殖農家戸数も770戸から平成28年度末には、516戸と254戸も減少し、もちろん農家戸数の減少に伴って飼養頭数も減っております。

先ほども申し上げましたが、現在、子牛の価格が高単価で推移しており喜ばしい反面、一方で新たに子牛を購入して更新する人や、増頭を計画している農家への負担となっております。そこで肉用牛の生産農家の現状と、市として今後の更なる支援策は考えられないかお尋ねします。見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市内の肉用牛の現状につきましては、平成29年1月現在で、繁殖牛の農家数は516戸、頭

数は6,903頭でございます。1年前と比較しますと、戸数で22戸減少しておりますが、頭数だけは18頭増加しているということでございます。

しかしながら、5年前の数字、平成24年1月の調査からしますと、繁殖牛の頭数は621頭減少しまして、戸数も186戸減少しております。

高齢化でございますが、70歳以上の飼養につきましても、平成29年1月現在で281戸、54.5%を占めており、5年前と比較しますと、81戸減少しております。割合については、5年前も55.0%でしたので、同等の割合でございます。このことは高齢化の廃業や生産資材の高騰などによるものと考えられます。

支援策につきましては、肉用牛繁殖雌牛導入資金貸付事業や高品質生産対策事業等によりまして、導入の支援を継続して行っております。特に、肉用繁殖雌牛導入資金につきましては、平成27年9月導入分から子牛の貸し付け上限を60万円から70万円とすることによりまして、導入資金を活用しやすく見直しをしたところでございます。

今後におきましては、先ほど申し上げましたが、昨年より頭数は微増しているため、現在行っている施策と繁殖雌牛の頭数の状況を注意深く見守りながら、今後の対策をとっていきたいと考えているところでございます。

**○6番（持留忠義君）** はい、分かりました。

戸数が確かに減少し、本年度は少しは増えているというもののなかなかで、ひとつは自家保留があるということでございますが、その戸数は減少し、頭数が増えています。その要因は何でしょうか。お聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

30頭以上の飼養者につきましては、平成29年1月の調査では65戸で3,685頭となっております。全体に占める割合は、戸数で11.7%であります。頭数でいくと53.3%ということで、半数以上を占めていると、5年前と比較しますと、戸数では6戸増、頭数は510頭増えております。平均の飼養頭数も今回の調査では13.4頭となっております。5年前は10.7頭でしたので、それからすると2.7頭増えているということでございます。

このことから飼養戸数が減少しているものの1戸当たりの飼養頭数が増えることにより、全体的には頭数増となっているというふうに思われます。

また、繁殖牛の頭数が増加しております。理由としましては、子牛価格が高騰していますが、自家保留が積極的に行われ、また高品質生産対策事業も当初計画よりも多く活用され、増頭へつながったものと思われます。

**○6番（持留忠義君）** ただいま要因はということなんですが、今後やはり先ほど言われた自家保留も一つはあるんですが、なかなか買えないということですので、今後、子牛生産対策事業も極力活用されておりますので、これを増頭につながるような施策をしていただきたいというふうに思います。

では、戸数が減少をしている中で、新規で肉用牛経営を開始する農家はないのか教えてください

い。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新規で肉用牛経営を開始されている農家でございますが、平成27年度有明地区において新規就農によりまして、1件の繁殖経営が開始されました。また、今年度には肥育農場も600頭規模で1件新規に経営を開始する計画となっているようでございます。

○6番（持留忠義君） はい、分かりました。今後規模拡大に伴う国や県の支援、補助事業はどのようなになっているか、それをまた伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国においては、畜産基盤再編総合整備事業や畜産クラスター事業が該当しております。畜産基盤再編総合整備事業においては、平成29年度より曾於管内を対象として、新たに事業が開始されます。

事業内容といたしましては、飼料畑の造成を条件に畜舎等の整備が可能となります。補助率は国・県を合わせまして72.5%であります。本市からも6件ほどの要望があるところでございます。

また、畜産クラスター事業については、昨年度1件、本年度3件の事業を実施しております。事業内容としましては、法人経営または新規就農者を対象としており、事業を行う取り組み主体以外の農家へ対しましても収益性の向上を図ることを目的としまして、規模拡大を条件に事業が実施できるということでございます。

○6番（持留忠義君） はい、分かりました。

今、規模拡大というのは、やはり県の支援が無ければできないわけですが、今後事業によっては、窓口が市役所、農協になると思いますが、農家の方々の相談があれば、今後も親切・迅速な対応をお願いしたいというふうに思います。

最後に、志布志市における肉用牛の減少対策について、具体的にどのように対応を考えておるか、その見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

減少に対する対策でございますが、本市においては、畜産施設整備支援事業によりまして、規模拡大を条件としまして、畜舎の整備等を支援しております。

また、肉用牛繁殖農家が繁殖雌牛を導入した場合、子牛展示品評会への出品牛を対象としまして、最高10万円を支援しまして、導入資金に対しては農業と協力しまして、子牛70万円、妊娠牛80万円まで無利子で貸し付けを行って導入促進を図っております。

肥育素牛導入においては、肥育経営支援対策事業によりまして、3万円を支援しており、導入資金に対しましては60万円までを無利子で貸し付けを行っております。これらの導入支援を図っているということでございます。

○6番（持留忠義君） 素牛の導入ということについても、やはり現在70万円か80万円の振興資金だと思うんですが、それと、やはり素牛が高い関係で肥育経営にも非常に支障が出てきているわけですので、これは関連がございますので、肥育素牛に対しては、実際3万円を支援しており

ますけど、今後見直しはできないか、それをお伺いしたいと思います。

肥育です。3万円を支援していますけど、素牛が高い関係で何か見直しはできないかということです。

**○農政畜産課長（今井善文君）** 議員おっしゃいますように、子牛が高いというのが現状でございます。

肥育経営の方の素牛導入に関しましては、本当に苦しい状況ではないかと思っておりますが、現在のところ、まだ肉として出荷している状況におきましては、価格補てんもされていない、黒牛に関してはですね、そういう状況でございます。

今年度、29年度後半には、そういう状況が訪れることも予想されますが、まだ今のところでは、マルキン（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）の発動は無いということでございますので、しばらく様子を見させていただきたいというふうに考えております。

**○6番（持留忠義君）** はい、分かりました。財源的にも非常に厳しいでしょうけど、今後十分な検討課題についてお願いしたいと思います。

次に、肉用牛肥育経営安定特別対策事業ですが、通称新マルキン事業についてお伺いしたいんですが、この事業は前回も質問したんですが、国費、生産者の積立金と県の助成金によって造成された基金を県畜産推進機構が管理し、肉用牛生産時に素収益が生産費用を下回った場合、その差額の8割相当を肥育経営の農家に補てんする事業で、肉専用種、交雑種、乳用種が対象品種と聞いています。つまり、この制度は肥育経営農家にとってみれば、全国統一の保険制度のようなものです。市内で、この事業を活用し、取り組んでいる現況をお示してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今年度におきまして、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補てん金の発動実績につきましては、平成28年度におきまして、乳用種が7月に1万7,800円、8月に2万6,800円、9月に4,700円、10月に。すみません、数字を読み違えましたので、もう一回始めから申し上げます。

平成28年度におきましては、乳用種が7月に1万7,800円、8月に2万6,800円、9月に4万7,000円、10月に5万1,100円、11月に5万1,500円、12月に6万1,100円で、交雑種が11月に6,200円発動されております。なお、肉専用種につきましては、補てん金の発動はされていないということでございます。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業の効果につきましては、この事業の目的とする内容にもありますように、肉用牛肥育経営農家の繁殖牛1頭当たりの全国平均の素収益が全国平均の生産費用を下回った場合の差額の8割を補てんする事業でございます。収益の悪化を軽減することで、肥育牛農家の経営の安定が図られると考えております。

**○6番（持留忠義君）** 確かに今言われたように、非常に収益の悪化ということで、経営するところはこの制度が無いといけないわけですが、そのようなことで、今後、肥育経営を導入する場合は素牛は高うございますので、今後肥育牛の1頭当たりの飼養経費はどのぐらいかかるのか、お示してくださいませ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年12月に出荷された肥育牛の国の事業算定基礎によりますと、素牛代を除く経費が肉専用種44万7,000円、交雑種で40万3,000円、乳用種で25万9,000円となっております。

○6番（持留忠義君） 今、もろもろの肉用専種、それから交雑種、乳用種の経費が出されましたけれども、現在やはり高いので、現在の出荷牛の素牛代金の販売額はどれぐらいか、それをお示しくだけさいませ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の出荷の素牛の値段でございますが、平成28年12月に出荷された肥育牛の国の事業算定基礎によりますと、肉専用種で61万5,000円、交雑手で34万8,000円、乳用種で22万3,000円となっております。

出荷牛の販売額でございますが、同じく平成28年12月にされた販売額で肉専用種で123万5,000円、交雑種で76万3,000円、乳用種で44万5,000円でございます。

○6番（持留忠義君） ただいま素牛の販売額は示されましたけれども、現在、私もいろんなデータをもらいましたけれども、今ちょっと枝肉のことは見てみますと、価格が平成23年度は2等級で1,500円か1,600円。28年度10月では、これは大体5等級は2,500円と最高なんですけど、平均2,000円ぐらいだと思うんです。123万5,000円とありますけど、これが仮に平成27年度の牛が今年の秋ごろ出てくるということなんですけど、その素牛が大体67万から70万円ぐらいの価格じゃなかったかと思うんですけど、その牛が出た場合に実際123万円、平均じゃないと思うんですけど、それが出た場合に実際にどうなるのかなということでございます。

それと関連がございますけれども、ちょっとお聞きしたんですけど、大体20か月肥育した場合に、市場に出した場合に、大体仮に700kgとした場合、歩留まりのパーセントはどのぐらいか分かればお願いしたいんですけど。

○農政畜産課長（今井善文君） 歩留まりのお話でございますが、大体平均しますと65%程度になろうかと思えます。

○6番（持留忠義君） 大体65%ですので、700kgして、420kgから450kgですので、それが仮に2,000円としても80何万円だということで、84から85万円ですから、ざっとですね、これは正確な数字は計算をしないと分かりませんが、その場合に非常に採算割れをするんじゃないかということで、今後ですね。

今年は、もう既に去年の秋頃から平均が大体去勢でも90万円以上、雌でも85万円ぐらいですので、その牛が、この価格は農林省の統計によりますと、今年も牛の価格は高単価で進むのではないかと予想でございますので、今後そういうことで、肉用専種の補てん金の発動は考えられないか、それをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年12月に出荷された肥育牛の国の事業算定基礎を基に、また肥育期間を20か月とした場合、今年の10月頃からの出荷牛の素牛につきましては、80万円を超える素牛が出荷されるという

こととなりますので、この時期から補てん金の発動があるのではないかと考えております。

**○6番（持留忠義君）** はい、分かりました。この問題については非常に厳しいわけですが、前回の質問で、この肉用牛の肥育の経営安定対策特別対策事業の補てんは8割補助であります。残りの2割については、市として補てんなどは考えてないか質問しましたが、その時の答弁が「財政的に困難」とのことでした。確かに市として様々な支援をしていただいているので、新たなというのは厳しい財政状況の中で予算取りは難しいかと思えます。しかし、国で負えない分は県・市で頑張ってくださいとしかありませんので、ぜひ前向きに検討していただけることをお願いしまして、この質問を終わりたいと思えます。

次の質問に移ります。

3番目に、交通安全協会に対する取り組みについて、志布志地区交通安全協会について質問をいたします。

交通安全協会は、交通事故を防止するための地域の方々が様々な活動を行っております。近年会員加入が減少して、会費が減少しているのです。このまま会員加入が減少し続けると、運営が厳しくなっていく、交通安全防止のため活動に影響が出るのではないかと心配しております。そこで、今後市からの負担金の増額はできないかお伺いします。見解をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

交通安全協会は、社会から悲惨な交通事故を無くすため、お互いが広く深い人間愛に根ざした社会奉仕の精神に基づいて、交通安全に努めようとの理念を基に生まれた歴史と伝統を持つ人の愛や善意が結集された公益財団法人であります。

志布志地区交通安全協会の運営を担う財源としましては、運転免許の取得や更新手続き等の際の交通安全協会費収入が主なもので、その他に各種事業収入や本市と大崎町からの負担金収入等が財源となっているようでございます。

ただいまの議員の御質問の件でございますが、平成29年度予算編成におきまして、志布志地区交通安全協会から負担金の増額に関する要請は無いところでございますが、志布志地区交通安全協会に確認し、会員の減少に伴い収入が減り、運営状況が厳しくなり活動に支障を来すということがありましたら、大崎町とも協議を行い、今後判断してまいりたいと考えています。

**○6番（持留忠義君）** 分かりました。

それでは、この問題は県の運営ですので厳しいのですが、29年度の予算編成においては、要請は無いわけですが、会員の方から協会の運営状況を確認して検討をしてもらいたいという考えなんです。ただ今後、協会の運営については確認をしていただいて、検討してもらおう考えはないですか、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、負担金の増額ということになりますと、大崎町とも協議をしなければならぬということでございますので、協会の方から要請がございましたら、大崎町と協議を始めたいというふうに思います。

そしてまた、先ほども申しましたように、平成19年度から本市の負担金の額は変わっておりませんので、この長い間変わらない形で運営していただいているということにつきましては、有り難いなというふうに思うところでございます。

交通安全協会の主な財源は、会員からの会費ということでございます。しかしながら、この加入率が減少している傾向があるということにつきましては、また協会からその旨の内容の要望が上がってくるというふうに考えますので、その際は、先ほどもお話ししましたように、大崎町とともに協議をしてまいりたいと考えます。

○6番（持留忠義君） 分かりました。私も有明支部の理事を務めておりますけれども、交通安全活動を行い、各支部も、有明が7校区、多分志布志は21校区あるんですが、その中で各男女2名ずつの、有明だけでも28名、志布志は21校区ですので、かなりの人数でございます。

そういうことで、どこもOBの方もいらっしゃいますけれども、一般の方は仕事をまだ勤めていらっしゃいます。一つは高齢化も進んでいますけれども、ただボランティアだけでは大変だという意見がございますので、今後、地域の方に活動の趣旨を理解していただきまして、加入率の向上に努めていきたいところです。

会員の減少が地域の活動に影響を及ぼすことが考えられますので、加入率を向上させる活動はもちろんですが、市の支援が地域活動の維持・発展につながると考えますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

協会の方々には、街頭立哨や各種行事において、交通安全活動に努めていただき感謝申し上げます。

現在、志布志地区協会の活動と各支部での活動が行われておりますが、各支部の活動には志布志地区安全協会からの活動助成金があるようでございます。運営の方法につきましては、交通安全協会の規定に沿った形だと思われませんが、本市が支援できることがありましたら、御相談をいただき、その上で協議は進めてまいりたいと思います。

○6番（持留忠義君） 分かりますけど、しかし、会費の減少に伴い、支部に対する助成金が減少しているのではないかと考えますが、市の方でも把握していましたら教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志地区協会におきましては、お聞きしましたところ、会費減少に伴い予算規模が減少してきているということですが、支部活動助成金の予算は維持されているようではございません。

○6番（持留忠義君） そういうことですので、今後検討をお願いしたいと思います。

また、有明支部の例を挙げますと、先ほども申しましたが、各校区理事が2名ずつの女性も同じく2名でございます。理事の高齢化もしてきているので、世代交代を考えている方もいるようでございます。後継者がなかなか見つからない現状でございますので、実際自分で勇退する場合には、やはり後継者をつくらなければならないのが現状でございます。なかなかやっぱり75歳以上、80歳近くの方も一生懸命頑張っていますけれども、やはり体力の限界というのもあるようで

ございますので、今後そのような点については、市として支援はできないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

交通安全協会の活動に賛同を得られていても、理事などを務めることは難しいと感じて、なかなか後継者が見つからないところだというふうに思われます。

支部や地域の方々と話し合っただきまして、市の支援が必要というような部分がありましたら御相談いただき、支援できることがありましたら協力は考えたいと思います。他の支部においても同じような状況でございます。

○6番（持留忠義君） 分かりました。

これは県の主催の事業でございますので、私もいろんな会員の方の意見を聞きながら、今回質問をしたわけですが、交通安全協会の活動を御理解いただきまして、今後加入率が増加するように努め、交通安全活動により交通事故が発生しないようにし、安全で安心して暮らせるまちづくり、地域づくりを市とともにしたいと考えております。

今日は、最初に公共施設の問題、次に畜産振興の問題と、それと最後が交通安全協会の問題提起して質問しましたがけれども、今後、前向きに少しでも、この活動をされている皆さんの要望に応えられるように、今後執行部の方の更なる努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時16分 休憩  
午後2時29分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

先ほどの持留議員の一般質問における答弁について、市長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） 先ほどの持留議員の一般質問の中で、畜産振興につきまして質問があったところでございます。

その中で肉用牛肥育経営安定特別対策事業の実績と効果について問うという中で、「肉用牛肥育経営安定農家の肥育牛1頭当たりの全国平均」というふうに言うところを「繁殖牛1頭当たり」というふうに発言いたしました。正しくは、「肥育牛1頭当たりの全国平均」でございますので、訂正をよろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） 次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、真政志の会、八代誠でございます。

本日最後の質問者になります。昨日が二人、今日が4人、市長、やっと折り返し点になりました。

た。全力で質問してまいりますので、最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして一問一答により質問してまいります。

まず自治会の在り方について質問いたします。

企画政策課により編集されました平成28年度版志布志市自治会運営マニュアルによると、平成27年9月1日現在において、市内には388の自治会が存在しておりました。現時点において、この数字にまず変化はないのか。また、それぞれの自治会において、戸数規模の割合について整理された数値などがあればお示しください。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

本市の自治会の現状につきましては、現在松山町81、志布志町で167、有明町で139の合計387の自治会がございます。小さな自治会で2世帯、大きい自治会で272世帯というふうになっております。このうち10世帯以下の自治会は71自治会で約18%、20世帯以下の自治会は、188自治会で約49%ということで、約半数の自治会が20世帯以下の自治会となっております。

また、自治会統合推進事業補助金につきましては、平成23年度から実施しておりますが、これまでいくつかの地域において話し合い活動までは行ったところでございますが、事業を活用し統合した実績は無いところでございます。

○4番（八代 誠君） 今市長の答弁にありましたように、平成27年9月現在においては、388自治会が存在しておりましたが、現時点では387という回答があったわけなんです、一つの自治会が減ってしまったということなんです、その原因については把握をされておりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山の泰野地区での公営住宅の老朽化に伴う廃止による1自治会の減ということで、自然消滅という形でございます。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、現在この自治会へという言い方が正しいのか、自治会に対する活動、様々な支援策が打たれているわけなんです、本市が行っている支援策にはどのようなものがあるのか、その支援事業と内容についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） 現在自治会活動への支援策、支援事業につきましては多岐にわたっております。

まずはじめに自治会運営費助成事業補助金でございますが、これは地域住民の連帯によるコミュニティ意識の高揚及び自主的で健全な自治会活動を促進する目的で各自治会に設置されております。

詳しく述べた方がよろしいですか。

[八代誠君「概略、分かるようにお願いします」と呼ぶ]

そして、2番目に自治会提案型活性化助成事業につきましては、自治会による共生・協働のまちづくり及び活動による地域活性化を図る目的で設置されております。

3番目に自治会集会施設等整備事業補助金でございますが、自治会の集会施設等を整備するこ

とに對しましての補助事業でございます。

4番目に自治会加入促進事業補助金でございますが、自治会による共生・協働のまちづくり及び地域コミュニティの再生を促す目的で未加入世帯への加入を図った自治会に對しましての補助事業でございます。

次に、5番目に自治会統合推進事業補助金でございますが、自治会活動の活性化を図ることを目的に統合した新自治会に對しまして、統合後の規模に応じて統合した自治会数による自治会数割りと1世帯当たりの世帯数に応じて補助をしているところでございます。

6番目に、防犯街灯設置事業補助金でございます。地域における夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るために補助をしているところでございます。

7番目に、防犯街灯維持管理助成金でございます。同じく自治会等で維持管理をしている維持費に対する補助でございます。

8番目に自主防災組織育成事業補助金であります。自治会単位で結成された自主防災組織に對しての補助金でございます。

次に、9番目に自主防災組織資機材整備事業費事業補助金でございます。自治会単位で結成されております自主防災組織に對しまして、資機材の購入等に係る経費の補助でございます。

10番目に市道等道路清掃作業報償金であります。道路愛護運動、地域環境美化の一環として自治会の自主性及び活性化を図るために市が提案しました道路愛護伐採作業を実施した自治会に對しての奨励金でございます。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 市長の方から補助金支援制度について、今その事業名と、どんなものなのかという内容について、説明があったわけなんですけど、それでは、私が次に示す支援事業に對して、少し詳しく教えていただきたいと思ひます。

まず一つ目に、自治会運営助成事業補助金制度、二つ目に自治会提案型活性化助成事業補助金制度、その二つと、自主防災組織育成事業補助、それから自主防災組織資機材整備費事業補助、この四つの事業に對して、最後の二つは自主防災組織活動支援ということで大体同じになってくるのかなというふうに思ひますが、この自主防災組織活動支援については、組織の活動と資機材整備ということで二つに分かれておりますので、4事業について、直近の28年度の実績について教えていただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年度でございますが、自治会運営助成事業補助金でございます。平成28年度につきましては385自治会に對しまして、3,879万9,000円をお支払いしております。

次の自治会提案型活性化助成事業補助金でございますが、平成28年度につきましては373自治会に對しまして、3,583万3,000円を支払っております。今月の支払いを予定しております。

それから自主防災組織活動支援事業ですが、自主防災組織活動支援事業につきましては、育成事業と資機材事業があり、平成28年の実績は、現在のところ育成事業が1件ありまして2万円、

資機材整備事業が9件で39万3,150円、計10件で41万3,150円であります。

○4番（八代 誠君） 先ほど質問をしました現在の自治会数は幾つありますかという質問に対して、市長は「387あります」ということでした。ところが、この自治会運営助成補助金制度、更には提案型活性化助成事業補助金、一つ目については385自治会、二つ目については373自治会ということで、いずれにしても387自治会の全ての自治会が、この制度を活用されていないということでもあります。その原因について、こういったものがあるのかということがまず1点と。

12月議会においては、この自主防災組織活動支援について、どうしても先ほどありましたように、活動支援については1自治会、資機材については9自治会、こういったことでは、いざという時になかなか自主防災組織として動きが鈍くなるんじゃないかということで、平野議員の方から「自治会運営のメニューの方に入れたらどうですか」という提案がなされたわけであります。

そこで、繰り返しになりますが、この387自治会あるにもかかわらず、385、あるいは373、制度を利用されていない自治会、どうしてなのかというのは1点目と。この自主防災組織についての補助制度、自治会運営助成の制度のメニューに組み込んだらどうかということで、提案があったわけなんです、その後、検討はされたのかどうか、その2点についてお示してください。

○企画政策課長（仮重良一君） まず自治会運営費の助成金の関係でございますが、本年度支給をしております自治会数におきまして、松山地域が81自治会、志布志地域が166自治会、有明地域が138自治会ということで、合計の385ということになっております。

387自治会がある中で、2自治会におきまして、自治会の口座が未開設な部分があったりとか、自治会によっては、申請そのものがなされていないというような自治会もございます。そのような関係で385の支払いというようなことになっております。

それと、二つ目の質問でございます12月議会におきます自治会運営費の中に、この自主防災組織の活動を組み込んだらというようなことであつたわけですが、先月行いました自治会在り方検討委員会の中でも一応御提案をしたところでございます。その中で、自治会による、この提案型活性化助成事業でございますけれども、自治会による共生・協働のまちづくり及び活動による地域活性化を図るというような目的でございます、必須項目が何個かあるわけですが、この必須項目に強制的に、この自主防災活動を入れるというのではなくて、現段階では、「自治会並びに住民の防災意識をまず高めた段階で行うべきではないか」というような議論があつたところでございます。

というようなことで、今回必須項目にすることによって、補助金が実際減る自治会が多くなるというような状況もありますので、まずは防災意識を高めた上で、場合によっては総務課の支援策を活用しながら進めていただいた方が、より効果的ではないかというふうに会議の中ではあつたところでございます。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 後者の自主防災組織活動支援については、自治会の在り方検討委員会等で議題に出されて検討されたということで、様々な意見があつたということで理解はするんです

が、自治会運営助成事業補助金、あるいは提案型助成事業補助金については、やはり申請されないということではなくて、やはり申請できないという自治会があるということについては、認識はされておりますよね、そういう力というか、マンパワー、そういった形で理解すればいいですか。

○企画政策課長（仮重良一君） 今議員がおっしゃいますように、その自治会の運営機能自体が、そういう形で、もう活動が無いというようなことで認識をしているところでございます。

○4番（八代 誠君） それでは、こういう自治会の助成制度について、市長から先ほど説明があったわけなんですけど、こういった支援事業というのは、どのような場面、あるいは手法によって周知されていますか。

○企画政策課長（仮重良一君） 自治会におきます支援事業でございますけれども、この補助内容等につきましては、各地区の公民館の総会とか、そういう場に職員が出向きまして散らし等も配付いたしまして、事業内容についての説明をしているところでございます。

○4番（八代 誠君） この自治会運営マニュアルには、自治会に自治会担当職員が配置されるということになっています。

例えば、配置された職員は、その自治会出身者、あるいは同じ校区の出身者が隣の隣の自治会の出身者なんだけれども、担当しているよという方もおられると思います。逆に全く縁もゆかりも無い自治会に配属される場合もあるのかなというふうに推測できるわけなんですけど、先ほどありました387自治会全てに、こういう自治会担当職員というのは配置されているのかというのがまず1点目です。

このマニュアルには、その自治会運営担当職員の主な役割について、こういうことがあるんですよというふうに記載してあるんですが、そのことは、それぞれの担当職員の方々に浸透していると市長は思われますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会担当職員につきましては、住民活動の基本である自治会に職員を配置しまして、行政と自治会のパイプ役としまして、行政から自治会への情報提供に努めるとともに、地域の人々と密接な関係を築きながら、自治会の課題の把握や自治会からの意見・要望を把握するということで、平成22年から全ての自治会に担当職員を配置しております。

自治会運営マニュアルにつきましては、各自治会へ配布しておりますが、担当職員への配布は行っていなかったところでございます。

しかしながら、私が平成22年から自治会と行政とのパイプ役となるよう指示しており、また課長会等で周知したものを運営マニュアルに掲載しているところでございますので、職員の周知については図られているというふうに考えております。

○4番（八代 誠君） 周知はされているだろうということなんですけど、28年度にやはり新しいマニュアルができておりますので、もちろんこの自治会担当職員の配置については、本田市長が、これで行こうということでやられた方針だと思いますので、もし、このまま継続されようという

ことであれば、私は、この自治会運営マニュアルを担当職員の方々に配布するべきだというふうに思いますが、そこについてはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

最新版の自治会運営マニュアルにつきましては、本市のグループウェアの方に掲示板にて確認できる場所がございますので、こちらにおいて、それぞれの職員において出力ができるようにしてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 出力ということで、パソコンの画面上では、やっぱり確認ができるわけですので見ていただいて、ああここが必要だなというところは、やはり今市長が言われたように外部出力、あるいは印刷等をかけてですね、マニュアルですから、自治会長と共にパイプ役としてということでお働きしていただきたいということであれば、先ほど冒頭市長が説明していただいた事業名程度はさらさらっと出てくる。あるいは、そういう紙で印刷した物を常に持っていれば、即対応ができるのかなというふうに感じているところです。ぜひそこら辺については、各課で担当職員の方々は非常に大変だと思うんですが、そういった配慮というのも担当職員の方に対しては必要じゃないかなというふうに感じております。

それでは次に、地域によって異なる場合もあると思いますが、自治会長さんというのは、単年度の役割であります。これは先ほども、最初に言いましたように、地域によっては異なるのかな、複数年やられる方もおられると思いますが、様々な活動補助における市への申請についてもなんですが、自治会活動面については、企画政策課で自主防災関係及び自治会への加入、あるいは脱退について、更に街灯管理については総務課です。市道については建設課、自治会長さんのところには使送便で送られてきまして、自治会長さんは使送便で、使送便の袋の中に入れて、またの市の方に届けるという手続きをされるわけなんですけど、しかし、この申請書に不備があった場合です。

例えば、自治会に入会あるいは脱退する。入会する場合は、多分市民環境課の方ですかね、そこで入会され、自治会長さんは誰だれさんですので、ということで用紙を持って多分来られます、ほとんど。自分の入会届のところに印鑑をつけて、自治会長さんが印鑑をつけてということで、使送便が一番近いところの使送便で市役所に届けることができるんですが、脱会をされる場合、自治会長さん年度当初、入会あるいは脱会に対しての様式等が送ってくるわけなんですけど、何か月もすると、どこに、ああそんな書類あったよなというぐらいで、もう自治会長さん記憶が飛んでしまうんですね。それにもかかわらず、やはり年度の終わりになると、このメンバーで間違いないですかという書類が送ってきます。この人いなかったよね、いなくなったんだということで、様式を探して提出するんですが、そこが自治会長さんだけの印鑑ではなくて、脱会された方の印鑑までつかないと差し戻しがきます。こういう仕組みというのは、改善できないのかなというふうに考えます。その仕組みですね、様式、いろんな様式があると思います。脱会された方が、まだ市内におられればいいですけど、市外におられたりする場合、そこまで追っかけて行って印鑑もらえということなのかなというのもあります。

様式についても、もう一回精査をしていただかなければ、非常にこれはきついなというふうに感じています。

それと、更に先ほど自治会職員と自治会長さんの連携を図っていきたいということでしたので、そこら辺の連携強化について、何か方法を考えておられるのであれば、今の様式の見直しですね、もう一回そこら辺についても精査していただくということ、自治会長さんと自治会担当職員の更なる連携強化というのは、どこかで、もしかすれば新しい自治会長さん4月にまた変わっていくわけなんですけど、自分の自治会の担当職員は誰なんだろうって、知らない人がいっぱいいるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺の周知等について、今現在どうなってるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように申請様式の見直し、それから脱会の場合の手続き等の在り方ということで、そのような具体的なケースについては、この自治会担当職員に相談いただければ、そのことについては対応ができるんじゃないかなと、特に申請様式の見直し等につきましては、そのような具体的なケースが上がってきた時に、またその担当部署で協議がされて見直しができるのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、自治会担当職員に御相談いただければ解決が可能かというふうに思います。

また、自治会担当職員の名簿につきましては、当初の自治会の説明会において、その名簿については、お示しするところでございますので、そのことをそれぞれの自治会の中で、お知らせしていただければというふうに思います。

○4番（八代 誠君） 様式については、ぜひもう一回各課で見ていただいて、やはり、あれっ、こういうのってこういうケースがあるから後から印鑑もらいに行くというのは、ちょっと無理だよなという、脱会される時点で、自治会長さんが、そういう様式があったなということを確実に頭の中に入れていれば手続きされるんでしょうけれども、年度が変わる今の時期に、この方々でよろしいですか、あなたの自治会に所属されている方ですよという表が送ってきて、あらだった、そういえば、そういう様式があったよねということで思い出されて使送便で出したところが、出られた方の印鑑が無い、受付られませんよと言われても、なかなかそこら辺が非常に厳しい。

それから、自治会担当職員の方々が自治会長さんと連携を強化すれば、最初話をしました自治会運営補助金ですよ、ここら辺は自治会運営助成事業補助金、あるいは提案型活性化助成事業補助金、ここら辺については市役所の職員の方が貼り付けば全ての自治会が受けられる制度じゃないかなと、そういったことを相談する人が誰なのか分からないということで、申請が無いんじゃないかなというふうに思います。

そこら辺については、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会の活動、そしてまた、現に申請があった数というのが合わないということの答弁につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、そういった申請する内容が整ってないというようなことではないかなというふうに答弁があったところでございます。

多分そういったことで、その自治会自体が非常に脆弱化しているというか、組織自体が危うい状況になっているということで申請につながっていないというふうには思うところでございます。

いずれにしても、自治会においても担当職員が配置してございますので、その辺の実情については調査はしてみたいと思います。

**○4番（八代 誠君）** 申請できない自治会ほど、こういう制度をぜひ利用していただきたいというか、私は、そういうふうに思います。ですので、やはり今市長が言われたように、メニューがそぐわないのであれば、そういうところが、そういう自治会に対してのメニューがどんなものでなければならないのかということも検討しなければならないんじゃないかな、でないとなれば戸数が多くて、200でしたっけ300というところもありましたよね。そういったところは本当に活動がしやすいのかなと思うんですが、戸数が少ないところは本当に申請したくても、メニューの中に無いよなということになってしまっているのかなというふうに感じますので、できれば福祉という意味で考えれば、市民の方々、公平にみんな同じようにということであれば、ちょっとここは不公平だなというふうに感じます。ぜひ、そのことについては、もう一回検討していただいて、善処していただく、387自治会あるのであれば、自治会運営助成事業補助金、それから提案型についても387自治会全てが金額には差があるかもしれませんが、制度に適用するような仕組みに、ぜひしていただきたいというふうに思います。

この自治会については最後になりますが、私の住む地域においては、実は平成27年7月に自治会再編についての会を立ち上げました。構成されている方々については、公民館の役員、それから長寿会、小学校・中学校のPTAの役員の方々、更には小規模、あるいは大規模、抽出いたしまして自治会の会長さん、更には小学校、保育園に小さなお子様をお持ちになってる若い世代の男女で検討会をやりました。その中で様々な意見が出たところでした。私の住む地域では、どちらかというところ、分割するのではなくて統合に向けてという形で会合をやったんですが、例えば、自治会長さんの任期は1年間なので、若い人たちがだったんですが、そういう1年間の中で自治会のいろんな行事をさばく、そして、なんととっても統合に向けてということになると、複数の自治会長さんといろんなテーマで話していかなければいけない、ただでさえ1年間の自治会長さんの仕事を請け負った上に、統合に向けての話合いかよ、そんな大変な話については自分の時にはやりたくないというような声も受けたところでした。相当なエネルギーを必要とするのかな、関わりたくないんだよなというのが本音かなという気がしております。

課題について、質についてももちろん複雑であるし、量においても多数いろんな課題が出されました。検討とか協議に時間がかかって、なかなか進展しないのが現実であります。

今回、総合振興計画において示された新たな地域コミュニティ形成促進について示されているわけなんですけど、そのことについて、当局が考える手法について示していただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今議員の方からお話がありました校区で、新たな体制づくりを目指しているということにつきましては、私も伺っていたところでございました。その進展について、本当に思いどおり進めば

いいのかなというふうに期待していたんですが、なかなか難しい問題があって、今止まっているというようなことをお伺いしました。

また、別なやり方で進めなきゃならないのかなというふうに思ったところでございます。市としましては、少子高齢化、そしてまた自治会未加入という問題もございますので、自治会が小規模化していく現状を踏まえながら、広域的な地域コミュニティというような形での形成が必要というふうになっているところでございます。

近隣自治体での研究を行いまして、本市に合った地域コミュニティの形成に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。そのために、そのことを平成29年度におきまして、自治会の在り方検討委員会の中で検討していこうということの考えでございます。

**○4番（八代 誠君）** 自分が住んでいる地域についてお話をさせていただきましたが、やはり先ほど冒頭で自治会の現状をお聞きしましたところ、20世帯以下が約半数、逆に226戸、272戸ある自治会もあるということでありました。

統合についても分割についても、これから考えていかなければならないのかなというふうに思いますので、ぜひこの統合あるいは分割、両方について、ぜひ担当が企画政策課になると思いますが、先進地を参考にさせていただいて、なんらかの形で示していただければなというふうに考えております。

統合については、統合に対する支援事業があるわけなんですけど、分割に対しては、先ほど示されませんでしたので、そういったことについても、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

最後に、そこについてもう一回、市長お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成29年度から、これまでの支援策を継承、継続するというところで、少子高齢化の影響もありまして小規模自治会への聞き取りによると、自分たちの世代で活動できる範囲で活動していくんだということで、もう今さら統合というのは考えてないというようなお話も聞くところがございます。

ということで、そのようなお考えも十分にいただきながら、統合に至らない経緯が、まだ他にもございましょうから、それらのものを自治会の在り方検討委員会で検討していきたいと。

実は、私自身市長になった時から、このことについては重たい課題でございまして、そのような課題につきまして、じゃあどうすればいいかということで、とりあえずは1本化しておりました自治会の運営助成につきまして2本立てにしたということでございます。その2本立ての一方につきましては、提案方の活性化助成事業にしまして、自治会で自主的に活動してくださいよというような形での補助金制度にしながら、自治会の活動の活性化をねらっているところがございますが、現況としましては、やはり高齢化が進んできておりますので、大方小さい自治会においても、今さら他の自治会と一緒にするよりも、このまま継続した方がいいというようなお考えのところが多いようでございます。

しかしながら、そのことでなんらかの形で対応をしないとすれば、本当に機能ができない自治

会が増えてくるということになりますので、先ほども言いましたように、自治会の在り方検討委員会でもっと掘り下げながら、このことについては取り組みをしていきたいと考えます。

○4番（八代 誠君） ぜひ課題等を抽出していただいて、更に深く掘り下げて検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

開田の里公園についてです。正式な名称が分かりませんでしたので、表現が正しくないかもしれませんが、開田の里公園敷地内にある「桜山」について伺います。

有明開田の里公園及び有明歴史資料館を管理する担当部署は、私は教育委員会なのかなというふうに認識をしていますが、通称桜山については、どこの部署が担当しているのかということが、まず1点です。

次に、以前ここにはキャンプ施設などがあって、20年ぐらい前に私も利用したことがあります。旧有明町時代に施設設置されたものであるのかなというふうに思うんですが、現在に至るまでのこういった施設の経緯と伺いますか、経過、歴史と現在の管理について、どんな作業がなされて、その作業の頻度ですね、更には経費。もう一回繰り返します。桜山の担当部署は現在どこですか。二つ目に、桜山の経緯ですね、歴史。三つ目に現在の管理、内容、どんなことをされているのか、それと頻度、全体を管理、開田の里あるいは歴史資料館まで管理されるとなれば、ちょっと面積的なのが、どんな形で経費が出るか分かりませんが、経費等を積算できているのであれば、経費についてもお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員ただいまお尋ねの桜山でございますが、経緯といたしましては、有明町時代に体育施設の一部としまして、キャンプ場として活用がされていたということでございますが、利用者の減少によりまして、合併後はキャンプ場は廃止しております。

現在は、農業歴史資料館や開田の里公園と一体となった公園の一部と位置付けている所でありまして、桜の名所にもなっている所でございます。現在、教育委員会が所管しておりますので、施設の現状と管理の詳細につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） 議員お尋ねの桜山の管理につきましては、現在は志布志市有明開田の里公園の一部として、教育委員会生涯学習課が所管しております。

施設の管理につきましては、指定管理者である志布志市開田の村管理組合に委託しております。公園全体としましては、大きく分けまして開田の里公園部分、農業歴史資料館部分、そして旧キャンプ場部分の桜山の三つから構成されております。旧キャンプ場部分の利用の現状といたしましては、特に春の桜の時期には花見等の憩いの場として市民の皆様に御利用いただいているところであります。

施設の維持管理につきましては、シルバー人材センターに年2回委託し、樹木の伐採や草木の草木の下払い作業等を定期的に行っている状況であります。維持管理等につきましては、利用者の利便性の確保、そして安全性も確保をしながら、今後も適正な管理に努めてまいります。維持

管理につきましての費用等については、生涯学習課長が答弁いたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 維持管理の詳細と経費についてお答えいたします。

維持管につきましては、先ほどありましたシルバー人材センターに委託しております。年に2回9月と11月頃に下払い、草刈り、刈り草の片付け等を行っているところでございます。

作業内容としましては、1回7名から8名の作業員が3日から4日ぐらいかけて作業を行っております。それを2回分ということでございます。経費につきましては、2回の委託料で合計で約60万円ということでございます。

以上です。

○4番（八代 誠君） あその山ですが、本当にもうしばらくいたしますと、桜の花が咲き乱れて、ちょうちんまで配置されて、庁舎を訪れる方々の本当に目を楽しませていただいて、心まで和ませてくれます。

しかし、現状については、こちらの庁舎側が西側というんですかね、歴史資料館がある東側、市道が走っているわけなんです、市道からお互いに桜山を見上げた場合の法面の勾配というのは、私、かなり急だなと。更に高さについても3mから5mぐらいあって、ちょっと平に近い頂上付近みたいな所があって、1mぐらいの所にずっと桜が植えてあるわけなんです、作業をされるのも大変だろうなというふうに感じております。

更に昨年は、数年ぶりに襲来した台風16号によって、かなりの数の桜や、多分記念樹だと思うんですが、植栽されたであろう樹木が倒れたり、枝が折れたりしております。でも、あそこ現地をよく散策してみると、土壤に岩盤が若干見受けられます。市役所がある東側の方に土砂を採集している箇所が3か所ぐらいあるわけなんです、この地方でいう「あたご岩」が表面に見えたりしております。そういう岩が下に存在して、薄い表土に覆われた山なのかなと、ですから樹木が成長するには、本当に適さないの土質なんじゃないかなというふうには私自身は感じています。

また、開田の里公園あるいは歴史資料館について、庁舎を訪れた方々、なかなかその施設に気づいていただけていない。逆に歴史資料館で市の会合とかがあった場合に、有明町の方々は結構御存じなんです、市内の方々が会合が終わってから「こんな施設があったの」というふうによく耳にします。開田の里公園の案内というか、入り口には共済組合のちょうど前あたりに立派な看板というか、コンクリートですかね、石でできているのか案内板があるんですが、本当に、この開田の里公園と歴史資料館については存在について知られていないのが実情なんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、この樹木を移植することをまず優先にして、桜山を造成してはどうですかということをご提言したいと思います。

樹木を平坦な場所に移植して、現在行われている不安全な伐採作業を解消し、岩盤の上に植生している樹木の根の部分の部分を良質な土に置き換えて、より長寿命化させる、更に発生した土砂については、本市がやっております臨海工業団地に盛土材料として流用、活用していく。先ほど持留議員の中にゲートボール場の話が出たんですが、私もゲートボール場については、整備を何とか

お願いできないかということで、話を受けたまわっておりましたが、市長の答弁の中に「体育施設として多目的広場に用途変更してゲートボール場を造りますよ」ということだったんですが、私の考え方は、桜山を造成して、そこにゲートボール場、あるいはイベント等を開催した場合に臨時的駐車場等に使用できればなというふうに考えております。このことについて、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

桜山の一部を切土しまして、広場や駐車場用地の確保ができます。桜山全体施設の利便性の向上が図れるというふうには思うところがございますが、造成につきましては大規模な計画になるということがございますので、長期的な展望で考えなければならない。そしてまた、お話にありましたように捨て土につきまして、臨海工業団地の方の造成に持っていくということにつきましても、その捨て土になる残土の土の成分とか、運搬方法、そしてまた、費用についての調査をしながら、これは進めなければならない内容かというふうに思います。

○4番（八代 誠君） 市長に更に伺っていきますが、本市が推進している臨海工業団地造成事業なんですが、1工区、2工区ともに即完売されたということでありました。

これまでの臨海工業団地の造成については、市として経費削減のために他工区からの流用土が使用されてきたわけです。2工区について1,500万円程度の購入土が使用されたというふうに記憶しておりますが、しかし、東九州自動車道、あるいは都城志布志高規格道路については、盛土工法が多く採用されて、土砂不足が懸念されているというふうには、自分は聞いております。そういった中、つい先日2月末なんですが、志布志港を平成29年度から33年度までの5年間に106億円の事業費を導入して整備しますよということで、市長も本当に喜ばれていることなんですが、この整備により、穀物船の大型化に対応して民間による施設の整備というのは早急に私は進行していくんじゃないかなというふうに考えます。

そこで、前回本市の臨海工業団地を分譲できなかった企業が付近の民有地を購入して、もう造成までしちゃおかなという話があるように私は聞いています。

そこで、まず1点目に臨海工業団地造成事業2工区について、どの程度の引き合い、応募があったのか。

更に本市が計画する3工区、4工区の竣工を待ち切れない、先ほどもお話しましたそういう状況にある企業があるということをどのように把握されているか、まずそのことに分析までされているのであれば、そこをちょっとお示してください。

○議長（岩根賢二君） 市長、今の内容については通告がしてありますか。あるんですね。

しばらく休憩いたします。

○

午後3時26分 休憩

午後3時29分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

八代議員、通告と若干離れているところがありますので、質問の仕方をちょっと変えていただきたいと思います。

○4番（八代 誠君） はい、すみませんでした。

今、桜山公園の土砂をどうするかということで質問をしてきたところですが、この桜山の土を先ほどお話ししましたように、29年度から33年度までの5年間に多額の国費が投入されて、整備されていきますので、工業団地の引き合い造成ができれば、本当に引き合いが多くなってくるんじゃないかという気がしております。ぜひそういうことで、この臨海工業団地の造成に関わる流用土確保として桜山を造成してはどうかということですので、そのことについて、市長、お示しをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、この桜山の一部を切土にしまして、その切土で生じた土については、捨て土となるわけですが、これらの土の成分等をまた測らなきゃいけない、そしてまた、運搬方法も考えなきゃいけない。まだ、それによって生じる費用がどれくらいなのかということについては、総合的に調査をしなければ、このただいまのお話については、この場でどうこうということの返事はできないということでございます。

○4番（八代 誠君） 私も実はばく大なお金がかかるんじゃないかなというふうに感じています。ただ、市長が言われた成分については、なんらこれまで人が関わってきた山ではないですので、成分としては十分私は盛土材として使用できるのかなと、ただ上にかんでいる、上層部にかんでいる粘性土については、盛土としてどうなのかなと、下の方に掘っていけば、この地方で言う「アタゴ岩」というのが出ますので、その分については、なんら盛土材としては使用できるのではないかなというふうに考えています。

そういったことで、すぐに返事はできないというようなことでもありますが、先ほどお話ししましたように、今の桜山の現状、10年先、20年先まで今の形で管理をしていくのかというのが一つと、ゲートボール場を体育施設として、どこに整備されていくのかなという懸念を持っておりました。更には臨海工業団地が、これまで他工区からの土の流用ということで、本当に安価な形で整備ができてきたわけなんですけど、最終年度、その盛土としての材料が足りないということで購入土をされたわけですので、二つの事業を合致して考えていくということであれば、十分効果があるのかなというふうに考えたところです。

そういったことで、広い意味で大きな発想をもって自分は今回質問をしましたので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

内容は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3 時34分 散会

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成29年3月10日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

青 山 浩 二

丸 山 一

東 宏 二

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



#### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めまして、おはようございます。

会派、真政志の会、青山でございます。

つい先日ではありましたが、市内の尚志館高校、志布志高校の卒業式が挙行されました。両校合わせて約400名の生徒が母校を巣立っていきました。私も尚志館高校の一保護者として式に参加いたしました。市長、教育長をはじめ、御来賓の皆様から温かいお言葉をいただき、生徒たちも、そして私たち保護者も胸が熱くなる思いでありました。卒業される生徒たちには、様々な思い出を胸に次のステージで頑張ってもらいたい、そう本当に思うところでもございました。

来週には中学の卒業式、また再来週には小学校の卒業式と続きますが、全ての卒業生の今後に幸多かれと願う次第でございます。

それでは、質問通告をしておりましたので、通告順に従いまして、一問一答方式で質問をしていきたいと思っております。

まずはじめに、職員の時間外勤務と健康管理についてでございます。

皆さんの記憶にも新しいと思っておりますが、首都圏の大手広告代理店の若い女性社員の方が2015年12月に自殺いたしました。原因はひと月に100時間を超える残業からうつ病になってしまったことが直接の原因であると、労働基準監督署も彼女の場合は過労死であったと認定しております。御家族にとっては、本当に悲しくて痛ましいことであつたらうというふうに思います。

市役所においても職員の皆さん方が健康で市政の業務に当たる、そのことが市民に対する奉仕であり、貢献であり、良い行政を住民と共に協働の中で築いていくという観点では、非常に大事であらうというふうに思います。

職員が健康であれば、元気に仕事をやっていただける。そして、それを市民に還元できるという効果や期待が持てますが、本市におきましても、そうあつて欲しいと思うところでもございます。

それでは、具体的にお伺いしますけれども、昨年度の職員の時間外勤務の実態について、お伺いしたいと思います。

全ての職員の残業時間を聞くと、時間がかかってしまいますので、一番多かった方を3名程度、

年何時間残業があったのか、また一番多かった月で何時間程度残業があったのか、あわせて、その方の所属先もお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。青山議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度の職員の時間外勤務につきましては、最も多い年間の時間数は、447時間でございます。続いて、439時間、436時間で、これが多かった方の3名でございます。そのうち最も多い月の時間数は72時間、続いて69時間、61時間となっております。

所属先としましては、税務課及び総務課となっております。

○2番（青山浩二君） 現在の労働基準法は、労働時間の上限を一日8時間、1週間で40時間と定めております。ただ同法36条に基づいて協定を結ぶと、通称「36（さぶろく）協定」と言われておりますが、法律の上限を超えた残業が認められております。

今、市長の答弁のとおり、一番多かった方で447時間、次に439時間、436時間というふうになっておりますが、残業時間は月45時間、年360時間以内にするのが望ましいというふうに、私の調査したところではそうなっております。

厳しい社会情勢の中で、その中で民間企業では残業時間を大幅に減らす、基本的にはゼロベースへの取り組みに大変な努力をされている企業もあるようでございます。

まず時間外勤務、休日出勤に歯止めをかけて、その中で業務の見直し、効率化を行い、人員配置の見直し、ワークシェアリング、分業を進めることで時間外勤務の削減に民間は努めております。

市役所におきましては、残業ゼロベースは無理だとしても、職員一人一人の残業時間を全員1割程度減らすことは、可能なんじゃないかなというふうに思います。例えば、昨年度の残業で、実績で全員1割ずつ減らした場合、どのぐらいの経費削減になるかというような試算はしたことはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度の時間外勤務手当の支給総額が、一般会計分、下水道事業会計分、水道事業会計分を合わせまして5,888万4,980円でございます。

ということで、これを1割減となりますと、590万円ほどの削減につながるということになるろうかと思えます。

○2番（青山浩二君） 今の市長答弁のとおり、590万円あれば、別の様々な事業を展開することも考えられると思えます。

各部署によって状況が違うということは、百も承知しておりますが、時間外勤務を削減するための目標設定はどうなっているのか。そして、現在どういう取り組みをしているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

時間外勤務手当の予算額につきましては、毎年当初予算編成方針に基づきまして、前年度の当初予算額から削減目標分を減じまして、予算額を決定しております。

平成29年度分につきましては、1割減を目標としております。そしてまた、時間外勤務の適正管理対策としましては、毎週水曜日をノー残業デーとしまして、水曜日に時間外勤務を実施する場合には、総務課、または支所、地域振興課等と合議が必要というふうにしております。

○2番（青山浩二君）自治体の規模は違いますので、単純比較にはならないというふうには思いますが、他自治体の取り組みとして富山県富山市を例に挙げますと、庁舎内の照明を午後8時に完全消灯する取り組みを始め、4月から9月までの全職員の時間外勤務の合計を前年と比べて10%縮減し、手当率で約8%、金額ベースでも5,200万円減らすことができたということでございます。

また、他の自治体では庁舎内で一律の目標を決めるのではなく、職員の業務実態に合った計画を立て、前年比3%から15%の削減に取り組んでいる所もあるようでございます。

それぞれ、なぜ残業をするのかといった問題点を洗い出し、数値目標も設定して会議時間も短縮してミーティング等で個人が抱える仕事について把握をし、担当者以外でも対応できるよう工夫しているようでございます。

各課が、それぞれ自主的に仕事内容などを精査し、まずは目標を定めて削減に取り組むことが必要であると考えます。このことは経費削減にもつながりますし、他自治体を参考にしてもいいですし、本市として今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君）お答えいたします。

ただいまの富山市の取り組みとしましては、平成2年度から毎週水曜日の定時退庁を推進しながらも徹底されていなかったということから、平成23年度に庁舎改修がされ、決められた時間になると執務室照明が一斉に消灯されるタイマー消灯システムを整備されたようでございます。

本市としましては、庁舎改修までは検討しておりませんが、厳しい財政状況を踏まえながら、市民サービスを低下させないために、時間外勤務の適正管理に努め、今後の取り組みとしましては、各課において業務の見直しによる勤務時間内の効率性の向上、時間外勤務時間での業務の必要性の検討及び内容精査に取り組んでいきたいと考えております。

また、第二次の行政改革大綱において目標としております、行政基盤の充実・強化に取り組むことで時間外勤務の削減にも対応してまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君）ぜひそのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

先日、この通告書を提出した次の日でもございましたけれども、南日本新聞の一面に本県の出水市の取り組みの記事が掲載されましたので、御存じかとは思いますが、少し紹介したいと思います。

出水市の取り組みでございます。「午後8時15分一斉に消灯」ということで新聞に掲載されました。「出水市は、職員の残業時間を圧縮するための指針を策定し、4月から実施する。本庁舎内の照明を午後8時15分で一斉に消すなど、一部の取り組みは3月1日から先行して始める。時間内に業務を終わらせるよう意識改革を促すのがねらいである。」中略いたしまして、「午後6時、8時には退庁を促すチャイムも鳴らす」ということでございます。

また、残業を減らす取り組みとしては、「これまで毎週水曜を定時退庁日としていた。指針では毎月末の金曜日と給料日、ボーナス支給日を全庁一斉定時退庁日とする。これ以外にも各部ごとに毎月1日以上の定時退庁日を設ける。2016年度の実績に基づき、各部は17年度の削減目標を設ける。」また中略いたします。「市は、昨年12月から副市長や部長らで構成する対策委員会を設置し、長時間残業の是正策を検討してきた。」

こういった記事が掲載されました。市長、率直に、この記事を読んでどう思われたのか。また、出水市が取り組んでいる、こういった対策委員会等を設置しまして、残業の是正策を検討するお考えはないのか、ちょっとお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのこの記事を読みまして、本市の状況を確認しましたところ、平成27年度で一人当たりの年間の平均時間数は82時間程度だということで、月平均でいきますと7時間程度ということでございます。月100時間を超える職員はいなかったということでございますので、このような状況でございますので、対策委員会等の設置までは考えておりませんが、職員の健康保持のために時間外勤務の適正管理に努めながら、長時間労働是正に対する効果的な対策は無いのか、情報を更に収集してまいりたいと思います。

○2番（青山浩二君） 今、市長答弁のとおり100時間を超える職員はいなかったもので、対策委員会等の設置は、まだ今のところ必要はないということで、このことについては、妥当な考えかなというふうに思います。またいろいろな情報収集をして、今後対策を練っていきますよということですので、ぜひそうしていただきまして、経費削減の面からも、また職員の楽しい職場環境づくりの面からも、様々な形で相乗効果が現れると思いますので、頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

精神的、身体的なストレス等による病休、休職者についてお伺いいたします。

長期にわたるそういった休職者の実態が、どうなっているのか。まず現在そのことを理由に休職者が何名いるのか、また過去5年間で何名いたのか、更にその職員の方は何か月程度休んだのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

心の病による病休・休職者の現状につきましては、現在病気休暇中の職員は1人で、平成23年度から27年度までの5か年間では15人でございます。その15人のうち、最長の日数は病気休暇、休職を含めまして、1,005日で、平均日数は260日程度となっております。

○2番（青山浩二君） 今、細かい数字が出ましたけれども、その方々の休職までに至った経緯、理由等はどんなことがあったのか。そして、どうして休職までしなければならなくなったのか、具体的な原因を教えてくださいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

経緯あるいは理由、いろいろございますが、具体的にお答えするとなれば、個人の特定につな

がりますので、回答は控えさせていただきたいということでございます。

○2番（青山浩二君） はい、個人情報保護の観点からも答弁できないということは致し方ないのかなというふうに考えます。ここは、それでよろしいかと思えます。

メンタル的な部分については、個人差がありますので一概には言えませんけれども、そこに至るまでの間に本人達からは何らかの信号が出ていたのかなというふうに思います。黄色信号ですと、まだまだ勤めながら回復が見込めた感じもするわけでございますけれども、上司あるいは仲の良い同僚達に相談する環境があったのか疑問を感じるところでございます。

実際、そういった方々につきまして、上司、同僚等への相談等があったのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの議員のお話のとおり、何らかの信号は出ていたというふうに思われます。当然、その時には上司、同僚も含めて相談を受けていたのではないかなというふうに考えるところであります。

○2番（青山浩二君） そういった相談があった場合、市長にも必ず報告が上がるというふうに思います。その方々が休職、あるいはそれ以上の悲惨な状況にならないためにも、そういった場合は異例ではございますけれども、気持ちを入れ替えてもらうために配置転換、そういった手立てをとるような措置は無かったのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本人の負担軽減のための配置転換ということでございますが、所属先の状況を十分確認しながら、可能な限りの対応はしているということでございます。

○2番（青山浩二君） 本人が相談をしてくるという時には、もうある程度精神的、身体的にもつらくなっているという時期であると推測できます。それ以前に周囲が異変に気付くということも重要なのかなというふうに思います。

そういう意味でも、職場の中で早期にそういった職員に気付くのが大変大事になってくると感じます。そういった中で管理職を対象にしたメンタルヘルス研修という、そういう研修を行っている自治体もあると聞いております。本市においても、そのような管理職者への研修等の実施、こういったことはされてはいないのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

管理職員を対象としましたメンタルヘルス研修につきましては、平成23年、24年、25年度に実施しまして、平成26年度には35歳未満の職員を対象とした研修を実施しております。

また、平成26年度からメンタルヘルス対策事業といたしまして、年間の電話相談窓口の開設、年3回程度の定期相談会の開催、全職員を対象としましたストレスチェックの実施、電話等によるカウンセリングの実施に取り組んでおります。

今後も研修の実施、職員のストレスチェック及びカウンセリングを実施することにより、精神的ストレスによる病気休暇等の未然防止を図り、職員が業務を遂行しやすい環境づくりを推進し

てまいりたいということでございます。

○2番（青山浩二君） 今後そういった職員の方々が出てこないように、また、もしかすると現在進行形の方々もいるかもしれません。未然防止のためにも、そういった研修は積極的に受けていただきたいというふうに思います。

では、現在休職中の方へのケア等は、こういったことをしているのか、お伺いしたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

休職中の職員に対しましては、主治医の指導に基づき、復職に向けて療養してもらうのが基本的な体制でございますが、職員の状態に応じて、本人の希望を聞きながら、本人または家族への面談を実施したり、主治医への面談も実施することもございます。

また、復職可能になってきた場合には、本人の希望により、試し出勤も実施しておりまして、復職しやすい体制を整備しているところでございます。

○2番（青山浩二君） 様々な取り組みをされているなというふうに今、感じました。そういったケアをもっともっと積極的に行ってもらいまして、一日でも早く職場復帰できるよう、努力を今後もして欲しいというふうに思います。

では、今度は違う角度から質問をしていきたいと思えます。

メンタル不調者のサポートというと、つい本人に注目が集まりがちでございますけれども、家族、同僚、上司など、本人をサポートする人達への支援も非常に重要になってくるのかなというふうに思えます。なぜなら、通常のパフォーマンスを発揮できなくなった本人の代わりに手を差し伸べたり、仕事を手伝ったりするために、相当のエネルギーを使うことがあるからでございます。

特に、支援者自身が大きな負担を抱えることになったり、支援する期間が長期にわたったりすると、メンタル不調者をサポートしようとする時間的、精神的な余裕が無くなり、支援者にしわ寄せがいつてしまう可能性も十分にあり得ます。より良いサポートのためには、病気に対する基本的な知識だけではなく、サポートする側の人たちの心身の余裕も非常に重要になってくるのかなというふうに思えます。

メンタル不調者の担当業務を実際に引き継ぐのは、職場の同僚達でございますので、できるだけ負担を増やさないう配慮する必要があります。特に必要最低限の人数で頑張ってきた部署であれば、サポートする側の1人がダウンしたために連鎖的にメンタル不調者が発生することが多々あると聞いております。可能であれば、臨時職員を雇用したり、業務量を減らすなどの対応が必要になってくると思えます。

そこでお聞きいたしますが、本市においては、こういった場合、こういった対応をとっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員が病休、休職となった場合には、議員の御指摘のとおりでございますので、その部署の人員

体制において対応しているのが現状でございます。できるだけ早急に対応できればいいのですが、各部署とも、それぞれの人員体制で一生懸命業務を行っている状況でございますので、今後につきましても嘱託職員等の配置や人事異動により、できるだけ早急に対応しまして、職員の負担軽減を図りたいというふうには考えております。

○2番（青山浩二君）　そうですね、嘱託職員を雇用したり、周りがサポートしていくのが非常に大事になってくるのかなというふうに思います。

最近、部下のメンタルケアも管理職の仕事という認識が広まりつつあるようでございます。そのような中で、メンタル不調者が発生したとなれば、トップから能力不足と評価をされるのではないのかという不安を抱いたり、自信を失う管理職者も少なくありません。たとえ不安を抱かない場合であっても、部下が1人減った状態で実際に業務を遂行できるのか、業務実績への影響をどうカバーするのかなど、頭を抱える管理職者は多いと思います。部下が1人ダウンしたことで業務負担等が更に増え、限界を超えた状態で更に頑張り続ける管理職者も多く、心の病気の代わりに身体の病気を抱える人も珍しくないと聞いております。管理職者への評価や業務量、責任面での更に心身の負担を増やさないような配慮が、今後は必要になってくると思いますが、市長は、このことに対しては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のとおり、管理職員につきましても、部署の管理責任がございますので、それぞれの部署内の職員とは異なる心身の負担が増加することと思います。

ただ管理職員も部署内の職員も同様に負担軽減を図るべきだと考えますので、嘱託職員等の配置や人事異動によりまして、できるだけ早急に対応しながら、メンタルヘルス対策事業による相談も実施してまいりたいと考えております。

また、人事評価制度におきましても、面談を実施するようにしているところでございます。

○2番（青山浩二君）　メンタルケアの考え方で重要なのは、どんなストレスにも打ち勝つ鋼のような強い心を持つというより、むしろ環境の変化に柔軟に対応したり、ストレスの衝撃を自分で調整できるようなしなやかさや、コントロールをする力、こういったものが必要であると思います。

なぜなら、どんな強い心を持っている人でも、アキレス腱は必ずありますし、ただ鋼のように強いだけでは、より大きなストレスにぶつかった時、対処しきれない恐れがあるからでございます。

まずは、心の病にならないような職場環境づくり、そして万が一な場合でも、本人のケアや周りのケアを第一に考え、明るく楽しい職場づくりに市長は励んでいただきたいというふうに思います。

それでは、また次の質問に移りたいと思います。

平成27年12月からメンタルヘルス不調を防止するための新たな取り組みといたしまして、厚生労働省が従業員50人以上の全国の職場で年1回、先ほど市長も言われました、いわゆる「ストレ

スチェック」をやりなさいという方針が示されました。全ての職場で非常勤職員も含め、現在本市も取り組んでいるようでございますけれども、これの実施方法なり、実施時期、あるいは情報管理の問題、ここが一番大事になってくると思いますけれども、情報管理の在り方と、その活用策についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ストレスチェックとは、ストレスに関する調査票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスが、どのような状態にあるのかを調べる簡単な検査で、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受け、医師の助言により事業所側が仕事の軽減などの措置や、職場の改善を実施することで、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みで、平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いる事業所では、平成27年12月から毎年1回検査を労働者に対して実施することが義務付けられたものでございます。

本市は、平成25年度からストレスチェックを実施しておりまして、正規の職員だけでなく嘱託、臨時職員までを対象としております。平成28年度は9月にストレスチェックを実施しまして、10月31日に個人結果を配布しております。その後、ストレスが高いと判断された職員については、医師の面接指導を実施しております。また、平成29年2月に課別の分析結果について、課長会を通じて配布しまして、現状把握及び職場改善を実施するよう依頼しております。なお、個人結果のデータにつきましても、ストレスが高いと判断された職員のうち、医師の面接指導を希望した職員についての医師の面接指導結果につきましても、厳重に管理はしております。

課別の分析結果につきましては、先ほどもお伝えしましたとおり、この結果に基づいて職場改善に活用しているということでございます。

○2番（青山浩二君） 大まかな流れは理解いたしました。今回の厚労省の指針では、事業者にはストレスチェックの実施が義務付けられましたが、労働者、市役所でいう職員ですね、職員の皆さんには受検の義務は無いということがうたわれております。ですので、職員全員が受けるとは限らないと思います。ただ、受けた方が御自身のストレス度合いを把握するのに良い機会ですので、できることなら全員受けていただきたいというふうに思います。

先ほど市長が申されました直近のストレスチェックで本市職員の受検率、受けたパーセンテージはどれぐらいだったのか教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の御指摘どおり、ストレスチェックの検査受検は義務ではございませんので、希望者のみの検査受検となりますが、職場のより正確な分析などのため、できるだけ検査受検してもらうようお願いしております。

なお、平成28年度は正規職員及び再任用職員334名のうち、328名が受検しまして、受検率は98.2%でした。また、嘱託、臨時職員316人のうち、310人が受検しておりまして、受検率は98.1%でございます。

○2番（青山浩二君） 今の答弁のとおり、本市におきましては、98%以上の高い受検率であっ

たということですが、若干名受けてないのかなということも考えられますので、できる限り100%になるように、今後は市長の方も指導・徹底して欲しいというふうに思っております。

いずれにせよ、職員の皆さんがメンタルヘルスに対して非常に高い意識を持っておられるという事は良いことだと思いますので、今後とも結果を上手に活用していただきたいというふうに思います。

そこで、このストレスチェックを実施するにあたって、注意しなければならないことは職員の個人情報の保護を徹底することが、極めて重要になってくると思います。私も、このストレスチェックの表を見させていただきました。仕事のこと、心のこと、体のこと、職場環境のこと、家庭環境のことなど、事細かく約60項目ぐらいにわたってのチェック項目があるようでございます。

そして、この表を見た時に、これは究極の個人情報だというふうに感じました。絶対他人には見せてはいけないと思いましたが、そうでないと、本当のことが書けないというふうに感じました。また、本当のことを書かないと意味が無いとも思いました。

市長、このチェックシートの取り扱い、どのようになっているのか、職員の個人情報はしっかり守られているのか、そこをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ストレスチェックの集計・分析につきましては、鹿児島メンタルヘルス研究所、ハートピースに業務委託しておりますので、チェックシートの用紙につきましては、委託先で1年間保存した後、破棄することになっております。

個人結果につきましては、委託先からデータとして納品されておりますが、厳重に管理しておりますので、個人情報が漏れるということはありません。

○2番（青山浩二君） はい、今の答弁を聞いて、だいぶ安心いたしました。そのことについては、しっかり守っていただきたいというふうに思います。耐えられないほどの過重なストレスが長期にわたり続いてしまうと、精神を病んでしまうことがあることは、今は誰でもが知っております。しかし、どんな仕事であっても仕事である以上、多少なりともストレスはあり、そして、それを避けることはできないわけでございます。ストレスに過敏に反応する人と、そうでない人がいますが、敏感な人に「鈍感になれ」と言っても、それは難しく、また、上司がストレスの敏感な人に対して、ストレスを感じないレベルまで仕事の量や質を軽減することはあまり現実的ではありません。しかしながら、ストレスの多くは、本人の考え方、仕事の仕方を変えることで大幅に軽減することができるというふうに言われております。報告・連絡・相談、俗にいう「報・連・相（ほうれんそう）」でございますが、上司や同僚に自分の困難な状況を知らせ、解決できる近道をアドバイスしてもらったり、仕事が行き詰まる前に処理できない過大な仕事量を軽減してもらうことなども必要であるというふうに思います。メンタル不調者を減らす意味でも非常に大切になってくると思いますが、各課、各部署において、こういった「報・連・相」の体制、ここはしっかりと確立されていますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

各部署における報告・連絡・相談、いわゆる「報・連・相」につきましては、この徹底につきましては、課長会や朝礼など、職員に伝える機会ごとに指示しておりますので、確立されているものと思っております。

また、人事評価制度におきまして、年度はじめに期首面談、年度途中の10月頃に期中面談、年度末近くの2月頃に期末面談を実施するようしておりますので、この面談を上司と部下とのコミュニケーションの機会として活用して連携強化が図られているというふうに考えております。

○2番（青山浩二君） 今後、メンタル不調者、精神疾患が増える可能性は否定はできませんけれども、まずは各課一丸となりまして、この問題に取り組むことが、少しでもこういったメンタル不調者を減らす第一歩であるというふうに感じます。

しっかりと対策をとっていただきたいというふうに考えています。各課で、しっかりとルールを定め、このストレスチェックを実施する意味や目的を正確に伝えることができれば、少なくとも市役所は明るく楽しい職場になっていくと思います。

そして、それが民間を含む市全体へ波及していけば、素晴らしい社会が構築できると思います。市長、このことはトップが表明することが非常に大切であると思いますけれども、このことに対して市長の思い、意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、平成25年度からストレスチェックを実施しております。制度の趣旨や実施目的は周知されているものと思っております。このストレスチェック制度は、職員のストレスの程度を把握しまして、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによりまして、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するということを目的としております。

今後も、この制度の充実・拡充を図ってまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君） ぜひお願いしたいと思います。この質問の最後になりますけれども、経済産業省と日本経団連など経済界の団体が個人消費を喚起するため、毎月月末の金曜日に午後3時をめぐりに仕事を終えるよう企業・団体に対応を呼び掛けるキャンペーンとして、プレミアムフライデーというものを推奨しております。首都圏や大手企業は、早いところで先月ではございますけれども、2月から実施している所もあるようでございます。地方にこの波が来るのは、もうしばらく先なのかなというふうに考えますが、今回私の質問したメンタル面もリフレッシュできるのかなというふうにも考えますし、早めに帰れることで個人消費を喚起しようと政府も考えているようでございます。これに合わせて、多くのスーパーや飲食店が客を呼び込むイベントも展開することもできます。そうなれば、志布志のまちも潤うという好循環も期待できます。市長、どうですか、他の自治体に先駆けてプレミアムフライデーの導入を考えてみてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

プレミアムフライデーは、議員からの御説明のとおりでありまして、政府や経団連が推進しているキャンペーンでございます。月末の金曜日に早めに仕事を切り上げると。そしてまた、夕方

から買い物や飲食、旅行などを楽しんでもらうという消費喚起策でもございます。

平成29年2月24日から全国的に実施されているということでございますが、平成29年2月に県からプレミアムフライデーに合わせた年次休暇の取得促進等についての通知がございましたので、職員の健康保持のための環境整備や長時間勤務の是正にもつながる対策の一つとして、国・県及び他自治体の動向を踏まえながら検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○2番（青山浩二君） 他の自治体の動向を見ながら考えるということですので、ぜひ良い方向に、職員の皆さんも喜ぶますので、考えていって欲しいというふうに思います。

第1号というのは、なかなか勇気があることかもしれませんが、市役所から発信し、市内各事業所にも働き掛け、事業所も賛同してくれれば、志布志への人の波も期待できると思います。日本一、鹿児島県一という取り組みを展開している本田市長ですので、いち早く自治体として取り組みば鹿児島県一、もしかすると日本一になるかもしれません。日本一早くプレミアムフライデーを取り入れた自治体ということになれば、多くのメディアも取り上げると思いますし、志布志の知名度もますますアップするかと思います。ぜひそういうものを目指して頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

中学校の部活動の休養日及び指導者体制についてでございます。本市は、非常にスポーツが盛んで小・中学生、あるいは高校生の運動熱が非常に高まっていて、その活躍を目の当たりにしながら熱心に部活動に取り組んでいる姿を私もスポーツ少年団に関わっている関係上、よく日常的に見ているわけでございますけれども、その点でも子供たちの健康管理も含めて、教職員の多忙さもよく聞いているところでございます。

文部科学省は本年1月、中学校の運動部の部活動について休養日を適切に設定するよう求める通知を全国の教育委員会、そして都道府県知事などに提出いたしました。2016年度の全国体力、運動能力、運動習慣等調査、俗に言う「全国体力テスト」と言われておりますが、2割を超える中学校が休養日を全く設けていなかったため、教員や生徒の負担軽減を図ることが重要だと判断したためでございます。国公私立全体で週一日の休養日を設けている学校が54.2%、週二日休養日が14.1%、先ほど言ったように22.4%が「全く休養日を設けていない」との結果が出ているようでございます。

通知では、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに様々な無理や弊害を生むと改めて指摘しているようでございます。活動時間や休養日の実態を把握し、中学校で週二日、高校では週一日などする休養日の設定例を参考に学校の決まりとして、休養日を設定すること等を通じて、部活動の適切な運営を図る、このことを求めています。

それで、まず市長に中学校での部活動の在り方としては、どうあるべきと考えているのか、どういう姿が理想的だと考えているのか、お伺いをいたします。

また、教育長には本市中学校も全国体力テストを受けていると思いますので、休養日の実態は

どうだったのか、集計などしているんでしたら数字をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

部活動は、学校教育の一環としまして、スポーツや文化・芸術に興味と関心を持つ生徒の自主的、自発的な参加によりまして、顧問の教員をはじめとした関係者の取り組みや指導の下に行うものでございます。

多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たしております。

また、年齢、男女の違いを超えて、同じ活動を通して喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めるということを可能にしております。

更に次代を担う青少年の生きる力を育むとともに他者への思いやりや協働する精神、公正さや規律を尊ぶ人格形成の上からも学校教育の一環として、非常に重要な意味を持つ活動であると考えております。

本市の中学校における部活動の実情については、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） 部活動の実情についてお答えいたします。

本市の中学校の部活動は全部で37あります。これまで管理職研修会等で生徒や教職員の負担過重にならないよう大会スケジュールや学校、地域の実情に即した適切な練習日及び時間を計画し休養日については、原則週当たり1日以上設定するよう指導してきました。

本市の全ての部活動で週当たり1日以上の休養日を設けております。なお、設定していた休養日に試合等が入った場合は、別の日を休養日にしております。

以上です。

○2番（青山浩二君） 先ほど述べたように、中学校では「週2日休養日を設けなさい」という国が定めた指針がございます。今、教育長答弁では「週1日以上は全ての部活動が休養日を設けている」ということとございますけれども、この週2日以上休養日を設けなさいという、国が定めた指針は、20年前に定められたものであるようでございます。

しかしながら、なぜ20年前の国がつくった指針を今もなお改定されずにいるのか、その答えは一つしかありません。それまさに、いまだにそれが実現していないからということに尽きると思います。

そこで教育長先ほど、この指針を守ってない学校への指導・助言なりを働き掛けたことはないのでしょうか。先ほど週2日を設けなさいということで、国の指針がありましたけれども、1日以上は、本市の場合は設けているということで、週2日を目標にしてくださいというような指導なり、そういった働き掛け、そういったことは無かったのかということをお伺いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 中学校の部活動の休養日の措置については、これまで週1日以上休養日を設けるように指導してきておりまして、今議員言われましたように、週2日設定するようというところでの具体的な指導というのは、これまで、そんなに行っておりませんでした。しかしながら、土・日いずれかを含めた週2日以上休養日の設定を求めるかについては、今後、国、あるいは県の動向、県内外の中学校の状況等を把握しながら検討を進めていきたいと、そういうふ

うに思っております。

○2番(青山浩二君) 国の指針にもありますように週2日以上 of 休養日、中学生にとっては、これが基本なのかなというふうに感じますので、健全な部活動の運営を心がけていただきたいというふうに思います。

こうした中、教員の長時間労働の解消に向けて、今議論が起きているのが、部活動の指導をどうするかというふうに思います。

そもそも部活動は教員が必ずしも指導の義務を負うものではないと位置付けられております。教育の業務が増える中、その指導の負担を減らすべきというふうに考えますが、教員の長時間練習、このことに対してどのように考えているのか、お聞かせください。

○教育長(和田幸一郎君) 部活動の一番の問題は、教員の負担ということでありましてけれども、部活動については、勝利至上主義に陥ることなく、部活動の楽しさを味わせるように心がけることが大切だと思っております。

長時間練習については、顧問教員の負担軽減はもちろんのこと、何よりも生徒にとって心身の負担にならないことをしっかり考慮し、適切な休養が練習でもあるんだということが医学的にも明らかになりつつあることを踏まえて、絶えず実態を把握しながら学校への指導を続けていきたいと、そういうふうに考えております。

○2番(青山浩二君) 法令や条例ではございませんけれども、全国の一部の学校で教員全員が何らかの部活動の顧問をしなければいけない全員顧問制という慣習があるような都道府県の話も聞いております。全員顧問制については、管理職である校長先生からの要求によっては断れないことも多々あると言われております。好んで積極的に顧問を引き受けたい教員は、それでいいわけでございますけれども、そうでない教員にとっては、やりたくない仕事になってしまいます。

そこで現在、本市中学校において何名教員がいて、顧問や副顧問、いわゆる部活動に関係している教員が何名いるのか、お示しいただきたいと思っております。

また、部活動手当、そういったものはあるのか、そこもあわせてお伺いいたします。

○教育長(和田幸一郎君) 本市中学校の顧問の教諭の数ですけれども、中学校には教諭と養護教諭が69人在籍しておりまして、部活動には65人が顧問や副顧問として携わっております。

部活動手当につきましては、休日等に4時間以上部活の指導業務で勤務した場合に3,000円支給されております。

○2番(青山浩二君) 69名中65名が携わっているということですね。また、教員特殊業務手当としまして、部活動手当が休日出勤で4時間で3,000円ということで、時給に換算すると600何円なのかなと、ちょっと今計算ができないので、正確な数字は言えませんが、仕事内容はと申しますと、かなりの業務を顧問教師個人に依存している状況になっていると思っております。部活動の教育的意義を認めるのであれば、少なくとも本県の最低賃金715円の水準までに引き上げるべきではないだろうかというふうに思いますが、先ほどの教育長答弁の中では4時間3,000円と申しますと、ちょっと幾らになるのかなと。

〔「750円です」と呼ぶ者あり〕

750円、じゃあクリアはしているわけですね、はい、分かりました。

このことに対して、賃金に対しての教育長の見解というのは、どういったものなのか教えていただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど答弁いたしましたように4時間で3,000円ということで、これは県の最低賃金が時給715円であることから、水準は満たしているというふうに思っています。

今回の部活動の見直しについて一番課題になっているのは、この部活動手当も引き上げるべきではないかというのも議論になってますので、今後そういう方向に進むのではないかなと思っております。

○2番（青山浩二君） 本市におきましては、最低賃金の715円をクリアしているということで、安心をいたしました。

中学校での部活の顧問等に就きますと、教師という仕事の忙しさが更に拍車がかかっていくと思います。平日の放課後練習、そして練習終了後、ようやく職員室の机に向かって教材研究、そして明日の授業の準備等の仕事を始めることができます。土曜、日曜は練習か練習試合、あるいは大会参加、部活動から解放されるのは試験期間中だけであっても、その間は試験の問題作り、試験が終われば部活がスタートして採点や成績評価もあるようでございます。私たちの想像を絶する忙しさだなというふうに思います。こういう日常的な状況を改善するため、教育委員会として、学校と連携し何か対策をとったようなことはないでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 顧問教諭の多忙さについては、今議員がおっしゃいましたように、健康問題、それから勤務問題、非常に様々な課題を抱えておまして、土・日の出勤によってかなり厳しい状況というのがあるわけですが、本市においては、管理職研修会において、いつも継続的に、この部活動の休養日の措置とか、そういうことについては指導しておまして、学期1回は必ず実態について、校長から聞き取りをしながら具体的な指導を進めていっております。

○2番（青山浩二君） また保護者会とも連携しながら側面支援なども考えられると思います。教員にとって、また子供たちにとって望ましい部活動や、あるべき時間数についての議論も今後必要になってくるのではないのでしょうか。

また、先ほど答弁にありましたように本市には、65名の顧問教員がいるわけですが、その中で、その競技の経験の無い顧問の先生という方は何名いらっしゃいますか。

○教育長（和田幸一郎君） 活動に携わっている65人のうち、経験の無い分野の部活動を担当している教員は40人おります。

○2番（青山浩二君） 意外に多いのかなというふうに感じました。経験の無い分野の運動部等の顧問になるような場合には、当該種目に対する理解を深めるため、学習を奨励することに加え、生徒のけがや事故を未然に防ぐためにも日頃から養護教諭等と連携を図るとともに、スポーツ障害などをもたらす様々な事例について学習する機会を設けることが望ましいというふうに思いま

すけれども、本市の場合は、そのような顧問に対する教育・訓練等は行っていますでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 生徒のけがや事故を未然に防ぐため、部活動だけではなくて、全教育活動において養護教諭との連携を図るようにしております。

また、スポーツ障害を含めた健康等に関する学習の機会については、県や各種団体が行っている事業に積極的に参加するように指導しており、各学校から毎年必ず参加しております。更に競技団体が主催する講習会等にも自主的に多くの先生方が参加しております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 専門外の競技の顧問や、専門であっても初めて顧問をする、そういった場合などは、そのような教育・訓練等を積極的に受けたいというふうに思っております。

文部科学省が本年4月より施行する学校教育施行規則では、中学・高校における部活動指導員という職位が初めて公式に定められることについては、皆さんも御承知のことだというふうに思います。これによって、学校の教員でない指導者に対して部活動における様々な権限が与えられるようになるようでございます。

中学・高校の部活動における学校教員以外の指導者は、今まで補佐役という立場であり、大会への引率などができませんでした。今回、新たに設定された部活動指導員は、学校教育法施行規則において中学・高校で部活動の指導や引率を行うと規定されており、部活動に関しては学校教員に準じる役割を担うことができるようになります。

中学・高校における部活動が教員の長時間労働の温床となっていて、その対策を何とか考えていきたいと思ったのが、今回の質問の趣旨でございますけれども、このことによって教員の負担を軽減できることが期待できると思います。

そこでまず、学校職員以外の外部指導者、こういった方々が、現在本市には何人いるのか、学校別にお示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 学校職員以外の外部指導者の数でありますけれども、松山中学校が3人、陸上、剣道、弓道部です。志布志中学校が3人、卓球、柔道、剣道部です。有明中学校が2人、女子バレー、弓道です。宇都中学校が8人、野球、女子バレー、サッカー、女子ソフトテニス、男子バレー、吹奏楽、合計16人の方が外部指導者として活動されております。

○2番（青山浩二君） 学校別外部指導者の数については理解いたしました。

そして、制度上定められたわけですので、おそらく今後、その方々も含めまして部活動指導員は本市にも出てくると思います。ですが、誰でもかれでもというわけにはいかないと思います。部活動指導員の質を保証し、子供たちに良質な指導及び安全が保障されるようにしていくことが必要になってくると思います。そして、部活指導員の質の保証のためには、研修等が必要不可欠であると考えます。

内容としては、指導する技術、学校教育の一環の中でも部活動の位置付け、勝利至上主義や活動多過に陥らないこと。学校教育の趣旨や制度、個人情報保護や人権、そして救急法、まだまだ

たくさんあると思いますが、こういったことなどが挙げられると思います。

本市においては、4月から始まるこの制度に対して、どこまで認識しているのか。また、こういう研修を市または県で実施する予定はあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今年度内に多分部活動指導員の省令上の明確化がなされると思います。その動向を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

また、スポーツ庁が平成29年度末をめどに運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する方針ですので、そういうもの等も参考にしながら、今後、部活動指導員の在り方について本市なりの考え方をまとめていきたいと、そういうふうに思っております。

**○2番（青山浩二君）** 今度新しくなる部活動指導員ですけれども、権限も与えられる代わりに、もちろん義務も生まれてくると思います。優秀な部活動指導員の育成のために、そのような研修等がございましたら、ぜひとも実施、そして積極的参加というものをしていって欲しいというふうに思います。

そして、部活動指導員の質を担保するためには、十分な報酬も必要になってくると思います。部活動指導員に対して、スポーツや文化等の指導の専門家として十分な報酬を支払う必要があるというふうに思いますが、新たな制度の下、持続可能な運用をしていくためにも、そういった部活動指導員の方々の人材を長期的に確保し、そして、そのためには十分な報酬が必要であるというふうに思います。このことに対して、教育委員会として、どのような見解をお持ちでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほど、お答えしましたように、部活動指導員の在り方については、今後また具体的なガイドラインが出てくるわけですけれども、現在のところ地域スポーツ人材の活用実践支援事業という国の事業がございまして、今年度は、その中で二つの部活動に認可が下りておりまして、そこからは謝金が出ているという状況でありまして、全ての今の外部指導者に謝金が出ている状況ではございません。

しかしながら、今後支援する対象校を更に増やしてもらえよう、国には働き掛けていきたいと思いますが、新たな部活動指導員の謝金等については、今後の国の方向性というのを見守りながら対応してまいりたいと思っております。

**○2番（青山浩二君）** 完全ボランティアというわけにはいかないと思いますので、その子供たちの指導に携わる、やはりここには、それなりの対価も必要なのかなというふうに思います。それが良い指導、そして、健全育成にもつながるというふうに思いますので、できるだけそういった方向で考えていっていただきたいというふうに思っております。

一つの部を教員と部活動指導員が共同運営することによって、一見教員の負担は減るように見えます。実際うまくいけば負担が減るケースもあり得ます。しかし、現在、外部指導者が顧問教員を多忙化させたり、負担を負わせたりするケースもあるようでございます。一つの部を教員と部活動指導員が担当する体制を許可してしまうと、部活動指導員が教員の多忙化を招く欠陥システムということになってしまう恐れがあります。よくある例として、高い専門性のある部活動指導員と、例えば、若年の顧問教員が一つの部活動を担当することとなった場合、力関係上、部活

動指導員の方が若年の顧問教員に雑務を命じたり、部活動指導への参加を連日にわたって強制したりすることになってしまう可能性もあり得ると思います。指導員と顧問教員の境界線が曖昧となりまして、教員が部活動顧問への就任を続ける状態を招くことがあると思います。部活動指導員の導入によって、教員が更に多忙化してしまうことだけは避けなければならないというふうに思っております。

部活動指導員の導入が、教員の多忙化解消に効果を発揮するために部活動指導員、こういった方々が運営を担う部活動には教員は顧問として所属しない、このことが後々のトラブル等を防止するための条件になってくるのかなというふうに感じますが、またこのことは学校の判断にもなると思います。この話を聞いて、教育長どう思いますでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 一番大事なことは、部活動というのは、学校教育の一環として行われる教育活動であるということが前提にあるんだろうと思います。

専門的な立場から外部指導者の協力を得る場合には、やはり部活動の目標とか、方法とか指導内容について、学校あるいは顧問の教員と外部指導者との間で、十分な調査を行いながら、相互に情報を共有し、十分連携を図りながら部活動の運営をしていくことが大事だろうと、そういうふうに考えております。

**○2番（青山浩二君）** 教育委員会サイドとしての見解は理解いたしました。

このことは実際には、教育委員会などで規則の改正や予算化を伴うことが必要でございますので、文科省の制度化に沿って、新年度以降部活動指導員を置く動きが、全国各地、各学校で加速化することは間違いないというふうに考えております。

今回質問した部活動の休養日の問題、それから多忙な顧問教員の問題、部活動指導員の導入の問題、いろいろ課題は多いわけでございますけれども、本市の子供たち、指導者、保護者が一致団結して、同じ目的を持って同じ方向を向いて活動していった欲しいというふうに思っております。

最後にお聞きしますが、教育長、今回の質問を通じて何を感じたか、意見、思いをお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えいたします。

まず第一に、部活動というのは教育課程外の活動なんですけれども、生徒の自主的・自発的な活動として非常に意義のある教育活動であるということを再認識いたしました。

それから二つ目に、部活動を巡る様々な状況、特に中学校教諭の多忙化状況というのをどう改善していくかという、そのことも大事なことだと思いました。

それから、次に部活動指導員の導入については、現在国において様々な検討がされております。学校の教育活動を地域の力を借りて地域ぐるみで支えていく流れの中にあって、部活動指導の問題も、まさにその一つだと考えております。今後、国の動向を更に注目しながら、本市の生徒にとって教職員にとって、どのような形がベターなのか、研究を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 国では、この部活動指導員に国家資格を設ける方向で検討する委員会も設置されたようでございます。せっかく良い制度を国が進めようとしていますので、この波にしっかりと、そしていち早く乗っていただきたいというふうに思います。

地域スポーツと学校スポーツを一体化していき、従来の学校単位にとらわれず、総合型地域スポーツクラブとして発展していけば、地域のスポーツ振興にも一翼を担うことができるのではないのでしょうか。このことが最終目標ではございませんけれども、こういった高い目標を持って、今後取り組んでいって欲しいというふうに思っております。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

○

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

先ほどの青山議員の一般質問の答弁について、教育長より訂正の申し入れがありましたので、発言を許可します。

○教育長（和田幸一郎君） 訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどガイドラインを私「今年度中」というような言い方をしたと思いますけれども、具体的には、平成29年度末をめどに、このガイドラインを策定するという、そういうことでございます。

○議長（岩根賢二君） それでは、次に、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 通告に従い質問をいたします。誠意ある答弁を求めるものでございます。

先ほど休憩の間に私の持ち時間は、「あと35分しかないよ」と言われましたので、私は3問しか質問事項はありませんので、やるよと言われれば35分で終わります。ひとつよろしく願いをいたします。

まず、一丁田・上通山地区から海岸へ通じる里道、旧赤線道路であります。この一部が造成工事をされておまして、通行できない状況にある。鉄道線路の所の排水路工事は交差点内ですから、あそこでバリケードをされるのは理解はできるんですけども、海岸側の方の市が造りました水路の所にも強固なバリケードがしてありまして、通行止めがしてあったんですよ。それを言ってきたのが2月21日、県下一周駅伝の日に通山に来られた人たちが一丁田とか、上通山の人たちが何人も言われた。「一さん、あそこは通りはならんごなつたろかい」と、その日に私が調査に行きましたところ、何でこんな所にバリケードがしてあるんだろうと。中を見ましたところ、ブルとかコンボとか五、六台も入ってて、おかしいことをするなと思ってたんですよ。そしたら、二日後の市のふるさとづくり委員会の研修がありまして、その日は我々通山地区と新橋地区であ

りましたので、通山地区がやっている海岸の松林のことで、そこを通ったんですよ。バスの上からですから、よく見えて僕は注意していたら、もう業者が来られてて、ブルとかコンボとかが走り回ってるわけですね。あそこの中には赤線道路があるわけですから、その赤線道路を無視してですよ、造成工事をやっている、えらい乱暴なやり方をやる業者さんだなど気付いていたわけです。それを見た人たちが海岸への道路が今まであったのに行けなくなるんじゃないかというのを心配して、何人も言って来られた。しかも、本日の朝、私が出掛ける9時前に自治会長が走って来られまして、いろんな話を聞いたと、将来どうなるんだろうかと、すごく不安に思っただけです。

自治会長に申し上げましたのは、「私は多分11時半頃だから、テレビを見とってくれ」と、市長は、かなり理解度の高い人でありますので、「テレビを見とってくれれば大丈夫だよ」と言いましたところ安心して帰られましたので、市長は、この現状を見られたのかどうか、それを調査して、その結果通行可能にする対応策は考えておられるのか、質問をいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

現地を確認したのかというお話ですが、この現地につきましては、確認を行ったところがございます。それで、今お話があったような現況でございましたので、里道の箇所を含む形での整地がなされているということでありました。このことにつきまして、事前に連絡が無かったということでありましたので、申請者へ、この里道の付け替えをしたいという申請でございましたが、この申請者の方に聴取をしましたところ、現地は背丈ほどの草木が繁茂していたということで、測量と境界確認のために整地をしたんだということであったようでございます。

いずれにしても、これにつきましては事前に許可なく、そういった形で作業したということでもございましたので、このことについて顛末書を提出していただいたところでもあります。その顛末書提出を受けまして、今後においては手続きに従って取り組みをしていただくようということの指導はしているところでございます。

○9番（丸山 一君） この道路につきましては、多分もう10年ほど前になるかと思うんですけども、一丁田・上通山地区から海岸線へ抜ける防災道路としての整備をしたらどうかということをお願いをしたことがあります。その時の市長答弁では、「中に一部民地が入っておりまして、少々無理であります」というような答弁をされて、私は論破できなかった自分にも責任があるかとは思いますが、図面をよく見てみますと、1.5mほどの赤線道路、里道がずっとつながっているわけですね、それを利用して、なんとかできませんかという質問をするわけです。

この道路につきましては、一丁田・上通山地区の人たちはもとより、日本野鳥の会の人たちも、よく来られます。あの人たち、去年のコアジサシの営巣地を造る時にも彼らが来られていて、その時、説明を受けたんですけども、この地球上に2,000羽しかいない、クロツラヘラサギという、口先が真っ黒でヘラみたいになっているクロツラヘラサギというのがいるんですよ、2,000羽ぐらいしか確かないということです。その2,000羽しかいないクロツラヘラサギのうちの約20羽が一丁田海岸に突堤が出ています。あの突堤の一番先っちょの左側の部分に昼間はじっとしているわ

けですよ。それを説明を受けまして、私は、そのコアジサシの営巣地のことで集まった人たちは、みんなで望遠鏡をのぞいて、ああすごく貴重なヘラサギがここにいるんだなということと、みんなで感激して見守ったことがあります。野鳥の会の人たちは安楽川の河口周辺の荒れ地とか田んぼとか、河口の砂地とか、そういう所へよく来られます。

それと12月1日からになりますと、うなぎ種苗採補組合の人たちもあそこ、多分五、六十名は毎日通られると思う。

それと、通山、一丁田地区の人たちが市の指定する周遊コースがありますよね。市有林の周りを、あそこを健康増進のために朝早く、まだ暗いうちから行ってらっしゃる人たちも結構いらっしゃって、健康増進に励んでいらっしゃる。そういう人たちからすると、道路が無くなるということは非常に困ると。行くためには、またずっと迂回をしなくちゃいけないということになりますので、ぜひここは、市長の先ほど答弁がありましたけれども、道路整備を早急にやっていただきたい。もう一度お願いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、この地域の造成工事をされた業者の方は、今後この造成した土地について、一体的に活用したいということで、その中に、お話がありましたように赤線が入っているということで、その赤線の付け替えについての要望をされてきているということでございました。

そのような内容でございましたので、この業者の方々、また地域の方々も交えてになるかどうかと思いますが、より利便性の高い、そしてまた、赤線の現況につきましては、鍵形のクランクに何箇所かなくなっていますので、それが無いような形に付け替えを、その業者の方々とも相談させていただきながら、付け替えをしていきたいというようなふうには考えているところでございます。

そのような方向で、今後進めてまいりますので、地域の方々にも、ぜひお伝えいただければというふうに思います。

**○9番（丸山 一君）** 今、市長からすごく良い答弁をいただきました。私も建設課に行きまして、線路跡地から100mほどは市道があるんですよね、左側には防風林指定になっている市有地があります。右側は民地です。その間に約3mぐらいの市道が100mほど付いています。その先が、先ほど市長が答弁された鍵形の赤線道路になっているから、この赤線道路の直線の部分だけでも、右側の方に市道と真っ直ぐなるように付け替えをしたらどうかと、そう検討してくれということは建設課にも言ったわけですね。その結果、業者さんからも言われたということではありますが、業者にとりましても、その鍵形になっている土地が、今度は全部つながるわけですから、多分メガソーラーの会社だと思うんですけども、彼らにとっても利便性が高い、我々地区の人たちにとりましても、直線道路になるわけですから、ただ水路の所で床版を設けないことには、ちょっと鍵形に道路がへんちくりんになりますので、そこを検討していただきたい。

この際ですから、この1.5mの赤線道路につきましては、メガソーラーの会社から倍もらえと、彼らの方が利便性が上がるわけだから、1.5mじゃなくて3mぐらい土地をもらえと、乱暴なことを私は建設課長に言ったことがあるんですけども、そのぐらい彼らにとっては利便性が上がる

わけですから、そういう対応をして、市道認定ですから、市道認定をするためには、最低4mですから、4mでは離合はできませんので、この際ですから、線路跡地からずっと海岸線までは5mで道路整備したらどうかと思うんです。4mでは、なかなか離合できませんので、5mという形にしていれば有り難いんですけども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現況で見た時に、赤線においても鍵形になっていると。そしてまた、現況においては市道と民有地を通った形での通行の形態になっているということでございまして、この路線自体が本当に問題だなというふうには思ったところでございます。

今後、この路線を活用するとなれば、今お話しになられたように直線道路にするのが望ましいと。そしてまた、その直線道路の先の水路がございまして、そちらもどのような形態にすればいいのかということも、ちょっと考慮しなければならない。また、まずもって今言われるように5mまで拡幅するとなれば、当然所有者の地権者との協議が必要ということになりますので、それらのものを重ねながら、なるべく使い勝手のいい道にしていきたいと思いますというふうには思っております。

○9番（丸山 一君） 今、市長答弁で使い勝手のいい道路にしたいということですが、メガソーラーの会社は工事が始まる、もしくは図面を引く前に、そういう話を付けておかないと、なかなか難しいのではないかと思いますので、このことに関しましては、急いでいただかねばいけないと思います。

明快な答弁がいただけましたので、もう次にいきます。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁の中で、「付け替えの申請」というふうに、私が発言いたしましたが、現段階では「境界確認のための申請」が提出されているということでございまして、今後また私どもの方と、それから地権者の方々と境界確認をした上で、今お話がありますように付け替えについての協議を進めてまいりたいということでございます。

○9番（丸山 一君） 建設課に確認をした時に、どういう申請がきているのかと。例えば、造成工事に関しましては、3,000㎡以上の造成に関しては市の方で申請があったかどうか、見てみますと、多分5,000㎡ぐらいはありますから、きてるのかと建設課に確認をしましたところ、境界立ち会いしかきてないということでありましたので、その時に「付け替えのことも検討をしてみれ」と言いましたので、今市長答弁にありましたとおり、なるべく早く、このことにつきましては事業計画を進めていかないことには、線路跡地の排水路工事が、あそこの交差点工事が進みますと、もうそこはオープンにしますから、この先が行けないということになりますので、なるべく急いでいただきたいと思います。

良い答弁がいただけましたので、次にいきます。

次に、野井倉土地改良区内にあります3号水路沿いにある有明中学校への通学路に設置してあります防護柵の足元が崩落をして危険な状況にあります。市として対応策を講じる考えはありますかということについて質問をいたします。

この3号水路につきましては、18年の12月にも質問をしております。この3号水路は土水路であり、毎年何箇所も崩れかけております。その都度担当課に現地調査をしてもらいまして、カラーコーンを置いたり、ロープを張ったりして子供たちが落ちないようにということの対応策はしてもらって、ひどい場合は3mもしくは5mほどのブロック積工をしてもらっております。ところが、何年か経ちますと、そのブロック積工の両端が、また雨水等によって崩れかけているのが現実なんですよ。

それで、僕らはやっぱり指摘されたり、自分で気付いたりした時に中学生が、そこに車輪が落ちるぐらい落ちてる所がありますので、そこでもしも子供たちが車輪を落としてけがをしたりとかなると、またいろいろ問題になるなど。道路管理者、あそこは道路になるのか、どういう位置付けなのか、はっきり分かりませんが、管理者としての責任を問われることとなりますので、ここを何とか崩れないようにするためには、3号水路の片側、右側の通学路側でいいですよ。3面張りでする必要はございませんので、通学路側の片面だけをですね、信号までの間ですから、約200mぐらいありますよね、通山の3号水路を曲がる所、住宅の所ですよ。あそこから先の丸五の横の所の信号ですよ、あそこまでは200mぐらいしかないですよ。ですから50mずつ工事をしますと、5年で済むことになる。そういう考えはございませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本路線におきましては、例年路肩の崩落があり、発生時期及び現地の状況を見ながら農道維持による補修及び災害復旧工事等で対応を行っているところでございます。

一部未施工の箇所につきましては、年度末工事の集中によりまして、業者施工が厳しい状況であるため、新年度になり次第、早急に補修を行うということでございます。

○9番（丸山 一君） 実際、子供たちの通学なんかの際に、けがをしないようにということで、あの防護柵の下の崩落を防ぐためには、ブロック積工をやりまして、天板の所に防護柵を足していければ、それは防げるということでもあります。

それと、もう一つは野井倉土地改良区の地権者が600名ぐらいいらっしゃると思うんですけども、その中で反土の問題がありまして、一昨年アンケート調査をいたしました。そしたら、もう皆さん反土に出てくるのは大変だと。高齢者が多いもんですから、1反歩1,000円ずつぐらいを特別賦課金として出していただければ、その地区地区で、もう我々若くはないんですけどね、もう前期高齢者ですから、我々を含めて、もうちょっと下の連中と頑張っって、その地区は整備するよということで、アンケート調査をしたら、1,000円ずつは負担してもいいですよとなりましたので、昨年から特別賦課金1,000円を出してもらって、約300万円のお金が集まりますので、その300万円のお金で反土工事はやろうと。ところが、この3号水路を地区ごとに割り振りをしましたところ、その反土工事をできる、ビーバーを使えるよという人たちも、かなり高齢化が進んで、実際80歳ぐらいの人まで、「俺はビーバー使える」って来られるんですけども、そういう問題が今発生をしております。ただ我々、通山地区におきましては、大体私が一番上で40代ぐらいの人たちまでで、約16名に出てもらって、コスモス祭りの前には市道の水路の左側、こちら側から見

ると右側ですけれども、市道側の方は建設課の方で伐採をしていただいて、通学路側の方は通山小学校剣道の部の父兄会の人たちにやってもらっています。それで、いったんコスモス祭りを迎えます。祭りが終わった後に、今度は地区ごとに割り振りをして伐採をします。その理由は通水が終わったから、水路の中には、特に信号から南側の方、一番多いんですけれども、ここにはセイダカアワダチ草と、僕らはカンネンカズラと言いますけれども、あれは学名何て言うのかな、カズラが繁茂するわけです。僕らの背丈ぐらいまで水路の中に入っている。それで、あれが枯れないうちに、枯れるとビーバーでもなかなか切れませんので、まだ青々してるうちに刈ろうやと、僕よりちょっと若い連中5人来てもらって、あの200mぐらいやったんですよ。そして上から見て、何というか、逃げ腰になるというか、こんな茂った所をビーバーでかけるのかと。中に降りて行ってビーバーでかけようとする、約2mぐらい上ですから、上までビーバーを伸ばして切っていくためには、もうちょっと若い連中じゃないといかんということで40代の連中5人来てもらって、私を含めて6人でやったんですよ。通学路側も、ずっとやっていくと崩落している所がいっぱい出てきたわけですよ。

だから、あそこはぜひとも、そういうことをやっていただきたい。反土作業も先ほど言いましたとおり、高齢者が多いということで、片面だけでもいいですからね、それを年次計画を立ててやっていただければ、すごく我々も助かりますし、利便性も上がっていいんじゃないかと思うんですけど、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの施設につきましては、基本的には野井倉土地改良区の管理する水路をいうことでございます。

ということで、水路の整備を行うには地元の負担が事業費の5%が発生するというので、この発生する地元負担金をどうしようかということで協議をしなければならぬんですが、今までのお話では、もう土地改良区には、そのような余裕はないというようなことを承っておりましたが、ただいまお伺いしましたところ、そのようなために積み立てをされていると、内部留保されているということもございますので、そういったものも活用させていただきながら事業は進められるのかなというふうに思ったところでございます。

ただ、今回の御質問を受けまして現場を見たりしたところでございますが、何箇所もそのような危険な所があるということでございますので、とりあえずは通学路側の危険な箇所については、年次的に対応していきたいなというふうには考えたところでございます。

その後に、また道路側の分についても、例えば、災害等が発生した時に、そのような形で、その事業に乗せてするとかいう方向になるのかなというふうには、協議はしたところでございます。

ということで、もう少し現場の状況を確認させていただきまして、そして、どの所からまず着手できるか、そしてまた、何年かけてするかということについても、皆さん方と協議をさせてもらえればというふうに思います。

○9番（丸山 一君） 2月の末ぐらいに全体の反土というのをやります。もう1回は6月頃に

やります。

これは水路が、繁茂して水の流れが悪いと、滞ってしまったりとか、うまく流れなかったりするということで、6月を去年、おとしからやっています。この時には3号水路は、僕は近寄らないんです、危ないですから。約2m、深い所は3mぐらいあるわけで、そこを水路が流れている所に防護柵の中まで入って行ってやっていると、落っこった場合は、もう終わりですから、そこはもうやらないと。2月の時だけは反土作業をやります。それも青いうちに切り倒して、切り倒してから2週間ぐらいした時に今度は枯れますから、その時に撤去をしないと。以前、5年ほど前に大雨が降りまして、その刈っていた草が全部、堰の所で止まっちゃって、引っかかって大あわてしたことがあるんですよ。だから、えらい目に遭いましたので、僕は、刈って2週間した時には焼却処分をします。その焼却処分にする理由は、そのままにしておきますと、いずれは菱田川に流れて行って海にいきます。2月頃ですから、それが流れていきますと、沖合に流れていったことによって、ちりめんの人たちの網に引っかかるということがあります。すると、枇杷の手前に定置網を掛けてる人たちもいらっしゃる。その人たちにも迷惑がかかると。それと5月の半ばからウミガメも上がってきますので、海岸に漂着をすることによりまして、ウミガメが上陸しないということになりますので、そういうことを考慮いたしまして、僕は反土作業をする場合は、河川には、そういう草木が流れないようにと行って焼却をするんです。焼却をする場合は、4人ぐらいで僕らの地区は割り当て分はやりますよね。そういうことを考えながら、すごく作業に関しましても後々のことまで配慮をして仕事をやっております。

今、市長答弁にありましており、その危険性は十分理解しておるということで、年次計画ということでもありますので、ぜひ、それはやっていただきたい。ただ道路側に関しましては、ガードパイプの下にスラブが打ってあります。ところがあれは反対側からも見えるんですけども、かなり崩落をしている所があります。あそこは、多分無筋状態で生コンが打ってあると思うんです。いずれ崩落の可能性もあるかなと、急ぐのは通学路側ですから、そのところを急いでいただければと思うんですけど。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この水路の3面張り化ということについては、もう従来から要望として承ってきているところでございます。一番いいのは、土地改良事業に乗せて、この水路についても一体化した形で整備ができれば、その事業の中でできるということになるわけですが、現在は、この地域においての同意が、そこまでは高まっていないということでございますので、今、下段地区、そしてまた、今年肆部合地区、そしてまた、安楽の上門地区もまた今後始まるということでございますので、それらの整備ができれば、あるいは、この地区も総体的にやろうというような機運が高まってくるのかなというふうに思っているところでございますが、まだまだ先の話だというふうには思っています。とりあえず、この水路の安全性確保は必要ということでございますので、来年度できるところから取り組みをさせていただければというふうに思います。

**○9番（丸山 一君）** 私も野井倉土地改良区の理事もしておりますので、その中で工事負担金

の5%については、また議題に上げたいと思います。南九州自動車道の買収・収用に関しては決済金も生じております。それと他にもいろいろ事業費等を計上している所がありますので、そういう所は、また議題として上げまして、なるべく対応できるような方向にもっていきたいと思います。

良い答弁をいただきましたので、次に、いいですか。

○議長（岩根賢二君） それでは、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○  
午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

○市長（本田修一君） 先ほどの水路の件で、土地改良区内の管理する水路であるということで、水路の整備を行うには、地元負担金が事業費の5%発生するという事は、お伝えしたところがございますが、国・県の補助による土地改良事業においては、地元負担は5%となりますが、今回のケースにつきましては、市単独の農道路肩復旧工事でありますので、詳細につきましては、土地改良区と協議させていただきたいということであります。

○9番（丸山 一君） 先ほども何人かの議員と改良区にいろいろ関係する議員がおりまして、5%はあったっけとかいう話になったんですよ、今の説明によりますと、国とか県の補助事業に対しては地元5%というのがあると。それ以外の、あそこは通学路でありながら、区割りは農道ですから、耕地林務水産課になるわけですね、所管は。その復旧に関しては5%は無いということですね、ただ工事に関しては改良区と協議をするということでもいいですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この路線につきましては、道路敷きは約6mほどあります。今回考えている工事は、基本的には道路敷きを使った形で復旧はしたいと思いますが、一部水路敷きに出る部分もあるかと思っておりますので、そのことについて改良区と協議していきたいということですので、基本的には地元負担というのは発生しないと、水路改修でなくて、今回については農道の路肩復旧という形では考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） 農道の路肩復旧ということであれば、改良区の負担も無いわけですよ、もう一度確認をしておきます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 通常の災害復旧と同じような取り扱いになりますので、負担は発生しないということで考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） それと午前中の質疑の中で、市長が「来年度で対応する」と言われましたけれども、もう当初予算はあがっているわけですから、来年度といいますが29年度で即補正を

組んで対応するという意味でよろしいんですかね。

○市長（本田修一君） 今回の御質問を受けまして現地を確認しましたところ、やはり通学路でもございますので、危険度が高い所については速やかにした方がいいということでございますので、その辺につきまして、どの区域を先にすべきかということも含めまして、地元とも協議しながら来年度に対応すべき所は、そのような形で取り組みたいということでございます。

○9番（丸山 一君） 市長が「来年度」という言葉が使われますけれども、来年度となれば30年度になるのかなという気がするんですよ、当初予算は今提案されていますから、29年度という意味でよろしいんですか。

○市長（本田修一君） 29年度ということでございます。

○9番（丸山 一君） それと一丁田の工事についても、できますれば29年度の補正で対応していただきたい。

それと市長が答弁の中で言われましたけれども、市道があつて鍵形に赤線道路がありますよね、その中間には個人所有地があるので、その道路が付け替えをすることによって、これ道路が無くなるわけですから、その地権者ともぜひ協議していただければと思います。

それと造成工事に関しましては、ちょっと雑すぎると思うんですよ。しかも僕が確認した時に市の方には境界立会だけが申し込みがしてあつて、造成工事に関しては届出も何も無いということですので、3,000㎡以上に関しましては届け出が必要だということで、そこも指導していただきたい。

それと隣接地に、はぎ取った土とか木とかいうのを押し込んであるんですよ、ああいう雑なことをしているのかなと実は思うわけです。だから、もしも、業者さんと連絡がとれましたら、そういうところは行政指導をしなくちゃいけないと思うんですよ。誰だって自分の土地にですよ、いくら藪だって、それが隣から木とか砂とか、いろんなのを押し込んでもらっては困ると思うんですよ、撤去をして、ちゃんと処理をしながら工事を進めるのが当然であつて、あの下請け業者は、ちょっと手荒いと思うんですよ。

○建設課長（中迫哲郎君） 一丁田の下の造成の件でございますが、3,000㎡は多分超えていると思つているところですが、開発行為につきましては、建物を建てる予定とかがあれば、そういう造成の申請、開発行為がいたり、土地の形状を50cm以上変更するとか、ただ、うちの法定外の規則によりまして、地形の変更ということになりますと、少し協議が、届け出が要るということでございます。

したがいまして、今のところは3,000㎡を超えておりますけど、開発行為とか、そういう手続は特に太陽光の場合は必要無いということになってるところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、新聞等を見ているとメガソーラーの開発工事に関しまして、いろいろ指摘事項があります。実際、田之浦でも相談がありまして行って見たところ、7反歩ぐらい、7,000㎡ぐらいのメガソーラーの設置がしてある。その排水が市道の方に流れているということがありまして、できますれば、その敷地の外回りに排水路を造って、側溝の方へ流していくとか

いうことも僕は、すべきだろうと思うんですよ。実際、山が崩れているような状況になっている。

それと安楽においては、改良区の水路の上の山が20mぐらい崩れているわけです。あれも開発行為でしているわけですよ。ですから、いくら届け出が必要無いといえども、そういうところは僕は何かしらの形で行政は携わって開発行為に関しましては、やっぱりそういうことはすべきであろうと、ただ条例を盾にして、必要無いということであれば隣接地であったり、関連する所に影響が出てくると思うんですよ。そういうことが何回も今相談がありますので、そういうところをちょっと考慮していただければと思うんですけれども。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほども答弁いたしました、法定外の管理の条例、規則にのっとりまして、形状の変更と少しですね、道路の形状の変更ということで、相手方には事のてん末を求めまして、指導したところでございます。

○9番（丸山 一君） 私が言ってる意味が、ちょっとこう、まだ建設課長は分かってないのかなと思うんですけれども、開発行為をすることによって隣接地に、面積が広くて、しかも下は、例えば、碎石であったり、コンクリートであったり固めてありますので、降った雨水等が全部隣接地へ流れていっちゃうと。そういうところで迷惑を被っている所の事例がいっぱいあるわけですよ。ですから、メガソーラーの設置に関しましては、何とか条例が無いのであれば、それをつくって対応していただければと、要望をしておきます。

次に3問目、石橋について質問をいたします。

近年の豪雨等で市内の石橋が数箇所流出をしております。歴史的建造物としての価値も高い石橋の今後について、お伺いをいたします。

昨年の台風16号の影響で曾於市内では石橋が流出したように聞きましたけれども、市内の状況をお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年の第16号台風による石橋の流出は、確認はされておられません。

これまで確認されている市内の石橋の流出につきましては、平成2年の台風20号によります安楽川に架かっておりました大迫橋、平成18年の菱田川支流、大田尾川に架かっておりました松山橋が大雨で流出してきております。

○9番（丸山 一君） この際ですから質問をしておきます。市内には、現在どのくらいの石橋があるか、数字的なものをお示しをいただきたい。その中で市道とか県道の一部として、道路の一部として利用されている石橋は何箇所ぐらいありますか、その管理はどうなっているかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内には水路橋を含めまして、61の石橋があるということが確認されております。

市道、県道として活用されている石橋は、市道が20橋、県道が6橋であります。市道等の管理につきましては、建設課が行っております。

[丸山一君「その管理方法は」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 市内の橋りょうにつきましては、5年に一遍ずつ点検を行っておりますので、そういう点検を行いながら、不具合な所があれば、そういう所を直していくということで、日常の管理として行っているところでございます。

[丸山一君「5年に1回ですか」と呼ぶ]

5年に1回の点検でございます。

○9番（丸山 一君） 24年3月にも、この石橋について、ちょうど5年前になりますけれども、質問をしておりました。その答弁の中で、「市の文化財としては、志布志の高濱橋と旧井久保橋、旧柳橋、牧野の水路橋に対しては数年に1回管理をしている」と市長が答弁をされました。どのような管理をしておられるのか、お伺いをします。

また、4か所以外につきましては、松山、有明にも七つかな、松山にも11ありますよね。その中で、四つの橋以外に文化財として価値あるものもありますので、文化財として登録されたらどうかと考えておるんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

文化財として指定を受けた石橋については、旧柳橋については、教育委員会で年1回程度の草払いを行っております。旧井久保橋については、地域の宝として自治会の皆様により、定期的な草払い等を行っていただいております。高濱橋については、市道として建設課で管理をしております。牧野開田新田山架け越し水路橋については、牧野土地改良区により管理されております。

教育委員会といたしましては、市が指定している四つの石橋に関しましては、台風等が通過した翌日には目視による確認を行っており、流木等により損壊の可能性がある場合は、速やかに関係各課と連携し、保存に努めております。

それ以外の現在使用されていない石橋については、志布志文化財愛護会や地域の方々によって保存・管理していくしかないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（丸山 一君） 四つの橋以外に文化的価値が高い橋もございますので、そこを市の文化財として考えられないかという質問に対しての答弁がありませんけど。

○教育長（和田幸一郎君） 市の文化財として指定された四つの石橋以外のことについてでございますけれども、文化財の市指定にあたっては、教育委員会が市地方文化財保護審議会に諮問をし、審議会において指定に値するかの詳細な調査と協議を経て、市指定に値する場合、その答申をもとに教育委員会が指定をいたします。

諮問の元となる候補物件には、平成20年度から市文化財保護指導員が継続的に行っている文化財所在調査で200件ほど抽出しており、この中には、例えば、有明地区の帖仙（じゅせん）橋、志布志地区の旧大久保橋の2件の石橋が含まれております。この指定候補物件の中から希少性とか、優先度に基づきまして、順次指定を行っておりますが、石橋を指定保存するためには、その学術的価値を見いだす必要があります。全ての石橋が新たな指定文化財として対象となるとは申し上げられません。今後、市文化財保護審議会等の御意見を伺いながら、指定・保存に向けて調査をし

てまいりたいと考えております。

○9番(丸山 一君) 昨年の3月13日に「志布志の石橋めぐりバスツアー」というのが開催をされましたところ、申込者が多くて5月の15日にも分かれて、同じ箇所を2回に分けて大型バスで回られたという事実があります。少しでも多くの人たちが参加されるというので、僕は申し込みをしなくて自分のベンツで走って行ったんですけれども、興味が僕もあるせいか、ぜひ見ておきたいというのがありまして、2回とも参加をいたしました。

以前は、僕は5年前に一般質問をした時には、柳橋も大久保橋も草木が茂ってて、遠くからも石橋があるというのが分からないぐらい繁茂してたと、これはなんとかならんかということを書いたわけですね。そしたら、今度バスツアーをすとなったら行って見たらきれいになってる。これは誰がやったんだろうと、どんな予算が付けばこんなきれいにできるんだろうと不思議に思った経験があります。ですから、バスツアーに来られた人たちが、昔のきれいな作品が残ってて、僕もあれはビューティフルと英語で言うんですけれども、本当ビューティフルで芸術品なんですよ。あんな貴重な文化財的に価値の石橋をなんで市は保存しないのかなというのが、ずっとあったところ、やっと4年目にして石橋ツアーを組んでくれました。それを今度参加している人たちは、すばらしいすばらしいの連呼でありまして、来年もぜひやっていただきたい。

それと、松山の第二古渡橋かな、あそこが橋脚の中から根回り15cmか20cmぐらいの木が生えてましたので、あれも切っていただいて取り除くと石橋が崩れますので、切ることによって、廃油か何かを切り口のところに塗れば随分勢いが弱ってきて枯れますので、そしたら、自然に無くなれば朽ち果てればいいわけですから、即撤去というのは危ないですから、そういう所をやっていたきたいと。

管理も、先ほどバスツアーで行った所はきれいにされておりましたので、予算があるんであれば他の橋についても管理をしていただければと思うんですけれども。

○教育長(和田幸一郎君) 石橋巡りのバスツアーにつきまして、今議員、御感想を述べていただきましたけれども、平成28年3月と5月に実施をし、市内外から96人の参加者がございました。特に3月に実施しましたツアーにつきましては、50人の定員に対しまして、76人の応募があるなど、大変好評いただいたツアーとなったことから、急きょ3月にお断りをした皆様を対象に5月に再ツアーを実施し、46人の皆さんに参加をいただいたところです。

また当日は、日頃から石橋を管理しておられる地域住民をはじめ、御先祖が石橋の設置工事に参加された方々などに現地において説明等を行っていただくなど、参加された皆さんにも石橋保存の必要性等を周知できたものと考えております。このように石橋にスポットを当ててツアーを実施し、多くの皆さんに石橋を見学してもらうことで、地域の皆様においても石橋に対する認知度や愛護思想の高まりにつながったのではと感じているところです。

私も指定されている四つの石橋を巡りましたがけれども、今議員言われているように、本当に感動いたしました。ビューティフルといえますか、本当に感動を味わったところですので、より多くの市民の皆様方に、この石橋巡りツアーをまた企画して、あの感動を味わっていただきたいな

と、そういうふうに思っております。

松山橋の管理については、課長の方に答弁をさせます。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 全体的な橋の維持管理につきましては、愛護会等や関係団体と協力しながら管理をしています。また関係課とも連携をしているところでございます。

先ほどありました松山町の第二古渡橋につきましては、橋脚に1.5mの樹木が植生しているという状況でございましたので、先日建設課の方と現場に出向きまして調査を行っているところでございます。

今後、処理をされるというふうに聞いているところでございます。

改修の方については、市道でございますので、建設課の方で検討されるということでございます。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 今、生涯学習課長の答弁でもございましたが、1.5mじゃなくて、先ほど議員おっしゃる15cmぐらいの木が生えているということで御理解願いたいと思います。

その木については、確認をしておりますので、今後、基本的には橋りょう補修工事に対応ということは考えておるんですけども、今御指摘になった木とかというのは、日常的な維持補修で対応できる範囲でございますので、なるべく早くそういう対応を行っていきたいと考えておるところでございます。

**○9番（丸山 一君）** 今、答弁をされましたけれども、先ほど言ったように根回り15cmの木を撤去するとなると、橋脚ですから崩れる恐れがある。ですから、切って、その切り口のところに廃油を塗るんですよ、あんまり塗ると、また川に流れていって田んぼの人に細かいことを言われますから、切り口のところに廃油で塗らしておくと、勢いがあるやつは、また下から少し見えますけど、そのたんびに切っておくと自然と枯れちゃうんですよ。自然に枯れて無くなる状態にしておかないと、アンコールワットの二の舞になるわけですよ。アンコールワットだって、あの熱帯樹が茂っていて、あれは崩れているわけですから、日本の学者等が一生懸命やっていますけれども、ああいうことにならないように先手先手を打ちながら管理をしていただきたいと思います。

それと、前回の質問で分かったんですけども、宝満寺の向かいにある高濱橋が志布志で一番最初に造られたと、明治30年ですよ。あれから60、水道橋を含めまして61か所もできているわけですね。この数でいきますと、鹿児島県の中では鹿児島市、霧島市に次いで3番目なんですよ。ですから、こういう芸術品を志布志の人たちは、この地区の人たちは、よく頑張って造られておるなど、しかも現地に行ってみますと水量が多かったり、谷底が深かったりするような、本当に不便な場所なんです、よくぞ造られたと、僕は感心するんですよ。工法も大変だと思うんですよ、僕らは今、土木工事をするのでさえ、水路付け替え工事をする、なかなか難儀ですね、昔はポンプも何も無かった時代ですから、よくぞ造られたと。

ツアーに参加した人たちが、本当みんなよくそういうことを話されるわけですね。その中には、「丸山さん、観光資源に生かしたら良かよな」というのを何人も言われましたので、先ほど答弁

の中で、石橋ツアーを計画をしているということではありますが、市外の方にも、どのような形でPRをされるんですかね、絶対志布志のためにはなると思うんですけども。

○教育長（和田幸一郎君） 私も高濱橋を見ながら、ああこういう所にこんなすばらしい橋が架かってるんだということで、非常に感動いたしました。

志布志は国指定の文化財が七つもございます、県内でも非常に国指定の文化財も多く抱えて、様々な文化財がたくさんございます。そういうことを改めてまた今回私自身も知ることができて、本当にすばらしい所なんだなということを感じたところであります。もっともっと市民、あるいはそれ以外の方々にも啓発をしていかなきゃいけないんだろうと思いますが、先ほどの今後の啓発の仕方につきましては、「志布志の石橋めぐりバスツアー」のほか、市民を対象とした文化財の出前講座とか、それから石橋を含めた案内事業の実施をはじめ、市ホームページやSNSなどを活用した情報発信に今後とも努めていきたいなど、そういうふうに思います。

特に石橋を含めた案内事業を実施しながら、市民に見てもらい、知ってもらい機会の拡充を図るとともに、市民の皆様にも、その地域にある文化財の認知度を高めながら、文化財愛護思想の普及に努めて、観光資源となるべく石橋の管理と、その活用を図ってまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 石橋の管理について一言申し上げておきます。

先ほど市長答弁の中にもありましたとおり、僕にとりましては、大迫橋の五連橋が無くなったのが、あれが非常に返す返すも残念でなりません。僕らが工事をしている時に河川の護岸工事をしています、その当は石橋に材木等がいっぱい引っかかってたんですよ。それで県の担当に、河川課の人たちに、「あれを撤去してくれ」と、「そうじゃないと、いずれ崩れるよ」ということを言ったんですけど、水量が多かったせいもあるでしょうけれども、とうとう撤去されないうちに、また上流から流れてきた物によりまして流出してしまったわけですね。建設課に確認をしたところ、あれは図面としては残してあるということでもありますので、少しホッとしたところもありますけれども、現物が無いということですね。先ほどの答弁の中でありましたとおり、例えば、台風とか豪雨の後には、即いろいろ橋を目視で、ずっと回ってますよということでもありますので、その対応策としましては、建設業のふるさと協議会の人たちがいますよね。ああいう人たちに依頼をされまして、もしも引っかかっておる杉とか竹とかありましたら、ああいう人たちとも協議をされたらどうかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回ツアーに参加された折に第二古渡橋に木が生えてたということ、そしてまた、樹木がかかっているということで撤去はできないかというような内容かと思えます。

第二古渡橋の上流左岸側の側面に樹木が発生しているのを確認しております。これにつきましては、先ほど御指導があったとおりの形で処理はしてまいりたいと思えます。

そしてまた、予防保全段階ということで、この橋梁につきましては、点検評価がⅡの「予防保全段階」ということですので、今後におきましても、基本的には橋りょう補修工事の対

応をしていくと。そしてまた、日常的には今お話があるように、ふるさと協議会等も活用しながら、長寿命化というか、安全対策には取り組んでまいりたいというふうに思います。

○9番（丸山 一君） もう最後になりますけれども、日常管理等も随時やっていくということでもありますので、ぜひですね、石橋が無くならないような情景になるように対応していただきたいと思います。

最後になりますけれども、24年3月の一般質問に対しまして、市長は「観光資源としての位置付けが可能となれば、何らかの対応は必要かと思うし、担当と協議を重ねてまいりたい」と答弁をされました。その結果をお示しいただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当課といたしましては、教育委員会で刊行していただきました志布志市の石橋調査報告書に基づき、市の観光案内所での案内や各種パンフレット等を活用しました情報提供、石橋等を含めた市内観光コースの検討等を行ってまいりたいと考えております。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午後1時31分 休憩  
午後1時32分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、17番、東宏二君の一般質問を許可します。

○17番（東 宏二君） 会派、真政志の会の東でございます。

東日本大震災に明日で丸6年目になります。復興は進んでいますが、まだ仮設住宅で不自由をしている方々、また行方不明で2,500人以上がまだ見つからないということでございます。一日も早く家族の元へ帰って欲しいと願っております。

では、一般質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問してまいります。

港湾行政でございますが、念願でありましたバルク港の新規事業化が2月24日に分かりました。整備は2017年度から2021年度までの5年間で事業費が106億円と示されました。

今後、国・県と協議されると思いますが、今後の整備見込みと、本市の事業負担があるか、お示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 東議員の御質問にお答えいたします。

国は、国民生活を根底から支える物資である資源・エネルギー・食料等のばら積み貨物について、安定的かつ安価な輸入を実現するために、輸入の拠点となる港湾を国際バルク戦略港湾を選定しまして、志布志港は平成23年5月に穀物輸入の国際バルク戦略港湾として選定され、これまで港湾管理者である県が関連する民間事業者と調整が進められ、ようやく港湾計画の変更手続き

に入ったところであります。

志布志港の港湾計画の変更につきましては、1月27日に県による地方港湾審議会で諮問され、3月10日において、交通政策審議会で諮問されることになっております。承認されますと、志布志港港湾計画が変更されることとなります。

また、国においては港湾計画の変更手続きと並行しまして、平成29年度予算獲得に向けた新規事業採択時評価手続きに着手していただいたところです。仮に新規事業として採択され、平成29年度予算措置がされた場合は、志布志港における公有水面埋立法の諸手続きを経て工事に着工される運びとなるようでございます。

また、本市の負担額につきましては、全体事業費等いまだ発表されていないところでございますが、新聞報道によりますと、全体事業費が約106億円とされております。仮に、この報道発表の額が国施工分、直轄港湾改修事業の全体事業費が106億円であった場合として試算しますと、国が10分の5.5、県が10分の3.375、市の負担が10分の1.125の11億9,200万円程度の負担となる見込みであります。

**○17番（東 宏二君）** なぜこういうことを聞くかということ、旧志布志町時代に志布志港湾、昭和52年度から始まりました港湾負担金が100億円近く、旧志布志町で負担金を払っているわけです。これは国・県の事業になりますが、負担金が出るだろうということで、11億何がしかということで今市長が答弁されましたが、これは5年間で事業を計画されていますが、これは1年1年の分割というか、その1年目の事業費で10分の1.125が決まってくると思うんですが、この見通しとして、大体5年でこれ、できるような計画が示されているのですが、その辺、まだ今から国・県と話し合いをされて決まると思うんですが、まだ参議院を通過してないような状態ではありますが、こういうことで衆議院は通過したということで、確定だろうと思っているわけですが、この辺、5年間でしたときに1年目1年目の持ち出しがあったとき幾らぐらいになりますかね、この予算的なもので、11億何がしかということであれば、2億円ちょっとだと思いますが、この財源も大変だと思いますが、その辺どういう考えを持っておられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話ありました、私の方で答弁したところですが、事業費が106億円ということにつきましては、まだ確定した数字ではないということ、まず御承知いただければというふうに思います。

そしてまた、その事業が5年間で完了ということでございますので、それぞれの都市の事業費がまだ確定はされないところでございます。

ということで、市の港湾改修事業費の財源につきましては、地方債を充当するというところで、毎年毎年の総事業費によって地方債を充当すると。そしてまた、国においては後進地域の開発に関する公共事業に係る負担割合の特例に関する法律を定めまして、財政力指数の低い地方自治体に対しましては、毎年国の開発指定事業について、国の負担割合の引き上げ率を通知し、地方負担の軽減を図っているということでございますので、今後においては、この措置の適用を認めて

もらうようしてまいりたいと思います。

○17番（東 宏二君） 確定はしてない、一応総額106億円という、新聞紙上では出ましたが、これに沿ったような予算だろうとは認識をしているんですが、我が市では地方債を活用して頑張っていくというようなことでございますが、この中で市長も新聞紙上でコメントをされておられました。周辺、周囲の整備も急がれる、どういう整備を考えて、こういう発言をされたのか。また道路アクセス、大きな港ができて、バルク港ができて、10万t級の船が入りだしたらですよ、やはり周辺の整備、または道路アクセスが繋がらないことにはどうしようもないと思うんですよ。東九州自動車道路、都城志布志道路などは、どういうふうに見通されているのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の国の発表の内容の中で、5年というのが示されたところでした。その5年という期間に限られて整備をするというような方向が発表されたということに対しましては、非常に驚いたところでございますが、今まで公共事業につきましては、何年間で仕上げるというような、そういった期間を明示されて公共事業は始まっているところでは無いのでありますので、今回5年という期間を区切られたということについては、本当に地元志布志としましては喜ばしい内容だというふうに思います。

ということで、この港の活用につきましては、なんと言っても港に至るアクセス道路の整備が必要ということにつきましては、どなたにおいても異論の無いところでございます。特に、今回の港の整備をされる国土交通省においては、その道路の整備も一緒になって担当になっておられる機関でございますので、あわせて道路の整備も目覚ましく進むのではないかなというような期待をしたところでございます。

ということで、現在の段階では都城志布志道路につきましては、平成30年でやっと50%以上の供用率が達成ということになります。今後においては、残りの区間についても、目覚ましい進捗が図られまして、あるいは100%の見込みが得られる整備が、この5年間でされるのではないかなというような期待をしたところでございます。

○17番（東 宏二君） 都城志布志道路が30年ということ50%、半分ですよ。このことについて、整備も急がれるだろうということでございますが、こういうことで早くですよ、やはり市長も、また中央省などに行かれて、この道路のことをはっきりしないことには、どうしようもないと思うんですよ、大きな港ができて、やはり道路が無いと、アクセス道路が繋がらないことには利点が生まれません。

ということで、いろいろ市長も新聞等で、三反園知事やら出ておられるんですが、このバルク港が完成して、利点は多いと思うんです。メリットは大きいと思います。デメリットというのは、どういうことを考えておられるのか。メリットは分かりますよ、いっぱい分かります。デメリットということで、やはりメリットがあればデメリットも出るとは思うんですよ、その辺のことは、どう考えておられるか。

○市長（本田修一君） メリットにつきましては、皆さん方、十分御理解いただいているという

ことであります。

デメリットという観点から考えますと、大型のバルク船が入ってまいりますので、その航行の際に地元の漁業関係の方々に影響があるのかなということは、考えるところでございます。

○17番（東 宏二君） そのぐらいではないと思うんですけどね、他にもまだいっぱいあると思います。車が多くなって、大型車がどんどん走ったりとか、いろいろな悪臭とか出てくると思うんですよ、その辺も今まで飼料工場はあるんですけど、風向きでは臭いことがありますよね。そういうことも起きると思いますが、県・国とですよ、やはり協議をして、少しでもそういうことが出ない、ゼロとは言いませんけれども、そういうことで、お願いをしていただければと思っております。

このバルク港ができて、月にどれぐらいの10万t級の船が入るか分かりませんが、このバルク港ができて大きな船が来て、とん税、今のとん税は、どれぐらいあるんですか、現在で、とん税は。

○財務課長（西山裕行君） 特別とん譲与税につきましては、平成29年度の歳入として4,500万円を見込んでおります。

○17番（東 宏二君） 4,500万円のとん税ということで、29年度、このことに対しては今の状態で4,500万円ということだろうと思いますが、この10万t級が入ってくると、どうですかね、まだ増えると思うんですが、私の考えは、執行部としてはどういう、どのぐらいの伸び率を考えておられるのか、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、志布志港の国際バルク戦略港湾の整備を始めますということが発表されたレベルですので、今後そのことによって5年後以降、どのような大型船の寄港があるのかということについても調査しなければならないということになります。

現在、国において平成29年度新規事業採択時評価ということでございますので、この審査において、経済波及効果等に試算がされるということでございますので、この試算の公表がされれば、ある程度の予測は付くのではないかなというふうに思います。

○17番（東 宏二君） なぜこういうことを聞くかということ、やはり負担金が大いいものですから、その辺でお伺いしたんですが、そういうことで5年後のことで、ちょっと試算してないということでございます。

これは、本市がする事業ではございませんので、そこは理解するところでございます。

このことについては、ぜひ使い勝手の良いような港にさせていただければと思っております。また、専門家の岡野副市長もおられますので、岡野副市長、このことに対して、どのぐらいの規模の、分かっておればですよ、港ができて、荷さばき場とかいろいろ運動公園のしおかぜ公園の前の方で荷さばき場をして陸上で運ぶというような計画もありますが、どのぐらいの規模というか、水深14mですけれども、専門家ですので一言、通告はしてませんでしたけれども。

○副市長（岡野 正君） 今の御質問でございますけれども、岸壁の整備は水深は16mになりま

す。14mというのは、当面は航路、泊地の部分は14mで整理いたしまして、岸壁については大型船が入れるように16mで整備するというような計画というふうに聞いております。

岸壁の規模でございますけれども、長さが380mだったと思います。そこに入る船ですけれども、大体10万から12万tクラスが入るといふふうに聞いております。

以上です。

○17番（東 宏二君） 突然指名いたしまして申し訳ありませんでした。

そういうことで、すごい大規模な水深が16m、長さが380mということで、この荷さばき場を見ると、あそこに入りきるのかなというようなイメージもあるんですが、これは国と県がされることだろうと思いますので、あまり執行部に言っても、まだ今からという事業でございますので、このことについては、これで終わりたいと思います。

[副市長「議長、訂正させてください」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ちょっと待ってください。今発言中ですよ、いいですか。

○17番（東 宏二君） はい。

○議長（岩根賢二君） では、岡野副市長。

○副市長（岡野 正君） 申し訳ありません。今の発言をちょっと訂正させてください。

岸壁の延長が、先ほど380mと申しましたけれども、320mの間違いでございました。申し訳ありません。

[東宏二君「32m」と呼ぶ]

○副市長（岡野 正君） 320mです。失礼しました。

○17番（東 宏二君） 小さいですけども、新聞等に載った、ここに380m入るかなと、ちょっと疑問だったもんだから、岡野副市長も、急ぎよ私が指名したもんだから、図面を見ていなかったというようなことだろうと思います。はい、分かりました。

次にいきます。バルク港が整備が本年度から始まることも考えられます。本市でも80人ほどの漁協組合員がバッチ網、底引き網、たて網、一本釣りなどを1t未満の船で漁をされておられます。今後、港湾整備が進む中、何らかの影響が出てくると思われれます。

また、バルク港が完成すると10万t級の大型船が入港するわけです。本市の漁船は小型船が多く、危険性が高まると思います。

市長、どのような安全策を考えておられるのかお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、志布志港の港湾エリアの計画見直しが鹿児島県にて進められているようであります。

漁業に対する影響についてのことでございますが、平成29年1月4日付けの県土木部港湾空港課計画係より知事名で志布志湾港湾計画一部変更案について意見聴取の協議文書が送付されております。これを受けて、志布志漁協においても平成29年1月11日付けで県知事に対しまして、港湾地域の変更を行う際には、当組合との事前協議を行うことを条件に計画案に対しまして賛成する、同意する旨の回答を提出しておられるようでございます。

今後、工事計画及び事業実施となる前に随時事前協議が入念に行われ、漁業者に対する影響等ないような対策が講じられ事業が進められるものと考えているところでございます。

○17番（東 宏二君） この大型船、また工事中、工事期間内では作業船などが入って工事をされると思うんですが、やはり完成した後の10万t以上の船が入ってきた時に、志布志は、ちりめんを捕るバッチ網漁とか、たて網とか、小型船がいっぱい出ていますよね。そこで枇榔島の沖を通過、もちろん見張りを付けて、水先案内人などが乗られて案内されると思うんですが、今は魚も捕れなくなって、港ができたせいか分かりませんが、もう今はちりめんも捕れないということで、漁業の方は大変厳しい状態でございます。そういうところで、こういう港を造ったことで影響が出てくるか出てないか、まだ分かりませんが、今回10万t以上の船が入った時に、やはり危険度、すごい危険度が高いと思うんですよ。先ほども言いましたように、10t未満の船しか、志布志は大きなかつお船とかいませんから、大きい船でも底引き網の船ぐらいが一番大きいだろうと思っております。そのことで、前も一般質問をした経緯があるんですが、その航路設定、航路指定、ここは漁業権を捨てて、ここでは操業しないでくださいというような航路指定なども考えられるわけですが、やはりその辺もですよ、市長、国・県にですよ、そういう漁業の安心・安全な操業ができるためにですよ、そういうことも一つは方法じゃないかと思うんですが、その辺どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありますように漁業者にとりましても、大きな問題ではあろうかと思えます。先ほど、私の方で、漁協からの同意書の内容についてもお話しましたとおり、今後、工事が進むにつれて、その内容の協議が図られるということになるかと思えます。私としましては、当然、地元の市長でございますので、地元漁業者の声を代弁しながら、国と県に発言をしまいたいというふうに思っています。

○17番（東 宏二君） 協議を利用されるというのは、工事期間の間の協議だろうと思えます。まずは漁協の協議をしないと工事ができないような状況の仕組みになっておりますので、多分この5年間でできれば、この5年間の整備のための協議だろうと思えます。

私が言っているのは、その協議も大事なことでございますが、私が言っているのは、完成したときに10万t以上の船が入った時に、どういう安全策をつくっていくか、今から取り組んでいかないと遅いんですよ。やはり、これはやはり官公庁がする仕事ですので、認可がおりるのも大変、いろいろ時間がかかる作業だと思っております。だから、そういうことを今いっているわけでございます、漁協とは、先ほども言いましたように、この工事期間中の協定とか、そういう協議をされると思っているんですが、私も心配しているのは、工事期間中は問題があまり無いと思うんですけれども、この港が完成した後のことを重点的に考えていかないといけないと思っているんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

5年間で事業を完了するということであるわけでございますが、この間、現在の志布志港の区

域内においては変更というか、漁協との事前の協議というものは無いのではないかなというふう  
に思います。ただ、現在の港湾から外れる区域において、今後また作業が進むということであれ  
ば、当然その時には事前協議が必要と。そしてまた、実際完成後に、そのような大型船が入っ  
てくるということになれば、そのことについては当然漁協の方々にもお知らせしていきながら、こ  
の志布志港の活用を図っていくということになります。

現段階でも大型船が入港する場合には、その都度漁協に連絡があるということであるようで  
ございますので、今後においても、その方式は変わらずに流用化していただけるというふうには考  
えるところでございます。

今後は倍以上の、今まで入ってくる倍以上の船が入ってくるわけでございますので、志布志港  
の臨海工業団地の中の飼料コンビナートの生産が、またそれが倍になるというわけではございま  
せんので、総体的には入港する船は減ってくるのかなというふうには思っています。しかしなが  
ら、大型船でございますので、影響度が強いということでございますので、入港される場合には  
事前に連絡があり、その安全性については、お互いに図っていくということになろうかと思いま  
す。

**○17番（東 宏二君）** 事故が起きてからでは、もう間に合わないわけですよ、やはり今の船  
と比べても、まさに枇榔島が来るような形で来るんじゃないかと想像してるんですよ。あるい  
はそういう波が起きるか起きないか、まだ現実に見たことがございませんので、1 km、2 km離れ  
ても横波というのは大きな波がきますので、その辺のことも、やはり今後しっかりとですよ、安  
全性を確保しなければならぬと思っていますので、早い段階から取り組みをしていかないと遅  
れるということでございますので、このこともしっかりと、また協議をしていただければと思っ  
ております。これは県のことで、あまり長く言うと市長が大変です、次にいきたいと思  
います。

次に観光バスの管理であります、非常に悪い、大きな声で言います。非常に悪い。カヤは  
伸び放題、トイレは汚い、掃除をいつしたか分かりません。本当にびっくりしました。去年も自  
衛艦が5回ほど入港しております。また、観光バスは志布志の港の玄関でございます。このよ  
うな管理がされていない観光バスは初めて見ました。市の管理ではございませんが、多分当局  
も県の港湾局に管理をしてくださいと、声を上げられたことがあるとは思っておりますが、まあ  
最悪でございました。その辺の今後の管理ですよ、どういうふうに管理体制をとっていくのか、  
お示しをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志港の旅客船ふ頭につきましては、志布志港内で唯一親水性の高い地域として、市民の方々  
に散歩コースとしても親しまれているところであります。

県は限られた予算の中、草木の伐採など管理をされているところではございますが、議員のお  
話のとおり草木が生い茂り、管理が行き届いていないという状況ではございます。このため、昨  
年は10月29日に、志布志市港湾振興協議会が主催となりまして、志布志市ふるさと協議会や各種

団体、市民の参加を得まして、清掃活動を実施をしたところでございます。

市としましては、これまでも港湾管理者である県に対しまして、管理予算の確保をお願いしてきたところであります。県では、平成29年度予算においても、これらの管理費の予算を増額して計上されたということでもありますので、今後管理の在り方については、更に県と協議をしてまいりたいというふうに思っています。

**○17番（東 宏二君）** ここ数年ですよ、テロ対策で入れる所というのは、港では観光バースしか無いんですよ。通告をして、また7日に行って見ました。カヤが積み重ねてあったのが無くなっておりました。誰かが一般質問しないと、このカヤは無くならないのかなと思いました。

それで、ちょうど7日の日、鹿児島大学の鹿児島丸が入ってありました。その日に松山小学校から来ておられまして、私もトイレを見てみました。女性トイレには入れませんでしたので、男性のトイレ、いつ掃除したか分からない。便器は汚い、壁はごみだらけ、床は汚い、行って見ると休憩をされたりとか、いろいろな方がおられて、釣りをされたりとかおられるんですけども、多分入る気にならないと思います、トイレも。

それと、観光バースの入り口の左側ですね、あずま屋もあるんですけども、人間の通った跡だけがウサギ道みたいに、あとはカヤがほこって、本当に、市長が言われるおもてなしのまちづくりじゃないです。あれを見るとですよ、志布志市が管理しているだろうと、私は思ってるんですよ。誰も知らない、他の人がよそから来た時は、ここは志布志市だから志布志の行政が、この管理をしているんだろうというような錯覚をおこされる方も多いと思います。

先ほど市長も言われましたが、予算を計上してということですが、やはりそのことについては、地元の業者、建設業同志会とか、いろいろな方々にお願いをして、そういうことで定期的な管理をしていただかないと、もう本当に恥ずかしいぐらいです。トイレを見に行かれたことはありますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど、10月29日に市の港湾振興協議会が主催しました清掃活動において、私も参加しましたので、その際は見たところでございます。

今、お話になっているような、とても悲惨な状況では、その時はなかったところでございます。

**○17番（東 宏二君）** その時は掃除した後でしたから、きれいだったんだろうなとは思いますが、市長、私どものまち、志布志の運動公園から周辺の公衆トイレはきれいですね。ああいう管理が本当の管理なんですよ。ああいうトイレのような管理をしていただかないとですよ、うちの志布志の運動公園とか、アピア下のトイレとかは非常にきれいです。有り難いことで、いつも行っても、きれいな形で使用させていただいているんですが、このことは市長、もうちょっとですよ、県の方に声を上げていかないとですよ、私も地元県議にも言いましたけれども、分かりましたということなんです、何も分かっていない。分かってない、本当ですよ、笑いごとじゃないですよ、本当に皆さんも行って見てください、恥ずかしいです。トイレの中にカヤが入ったりとか、もう本当に、ベンチもあるんですよ、港を見るようにベンチと、あずま屋を造って、ち

やんと造ってあるんだけど、私が一般質問を通告する前まで行って見たら、カヤは積み放題、風で駐車場あたりに吹き散らして、もう本当にあれば観光バースだろうかというような所でした。

私は今、言ったんですけど、市長はどう思われますか、どう考えられましたか。今後、そういう形で県の方に声を上げられて、どのぐらいの予算か地元任せやんと、予算だけくいやれば、地元でやりますがというぐらいのことをしないと、あそこはきれいになりません。道路沿いから川沿いまで、ずっとカヤがほこり、また警察の手前の所なんかすごいカヤです。本当にあずま屋を造って休憩できるような場所ではございません。ひょっとすると犯罪が起きますよ、もう見えないわけだから中に入るとですよ、その辺どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港の管理というものについて、今お話がありますように、志布志市が管理する所としますと、圧倒的な差で管理が悪い状況でございます。そのことにつきましては、いつも県の港湾管理の方に、きちっと管理をしていただきたいという要望は、本年に2回も3回も4回もお話するところでございます。

特に、今お話になられているのは、旅客船ふ頭ということになりますが、そのふ頭もさることながら、さんふらわあが寄港いたします第二突堤に至る運動公園の所においても、草木が繁茂しておりまして、非常に誰も利用できないぐらいの状況になっているところでございます。

そういったものを含めまして、県には公園として、いつでも利用できるような形態にさせていただきたいということの要望は重ねているところでございます。

先ほどお話ししましたように、29年度予算で増額の予算の計上をされているということ。そしてまた、今お話がありましたように、今後定期的な管理をするためには、どのような形ができるかということにつきまして、また県と改めて協議をしているということ。そしてまた、その管理の中で、市も関与する形での管理の在り方というものは、どのような形が可能かということについて、今協議をしているところでございます。

○17番（東 宏二君） 本市であれば、きれいにされると思うんですが、県の管理ですので、県の管理といっても、先ほども言いましたように、外から来た人は志布志の管理だと誤解される方も多いただろうと思いますので、その辺も力強くお願いしておきます。

それと2月25日の新聞の中でも、市長のコメント、また商工会長のコメントもございました。本当に飛躍するきっかけになると、そして、あの観光バースにクルーズ船を呼びたいということで抱負を述べておられます。このことについても、やはりクルーズ船ということで、観光バースというのは何かと、目的は何かと、そういうクルーズ船とか観光客が来て、にぎわう場所だと私は思っているんですが、このクルーズ船も、いろいろ商工会の会長さんも、何回か私も話を聞きましたけれども、このことについては、市長の考えは、どういうふうな考えを持っておられるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、志布志港の整備につきましては、国際バルク戦略港湾の整備をお願いしているところでご

ざいます。それが、今回本格的に始まるということになりましたので、そのことが進められますと、次の港湾の整備についてお願いしようということになります。

それで2番目と考えるのは、今コンテナバースが、まだ短いということでございますので、それを80mほど延伸して欲しいという業界の方々の要望がございますので、そちらをまずもってしていきたいと。そしてまた、次に、今お話にありましたクルーズ船寄港にあわせて観光バースについての新たな整備をお願いしていきたいということは考えております。

○17番（東 宏二君） 市長がいつも言われる、本市に入ってくるお客さんの、目標を立てておられますよね、目標を。その目標に対して、やはりお金を落としていただくような、お客さんが来ていただければ、先ほどもありましたように石橋とか、いろいろな文化財であるわけでございますので、今からまた宝満寺なども整備をされて、あずま屋やら、ゆっくりとできるような整備が県の方でされておりますので、このクルーズ船も一つの集客力がある市になると、これで集客すればですよ、志布志も少しでもお金が落ちて経済的に繁栄するだろうとは思っているんですが、今の水深はどのぐらいなんですか。それとクルーズ船を呼ぶということになると、どのぐらいの水深が必要なんですか、その辺分かっておればお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の水深は、マイナス7.5mということです。10mほどの水深があれば、今のクルーズ船は寄港可能ということでございます。そのような形での整備の要望をしていくということでございます。

○17番（東 宏二君） 今、7.5m、あと2.5m掘り下げればクルーズ船も来るということでございますね。そういうことで、この事業もですよ、やはり大事な事業だと思います。バルク港と同じぐらいの値打ちがあるのではないかと、私は思っているんですが、このことの見通し、まだまだ今から走っていくんだらうとは思いますが、この見通しがつくんですかね、その辺分かっておれば、岡野副市長が分かっておれば、また急きよ答弁をいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） クルーズ船についての要望は、今回初めて要望事項の中に加えたところでございます。28年12月に知事宛て、そしてまた、国土交通省にもこの内容について要望活動しております。

ということで、国全体としましては、2020年に500万人というクルーズ船の旅客の寄港を目指しているということでございます。

そして、鹿児島においては、鹿児島港のみ現在クルーズ船が寄港しておりますので、今後鹿児島県全体としても考えたときに、志布志港においても、県の観光振興、またはクルーズ船寄港の一翼を担う港としての整備をして欲しいという形でしているところでございますので、見通しといたしましては、まだかなり期間がかかるのかなというふうに思っています。

○17番（東 宏二君） 近隣では、日南の方にクルーズ船が寄港しておりまして、いろいろ商工会等などで協議をされて、志布志の方に回してくださいと、観光客を。そのような話もあるんですが、観光の本当の一つの目玉になるというように思っておりますので、市長も忙しい体かもし

れませんけれども、中央省に行って早めに陳情をしていただき、要望をしていただき一日も早く、副市長も専門家ですので、そういう所に副市長も出向いていただいて、一日も早い整備ができればなどは思っております。

この観光バース、ぜひですよ、本当に恥ずかしいですので、この分に対しては県の方にもよろしく、重々県も分かっているか分かりませんが、やはりこのことは声を上げてですよ。志布志市の港の玄関ですよと、管理の方を良くしてくださいということも強く述べていただければと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 先程来答弁いたしましたように、志布志港においては、まずもってバルク港の整備かということが第一の目標でございました。それが一応、目標は達成されましたので、今後においては、先ほども言いましたコンテナバースの延伸と、クルーズ船の寄港ということについて、力を込めて要望活動をしてまいりたいと思います。

**○17番（東 宏二君）** そういう意気込みを聞きましたが、子供さんも自衛艦が来たときには見学にいられてトイレを使われるということが多くございますので、その辺は本当に市長、力強く県の方に申し立てをしていただければと思っております。このことも県ですので、あまり言えませんが、この辺で終わりたいと思います。

次に、住宅行政であります。

本市でも移住定住促進事業のほか、様々な補助事業があるわけです。近隣の自治体でも移住定住策として、様々な住宅政策を行っております。宅地を坪当たり90円で20年貸し付け、貸付期間が終えて借り手に無償で贈与するというようなこともうたわれております。

また、新築・賃貸住宅などを若者向けに住宅建設により、人口増に努力されている自治体も多くあります。

本市でも、若者向けの住宅を建設し、人口増につなげる考えはないか、お示してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市における、住宅政策は住宅マスタープラン公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、地域の住宅事情や実情に応じたストックの活用の理念と、目標の設定を行いまして、住宅政策の具体化を進めております。

本計画策定から本市を取り巻く状況も大きく変化しており、御質問の移住定住政策や、少子高齢化、人口減少等に対する課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性を示す計画づくりが急務と考えます。このようなことから、平成29年度には、本市の今後のまちづくりの方向性や特性に応じたまちづくりの未来図を作成する「志布志市都市計画マスタープラン」の策定と、住環境づくりの方針となる「志布志市住生活基本計画」を策定することから、今後の移住定住政策も含めた新たな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

**○17番（東 宏二君）** どこの自治体も人口が減ってきております。本当に近隣の市町で人口の取り合いをしているような状況でございます。新聞広告に東串良町ですが、こういうのが志布志まで入ってきております。「坪90円、20年借りたらあなたのものよ」ということで書いてあります。

新築の一部助成、最大115万円、いろいろ書いてあります。あんまり言うとも市長は、びっくりしやっからあんまり言わんけど、赤ちゃん出産祝い金10万円、医療助成は高校生まで、うちも一緒です。学校給食1人当たり補助金月額2,000円の補助と。これが志布志、大崎、たぶん鹿屋の串良の方にも回っていると思うんですよ。すごい取り合いをしているんですよ。このことについて市長、40何区画造っておられます。この散らしは見たことがあられると思いますが、この東串良町の定住促進事業をどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話しになりました東串良町の例でいきますと、130坪の区画で坪90円ということですので、1万1,700円の借地料で20年間支払いますと280万円ということになります。それを今の坪数でいくと2万1,600円ぐらいということになろうかと思いますが、このような形で東串良においては積極的にされているということで、私どもも、このことについては参考にさせてもらいたいというふうに思います。

○17番（東 宏二君） こういう大胆な住宅促進事業もされていることもあります。

また、隣の曾於市ですよ、私が知っている家族、子供2人の家族が2家族、曾於市の大隅町に移住されて、ここもまだ学校の近くとかもありますけれども、八合原とか、学校に全然関係ないようなところにも、こういう住宅を造って、平成20年度から27年度までは、119戸造って、もう満員だそうです。それで、平成28年度、今度募集期間があるんですが、8戸また造られておられます。これも家賃は2万1,000円以内ということで、まだ条例等には載っていませんが、地域振興住宅となりますが、将来的に入居者への払い下げが可能となります。これは無料じゃないかもしれないけれども、10年、15年したときに、査定価格で安く本人にやるということだと思っております。建築時の起債借入れが、まだ償還があるため、現在は払い下げについては、具体的な内容は未定ということで条例整備等がまだされていないということですが、ここにうたわれているのが、そういうことだろうと。20年、15年おれば、希望があれば、あなたに売りますよというようなことだろうと思っておりますが、本当に松山から八合原は近いんですけども、私が知っている2家族行ってるんですよ。このことについて、私が知っているのはですね、だから、まだ行っている方もおられるけど、本当に人気があるんですよ。今で127戸あるんですよ。2LDK、または3LDK、または4LDKという、その家族にあった間取りをしてあります。この募集で、おおむね40歳以下で、2年以上市外に住民登録した方ということで、一応はしてあります。結婚されて子供が小学生か、また次に学校に上がるような子供ということで、注意書きとして、応募者が募集戸数に満たない場合には、申し込み資格の市外住民登録が2年未満でもいいと、これでもいなければ、市内の人でもいいよというようなこともうたってあります。このことについて、すごく人気があるということで聞いてみましたら、もうすごいんだということを知りました。この政策に対して、どう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

月額の家賃が2万1,000円、その間取りが3LDK、4LDKということで結構住まいが大きい

なというふうに思っていたところです。

例えば、志布志市内で今、町原とか大原にどんどんどん分譲の団地、あるいは間借り、間貸しとかいうのが建てられています、4万円から5万円という相場でございますので、ずいぶん安い価格だなというふうに思います。

ということで、そういう意味で言えば政策的な家賃になっているというふうには思っているところでございます。ただ、これがまた10年以上になったときに無償で譲渡されるかということ、無償ではないということで、これについては協議の上で譲渡されるということでございますので、またこの価格等が出ましたら、また私どもも参考にさせてもらいたいと思いますが、いずれにしても、近隣にこういった安い価格帯の住まいが用意されているということは、私どもにとっても参考になると、むしろ、それを上回るぐらいの住宅は設置しなきゃいけないのじゃないかなというふうには思うところでございます。

今後、参考にさせていただきまして、新たな住宅政策の中に取り入れていければというふうに思います。

**○17番（東 宏二君）** 市長も言われました。今度バルク港の指定、工業団地は今2工区完売して、まだ3工区、4工区、今造成中でございます。このものが完成すると、雇用創出になると、人口の増につながるということを言われておりますよね。だから、やっぱり今からこういうことを取り組んでいかないと駄目だと思うんです。なぜかということ、家賃は取った上、地方交付税、人間1人頭の地方交付税21万6,000円ということを知りました。これを掛けてみてください。4人家族で86万円ですよ。そういうことで、やはり人口が増えないと地方交付税もいっぱいもらえないんですよ。そのことに対してですよ、やはりこういうことをしていかないと、まねじゃないけれども、こういうのをされて、後でまた志布志のことも聞きますけれども、どうでしょうか。先ほども言いました末吉に13団地65戸、大隅に11団地36戸、財部に6団地26戸、30団地で127戸という数字が出ていますので、このぐらいの大掛かりな事業をされているんですよ、もう20年度からですよ。このことについて、志布志市はどう、市長はどう、この数字を見て思っておられるか、今後どのような施策を出されるのか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、志布志港の後背地に臨海工業団地を造成いたしました。そこが完売になりまして、今後雇用が発生するということになります。雇用が発生するとなれば、地元の方が雇用に直接つながればよろしいわけですが、たぶん地元だけでは足りないんじゃないかなと、ということで近隣のまちから通いで、その工業団地、あるいは別途の新しい企業が設置します事業所へ通勤されるというふうに思うところでございます。

ということであるならば、本市に住まわれて、そのような場で雇用を受けていただければよろしいのではないかなということで、私どもとしましては、志布志市の民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業ということをお願いしているところでございます。これらのものが、効果があるとなれば、市内の民間住宅の方にお住まいになられるのではないかな、そして志布志市の

人口が増えてくるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

そしてまた、中山間部においては、今まで特に松山を中心に分譲地を造成しております。そして56区画中50戸が契約が成立しております、46戸において転入、転居がされているということで、また平成29年度においても、泰野地区の10か所のうち5区画は残っております。

そしてまた、尾野見の方にも今後分譲地を造成すると、そしてまた、伊崎田にも今からでございますが、分譲地の入手をしていくということでございます。

このような形で、定住策については取り組みをしているところでございますが、今お示しになりました東串良町、あるいは曾於市の事例は、かなり安価というか、安い価格での家賃、それから土地代ということになりますので、参考にさせていただきながら、今後の移住定住政策につきまして、また新たな提案はしてまいりたいと思います。

**○17番（東 宏二君）** 5年後に、そういう工場なんかできて人口増が見込まれるというようなことでございますので、まだ時間がございます。本当に時間がございます。そういうことで、やはり若者向け、40代、子供がおるような方々を呼び込めば、地方交付税、今の27年度で1人21万6,000円ですよ。これが4人来たときは86万ちょっとなんです。その辺をやっぱり考えておられるんだろうと私は思ってるんですよ。我が市も二千何百人も合併時から減少しているわけですよ。この地方交付税は、大人でも子供でも、生まれた子供でも一緒だと私は思ってるんですよ。そういうことを鑑みながら、今後住宅政策も若者向け、高齢といったら失礼けれども、我々は中古貸家でいいよという方もおられるかもしれない。若い者は自分の家を持ちたいという願望がありますので、その辺は市長も分かっておられると思いますが、そういうことで市長も勉強しながら、そういうこともやっていただければと思っています。

それと、志布志の移住定住促進事業の要綱で1月に私もらってるんですけども、この中で変わったこと、私は、これしか持っていないんですけども、新しいのが、この要綱はそのままなのかと思ってですよ。ちょっと読んでみますと、「転入移住者及び再転入者（市外に3年以上転出後、転入基準日以後、再び転入した方）、並びに転居定住者（平成28年4月1日転居基準日時点で市民又は転出後3年未満の者）の世帯責任者、世帯の生活に関わる経費のほとんどを負担している方」ということでなっているんですが、この要件を満たすということで、世帯責任者、末吉なら末吉、大崎なら大崎の方が志布志の方々と結婚されて、奥さんの方に、志布志の方に家を造るということで、私は理解しているんですが、このことは今でも変わってないんですか、要綱は。

**○企画政策課長（仮重良一君）** ただいま議員の方からありました要綱等については、読まれたとおりで変更はございません。

[東宏二君「要綱は、このままでいいんですか」と呼ぶ]

**○企画政策課長（仮重良一君）** はい、今のものです。

**○17番（東 宏二君）** 私が読んだ、1月にもらったやつがあるんですけども、これでいいですか、違ってませんか、確認してみてください、違ってなければそれで結構だと思いますが、その辺はまたいいんですけども、それはいいですが。

そういうことで、この要綱は違ってないということで認識をします。

○議長（岩根賢二君） しばらく休憩します。

—————○—————  
午後 2 時 36 分 休憩

午後 2 時 39 分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 再開いたします。

○17番（東 宏二君） はい、変わってないということでございます。

それでは、ちょっと実績をお尋ねしたいと思います。

本市が行っている移住定住促進事業について、28年度の実績、何件あって幾らお金を出しているか。申請や問い合わせの中で補助条件に該当しなかったケースは何件あるか、まずその辺を教えてください。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

移住定住促進事業補助金の平成25年から実施しております平成27年度までに15件の実績がございます。36名の方が市外からの移住がございました。

本年度から市外からの移住だけでなく、市内の中山間地域の定住政策も実施しまして、本年度はこれまで移住が4件の15名、定住が14件の61名の実績となっています。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

—————○—————  
午後 2 時 40 分 休憩

午後 2 時 52 分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○企画政策課長（仮重良一君） 失礼しました。

申請を受け付けて該当にならなかったものは無かったかということですが、申請については全て該当となっております。

○17番（東 宏二君） 申請の分は、全部良かったということですね。

曾於市もですよ、すごく緩和されているんですよ。だから、28年度の実績と言われましたけれども、前のずっと実績を入れて、15件何とか、4件とか、昨日同僚議員に言われたような答弁だったと思うんですが、28年度の実績だけは分かりませんか、それと金額。

○企画政策課長（仮重良一君） ただいまの28年度の移住定住促進補助金の実績でございますが、件数で18件でございます。移住が4世帯15人、定住が14世帯61人でございます。

実績額については、現在のところ1,000万円というような形になっております。

[東宏二君「金額は」と呼ぶ]

○企画政策課長（仮重良一君） 補助金が1,000万円です。

[東宏二君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○17番（東 宏二君） 今、企画政策課長も言われました。件数的には、ある程度のものはきているというようなことですが、曾於市のものを見ました。この要綱がすごく緩和されているんですよね。定住しやすくなっているような気がするんですけども、本市でも、こういう要綱を緩和をしてですよ、1人でも志布志に来ていただく、住んで定住していただくという施策も大事だろうと私は思っているんですよ。

だから、そういうことで、いろいろな手法があると思いますよ、曾於市はこういうことをやっている、東串良は土地で安くやっている。志布志は今から、今度も新しい様々な条例等改正で、今度予算にも入っているということでした。そういうことで、志布志も今から工業団地ができて、従業員が志布志に定住していただいて、地方交付税26万1,000円、まだ上がってくるか、下がっていくのかは、今後分かりませんが、27年度では、そういうお金だったということになります。そういうことで、この要綱を緩和する考えはないですかね、少しでも。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

始めに答弁いたしましたように、今後、本市のまちづくりの方向性や特性に応じたまちづくりの未来図を構成する「志布志市都市計画マスタープラン」の策定と、住環境づくりの方針となります「志布志市住生活基本計画」を策定するところでございます。

今後の移住定住の政策の中に、今お話になりました先進事例というものを十分勉強しながら、取り組みに反映させていきたいと考えます。

○17番（東 宏二君） 最後になると思いますが、若者向けの若い人たちの住宅、曾於市でやっているおおむね40歳以下で子供さんがいる方、小学生、学校のそばじゃなくしてですね、ここはあらゆるところに建設をされておられます。

こういう人気のあるような、住宅政策はですよ、本市もまねをしていいんじゃないかなとは思っているんですよ。だから、こういう若者向けの住宅を今後取り組まれる考えがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、中山間地域におきましては、分譲地が中心となっております。そのような関係で、若者向けの住宅ということについては、取り組んでなかったところでございますが、今後につきましては、そのことも含めて対応してまいりたいと思います。

○17番（東 宏二君） 5年後、そういうバルク港も稼働しだすわけですので、ここに工業団地も5年すると、また第3工区、第4工区も売却できるような状況になっておりますので、志布志にそのことで50人でも100人でも多く、志布志に住んでいただいて、やはりいろいろな活気あるまちづくりをしていかないといけないと思っておりますので、今後やはり、若い人たちのためにも、そういう住宅政策を今後検討していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

丸山議員より、発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○9番（丸山 一君） 先ほどの一般質問の中で「ベンツ」と申し上げましたけれども、「自家用車」へ訂正をお願いします。

○議長（岩根賢二君） 次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、公明志民クラブの鶴迫です。

1週間は7日ですが、一般質問も3日目に入り、また4人目で大変お疲れのことと思いますが、もうしばらくおつき合ください。

前は、多数の項目にわたり一般質問したのでありますが、今回は1点だけあります。1点のみですので、市長の「分かりました、やります」、の言葉をいただけたならば、短い時間で終わるかもしれませんが、与えられた時間ですので、精一杯緊張感を持って質問をしてみたいです。

それでは、商工観光行政について質問いたします。

市長は、施政方針において、本市は「海産物、農畜産物に恵まれた食の宝庫である利点を生かし、これまで、食・グルメによる商店街振興にも力を入れてまいりました。今後は、ご当地グルメの市内外の情報発信や、その活動の支援、新たなグルメ発掘を図りながら、地域おこし協力隊や多機能型拠点施設を中心に地域と一体となり、空き店舗の目立つ商店街の活性化策を検討し、地域に根ざしたグルメの受け入れ体制の確立による食のまちづくりと、にぎわいのある商店街づくりに努めてまいります」と述べられております。このことを市長、念頭に置きまして、通告書に沿ってお伺いいたします。

志布志上町通り商店街におきましては、まちあるき観光や、定期的に行われる各種イベント等、またグルメ通りとしても年々にぎわいが創出されてきていると思われれます。

しかし、その反面、取り巻く現状はどうでしょうか。志布志市の駐車場を除きますが、公共の駐車場が無い、トイレが無い、また授乳や、おむつ交換などが安心して行える休息所などの施設整備が全然なされてないなど、無い無いづくしであります。このような現状では、志布志の食・グルメや人、自然、文化、歴史など、志布志の最高のものに触れても、志布志の魅力が半減してしまいます。これでは、市長の求めている「日本一のおもてなし」と言えるでしょうか、決して言えないと思います。

そこでまず、この現状を市長はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

商店街の活性化につきましては、グルメの街として知名度も上がってきており、お釈迦祭りをはじめとする様々な集客策の下、商店街にもにぎわいが出てきていると感じているところであります。

本年度におきましても、商工会、観光特産品協会、市が連携を図り、季節感あふれる各種イベントを開催し、数多くの市内店舗の方々にも御協力いただきながら、地域一体となり盛り上がりつつあると思っています。

議員の御指摘の施設の整備ということでございますが、現在は志布志支所の駐車場の土・日開放や小西地区駐車場等を活用しまして、駐車場やトイレ、おむつ交換所として案内しているところ

ろでございます。授乳室としての施設は無い現状でございます。このことにつきましては、今お話がありましたように、「日本一のおもてなしのまち」ということについては、言いがたい内容であるというふうに考えるところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長の現状認識をお聞きいたしました。

それでは、もう少し具体的にお伺いいたします。

まず、年間を通じて、どのようなイベントがあったのか、特に上町通りですね、商店街の上町通りの所を通じて、イベントがどのようなものがあったのか、これまでの取り組み内容と、そして、その取り組んだイベントなどにおきまして、集客数はどんなものであったか、もしカウントできているのでしたらお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず4月29日、28日も含めまして、お釈迦祭りということになります。これが、平成28年度で8万人ということでございます。

次に、6月1日から8月31日までの間、志布志グルメ第一弾ということで、商工会主催となっております。これが5,000人。第二弾の志布志グルメが10月1日から11月30日まで、これが5,000人と。7月15日から8月7日にかけて、七夕イベントが開催されております。地域おこし協力隊の方々に頑張ってもらって、開催できたところであります。480人となっております。

次に、8月15日から8月31日になりまして、「ゆかたde商店街」ということで、これも地域おこし協力隊の方々に取り組んでいただいております。集客で170名。

次に、10月15日から10月31日、「商店街でハロウィン」ということで、これも協力隊の方々によりますイベントでございます。850人でございます。

次に、12月10日から12月25日にかけて、「商店街deクリスマス」というものを開催しております。これも協力隊が中心となっております。480名です。

そして、志布志フリーマーケット、これはSOL（ソル）情報発信基地が中心になって開催しております、200名の集客となっております。

次に、424FES（しぶしフェス）でございますが、商工会が主体となりまして、2月12日開催しております。900人ということになっております。合計しましての集客人数が9万2,180人ということになっております。

○11番（鶴迫京子さん） ただいま市長の報告で、集客数9万2,180人ということでありまして。お釈迦祭りが入っていますので、8万人でしたね、お釈迦祭り、それを引きましても1万2,180人が、この全てと言っていいほど、全て上町通りの商店街で行われた人数でありますね。そうなりましたら、やはり8万人引いたら1万2,180人集客があったということで、一遍に1万2,000人来たわけではありませんが、5,000人、5,000人、480人、170人、850人、480人、200人、900人と、相当な数の方が参加されています。イベントにですね。

まず、そのイベント時の、先ほどもありましたが、駐車場は小西地区の駐車場、土・日は志布志支所の駐車場を利用してもらっているということでありましたが、あわせて、この全てのイベ

ントの駐車場の時にトイレの設置状況、そして駐車場ですね、小西地区の駐車場と志布志支所の土・日、その行事も土・日に行われたのか、駐車場としては、志布志支所の駐車場と小西地区の駐車場だけと理解しているのですが、そしてまた、トイレの設置状況はどうであったのか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

トイレにつきましては、お釈迦祭りは何箇所か設置するところがございますが、その他のイベントにおいては、設置は特段してないということでございます。

駐車場についても、特に別途設けたということではございません。

また、今言いましたそれぞれのイベントにおいては、期間が結構長く設けられていたりしますので、またその日だけに集まった人数ということではないということを御理解いただければというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 今、特段駐車場とか、トイレは設置してない。また、そういう意味でも、そこには配慮はしてなかったということの答弁であろうかと思いますが、まず、この480人とか850人、いろいろあるわけですが、その期間が、その日だけではなくて1週間なり期間を長きにわたって行ったので、そういう不便性というか、配慮に欠けているという、あんまり困った方は見受けられなかったのじゃないかなという答弁の奥を理解したわけですが、そこらの配慮をどのように思われたんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駐車場あるいはトイレ、あるいは授乳室ということにつきまして、そのような場所についての問い合わせは無かったということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 問い合わせは無かったということでありますので、今もろもろのイベントをお伝えしていただいたんですが、その中で28年度の新規事業ということで、目指せ日本一チャレンジ応援事業の中の一つであります2月12日に行われた424FESの中で、午後からありましたね。寒波の中で行われて、大人も子供も、もちろん担当課はじめ、市長も副市長も私も参加してみたのですが、私も初めての参加でしたが、「エアギターでギネスに挑戦」ということで、そのことが日本一の記録として、そして、今回施政方針にも載っていましたが、日本一ネット事務局に申請予定ということでありました。このエアギターに挑戦という会場は、志布志支所の駐車場でした。トイレは、志布志支所内のトイレの方向に案内表示がされてありました。その時にトイレ前で、私もトイレに行きましようと思って、トイレ前に行きましたら、なんだか困った様子のベビーカーを引いた若いお母さんを目にしました。「どうしたの」と尋ねると、「おむつを替えたいんだけど」と言って困っていらっしやいました。そして、すぐ見渡しても、トイレ前の長い腰掛けるいすしか無かったんですね、そしてトイレの中を考えたら、ああ無いなと思って、これしか無いと思ったので、「ここで」って言いましたら、やっぱり私なんかの年代と違いまして、若いお母さんです、本当に。ちゅうちょしながら、そしてまた、いすは横幅が狭いわけですね。横幅の狭いいすの上で、おむつを交換されました。私も狭いいすなので、何かツルツルしていま

して、滑りやすいので落ちはしないかと、大丈夫と言ったものの反面不安で見守っていました。

このイベントには、幼児や小学生、中学生などフリーマーケットなどで、小さなお店がいっぱい出店していました。食べるもの、いろんな宝石類とか、いろんなことで、小さい子供たちも喜びそうなお店がいっぱい出てまして、大変予想以上の大にぎわいでした。

そして、特に気が付いたんですが、若いお母さんといいますが、赤ちゃんをベビーカーに乗せてまでも参加されている、私たちの時代では、ベビーカーに乗せて、そういうたくさん集まる中で参加するって、本当に、ああまた変わったなと思いました。そして、とても良いことではないかなと思いましたが、そういうベビーカー持参の方も多く見受けられ、おむつ交換だけでなく、その間、ずっとあったわけですね、1時間ぐらいではなかったですが、そういう中、授乳もあるわけですね。授乳、休憩所、休憩したりとか、そして昼もはさんだりしていますので、昼ご飯をとるとか、いろんなことがあると思いますが、そういう所に、本当にまだ先ほどの人は一例にすぎなくて、たまたま私が遭遇した方でありましたが、こういう困った方が、こういう催しの時には、いっぱいいらっしゃるのではないかな、ただ声をどこに届けたらいいのかとか、その時ですので、困るけど、どこに言うところもないという感じでありますので、やっぱり配慮に欠けるなあと、すごく感じました。

市長は、この会場にいらっしゃいましたので、その会場の雰囲気とか、全部頭の中に入れていらっしゃいますので、そのような時、こういうようなことが起こっているのですが、どのような感想を持たれましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お聞きしまして、あのイベントの時に、そういった困った方がおられたんだなというふうに、改めて認識したところでございます。

トイレにつきましては、2階の方に多機能型のトイレがあるわけですが、こちらは特に開放してなかったというような状況で、1階のトイレで御利用いただいたということになっております。1階の場合も西側の突き当たりの所に控室みたいなものがございまして、そちらを活用すれば、それができたのかなと今思ったところでありますが、いずれにしても、そういった配慮はしてなかったということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長は、「そういう配慮はしてなかった」ということを答弁いただきました。

そこでお聞きしますが、市長の方針、方針ではないですが、市の考え方としまして、先ほどもお釈迦祭りを除いて1万人を超えるぐらいのいろんな参加者があるイベントを行われています。そういう中であって、そして、そういうトイレ、駐車場、そういうところにも配慮はしてなかったということではありますが、果たして、本当に施政方針とかいろんなのを見まして、市はいろいろ取り組まれています。そのことで客を呼ぶんだということで、訪れたいまち、観光客とか入込客をと、目標を立てて一生懸命されています。市長、客を呼ぶことが先だと思いませんか。

質問がちょっとおかしいですが、志布志に来てもらいたいという思いがあって、いろんな施策

でやられて、観光客、そしてまた、そういう市内外からいろいろいらっしゃいますし、そういうイベントには市民の方も多く参加されます。そういう時に、集客数でいいますと、どんどん上ってますね、集客数が。そういう時に、そのことだけで満足していいんでしょうか。そこで、やはり何か課題は無いか、困っている人はいないか、先ほど、もう認められたわけですので、配慮に欠けたということでもありますので、そういう時にニワトリが先か卵か先かというのは、結論が出ないわけですが、そういうことになろうかと思いますが、客を呼べばいい、呼ぶ数が多ければ多いほどいいでは、先ほどの同僚議員の質問でありました、本当に、「日本一のおもてなし」ということの根本というのは、そこに置かないと、来る方たちのことに配慮しないと、先ほども通告にも言っていました、その魅力というのは、いくら良いイベントをしても、いくらそういう企画をしても、次は来ない、リピーター客は無い、そして無いどころか反対に倍以上の悪い印象を持って帰られるということになります。特に、やはりトイレ、駐車場、そういうことって、すごく大事ではないかと思います。県の管轄であるから、バースのトイレということで先ほどありましたね、やはりトイレというのは、すごく大事であって、そういう休職所、そういうことは、すごく大事な視点ではなかろうかと思いますが、もう一遍そのところをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私としましては、まちの活性化というのは、にぎわいが必要ということになろうかと思います。にぎわいを創出するのにイベントというものは、一つのやり方ということで、そのイベントを通じて多くの方々に、市民はもとより市外の方々にも来ていただいて楽しんでいただく、そしてまた、楽しんでいただくとなれば、また次に何かあるんだろうという期待感を持たせて、次にも来ていただくものにしていくということが求められるというふうには思っています。

そのようなことで、今お話がありましたように、まだまだ施設の整備が、施設の提供が満足にできていないという状況というものについては、順次解消しなければならないというふうにするところがございます。そのような要望というものがたくさん来るような、もっとももっとにぎわいのあるまちにしていきたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） それでは、2番目の通告も全部ひっくるめていますのでいきますが、先ほども通告して言ったんですが、再度また言います。

「日本一のおもてなし」と言うのなら、訪れる人、観光客や消費者、市民のニーズに対応した駐車場やトイレ、授乳や休息室、バリアフリーなどの多種多様な視点に立った整備が図られているかを考えて、基本的には取り組みをするべきであります。私は、そのように思います。それで、早急に整備を図る考えはないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駐車場やトイレ、おむつ交換所としましては、現在、志布志支所、また支所の駐車場、あるいは小西地区の駐車場というところを御利用いただいていると、そしてまた案内しているということがございます。

今後は、おいでいただいたお客様に喜んで帰っていただけるよう、更なる周知を図ってまいり

たいというふうに思うところでございます。

また、平成28年7月にオープンしました多機能型拠点施設SOL（ソル）は、商店街地区の中心に位置しますので、情報発信拠点としまして、多世代交流の場として整備が進んでいるということ。そしてまた、そういった運営をしていただいているということから、トイレとしての活用はもちろんのこと、おむつの交換場所や授乳室としても気軽に御利用いただけるよう、整備をしまいたい。そしてまた、その上で案内を申し上げたいということでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今市長の答弁がありましたので、視点をちょっと変えまして、施政方針の中で2点ほどお聞きいたします。

まず1点目は、空き店舗を活用して情報発信と交流拠点の場所として、「多機能型拠点施設、SOLですね、SOLを中心に地域一体となり」とあります。市長も答弁されました。そして、その中にあるトイレなど、そういうのを御案内して、情報発信にも努めてまいりますという答弁でしたが、まず、このSOL、多機能型拠点施設という名前はすごく多機能型であります、この知名度もですが、この多機能型拠点施設を訪れた人、そこにいろいろ情報発信の中心地でありますのでね、そうやって、市がそこを定めたわけでありまして。予算を投入しているわけですが、まずここは駐車場があるんですか。ここに来客するための駐車場とか、あるのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** このSOLを訪れる方に対しての駐車場というのは無いところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今皆さんもお聞きになったと思いますが、多機能型拠点施設を中心ということで、中心になる存在場所、SOLという所ですね。施設の中は規模的には小規模というか、小さいんですが、そういう中心な所の駐車場が無いということも、すごく驚きであります。ここに来られた方は無いということは、どこを利用されているのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志支所の駐車場ということになろうかと思っております。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今、SOLにも駐車場が無い、トイレはあるということでありまして。また、隣にあります、合併前ですね、最初志布志町の企画課担当の指導のもとボランティア組織で始まった「げんき市」というのがあります、隣に。そして、12年間もう経つわけですね、合併以前からやっていますので、スタッフはもちろんボランティアで参加しています。そして、その「げんき市」も駐車場とトイレがありません。これ、お客さん、スタッフ、納品者など困っている状況が続いています。その三者だけでなく、そこに困っていますが、見える方も車では横付けというのはできない、駐車場が無いのですのでね。そうすると、商店街通り、上町通りというのは、本当に道幅が道路幅が狭くて電柱も立っているというようなありまして、一方の方で車と対抗した時に大変危険な場所なんです、ずっと通りは。だから、そういう中であって、こういう駐車場も無いトイレも無いという所が、その志布志市の多機能型拠点施設も無い。まして、最初は町でしたが、町から始まった、そういう「げんき市」という、そういう所にも無い。そのことは、SOL、多機能型拠点施設で意見交流会があったと思いますが、その中で「げんき市」の会

長の松元会長が、直接意見交換をされたと思いますが、市長の方に、その声が届いていますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議員のおっしゃいます多機能型拠点施設におきまして、「げんき市」の方を含め、またその商店街の店主さんとも意見交換をさせていただいているところです。そういった中で、駐車場問題、そしてトイレの問題、そういった話については協議する中で話を聞かせていただいているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 話は聞いていますということで、市長、そのことを声無き声ではなくて、ちゃんとしっかりした形で声を届けているわけでありますが、そのことに対する回答というのはされたんでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、商工振興の部門で、いかに商店街を活性化するかということで、今議員おっしゃいますように、地域おこし協力隊、そして、あらゆる事業を含めまして、いろいろ支援、そしてまた自ら取り組んでいただいて活気が出てきているように思っているところです。

そういった中で、やはり、あの通りに組織が無いということから、いったん組織を立ち上げていただいて、その組織の中で皆さん方と優先順位等を協議しながら、今後進めてまいりましょうというようなことで、協議はさせていただいたところです。

○11番（鶴迫京子さん） 駐車場で、そのSOLに来られる来客の方も志布志支所の駐車場を使っている、そういうことでありますが、この「げんき市」は木曜日と金曜日でありまして、普通の日なのですね。ですので土・日、志布志支所が駐車場が空いているときには開店してないわけです。それで、やはり駐車場すごく困っているわけですが、この先ほど担当課もおっしゃいました「にぎわいが創出されている」ということで、本当にそれは肌身に感じています。そういうことで、その現状をお聞きになって、具体的にどういう方向性で市は考えているということは、現場では伝わってないんですね。例えば、志布志支所の駐車場ということですが、以前の答弁で「志布志支所の駐車場は105台の駐車スペースがあり、ハローワーク担当者1台、清掃員1台、水道課担当公用車8台、職員用公用車27台、お客さん用は68台ということでしたが、この志布志支所の駐車場の台数、スペースですね、これは来客用は68台ということで、現在も変わってないんですか、まずお聞きしますが。

○志布志支所長（山田勝大君） ただいまの質問に回答いたします。

駐車場につきましては、特段広げておりませんし、線も変えておりませんので、68台のままということでもあります。

○11番（鶴迫京子さん） 68台ということで、4年前とも変わらないということでもあります。

そういう中、何かそういう、SOLの来客者は志布志の支所を使ってくださいとか、そういうことになっているようではありますが、果たして、それでいいのでしょうか。本当に情報発信基地として、すごく力を市長入れていらっしやっただけじゃないですか、そういう所にも駐車場が無い。上小西の方に駐車場を用意しているって、上小西だと、やはり相当あるわけですね。そしてまた、中町通りに県の事業であります駐車場ですね、立派な駐車場ができていますが、あそこもほど遠

い。だから、やはり上町通りとして、どこかに大きな公共スペースが駐車場として、そしてまた、休息もできる、そういう所。これは今の要望というか、今の願いではなくて大分前からいろんな方からも要望が届いているんじゃないかなと思います。本当に市長、初めてお聞きになったでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 上町通りの駐車場設置についての要望は受けてはいるところでございます。

ただ、上町通りの駐車場要望される方は、商店の方でございまして、そのことについては、今までは、それぞれのお店、事業体で、それぞれに設置されているので、特段、志布志市の方で設置はしないというようなことでできているところでございます。

そしてまた、車で来られる方につきましては、市役所志布志支所、ないしは小西の駐車場、そしてまた、新たに設けられましたNTT跡地の方の駐車場というようなことになっているところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** それでは、お聞きしますが、先ほどのイベントですが、必ず土曜、日曜日に行われているのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどお話ししましたように、期間が1週間とか10日とかなったりしますので、平日も含まれているということでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** SOLの駐車場の件ですが、それはやはりこれからも志布志に来客された方々は、志布志支所の駐車場を使うようにと御案内されるわけでありませぬ。

そうなりますと、あそこは土・日も開いてると、あまり思いませんが、今度は、志布志支所に来た方々の駐車場、そういう分だけ使え無いということになるわけでありませぬ。そういうところの整合性というか、どのようになるのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 現段階では、駐車場が満杯になって入れないというようなことについては、お伺いはしてないところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 現段階では、そういう不便をきたしてない、そういう苦情も無いということではありますが、一方では上町通り商店街をにぎわいを創出させて、いろいろな入込客、いろんなことで人を呼び込もうとして、イベントもいろいろされます。そして、その甲斐あってか、それもですし、担当課だけでもないですが、グルメ、県でハモが1番になったり、ラーメンが県で1番になったり、バルク井が日本で有名になったりといつて、食のグルメということで、今グルメ通りとしても大変人が多いんですね。そうすると、土・日はそんなに無いですね、人通り。木・金・土と普通の曜日に皆さん来られて、それで、このエアギターに挑戦のときも昼をはさみましたので、御飯を昼食をとり、ちょっと食堂に入りましたが、そこに見えている方々に「どこからお見えですか」と尋ねると、志布志市の人はいないんですね。霧島、始良の方もいらっしゃいましたね、垂水市、曾於市とか、「そういう所からですか」って、「はい」って言って。夫婦連れとか、友達連れとか。そして、今はインターネットとか、スマートフォンとか、そういうので全部情報を見ていらっしゃるんですね、どこどこに行けば何がおいしいとかですね。それで来

ましたとって、本当にびっくりしましたね。そしてまた、宝探しもありました「志武士ししまる」の、その時も若い方々に「どこからですか」と聞いたら、志布志の人、私が尋ねた方がそうだったか分かりませんが、全然市外の方が多くて。そしてまた、それも特に若い方、食堂の中は、ちょっと年配の方もいらっしゃいましたが、そういうことであります。そうやって、志布志のグルメとしては、すごく浸透して周知が徹底されているのか、皆さんお見えになっています。入込客が多くなっていると、すごく感じています。

そういう中で、大体1週間に一遍ぐらいは、上町通りの様子というのがわかりますので、それを肌で感じていますので、こういう質問になったわけではありますが、何ら方向性としても見えてこないのですが、答弁的にですね。そして、第2次志布志市総合振興基本計画の中でもうたっていらっしゃいますよね。にぎわい感に対する満足度が7.9を9%にしようとか、空き店舗率を27を5減らして22にしようとか、いろんなことを目標に、5年間の目標を掲げられていますが、そういういろいろな目標に対して、そういうハード面の整備は方向性として何ら念頭に無かったら5年後は相当立ち遅れて、そしてまた、志布志の魅力って、それだけでしょうかという、また最初に戻るわけではありますが、いかがですか市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、トイレないしは、おむつの交換所、授乳室ということにつきましては、多機能型情報発信基地の方に整備をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

駐車場につきましては、先ほどからお話ししますように、志布志支所に御案内を申し上げたい。そしてまた、小西の方に御案内申し上げたいというふうに考えるところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 先ほどの答弁をいただけないような気がしますが、ですので、月曜日から金曜日、土・日は志布志支所が駐車場が空いているので開場しますということですが、月曜日から金曜日、そういう時にも志布志支所を使ってくださいということでもありますよね。そうなった場合、志布志支所にいろんないらっしゃるわけですよ、用事でいろんな課にですね。そういう時に、こういう観光客とか入込客、そしてまた、市民の方など、いろいろありますが、そういう方はいっぱい呼んでおいて、そして駐車場はってなると、志布志支所へどうぞって、ぜんぜん確保しないということですかね、もっと明確な答弁をして欲しいと思います。もう駐車場の整備はしないということですよ。

**○市長（本田修一君）** 現在の段階では、まだ駐車場が足りないというふうなお話が無いところでございます。

そしてまた、先程からお話ししますように新たに設けた小西地区の駐車場においては、まだ利用率がかなり低いということで、駐車スペースが空いているということでございますので、そちらの方に御案内を申し上げたいということでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 上小西の駐車場の方は空いているので、そちらを利用してほしいということでもありますね。方向性としても、検討も研究もしないということでもありますね。市民の

方からいっぱいあれしていますので、これテレビも入っていますので、皆さんもお聞きになったかと思いますが、それではですよ、今まで事故が無かったことが不思議なぐらいなんです、駐車場も、市長も御存じでしょう、あの通りの混雑ぶりは。以前はそうでなかったんですよ、ということは市長も担当課を含め、いろんな方々の課の努力によって、あれだけになってきたんだということです。だから、努力してですね、それがそのまま増えると思いますよ、まだ今から口コミとか、いろんなのでですね。そうなった場合、本当にそういう訪れる方は車で来られるんですね、仲町通りのあそこに止めてみんな来られるかということ、そうではない。

そしてまた、実際考えたら、お店の食堂でグルメ通りとしまして、食堂に駐車場があるではないかって思われるかもしれませんね。反対に、どうですか、うがった見方をしますと駐車場が無いから、そんだけ食堂に入ってトイレや、駐車場が無いからということじゃないですね。トイレの件に関しましては、食堂や、そういうところに施設に入って利用する人も多いのではなかろうか、まさか、そういううがった見方はされてないでしょうね。全然検討しますという答弁もいただけませんので、大変ショックを受けています。どうですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駐車場につきましては、先程来答弁いたしますように、本当に足りないのかといった時に、まだまだ利用されてない状況だというふうに私自身は思うところでございます。

ということで、志布志支所、そしてまた、小西地区の駐車場というものを、たぶんまだ小西地区の駐車場について御存じじゃない方が多いのかなというふうに思ったところでございますので、そちらの方にきちっと案内をするような形はとっていきなというふうに思っております。

ただ、トイレあるいは、おむつの交換所、そして授乳室ということにつきましては、新たに案内ができるような施設というものは、造るべきだというふうに思いますので、そちらについては、取り組んでまいりたいということを考えているところでございます。

○議長（岩根賢二君） 鶴迫議員、繰り返しになっているようですので、質問の仕方をちょっと変えていただければなど。

[鶴迫京子さん「はい、分かりました」と呼ぶ]

○11番（鶴迫京子さん） 今の答弁で、おむつ交換所とか休息所は、このSOLの中ではなくて、別に考えたいという答弁で理解していいんですか。

[市長「SOLの中に」と呼ぶ]

○11番（鶴迫京子さん） SOLの中にといいことでもありますね。

そしたら、そのことをしっかりですね、SOL自身が、この多機能型拠点施設というもののSOL自身が、何かすごく分かりにくいという、見えにくいというか、そういう感じがいたしますので、しっかりそういうところの表示、案内をしていただきたいと思います。そういうこともできるんだよということで。

それでは、視点を変えまして、一応今回は駐車場のことは、使われていない駐車場があるので、スペースがあるのでということで納得はしていませんが、一応質問を置きまして。

2点目で視点を変えまして、地域おこし協力隊を中心に施政方針の中で「地域と一体となり、空き店舗の目立つ商店街の活性化策を検討し」とあります。まさしく港湾商工課に配置されている協力隊員の方は、先ほども話も市長の答弁でありました。いろんなイベントの中で登場してきました。そしてまた、各種イベントはもちろんですが、独自のアイデアで、クリスマス、ハロウィン、七夕祭りなど、商店街と一体となる活動で本当に商店街がにぎわって変わってきつつあるなということを感じます。

そして、「日本一のかき氷」「日本一の恵方巻き」「日本一のエアギター」「424FES（しぶしフェス）」など、イベントの無い時でも市民とふれあい交流され、そして、市内外にそのことをタブレットですかね、あれで情報発信されるんですね。もうすぐ、その時に情報発信されますし、そういうことで、他の方々も、それぞれの担当部署において地域おこし協力隊員として頑張っていってほしいと思います。

担当課は違いますが、事前をお願いしておきましたので、テレビも入っているということでありますので、市民に周知ということで9名の地域おこし協力隊員の皆さんの活動の様子を簡単にいいですので、少しお聞かせください。

**○企画政策課長（仮重良一君）** それでは、現在6課、3月に1名採用しておりますので、10名の協力隊員になっておるところでございます。

まず、企画政策課の方に志プロデューサーということで、日本一の志ブランドづくりとか、そういうものをプロデュースする隊員が1名おります。

それと港湾商工課に配属しております観光特産品プロデューサーということで、港湾商工課の方で、主には特産品のデザインとか、そういうものを担当して業務しております。

それと、農政畜産課の方には野菜のコーディネーターということで、地域の資源とかニーズ調査を行っている隊員がおります。

それと、志布志市支所の地域振興課でございますが、田之浦・出水地区の地域おこしということでの隊員がおります。

それと、港湾商工課の方に商店街のプランナー、今議員の方からありましたように、本年度七夕祭りとか、クリスマスとか、そういうものの行事等をしている担当がおります。

もう一人、港湾商工課の方に体験型の観光プロデューサーということで、イベント企画とか、そういうものを担当しております。

それと松山支所総務市民課の方には、地域のブランドづくり、地域外でのニーズ調査というような方の隊員が1名おります。

すみません、港湾商工課の方には、もう1人特産品プロデューサーということで、主にはふるさと納税関係の業務ということで1人おります。

それと、教育委員会、学校教育課の方にITのタブレット端末指導員という形で1人いらっしゃいます。

3月に採用いたしました隊員につきましては、婚活、移住定住のプロデュースというような形

での隊員がおるところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） ありがとうございます。今、地域おこし協力隊のいろんな担当は違いますが、その課で頑張っていらっしゃると思います。ですが、その担当担当、そしてまた、関わる地域地域では、その方々を御存じの方もいらっしゃるかも知れませんが、まして、この本庁舎内で、その地域おこし協力隊員の方々の活動というか、そういうことを全ての職員がというか、議員も含めてそうですが、承知してなかったりとか、いろいろあるわけです。そういうところで新聞報道にあったんですが、出水市では、この地域おこし協力隊員、名前が少しちょっと違っていました、その方々の活動報告、短期間、1年だったり2年ありますね。その方々にあわせて、その方々を一堂に集めて報告会を実施したというのが新聞に出ていました。そのことというのは、それまでの実績を報告するというのもありますが、やはり庁舎内の職員の方とかい離があってもならないし、そこを市民だけではなくて、地域の方と市民とかではなくて、やっぱり庁舎内の職員の方々とも交流があって、いろんなところで悩んだりした時に、力になったりとか、いろんなことがあろうかと思しますので、このような、まず市民に報告会をする前に庁舎内で実績を、報告会というか、横の連携をとったような形での、そういうのは検討されないでしょうか。

○議長（岩根賢二君） しばらくお待ちください。

商工観光行政についてという通告ですので、それに沿って質問をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、今担当課長の方で説明いたしましたように、現在では3月1日付けで、新たに1名採用しまして、現在10名となっております。これらの方々に対しましては、毎月定例会を開催しまして、前月の活動状況の報告をそれぞれの隊員がするところがございます。その報告に基づきまして、情報の共有と課題の解決について、それぞれ御意見等を賜りながら、一緒になって、協議をしているところがございますが、その席に私と副市長、そしてまた、各課長も出席しまして、内容についての把握、そしてまた、助言等をしているところがございます。

そしてまた、隊員の皆さん方の活動報告につきましては、隔月ではありますが、市報にも地域おこし協力隊のページを設けたり、それから、隊員報を独自に発行もされておられるようでございます。

○11番（鶴迫京子さん） はい、よく理解いたしました。

議員研修で1月でしたかね、ありました。人口減少問題についての講演の中で、人口を増やすために自治体間の競争の激化の時代に入った。端的に言うと人口の奪い合いであると。そのためには、あらゆる施策を研究して、都市のイメージ向上を図り、選ばれる都市にならなければいけないという講演の内容ではなかったかと思っております。まちを変えるには、よく「ばか者、よそ者、若者」と言われますが、今後9名の地域おこし協力隊員の活動に大いに注目し、期待するところであります。

隊員一人一人が志布志を選んだわけです。高い志と目的意識があります。また、選ばれ選んだ

志布志としても、しっかりサポートしなければいけません、双方が連携して訪れたい、住んでみたいと、選ばれる志布志にと願っております。

そして、志布志のイメージを向上して、行って良かった、住んで良かったという結果につながることを期待しますが、そのことを市のリーダーである市長は、どのように考えられますか。もちろん、この講演は聞いていらっしゃらないと思いますが、いかが思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員の方から、この協力隊員の働きのもとで、上町通りがにぎやかになっているというお褒めの言葉もいただいたところでございます。

ということで、それぞれの分野で、それぞれの才能を持っておられる方、意欲を持っておられる方が志布志市には来ておられるなというふうに、いつもいつも有り難いなというふうに思っております。

私どもは、先ほど申しましたように定例会を通じて、その取り組みを更に高めていただくよう、私また副市長の方から助言、そしてまた協力をお願いをしたり、担当課の方では、もちろん課をこぞってバックアップする体制をつくったりということでございます。

市の職員には無い発想と、そしてまた、行動力と、そしてまた、期待感があるかというふうに思いますので、そのことをしっかりと発揮してもらいまして、3年過ぎたら、過ぎたらと言わなくても、3年目にならなくても、この志布志市に定住という形で居ていただくように、私どもは望んで、そしてまた、そのことについて協力申し上げるということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 最後になりますが、10年、20年先のまちづくりに関する基本方針である都市計画マスタープランを平成29年度までに策定ということで、その施策の方向性として、中心市街地などにおけるハード整備やソフト事業に対する集中投資を行うことで、にぎわいのある市街地形成に向けた取り組みを推進するということでもあります。

志布志の中心市街地である上町通り商店街の未来図に向かって、積極的な取り組みを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

13日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

午後3時58分 散会

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成29年3月13日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

日程第4 議案第30号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭
志布志支所産業建設課長 假 屋 眞 治	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから、本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許可します。

18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

振り返ってみますと、私たち年に4回しか議会ないんですけど、これまでも度々、定例会が開かれている時に国政においても、また外国においても、びっくりするようなことが、よくこの会期中に起きるもんだなと、ずっと振り返ってみまして、冒頭にいろんなことを述べさせてもらってましたけど、本当に外国、お隣の韓国、そしてマレーシア、そして国内では教育を論じるところのああいった問題とか、もう一つびっくりしたのは、PKO部隊の突然の撤退を表明という、安倍総理大臣のですね。これは本当に国民の声に押されてと言うと、大変おこがましいんですけど、国会の論戦の中で自衛隊員の方々に対する国民の思いというのが、やっと通じたのかなと、そういった思いがありまして、少し遅かったねとは思いますが、そういう状況の中で、日本の自衛隊員が、そういった駆け付け警護等々です、悲惨なことが起きない状況の中で撤退を決定したということでは、良かったねという思いがあります。

私たちは、住民から付託をされて、市長がおっしゃっていますように住み良いまちづくり、そのために、ここでいろんな議論をします。そういった立場で国の内外を通して不安定な状況ですけど、志布志市は一貫して本当に安心して住み良いまちで良かったねと、そういったまちづくりを目指して、これからも努力をしたいなというふうに思います。

それでは、通告をしていましたことについて、順次質問をしてみたいと思います。

まず政治姿勢ということで、この間一貫して採り上げていますが、庁舎等在り方研究委員会で、この間に研究された内容、どういったことだったですかねということで、先の12月議会で、今後の組織機構見直しについて検討うんぬんということで、市長が答弁をされています。そうした中で、この間、研究委員会が何回か開かれたんでしょう。その中身について答弁を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

12月定例会の一般質問で、志布志港を取り巻くインフラ整備の整備状況、庁舎の耐用年数の到

来に伴う対策及び将来在るべき組織形態など、市としての方向性を示すための判断材料を一つひとつ議論し、積み重ねていった先に、将来理想とされる庁舎の在り方が導き出されるものであると答弁したところであります。

その後、本年度4回目となる研究委員会が2月21日に開催されているところです。

協議した内容について、まず一つは組織機構の再編に向けた分科会による進捗状況について議論がされているようです。共生・協働分野の分科会と、福祉、保健行政分野の分科会で、それぞれの分科会では、市民サービスの拡充、事務の効率化及び合理化の促進を念頭に置いて、その場合での組織再編の在り方について研究が行われております。

具体的には、共生・協働分野の分科会では、少子高齢化の影響で、担い手不足分による活動の停滞や格差が生じている自治会の環境対策、地域住民が主役となるまちづくりを一層推進するための地域コミュニティ化の促進対策など、地域住民の実情を踏まえた社会形成の構築に取り組んでいくための庁内組織としての在り方が議論されております。

二つ目は、庁舎の耐用年数を考慮した時の財源確保についてで、基金の増設には耐用年数が到来するまでに現庁舎の延命化を図るのか、立て替えるのかなど、具体的にどうするのか、将来の計画ないし構想が必要で、その目的に向かって、基金条例を制定する必要があるのではとの意見もあったところです。

以上のような内容で研究委員会では、協議が進んでいるようですが、この財源の問題について、今後策定予定の公共施設に関する活用計画との整合性を考慮しながら検討していかなければと考えているところであります。

**○18番（小園義行君）** 今、市長から答弁がありましたように、12月議会でいろいろ議論させていただいた時に、首長としての、このままでいいよという、そういう立場でずっといくのか、それとも場所を移すとか、いろんなことを首長自身が、そのことを明確にしないと事務方としては動きようがないんですよね、ということ等を含めて、庁舎の耐用年数の問題や、それに対して財源の確保をどうするのかということ等でやり取りをさせてもらって、今、この研究委員会でも、そのことが具体的になっているという点では前に進んでいるんだなというふうに思うところです。

そこで、そういう部分では、それで研究委員会としてされて大いに結構じゃないですか。その中で、今後志布志市をどうしていくんだということの中で、この庁舎問題は避けて通れないというふうに私は思っているんですね。その中で、施政方針で市長が「行財政運営の効率化及び合理化を一層進め、健全な財政運営を堅持しながら施策及び事務事業の執行管理能力を、最大限に発揮できるような組織体制の構築を目指すため、抜本的な組織機構の見直しに努めてまいります」というふうに、市長が施政方針で述べられております。このことを組織機構の見直し、これは何を指しているんだろうと。例えば、どこかの課とどこかの課を一緒にしますよという、そういったことだけじゃないと思うんですね、この組織機構の見直しというのは、具体的に私たちは、どう理解したらいいんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

組織機構の見直しについては、毎年毎年このことの見直しは重ねてきているところでございます。そのことを重ねながら、その時々合った組織体制を構築していくということについては、当然とるべき内容になっていくということでございます。

今回、また改めて抜本的なということの表現をさせていただいたのは、この組織機構の見直しにおいても、根本的な組織の在り方というものを、いつも根底において見直しをしてきているという意味で抜本的なという表現を使ったということで、そのことが今まで組織機構の見直しの取り組んできたものと違った形で、構造的な大変革を目指していくということの内容ではないということ、まず御理解いただければというふうに思います。

ということで、その時その時に時代の流れに合った、そしてまた、様々な法律が制定され、その法律に基づいて、行政執行が新たにされるとということがされますので、それに合った形で組織機構の見直しは随時していくということでございます。

○18番（小園義行君） 「抜本的」というこの言葉を普通に字面で捉えると、本当に市長が思い切ったね、そういう改革を考えているのかなというふうにちょっと思ったものですから、それはそれとして、今市長がおっしゃったようなことですが、今後ですよ、私自身は、この間やり取りをずっと市長として来て、11年目に入ってますよね。その中で、この場所にこだわるものではないと、いろんなことを含めてやり取りをして、いちいち言いませんけど、現在、分庁方式を採ってますね、志布志支所に教育委員会、そして松山支所に農業委員会、そして、ここは本庁ということで、この分庁方式、今後は、その分庁方式を今のままでずっといくのかと。そしてあわせて、本庁方式ということ等については、これは研究委員会じゃなくて首長として、そのことをどういうふうに思って、今後も今のこの分庁方式でいくのか、それとも本庁方式に移行していくというふうに思っておられるのか。私自身は、市長の中では一部そういう本庁方式に移行していくというような、これまでのやり取りの中でですよ、そういうニュアンスをちょっと感じたりするんですけど、そこについては、今後も今の分庁方式をずっと採っていくというふうに考えておられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めにお答えしましたように、現在も庁舎の在り方につきましては、研究委員会を開催をしているところでございます。

その中で、様々な議論がされてきている状況でございますので、その議論の内容を見つめながらやっていきたいというふうには思うところでございます。

また、私自身は3期12年という節目になるところでございますが、今後においては、その庁舎の在り方については、新しい任期においての在り方というものがあるのではないかなというふうには思っております。それは先ほど申しましたように、その組織自体がどうあるべきかということについては、常に検討を加えながら、組織改編をしていくということで、その改編の中で庁舎自体というものが、どうあるべきかということも研究がされていく、また検討がされていくということになるかと思っておりますので、その時々に応じた形で変化していくということにはなるか

と思います。

今現在、分庁方式というお話ですが、総合支所方式ということが原則になっております。総合支所方式の中で、本庁方式を採らせていただいているということでございますので、このことについても、また新たな中での協議の中で、新たな方向性も示されてくる可能性はあろうかと思っております。

**○18番（小園義行君）** 自治体というのはですよ、市長に権限がずっと集まっていますよね。市長が右だ左だと言わないと、なかなか市長が、例えば、右と言うものを左というふうにはなかなかありませんよ。それはなぜかといったら、あなたが市民から選ばれている代表だからですよ。その中で本当に市民の人たちが、どんな思いでいろいろ見ているのかということで、この分庁方式を、今、その時その時の判断だということでしたが、やはり政治家として志布志市3万約4,000人ぐらいの人をどこに導いていくのという、そういう大きな判断を迫られる時が必ず来るわけですよ。その時に、何となく事務方に任せてということじゃなくて、政治家本田修一として、私は志布志市をこういうふうにやっていくということを明確にね、やっぱりどっかで判断しなきゃいけないじゃないですか。いわゆる分庁方式をずっと今後もやっていくということで捉えると、総合支所方式も、ずっと今後やっていくという、そういう考え方ですか。仮に私が市長なら、総合支所方式は残したとしても、人をどんどん職員適正化計画で減らしていくという、市長のいろいろ考え方がある以上は、この分庁方式だと非効率ですよ。やっぱり効率的に動かしていくという意味では、本庁方式にならざるを得ないじゃないかという思いが、ずっとこれまでもあって質問をずっとしているわけですよ。だから、本当に市長として志布志市をどういう方向に持っていくんだという、それぐらいの先に対する見通しですね、それを住民に示していただかないと、今のままで、ずっとズルズルいっていいですよということには、私はならないと思うんですけど、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私、市長でございますので、私の思いでいろんな施策を提案しながら、議会でまた議論していただきまして、それが実行されるという形になっているわけでございます。

当然、私自身の考えを出すことは、可能なことではございますが、出すに至るまでに、その内容が多くの方々の賛同を得られるものであるかどうかというものについては、十分検討を私自身が自制して検討して提案するということにおいては、基本的にずっとそのような形での提案はしてきているつもりでございます。

この庁舎の在り方については、かなり大きな課題、政治的な最大課題とも言えますので、そのことについては、当然、今、提案する前に多くの方々の御意見を賜りながら、そしてまた、多くの御意見の中で、どのような集約がされるかという方向性を見極めながら、私自身は進めていきたいということでございます。

そのようなことから、別な場では、この方向性については、合併の時に多くの方々の意見を賜る場を設けて方向性を決めたというのに匹敵するぐらいの形での協議をしていきながら決めてい

きたいということの話もさせていただいたところでございます。

そのような流れの中で、このことについては取り組みをしたいと思います。

○18番（小園義行君） 市長の思いは、そういうことですね。

でも現実によ、職員適正化計画で松山町なんかは、合併当初から3分の1になってますね。人がすごく減ってるんですよ、あそこで働いておられる職員の人たちは、大変申し訳ないけど、僕は精神的な負担というのは本庁で仕事をする人の何倍もあると思いますよ。本庁だとですよ、例えば、税務課を例にとりますね、固定資産のこと、はい、あっちですって、課税、こっちですと、徴収はこっちですってなりますね。でも、松山支所だと、全てそれを受けないといけないわけですよ。だから、そういった精神的な負担ということで行くと、今のままでずっといくということであれば、この総合支所方式をきちんと残すというのであれば、人の配置を適正にやっぱりやってもらわないと、大変困るなという思いがあるわけですね。それを市長は、今のままでいくというのであれば、こんなにね、松山支所、当時60数名、70名ぐらいおられた人が今は20何名ですよ、正規職員はですね。

だから、実際のそのことで行くと、約半分以下に減っているわけですよ。だから、それが果たして合併協議の中で総合支所方式を貫くよって、今おっしゃってるけど、人の問題からしたとき大変な負担をかけているという、そういう現実は、どういうふうに思っていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山支所においては、職員数が減ってきているということについては、そのとおりだということでございます。ただ、そのことが職員に対しては、仕事が過重になっているのか、あるいは市民の方々にとりましては、サービスが低下しているのかということについては、私どもは十分そのことについては配慮をしながら、職員の適正化に努めてきているところでございます。

そのようなことで、総合支所方式ということで、合併以来取り組みをしてきている内容でございますので、今後そのことについて、新しい組織形態というものを考えるとすれば、先ほど申しましたように、総合的な広い範囲での協議を重ねながら進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 市長の思いとしては、そういうことですね。

次に、この第2次振興計画、これをそれぞれ委員の方々をお願いされて諮問し、議論がされて、ここになっているわけですが、向こう10年間の中で、いわゆる庁舎のこと等についても議論が当然されたと思うんですよ。これを私も読みましたけど、この庁舎問題で、そのことについても諮問がされて具体的にどういった議論、諮問してなければしょうがないじゃないですか。でも振興計画としては、当然そこも議題に上ってくるなと私も思って。市長が策定委員会にどういう諮問をされてね、どんな議論がされたんですか。諮問してなければいいですよ、それは。そういうことなんだねって思うんですけど、この第2次総合振興計画の中で、どういった位置付けで議論がされたんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第2次志布志市総合振興計画につきましては、平成38年度までの基本構想を策定するため、本定例会によって議決を求めるものでございます。

総合振興計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための市の最上位計画であり、福祉の向上や産業の振興等について示すもので、分野ごとに策定される個別計画については、総合振興計画と整合性を図るものでございます。

策定作業につきましては、平成27年度に市民意識アンケートを実施し、平成28年度におきましては、各課ヒアリング、庁内検討委員会、作業部会等による素案の作成、総合振興計画審議会による審議及び答申、市民代表のまちづくり委員会による提言等を踏まえて策定作業を行ってまいりました。

都市計画マスタープランや公共施設等総合管理計画等との整合性を図っておりますが、本庁舎の位置等については議論は無かったところでございます。ただ、計画書策定作業の中で、各課とのヒアリングを行った際には、現在の研究会の内容については、報告があったところであります。

**○18番（小園義行君）** いわゆる、そういう庁舎の位置等々については、議論は無かったということですね。

では、少しこれを聞きますね。このあなた方が示している基本構想ですよ、ここの中で基本目標、そういったもの等々がありますね。そして、まち構造の方向ということで、将来像のイメージということで、こういうふうに述べています。市街地ゾーンとして、「道路、交通、情報インフラ等の都市環境が整備され、医療・福祉、教育・文化、産業、交通、行政などの機能集積により、本市の核となる拠点形成しています。」将来のイメージですよ、この振興計画の策定委員会で議論された中で「行政などの機能集積により、本市の核となる拠点形成しています。」、これは、どういうふうに僕たちはイメージしたらいいんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

市街地ゾーンとして表現しているということございまして、ある一定の範囲をもった区域ということになろうかと思えます。

**○18番（小園義行君）** これを素直に読めばですよ、行政など、いわゆる全てですよ、そういう機能集積するって。まちというのは、どうあるべきだろうかという時に、もう何回もこれ議論してきましたけど、地方自治法第4条第2項ね、「地方公共団体が事務所の位置を定め、これを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならない」というふうなうたっているわけですね、求めているわけですね。そうした時に向こう10年間の振興計画を策定していただく委員会の方にですよ、こういった視点も含めて、今の現状を考えて議論してくださいというような諮問もしなかったんですね、市長ね、無かったということですからね。それはね、これまでの議会の中で市長がやり取りをいっぱいしましたけど、その中で、「この場所にこだわるものではありません」とか、いろんなことを答弁されてますね。そして、研究委員会では、12月議会で基金の問題とか、建て替え、耐用年数の問題とか、私も質問させてもらって具体的に研究をしているわけですよ。

一方では、10年間の計画をつくる委員会に、この庁舎の耐用年数だとか、そういったもの等々も含めて、今が本当にどうなんだという、その検証をしていただいて次に進んでいくという、検討委員会に諮問もしなかったという、そのことは僕自身からしたら、これまで議会で市長が答弁したこととの整合性が全く感じられなくて、ちょっと残念ですね。

向こう10年間、志布志市はどういうまちにしたいのかということを経験してくださいということをおっしゃってるんですよ。市長も、これまで、「ここにこだわるものでもない」と、そして全体的なことを考えた時には、インフラが整備されて、東九州自動車道、都城志布志高規格道路、港、全ていろいろなった時に、果たして10年の間にはできますよ、市長。そのままでいいんですかということを経験してきてもかかわらず、諮問もしてないということが今明らかになりましたけど、それでね、議会で答弁してきた。それではですよ、研究委員会の人たちが今、一生懸命研究していることの意味はなんにもならないじゃないですか。

耐用年数、松山支所にしても志布志支所にしても、この本庁にしても、もう10年の中にきますよ、耐用年数が来た時にね、はい、建て替えましょうじゃないでしょう。全くそういう諮問をしなかったんですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、今回の計画の中で、そのような論議についての諮問はしてなかったということでございます。

この課題・テーマにつきましては、かなり具体的、また重たいテーマではなかろうかというふうには思うところでございます。そのような内容について研究会の動き、そしてまた、議論については、報告されたということでございますので、そのことについては、委員の方々も理解はされているのではないかなというふうに思っております。

そのような中で、今回のこの答申ということになったということでございますが、また、具体的には、また別は形での協議会ないしは委員会なりを構成しながら、このことについては、別途専門的な形での進めをしていかなければならない課題にはなるのではないかなというふうに思っているところでございます。

**○18番（小園義行君）** 市長としては、今後第三者委員会みたいな、そういう形でやりたいと、合併協議会の時にいろいろな議論をして、それにもう10年以上経っているわけで、状況の変化は当然しますよね。経済にしても何にしてもですよ、その当時の職員を考えてくださいよ。70名くらいないんですよ、少なくなると。そういうことをした時に、分庁方式も含めて本庁方式がいいのかどうか、そういうこと等々を含めて検討委員会というのを、これは市長が立ち上げ、そこで議論してもらいたいみたいなことですよ。私もそれは必要だと思うんですけど、それには首長がそういったことを諮問しない限りですよ、議論にならないですよ。だから、今回の10年間の総合振興計画の中で、それが議論されなかったということは、諮問が無いからですよ。だから、やっぱり今のままでいいのかどうかということを経験して、いや、果たしてどうだったんだろうと、志布志市のまちづくりとしてはということを経験したときに、分庁方式で

いくのか、本庁方式でいくのか、そういったこと等も含めて、検討委員会を立ち上げて、そこにそういった基金の造成、そして、耐用年数が来る、その時に本来ここがいいねという、そういった議論もしていただくような検討委員会にしないとですよ、それは何てなるか分かりませんよ。でも、きちんとそれを立ち上げて財源の問題、そして、地方自治法が求めているこの立場からの議論、そういったもの等を含めて、基金をどう造っていくのかと、財源を造っていくって、そういうこと等を含めて、きちんと市長が、そういった今私が言いましたようなことを含めての検討委員会なり、早期に立ち上げる。研究委員会は研究委員会でいいんでしょ。こっちは検討委員会でないといけませんよ。研究と検討、意味が違うからですよ。早急に結論を出してやっていくという、そういうことにならないと、いけないなというふうに思います。本当に、この10年間を検証して、この場所の問題等々を含めて、財源の問題、来るであろう耐用年数が来た時には使えなくなっていくわけですから、そういった問題を含めて、本庁方式にするか、分庁方式にするかという等々も含めて立ち上げをして、早急に立ち上げて検討していただく、そういうふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

早急に立ち上げるというお話は、ちょっといささか無理かなというふうに思ったところがございます。極めてこの事の結論は、どれぐらいの検討をしながら結論が出るのか、それこそまだ見通しがつかない状況でございますが、かなり時間をかけて検討して結論を出すということになるかと思えます。そのようなことを考えたときに、すぐさま立ち上げてするということになれば、また次期の市政の在り方というものにも大きく関わってくるということがございますので、その辺のタイミングがうまく合った形で立ち上げがされるのが適当かなというふうには思ったところがございます。

○18番（小園義行君） たまたま来年選挙を控えてましてね、私たちもそうですけど、行政は継続ですからね。首長が変わると、その中身がガラって変わる場合もありますけど、基本、今私が話しているこのことは、そんなにね、次の人になったからといって、大変失礼ですよ、市長が当選されるかも分からないし、仮に立候補されないかもしれないですよ。別な人が市長になったとしても、そんなにね、変わるものではないというふうに思います。これはもう先が見えているわけですからね。そういった意味で、立ち上げをするという点では共通理解というふうにしてよろしいですね。それがいつになるからといって、今年中にして来年結論というふうにもならんでしょけど、基本は先の問題としてやらなきゃいけないことが見えてます。耐用年数とかいろいろありますのでね。

それにあわせて、立ち上げは市長が考えられるでしょう、いつやるかとかね。でも、基本ずっと選挙が済んでからということでもなくて、それ以前でもいいじゃないですか。それとあわせて向こう10数年した時には、もう耐用年数駄目ですからね。基金を造っていくとか、そういったものは早めに提案されても、誰も議会だって、駄目だよそんなのって言う人はいないと思います。そこらについての考え方を最後をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基金の造成につきましては、相当な期間を重ねなければならないということで、それは早めにやった方がいい内容ではないかなというふうに思います。

今回、御提案できなかつたところですが、そのことについては、十分検討を重ねながら近いうちに御提案をしていきたいなというふうには思っております。

○18番（小園義行君） 非常にこの問題、それぞれ政治的なことが絡んでいるというふうには、私は全く思わないんですよ。住民の思い、いろんなことを考えて、政治的判断が必要だということをおれまでもずっと言ってきたわけで、私も長く議員するかどうか分かりませんが、あの時間違った判断をしなくて良かったねという、そういった思いにあるものですから、やっぱりこれまでもずっと一貫して、こうしてきました。ここにおられる人たちも、当然そういう思いだと思いますよ。だからぜひ、良い議論をして、先々、志布志市は続きますのでね、そういった意味で、前を向いた対応をしていただけたら有り難いなというふうに思うところです。もちろん研究委員会でも、もう議論始まっているということですので、ぜひ今市長が答弁ありましたので、このことについては、また今後いろいろ議論をさせていただきたいと思っております。ぜひ研究委員会の方では、今いろいろやっているこのことについて、あくまでも研究なものですからね、来年の3月で終わりますよとかいうことでも無いわけですよ、これ。だから、研究委員会というのは、非常に厄介だなという思いがありますけど、進められていることを前に進めて、ぜひ市長の方に提言されて、これはぜひ市長やっていただきたいみたいな、そういうことも含めて、座長として今いろいろ私も言いましたけど、市長は、ああいう答弁ですよ、座長として、そこの今いろいろ研究をされているそのことに対しての市長に対する意見、具申というような形でやれるのかどうか分かりませんが、座長としてのそういう決意といいますか、いかがですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

今、研究会につきましては、本年度で4回目ということで、合計8回、27、28年度進めてきております。いろいろ今市長答弁がありましたとおり、私どもも毎回研究会がある度に市長とは、その中身等、いろいろお話をし、そしてまた、市長からも指示等があつて、また動くというような状況でございますので、また来年29年度につきましても、引き続き組織の見直し等を含めて、どうあるべきかを、財源の問題等についても研究会の中でも出てきておりますので、しっかりとした対応をして、市長の方には報告をしていきたいというふうに考えます。

○18番（小園義行君） ぜひ、そういった意味で、前向きにいろいろ議論をしていただいて、研究していただいて、市長への提案という形でやっていただけたらというふうに思います。

それでは、次に移ります。

平成30年度から国民健康保険については、運営が都道府県に移管されることが決まっているわけですがけれども、保険料等々を含めて、そうすることで、どういうふうに、この国民健康保険というのは変わっていくのか、少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための、国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに国保の運営をすることが決定しております。

このことは、昭和36年の皆保険制度創設以来の最大の改革とされており、県は国保新制度移行連絡会議を設置し、県、国保連合会、及び市町村と協議の場を持ち、様々な協議をしているところでございます。

また、事務レベルの検討部会は、財政部会、事務効率化等部会、医療費適正化部会と三つに分かれており、国民健康保険税等の財政運営に関することについては、財政部会で協議しております。

国保税の賦課徴収の仕組みとしては、県は医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し、国保事業費納付金の額を決定します。

また、県が設定する標準的な算定方式等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表します。市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納めることになります。

現在、県は2回試算結果を示しておりますが、この試算結果については、平成30年度以降の公費拡充等は勘案しないなど、現時点における様々な前提での試算であることに加え、国においても公費の考え方など、多くの検討事項が残っております。

本年8月に実施予定の3回目の試算においては、それらの検討事項等を踏まえた内容となることから、その結果により本市の納付金等について、具体的な検討に入ることとなっております。

また、納付金や標準保険料率の算定方式等は、県が本年11月頃に策定する鹿児島県国保運営方針において公表する予定となっております。

**○18番（小園義行君）** 今、市長の方から答弁があったように、それぞれこの標準保険料率を試算して、実際、今1回、2回されてうんぬんということでしたが、それぞれ自治体でいろいろ違うからですよ。医療費を本市は県下でもそんなに高くないところと、いろいろあって、安かったり高かったりするんですが、これが今、市長答弁ができなければいいですよ。

その2回示されているやつで、志布志市の保険料率というのは、今の保険税として、私たちが見たときに高くなってるんですか、低くなってるんですか。それは言えなければ言わないでいいですよ。それは言って構わないだね、市長、そこは僕も分からないから聞いてるんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、県は本年11月頃に策定する県国保運営方針において公表する予定とされておりますが、これが最終的な保険料率の発表の段階ということになっております。現在までに協議がされておりますが、その内容については公表されないということになっておりますが、本市は、先ほど議員の方からもお話がありましたように、極めて熱心に健康増進運動に取り組んできております。そしてまた、その結果、かなり県全体の中では、医療費の低い水準と

なっております。それらのものが十分考慮された保険料率にはなるのではないかなという予測はしております。

○18番（小園義行君） 具体的に答弁が難しいのかもしれませんが、他の県のやつをちょっと取り寄せたりして、非常に現状より高くなっているというようなこと等もあって、少し心配をしているわけですよ。

そうした中で、国が最終的に11月に試算をして公表ですね。そういうことになると、実際に幾らになるんだろうねって、今より安くなればいいですよ、それはね、市長ね。それは市長も安心されると思うんですけど、実際にこれが高くなった場合に、大変だねという思いがあって、国が2015年から15年、16年、17年、今年度までですよ、新年度ですよ、全国で全体で1,700億円の支援金、これをしてるんですけど、本市には、その金額がどれぐらい来ているのかって、それは当然分かってますね、ちょっとお幾らきてるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○保健課長（津曲満也君） ただいまの御質問ですが、平成28年度の国民健康保険基盤安定負担金と保険者支援分ですが、国・県合わせて6,396万6,000円ほどの志布志市に対しての交付となっておりますが、県全体では27億4,100万円ほどの県全体の国からの助成でございます。

○18番（小園義行君） 今、答弁があったように、保険者支援分として、都道府県へ、県に移行することによる、いわゆるそういう負担を和らげていくという意味で国が先に手を打ったというふうに理解をするんですよ。そういった意味で、仮にこの分がきて、本来だと引き下げに回らないといけないんですよ、これはね。それは、そちらの考えでしょうけど、基本的には、そういうふうに思います。

そこで、市長、新年度11月に試算が公表されますね。そういう時に今より仮に高くなったりした時にはですよ、これは一般会計からやっぱり繰り入れをしていくということにしないと、今でさえも国保はなかなか大変な状況だというふうに思ってるんですが、そこについては、市長どういうふうに考えられていますか。県から試算されたものが、今の保険税より高くなった時の当局としての考え方ですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、予測ですが、本市の保健行政においては、極めて県下では優れた形で推移されているということでございますので、予測より多い形での保険料が示されることは無いのではないかなというふうには期待しております。

ということでございますので、財政負担ということについては、またその時には別途生じないというふうに今のところ考えているところでございますが、仮に、予測以上に保険料率が示された場合には、やはりまた議会に御相談を申し上げながら、一般財源の支出というものを検討いただきたいなというふうには思っているところでございます。

○18番（小園義行君） 今、市長から答弁がありましたように、ぜひそういった立場が必要だろうというふうに思います。

なぜなら、これ都道府県に移行しても、この国民健康保険会計というのは自治事務ですよ、そこは、そういうふうに私は理解するんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど11月に最終的に公表ということのお話を申し上げましたが、試算結果につきましては、本年8月に予定されている3回目の試算のところに概算が示されるということになっているようでございます。

ということで、その概算に基づいて判断をしていかなきゃならないということになります。

ただいまお示しありましたように、この保健行政によっては当然自主的に運営していく行政内容でございます。

○18番（小園義行君） 今、市長が答弁ありましたように、8月ぐらいに試算が出るということですね。それはそれでいいでしょう。

実際、具体的にそれを出された時に、これ国も自治事務だから、それでいいよということは認めているわけでありまして、ぜひ今市長が答弁されたような形で、その公表されたものに対して、負担が大きくなったり、いろんな時には当然法定外の繰り入れというのはやらないと、とんでもないことになる。それはなぜかという今、市報と一緒にですよ、国保財政は危機的状況にありますというのを毎回のように出されて、私たちが今回当初予算で病院に行かなければ、インセンティブで報奨、いわゆるそうしますよというようなことまでして努力されているということからしたら、ぜひそういう時には、今市長がおっしゃったような立場で、法定外の繰り入れもやっていただきたいと、それはそういう立場だということでしたので、これについては理解をします。ぜひそういう立場でやっていただきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩いたします。

11時から再開いたします。



午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○18番（小園義行君） 次に、福祉行政ということで、生活保護に関することを少し何点か質問させてもらいます。

本市で生活保護を受給されている方は、現在どれぐらいの世帯、人数おられるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における生活保護の近年の状況は、世帯数、世帯とも、ここ数年横ばいの状況でしたが、本年度においては、若干増加傾向にございます。平成29年1月末現在で、382世帯、495人となっております。中でも高齢者世帯や母子世帯の申請が増えている状況です。

○18番（小園義行君） 生活保護を受給されている方々、国会で生活保護バッシングがいろいろ

あって大変な思いをされた時期があったわけですね。そして、国が生活保護基準を年金より高いからといって、引き下げた経緯もあるわけですけど、これ憲法が保障している生存権から始まるので、生活保護法というのはできているわけで、今市長からありましたように382世帯、495人、全てその方々に寄り添うという、基本的な気持ちが無いといけないわけで、最後のセーフティネットで、それを受給されているわけですので、そこを大事にしていきたいと。

国会議員の先生の中でも、「とんでもない、それは」と言って、いろんなことをテレビ等々でやったりされている発言を聞くと、なんか本当に悲しくなりますね、ああいうのはね。憲法尊重擁護の義務を課せられている国会議員が、堂々とマスコミの中で生活保護を受けている人をバッシングするって、とんでもないことだというふうに私は思います。

そういった意味で、今ここに495人の方がおられれば、450通りのいわゆる思いがあったり、生活があるわけですね。そこにやっぱりケースワーカー含めて、私達もそうですけど、寄り添っていくということが大事だろうというふうに思います。

そこで、基本的なことを少しお伺いします。

生活保護法第27条で、「指導及び指示ができる」というふうにありますますが、ここに対する当局の基本的な考え方は、どんなふうを受け止めておられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

法の27条では保護の実施機関は、「被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」第2項で、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。」3項に、「第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は強制し得るものと解釈してはならない。」とあります。法にそのようなことで述べてありますが、このことにつきましては、一般的には指導、指示につきまして数回にわたって対象となる被保護者にケースワーカーが助言等を行い、それで解決しない場合、生活保護法第27条に基づいて、指導、指示を実施するということになります。数回の口頭指示を行い、それで改善されなければ、文書による指導、指示を行うという流れになります。それでもなお改善されなければ、対象となる被保護者に弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止、廃止を検討するということになります。

○18番（小園義行君） 今、市長から答弁がありましたように、この第27条は指導や指示ができるとなっていますが、第2項、第3項で、いわゆる受給者の意に反してやってはいけないと、いわゆる2年前に生活保護法の改正があったわけですが、それに対して国会の附帯決議等々も付いていますよ。その中で、ここが非常にね、どっかの自治体がジャンパーに「保護なめんなよ」ってね、とんでもない話ですよ。そういうことを本市がやっているというふうに僕は思ってないんですよ、だから、ここをきちんと受け止めてないと、ああいう自治体のようなことが起こりうるわけですね。だから、実際にその保護受給者に対する思いというか、寄り添い方だと思うんです。意に反してそういうのをしてはいけないというふうに法律がうたってるわけですが、そこは今市長がおっしゃったように、ときにはそういう人もいるかもしれませんね。いわゆるとんでも

ないことをされている人がおって、ちゃんとしなさいと言っても聞かなければ、今市長がおっしゃったような、そういうことですよ。でも、基本は、この法に基づいて、うちは向き合ってますよということですよ、それでいいんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の保護行政においては、ただいま議員のお話になられたとおりに取り組んでいるというふうに考えます。

○18番（小園義行君） そのことを踏まえて、ぜひ495人の方々に寄り添うというか、そういう気持ちが必要ですよというふうに私もそう思います。そこで、この生活保護受給者の方々が、状況が転居したり、引っ越ししたり、いろいろしなきゃいけないわけですが、本市の福祉事務所、当局の考え方は、この引っ越し、そういったものに対しては、どんなふうに考えなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護受給者の転居につきましては、劣悪な住環境にあり、あきらかに居住に耐えないと認められる場合や、基準額を超える住居から基準額内の住居に転居する場合、就労先から遠距離にあり、通勤が著しく困難である場合、DVなどの被害により、生命や身体の安全の確保を図る必要がある場合など、やむを得ない状況にある場合に転居を認め、敷金等を支給しているところです。

生活保護を受給されている皆さんにとっては、住居は生活の安定を確保し、自立していくための大事な部分であると考えますので、転居については、そのことを念頭に生活保護受給者と協議しながら法に基づいて、助言・指導等を行っているところです。

○18番（小園義行君） 今、市長の方から答弁がありましたように、今の生活保護法数年前に改正されて、いわゆる自立を助長していくという方向に変わったんですね。そのために、就労支援、就労してくださいよと、そういったこと等々を含めてですよ、やられるわけですけど、現実には、例えばAという人が、そこに住んでまして、病院に行くのに遠いよねとか、ここは住環境としては自分が健康を取り戻して、元の生活になって仕事に就きたいと。そのためには、この住環境では問題だなと、本人が感じてお願い等々があった際には、今市長がおっしゃっている「真にやむを得ない事情」というふうに受け止めて相談に乗ると、その結果、やむを得ないよね、転居していいよという、そういうことになるというふうに理解していいですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、様々な転居の事由というものについては、それぞれのケースで認めているということでございます。

○18番（小園義行君） この転居の関係では、生活保護法の14条と33条にうたっていますが、その中で、引っ越し料というのがあります。実施要領では、「被保護者が転居する場合で、真にやむを得ないとき、又病氣療養上著しく環境が悪い場合などで、引っ越しが必要な場合は、移送費を支給することができる。」というふうになってます。いわゆる、その方が病氣等々を抱えておられて、生活保護に陥った。病院等に通いながら、自立のために、きちんとしたこの住環境では、ち

よって問題があるねって本人が思われて、福祉事務所に相談があれば、きちんとそのことについては、向き合いますよというふうに、これを見ると、私は理解をするんですが、法が求めているのは、そういうことだというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、福祉事務所の方と十分協議しながら、転居についての相談をしていただく、そしてまた、それが真にやむを得ない転居の場合、必要最小限の額は支給されるということになります。

○18番（小園義行君） 今、市長からありましたように、「真にやむを得ないとき」というのは、その人にとって「真にやむを得ないとき」、いわゆるこの住環境では、私自身の健康が良い方向に改善しないという判断があればですよ、1か月、1か月で変わるということは無いでしょうからね、そういう時には、きちんと向き合いますよということで、今市長の方としては「福祉事務所と相談して」ということでしたけど、当局としては、今私がいうようなそういう立場で結構ですよというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、様々なケースが背景とか、いろいろなケースがございます。

冒頭市長の方が答弁しました転居に関わる要件につきましては、今市長が述べたとおりでありまして、そういったことを一つ一つ勘案しながら、相談を受けつつ、ケースワーカー、福祉事務所あわせて、その方向性を決めていくというようなことになっていきます。

議員がおっしゃるように、ケースワーカーとしては、当然市民に寄り添った形で、それを自立助長できるような方向も含めた中で、対応していくということになっていくと思います。

○18番（小園義行君） 実は昨日私、床屋に行ったんですよ、今日一般質問するから行ったんじゃないですよ、もうやんかぶってですよ、こういうことでしたので、床屋でいろいろお話をお客さんとしている時に、この生活保護の話が出るんですね。「小園さんて、あそこはこげんやっど、あげんやっど」っておっしゃるから、私は、生活保護法の第1条から第4条までのことを少しお話させていただいて、こういうことですよということで、話をしたところです。やっぱり住民の皆さんから見たときに、何となく、そういう生活保護受給の人たちに対する見方というのがね、非常に、これまずいなという思いがあることがよくあります。それは、冒頭言いましたように、自民党の国会議員の先生もマスコミで、そういうことをバンバンおっしゃるわけで、そういうことじゃないよという、憲法から生存権から始まって、そういうことで、どうしようもなく、そこにセーフティーネットとして生活保護を受給されているという、その人たちの思いに寄り添うならば、どうあるべきかというのは、今市長がおっしゃったような立場だと思います。

平成28年度の補正予算の中で、還付金と徴収料、それを少し委員長報告としてさせていただきましたけれども、仮に不正受給があった場合、無かった場合と、明確にそれ分けてあります。だから、全て生活保護を受給している人が、そういうことをやっているというふうにはね、あの件

数を見てもほとんど無いわけで、私たち自身は生活保護受給されている方々の思いに寄り添うという、そこは譲れない一線だというふうに私は思います。

そういった意味で、今市長が答弁あって、福祉事務所長の方からもありましたように、ぜひですね、そういった生活保護受給の方々等々から相談等あったら、きちんとした形で向き合っていくべきだというふうに思います。そういう立場だというふうに、今後の生活保護に対する行政の在り方としては、そうだというふうに理解してよろしいですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど課長も答弁いたしましたように、受給される方に寄り添った形での対応はしているところでございます。

○18番（小園義行君） 生活保護に関しては、これで終わります。

次に、母子生活支援施設の運営について問うということで、通告をさせていただきました。現在、母子生活支援施設の現状として、入所の状況や、そこで働いておられる職員の現状を少しお知らせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

母子生活支援施設の運営につきましては、本市におきまして、合併後も旧志布志町が設置しておりました母子生活支援施設「南風寮」を引き続き市の直営で運営しております。現在は、指導員が2名、夜間管理人2名が交替で常駐し、施設管理を行うとともに、本庁福祉課児童福祉係、志布志支所福祉課福祉係で連携を図りながら、入所相談、入所者の自立支援対応等を行っているところでございます。

平成29年3月1日現在、南風寮においては2世帯6名、市外の母子生活支援施設に1世帯3名入所となっております。

○18番（小園義行君） 今、市長から答弁がありましたように、旧志布志町の時代からですが、直営でやっているということですね。ここは、今指導員2名、夜の管理員2名ということですが、ここに正規の市役所の職員が配置されていない中での現状の運営というのは、実際にどういうふうにされてるんですか。もちろん福祉課の課長が寮長等々ってなってると思うんですけども、これは、そこに正規の職員が一人もいない状況の中で運営されているということですよ。それについて、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

複雑な家庭環境や様々な課題を抱えた親子と、その方々が入寮されているということで、相当な負担があるのではないかとというふうに思います。今後においては、再任用の職員等を施設長で配置できないか、検討してまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 今、市長、最後答弁がよく聞き取れなかったんですけども、いわゆるここが市の施設だというふうに考えると、指定管理者制度も導入できるわけですね。それがいいかどうかは別ですよ。でも、ここは直営でやっている以上、正規の職員がそこに一人も存在しない中で、肩書きはありますよ、それね、寮長だという、福祉課長が恐らくそうになっていると思う

んですけれども。それじゃなくて、そこに常時ですよ、いろんなことできないわけで、そういう形態がどうなんですかということ、これ聞いているんです。これ福祉課じゃなくて、総務課の問題だというふうに僕は思うんですよ。そういう施設管理をどうするのかということで、福祉事務所がうんぬんということじゃないからですよ、今、最後の答弁もう1回言ってください。何ておっしゃったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後においては、再任用職員を施設長で配置するという事も検討していきたいということでございます。

○18番（小園義行君） ということは、きちんと嘱託職員が悪いということじゃないですからね、そういう人をちゃんと配置していくというふうに今の答弁を受けたところです。

そこで具体的に、それはそれで良い方向ですから、この指導員という人たちの仕事というのは具体的に、あそこに2世帯6名ということで、児童がおれば、学校から帰ってきたり、どういう状況か分かりませんよ。そういう人がおられれば、保育の関係とか、学校が終わった後は、放課後児童クラブに行けない状況があったりすると、そこでその指導員の人がその人たちに対する学童保育をきちんと向き合うというふうに理解してるんですが、現状は、この2世帯6名の中でどういった家族構成で、子供や児童がいるのか、そういう小学生、中学生いろいろでしょう。その中で、この指導員は、どういった役割を果たしてるんですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 御質問にお答えします。

当然子供たちがいる母子家庭でございますので、それぞれ1人と3人の子供たちがいるということになっております。母子支援員につきましては、母親の就労援助や日常の育児、それから家事などの相談に応じるとともに、精神面での支援を行い、関係機関との調整等を行うこととしております。

それから、少年指導員は、子供の日常生活援助を中心に学習や生活習慣が身に付くような行事を立案するなど、親子関係や友人関係をうまく保てる援助を行うこととしております。

それと、子供たちが帰ってきてからの過ごし方ではありますが、当然夏休み等とか、そういった時期におきましては、少年指導員が学習をサポートするというようなこともやっております。

また、個別に夏休み以外におきましても、個別に宿題等の対応には応じているところであります。

ただ、あくまでもお母さんが、どこまで望むかということで、あくまでもそこは協議をしながら応じていくというような形になります。

それから、放課後児童クラブ、これにつきましても、お母さんが放課後児童クラブに出したいということで、母子寮、それから福祉課の方にそれぞれ御相談がありますので、当然必要に応じて利用できる場合は、放課後児童クラブを利用しているということになります。

それから、スポーツ少年団、そういったものについても、当然参加したいというときには参加してもらっている現状もございました。

以上です。

○18番（小園義行君） ぜひ、この支援員という人たちの仕事というのは、非常に大変な仕事ですよ。

そして、先ほどの生活保護と同じように、この支援員の人たちは、入所されているお母様、子供たちのプライバシーを侵しちゃいけないわけで、そこに一方では寄り添いながらという、非常に難しい仕事ですよ、これ。だからぜひですね、その人たちに対する研修とか、いろいろなことをやられてる、今おっしゃったように、思いますのでね、そこに入所されている人たちは、自宅でそういう状況で生活ができない、緊急避難的にDVとかあって、来られている人、そういう意味では非常に不安を抱えて入所されていますので、今課長が答弁があったように、ぜひそこに寄り添うというような気持ちでの対応というのが大事だろうと思います。

そのためには、ぜひですね、これ今正規の職員が誰もいない中で、そのお二人に、言葉は悪いけど、丸投げみたいではですよ、これまずいじゃないですか。きちんとそこに対しては、ちゃんと今市長がおっしゃったような体制をとって、入所されている人たちの生活の安定をきちっと図るというね、精神的な部分も含めてですよ、そういうものにやっていくべきだというふうに思います。そういう立場だというふうに今ありましたので、このことについては理解をします。

ぜひですね、ここの施設があんまり利用されない方が本当はいいわけですよ。でもどうしても、そういう状況に無い人たちを守るために、これあるわけですし、ぜひそういう立場で大いに努力をしていくべきだというふうに思います。

そういう立場だということでありましたので、このことについては、終わります。

次に、施政方針ということで、施政方針の中で教育の関係で市長が「総合教育会議を通して、志の心を育ててまいります」というふうに述べておられます。具体的に、次の52ページで「先人から引き継がれてきた公德や決まりを守る心、親に感謝する心、高齢者を大切にする心、尊敬の念をもって地域や友達を大切にする心、目標をもって努力する心などの「志」は、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならないと考えております。」というふうに市長が施政方針で述べておられます。いわゆる、総合教育会議の中で、向学心、公德心、感謝の心、敬愛の心、郷土愛、生命尊重など、志の心を育ててまいりますというふうに、これ具体的に非常に内面の問題ですので、難しい部分があると思いますが、具体的にどういった取り組みを、市長これされようとして施政方針で述べられたんですか。あわせて教育長にも具体的な取り組みをどういうふうにやっていくんだということをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回制定しました市民憲章にあるように、「志」とは、自ら生きる目標を心に決めて目指すということであり、人や地域のために尽くそうとする心であります。そのような「志」の心は、教育により育まれるものであり、学校や家庭、地域社会での生活を通して、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならない普遍の心でございます。

平成27年6月に行われました総合教育会議において、志布志市教育大綱を推進するため、「志の

心」を先人に学び目標を持って努力する心、公德や決まりを守る心、親に感謝する心、高齢者を敬愛する心、地域や友達を大切に作る心、自他の生命を尊重する心の六つを目標に掲げて推進していくことになりました。

具体的な取り組みにつきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成26、27年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙から、本市児童生徒は「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していますか」「今、住んでいる地域の行事に参加していますか」といった質問に対し、肯定的な回答が全国や県と比較して低い傾向にありました。

また、各学校の課題を集約した中で、決まりを守る、友だちや地域を大切にする、周囲の人々へ感謝することなど、当たり前のことを当たり前にすることが、まだ十分ではないのではないかと実態が明らかになりました。このような実態を改善するために、先ほど市長が述べた六つの「志の心」を高める教育を推進することが大切であると考えたところです。

具体的な取り組みについて申し上げますと、まず道德の時間の指導方法の改善です。教師による価値の押し付けではなく、児童生徒が読み物、資料等を通して、道德的価値について考え、議論し、多様な価値観に触れることで自他の生き方を考える指導の在り方についての研究をしてまいりました。

また、4月24日の「志布志の日」に志布志のことについて知る活動や、見学、体験学習を通して郷土のすばらしさを感じさせる取り組みを行ったり、志布志市出身で活躍されている先輩を招いての講演会の開催などを実施したりするなどすることで、夢や希望を持って努力することの大切さを感じさせたりしております。

今後も、志布志市の児童生徒の向学心、公德心、感謝の心、敬愛の心、郷土愛、生命尊重という六つの「志の心」を中心に一人一人の道德性を育む教育を学校、家庭、地域と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 今、市長の思いと具体的には、こういうことですよと、教育長の方から答弁がありました。

これを僕も読んで、ごく当たり前のことを当たり前にとって思いますよね。だけど、今教育長の方からもありましたように、なかなかそれがうまく伝わったり伝わらなかったりということで、来年からですね、小学校が来年、次に中学校がその次の年に道德が教科、科になりますね、教科ですよ。教科になると先生が、そのことを評価したりして、成績じゃないけど付けないといけないですよ。非常に内面の問題として難しいことだなと僕は思って、その先取りじゃないけど、ここで市長が施政方針で掲げられたということで、市長が教育首長再生会議というところに設立の時から参加されてますね。あれの会議の文献とか、私もよく読みますと、あれをそのまま市長がここに載っているとは思いませんけれども、非常に考えるところがありまして、そういうことではないよねということで通告をしたんですよ。いわゆる志布志市市民憲章をやりました

ね、そのことが大きなことだというふうに僕は思ったんですけど、一応念のために教育再生首長会議、あそこが求めているようなことで、どんどんいきますよということではないですね、ということ聞いていいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、市長になった時から志布志市の地名の由来を学びまして、この地名の由来が本当にすばらしいものであるということを感じて、それ以来、この志布志市において「志のあふれるまち」というものをまちづくりに進んできたところでございます。

そのような流れの中で、総合教育会議においても、当然子供たちについて、この志布志市の地名の由来を知り、そして先人に学び、そして、そのことを基にして、様々な目標を持って、そして人のために生きる人間になっていくということにして欲しいということから、取り組んできているところでございます。

教育再生首長会議においては、もっと別な形で日本の教育の方針というものについて、新しく方向性が出されておりますので、それらについて学んでいこうということで、参加しているということでございます。

○18番（小園義行君） それだと安心をします。

今、森友学園のことで、いわゆる教育の中身というのがクローズアップされてですよ、認可取り下げということになりましたけど、それぞれだと思えますよ、それについては。

今回こういうことがうたわれてて、道徳の中で、今の先生たち、おそらく道徳ということに関してあんまり授業を熱心に受けられたということも無いと思えますけど、今の先生方ですよ。私たちの頃は週1ぐらいありましたかね、確かね。今回は道徳を教科にするわけですから、非常にこれは難しい、先生たちも大変だろうなというふうに僕は思っています。先ほど道徳ということが出ましたのでね、教育長の方から。国が指導要領で、22項目の内容を出していますが、今市長がおっしゃった、こういったことが、その22の中に入っていますね、大体ね。そういった意味で学校の先生方が、具体的にそのことに取り組んだときに、いわゆる内面をどう評価するのかと、非常にこれは難しいんだらうなと思って、先生方も大変だろうという思いがあります。そういった意味で、来年からの道徳の教科になるわけですけど、そこについては、少し先生たちの中で、どんな思いがあるんだらうな。それは教育長として先生方の思いを、こういうことになるよということは来年見えているわけで、そこらについての先生方の御意見とか含めてですよ、具体的に大丈夫だよというふうに僕たちが思っているんですかね、先生方が大変だと僕は思うんですけど、そこはいかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 来年度から小学校が特別の教科道徳、そして、次の年が中学校が特別の教科道徳ということになりますけれども、今回この道徳が教科になるということで、一番議論になったのは、先ほど議員言われましたように評価をどうするのかということでもあります。他の教科は数値的な評価で5・4・3・2・1で評価をするわけですが、それでは人の心情、子供たちの心というのを数値で評価することができるのかということ、最終的には記述式で個人内

評価といますか、その子供がどんなに伸びていった、どんなふう成長していったという形で評価をするという形になりました。そういう意味で特別の教科ということで、他の教科は全て数値的評価ですけれども、道徳だけは数値的な評価はしないで、あくまでも記述式で評価をするということになりました。

でも、やっぱり道徳というのは、他の教科に比べて子供たちの心情を十分把握しながら、いろんな価値に気付かせていく授業ですので、教師の力量というのが非常に問われる教科だと思います。算数でいえば、正解がきちんとありますけれども、しかしながら、道徳の場合は、これが正解というのがなかなか難しい。したがって教師の指導力というのが非常に問われるんだろうと思います。例えば、具体的な例でいいますと、挨拶をするということは非常に大事なことで、これは誰でも分かっていることなんですけれども、それでは、なぜ挨拶をすることが大事なのかということに気付かせるのが道徳なんだろうと思います。人から言われるから挨拶をするという子供もいるでしょう。人から褒められるから挨拶をするということも、そういう子供もいるでしょう。いろんな捉え方があるわけで、しかしながら、挨拶をするととても気持ちがいいよねと、相手も気持ち良くなるよねという、そういうことを通して、挨拶の大切さ、そういうことに気付かせていく、そういう場面というのが道徳の授業なんだろうと思います。

先ほど言いましたように、本当に道徳の授業は非常に難しい授業です。先生方が、今回教科になって、教科書もできるわけです。今回のこの道徳の授業というのは、これまでの単に読み物を読んで、そして授業をするということではなくて、子供たちに十分話し合いをさせながら考えさせながら、道徳を進めていく授業ということになりますので、これまで以上に教師自身は非常に難しい状況で、道徳の授業をしなきゃいけないということになりますけれども。しかしながら、志布志市、「志の心」を育む、私どもにとってみれば、全ての子供たちに「志の心」を育むというのは非常に大事なことでと思いますので、道徳の授業を中心にしながら、様々な場面で「志の心」を育てていきたいなと、そういうふう考えております。

○18番（小園義行君） ぜひそういう立場が必要だと思います。

道徳教育というのは、あらかじめ、教科書がありますからね、あらかじめ用意された道徳的価値とかいうことではなくて、学校生活の中でいろんなことが起きますよね、いじめがあったり、いろんなことが、けんかしたりですよ。その時その時に向き合うという、そのことが大事だろうというふうに私は思うものですから、今教育長のそういう答弁を聞いて、ぜひそういう立場でやってもらいたいと。ただ教科になると先生方は本当に大変だろうと思います。そのことをよく把握した上で学校の先生方への指導等々を含めて、良い形で、これが始まったらいいいねというふうに思いますので、そのことについては、そういう立場で、よく理解をしました。

最後です。施政方針で市長がこういうふうに述べています。「情報基盤整備の推進によって市民サービスの利便性向上を強化すると同時に、多様な情報発信の媒体を活用しながら、本市の情報を迅速かつ効果的に発信し、情報効果による地域の活性化、議会本会議や庁内会議等でのタブレット端末の導入による行政事務の効率化及びペーパーレス化を検討してまいります。」というふう

に述べておられます。このことを具体的な取り組みとして、このタブレット導入、ペーパーレス、どこまで市長として検討をして取り組もうとされてるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、合併以来1人1台のパソコン整備を行い、庁舎内における情報化を進め、行政事務の効率化を図っているところです。

また、平成23年度には地域情報通信基盤整備推進事業により、市内全域に光ケーブルを敷設しまして、市民サービスの利便性向上も図っているところです。その上で急速に進む情報化に対応すべく、今回の施政方針に盛り込んでおり、タブレット端末は行政事務の効率化及びペーパーレス化を行う上で重要なツールであると考えております。

去年は、タブレット端末を学ぶため、私をはじめ市の課長職を対象とした研修を行いました。また、議会、総務課、情報管理課の職員による先進地視察も実施し、導入に際してのメリットやデメリットを洗い出しているところです。

つきましては、健全な財政運営を維持しながら、タブレット端末をより効果的・効率的に使用するために、例えば、会議のみでなく窓口や訪問による対応など、将来的にタブレット端末を現在の業務用パソコンと共有するといった庁舎内外を問わず業務に利用できる方法も考えられることから、今後も様々な情報を収集し、議論をしてまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 教育委員長にも、ちょっと通告しておりましたけど、今の市長の答弁を聞いて、後で聞くときは聞きます。すみませんね。

今市長、おっしゃったようにタブレットの導入とペーパーレス化、これは私は少し考えというか、別物じゃないかというふうに思うんですよね。仮にですよ、ここだと議会の本会議、これをペーパーレスにするって、それは、それだけ考えておられるんですかというふうに、これを見るとね、「議会本会議や庁内会議など」、これはいいでしょう。農業委員会がありますね、農業委員の方々も、このタブレットを導入し、そして、ペーパーレス化、紙はありませんよと、そういうこと。教育委員の先生方も、そういうことになっていくのかなど。だから、どこまでこれを検討して、こういう施政方針になったのかと。議会だけやるというふうには、僕は議員としては200億円の予算を審議する立場ですからね、だから、議会だけ特化してペーパーレスにするとか、そういうことではないというふうに私は思うんですよ。

実際、今、ここではWi-Fi、わざわざ3階へ付けていただいて、なんとかできましたが、志布志支所、それぞれ分庁方式してますのでね、松山支所、Wi-Fiは全て農業委員の方々、教育委員の方々、全部そういう形で使える状況になっているというふうには僕は思わないんですが、現状はいかがですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○情報管理課長（小野幸喜君） ただいまの質問にお答えいたします。

支所におけるWi-Fiの状況につきましては、志布志支所におきまして2階のロビーの一部について運用ができております。

また、松山支所においても、1階の一部にて運用を行っているところでございます。

○18番（小園義行君） でも、大体これもね、情報管理課長が答弁する立場じゃないよ、これ。ペーパーレス化だとか、そういったものについては総務課、企画課、全体ですよ、どういうふうに取り組むのかというのが無いと、一情報管理課がそんなことを決定するようなことになるんですか、違うでしょう、市長。やっぱり市、行政全体で、このペーパーレス化にどう取り組むのかといたら、やっぱり総務課や企画の段階で議論しないと、情報管理課長、タブレットのことだからあんただよってということでは、私は無いと思います。このペーパーレス化を検討してまいるといふ、市全体の問題として捉えないと駄目でしょう、これ。だからぜひですね、私はそう思いますよ。だからね、一情報管理課長に手を挙げたからしょうがないけど、議長が指されたので。

これは本来は、総務課あたりで中心になって企画がなるか分からんけど、議論した上で提案がされないと、これ、まずありませんか、市長。

○市長（本田修一君） ただいま情報管理課長が答弁したのは、Wi-Fiについての内容について、答弁したところでございます。

当然、ペーパーレス化については、総務課の方で検討をしておりますので、答弁させます。

○18番（小園義行君） じゃあこれ、先ほど私が言いましたね、農業委員会、松山で仮に今あるんですが、市議会と同じようにタブレットを導入し、農業委員会もペーパーレスでやっていくよと、そういうことも検討しているということなんですね。だから、実際にそうしたときに志布志市の行政全体が、どこまでこのペーパーレス化がやれるのかということと、タブレットを導入するのは別物ですよ、これ。そのことをよく考えて施政方針とか出されないと、私たちは議会の議員だけのことを思っているわけじゃないですからね。住民の皆さん方がどういうふうにそれを受け止めて、こっちとして発信していくかということですから。そこについては、今後農業委員会や教育委員会や社会教育課、いろんなこと、公民館連絡協議会とか、そういったものを含めて、今後検討していく、そして、ペーパーレスにしていくということが、どこまで可能かということを検討していくというふうには市長、理解しているんですね。そういうことだというふうには僕は理解してるんですけど、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおりでございます。まだ現在の段階では、まず事務局の中で勉強を重ねて、その導入について、どのような形でできるかどうかということを検討している段階でございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、そういった私たち議会の本会議だけとか、議員だけがそういうことで良いというふうには、私は思わないものですからね。私もうちにありますけど、実際にですよ、これ全体にどういうふうにしたらペーパーレス化がして、費用対効果等々がうまくいくのかということ踏まえて検討していくというふうには、市長が今答弁ありましたので、ぜひ良い形で進むように、それ取り組んでいただきたいと、いくということでしたので、理解をします。

今回いろんなことで住民の気持ちに添うという、その意味からいろんな質問をさせてもらいま

した。当局としての考え方もお聞きしましたので、私たちの任期は、あと10か月ちょっとで、私が出るかどうかは別ですよ、選挙を向えますのでね、だからぜひ、そういう立場で良いまちづくりを皆さんと議論して、市長が目指しておられる、住んで良かったねと言われるまちになるように、残された任期努力をしていきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



### 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成29年3月6日に、市道の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め和解したものであります。

内容につきましては、平成29年1月19日、午後1時頃、市道グリーンロード志布志線で鹿屋方面から市道久保線に左折しようとした和解の相手方が所有する散水車がグレーチング蓋を跳ね上げ、燃料タンク、マフラー等を破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する散水車の原形復旧に要する費用47万円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

質疑はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分の報告についての報告を終わります。



### 日程第4 議案第30号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第30号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、県営土地改良事業で整備された施設の財産処分返還金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億7,533万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算について、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の財産収入の財産売り払い収入は、不動産売り払い収入を35万1,000円、財産処分収入を20万5,000円、それぞれ増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を22万7,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の農林水産業費の農業費は、農地総務費のその他返還金を32万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から27日までは、委員会審査等のため休会といたします。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時57分 散会

## 平成29年第1回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：平成29年3月27日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第13 議案第19号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第20 議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第24 議案第30号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

- 日程第25 陳情第2号 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について
- 日程第26 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第27 議案第32号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第28 発議第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 日程第29 閉会中の継続審査申し出について  
（総務常任委員長）
- 日程第30 閉会中の継続調査申し出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから、本日の会議を開きます。



**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



**日程第2 議案第8号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員5名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、人事院勧告を受け、6月期を0.05月分増やし、12月期を0.05月分減らすため合計としては変わらないということだが、どのような理由でこのような改正が必要なのかとただしたところ、今回の人事院勧告分は、昨年の12月定例会で可決となった。人事院勧告は、6月期、12月期をそれぞれ0.05月分増やすという内容だったが、昨年は6月を過ぎてから勧告が出され、どの自治体も6月期への対応が間に合わなかったため、12月期に0.1月分を増やす改正とした。それを今回、国の示した0.05月分ずつに改正するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第8号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

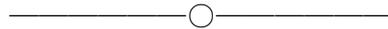
これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第9号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員5名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、扶養手当の額の変更について、経過措置分を含め、総体の増減額についてただしたところ、配偶者分の扶養手当は、現行の1万3,000円から平成30年度には6,500円になるが、29年度は1万円とする経過措置を設けている。あくまでも現職員での試算であるが、平成29年度は増額になる職員が89名、増減無しが44名、減額になる職員が67名で、総額で約10万円の増額となる。平成30年度は経過措置が全て終了し、増額になる職員が126名、増減無しが7名、減額になる職員が67名で、総額で約30万円の増額となる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第9号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第10号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員5名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市の識見監査委員の報酬が低いことは、県内の議員からも指摘されていた。提案理由の中に、「県内の他市の状況に鑑み、報酬の額の改定を行う必要がある」とあるが、県内他市の状況をどのように分析したのか。また本市は港を抱えており、自治体規模の割には監査対象領域が広いと感じる。金額だけでは比較できないと思うが、そういったことも検討した提案となっているのかとただしたところ、識見監査委員は、これまでも報酬が低いという指摘を受けていた。他市の状況も確認し、監査委員事務局とも調整してきた。県内19市で一番報酬が低く、監査委員の業務も非常に重い内容であり、勤務日数も年々増えている。28年度からは例月出納検査を月2回から月3回に増やしたため、年間約100日程度の勤務になると考える。また額や人口規模だけでなく、重要港湾を抱えているなど、他市とは異なる状況や、市長の様々な事業展開などを踏まえて、今回の報酬額改定の提案に至ったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

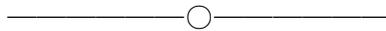
これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第5 議案第11号 志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第11号、志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、個人情報保護条例等の一部を改正することで、マイナンバー独自利用事務を行う場合に、情報提供ネットワークを利用した情報連携が可能になることについて、その具体例をただしたところ、本市においては、独自利用事務について関係課との協議は進んでいない。独自利用事務を行う場合、情報提供ネットワークを利用した情報連携が可能となるが、国の例では、高等学校等就学支援金支給法に基づく高等学校の授業料補助に、県の例では条例によって上乗せ補助を行うといった独自事務の場合、法に基づく高等学校の授業料補助分は、法定事務であり課税証明の添付が不要となるが、条例に基づく上乗せ補助分はマイナンバーを利用できないため、課税証明の添付が必要となっている。このように類似事務であっても取り扱いが異なる状況であったが、今回の改正で、独自利用事務における情報提供ネットワークを利用した情報連携が可能となり、両方の補助について課税証明の添付が不要になる。市民にとっては、情報提供ネットワークを利用して、関係する自治体から課税や所得に関する情報の提供を受けられるため、利便性が上がると考える。今後、本市の独自利用事務については関係課との協議を進

めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

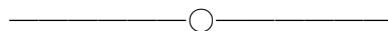
これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第6 議案第12号 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第12号、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で、保証金の端数切捨ての条文が新たに入っているが、その経緯についてただしたところ、現在、坪当たり1,000円単位で価格設定しているので端数は生じていないが、今後発生する可能性や、同様の条例等を精査して、文書法制係と協議し、今回の提案となっているとの答弁でありました。

保証金や譲渡代金等について、納入期限を過ぎた時の処理はどうなるのかとただしたところ、

定められた日を過ぎても納入が無い場合、保証金の際は契約締結ができず、譲渡代金の際は契約解除になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第7 議案第13号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第13号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、入湯税については、以前から課税免除の根拠となる規定を設けなければいけないという県からの指導があったということだが、以前とは何年ぐらい前からなのかとただしたところ、6年ほど前からであるとの答弁でありました。

6年前から毎年指摘を受けてきており、今回この条文を追加することに至ったのは、どのような判断からなのかとただしたところ、条例を整備するためには、地方税法の根拠も必要だが、本

市の実情に合う形での条例整備が必要と判断し、市内の対象浴場の調査を進めてきた。これまでの間、約２年半にわたり調査を実施し、本市の実情に沿った形で今回提案に至ったとの答弁でありました。

本市の条例に入湯税の規定は存在するのか。また、対象となる浴場についてただしたところ、合併前の３町とも入湯税の規定を定めておらず、合併後も入湯税の規定が無い状態で今日に至っており、旧町を含めて現在まで規定は整備されていなかった。市内には浴場が６か所あり、蓬の郷のトゴール湯、志布志湾大黒リゾートホテルのタラソの湯、安楽温泉、大谷温泉、松山温泉、国民宿舎ボルベリアダグリである。このうち入湯税の対象となるのは、安楽温泉、大谷温泉、松山温泉、国民宿舎ボルベリアダグリだが、免除規定の第142条第２号の「共同浴場」、第３号の「利用料金が1,500円以下」に該当するため課税免除になる。蓬の郷、大黒リゾートホテルは鉱泉浴場では無いため、この規定の対象外であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

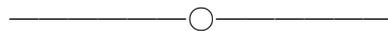
これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第８ 議案第14号 志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第８、議案第14号、志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市特別用

途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から、建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、床面積が1万㎡を超える建築物は建築できないとしているが、建物の高さについての制限はないのかとただしたところ、高さの制限はないが、階層を重ね、合計床面積が1万㎡を超える建物は建築はできないとの答弁でありました。

今回の条例制定の理由についてただしたところ、今回、一丁田地区周辺の31haを準工業地域に拡大する用途変更を計画しているが、この地域は広域交通網を利用した臨海工業団地の造成計画や臨海部と工業部を結ぶ市道香月線の延伸計画が実施される地域でもあることから、周辺地域との調和のとれた市街地を形成するために用途地域の変更を行い、建築物の制限に関する条例を制定するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号、志布志市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第15号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第15号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から、志布志支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、照明施設を廃止することについて、地元の理解は得られているのかとただしたところ、平成27年の夏頃に照明施設の腐食が判明したため、これまでの使用状況や取り替え費用などを考慮し、検討した結果、撤去する方向で潤ヶ野地区の公民館長への説明を行い、地元住民に対しては公民館側から説明がなされた。今回の撤去費用の予算計上にあたって再度説明を行い、地元の了解を得ているとの答弁でありました。

今回、火気の使用を禁止する規定を新たに加えているが、隣接地にあり、火気の使用を認めている潤ヶ野営農センターとの線引きが明確にできているのかとただしたところ、農村広場は土手とネットで囲まれている。営農センターは水周りなどの使い勝手が良く、火気を使用していた状況であるため、今後は張り紙などによる周知を図っていきたいとの答弁でありました。

今後の地域活動について、火気を使用する可能性は十分想定されるが、例外規定などを設けることはできなかったのかとただしたところ、火災の危険性など、使用許可を必要としないリスクへの対応や他の公園との整合性を考慮して、火気の使用禁止を規定したところであるとの答弁でありました。

農村広場一体の施設管理について、今後はどのように行っていくのかとただしたところ、農村広場の管理については、従来どおり志布志支所産業建設課の方で行っていくが、営農センターについては、合併時の調整で教育委員会の所管となっている。今後は市民が利用しやすいよう、一元的な管理についての検討も行っていく必要があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第10 議案第16号 志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第16号、志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から、農業委員会事務局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員の定数の区分に推進委員を委嘱する場合と委嘱しない場合とがあるが、委嘱する場合を選択した理由についてただしたところ、推進委員を委嘱しない場合として該当するには、遊休農地率が1%以下で農地の利用集積率が70%以上の農業委員会が条件となっており、本市は、それに該当しないため、推進委員を委嘱する場合を選択しているとの答弁でありました。

公選制から市長の任命制に変わるが、農業委員の資格要件はどのようになるのかとただしたところ、市内に住所を有する者を基本として、市が設置する他の附属機関の委員でない者、志布志市の職員でない者等を条件としており、委員構成としては、認定農業者が過半以上というのが条件となっているとの答弁でありました。

農業委員の選任については、どのような形で進めていく予定かとただしたところ、農業委員は農業者に限らず、市内の団体、一般からも応募できるので、利害関係のない市内組織で構成する選考委員会を設置して進める予定であるとの答弁でありました。

農地利用最適化推進委員について、農業委員との違いや、主な業務についてただしたところ、推進委員は議決権を持たないというのが農業委員との違いの一つである。また推進委員は区域を定めて農業委員会が委嘱し、担い手への農地利用の集積、集約化を推進する活動、耕作放棄地の発生防止と解消活動、新規参入の支援活動などが主な業務であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第16号、志布志市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、全会一致

をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第11 議案第17号 志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第17号、志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月21日、委員全員出席の下、執行部から、水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給水人口や1日最大給水量などを条文に明記する必要があるのか。また、数値が変わった場合、条例改正を行うのかとただしたところ、認可上の数値として、給水人口等については条文に明記する必要がある。数値の変更については、明記した数値の枠内であれば改正の必要はないと考えているとの答弁でありました。

給水人口の3万2,000人は、市の人口かとただしたところ、志布志市の割合は99.5%でほとんどの人口は含まれているが、隣接する大崎町と曾於市大隅町の一部の人口が入っているとの答弁でありました。

簡易水道事業の国庫補助が28年度までということだが、1本化することで29年度以降は国庫補

助の対象となるのかとただしたところ、28年度までが国庫補助の対象期間であったが、東日本大震災を受け、統合に伴う期間延伸が31年度までの3年間延長された。31年度以降は簡易水道のメニューは無くなり、上水道事業での少ないメニュー枠になるが、一部は対象になるのではないかと見込んでいたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号、志布志市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

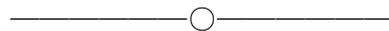
これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第18号 第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第18号、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第18号、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本案件につきましては、2月28日、総務常任委員会に付託となり、当日、総務常任委員会を開催し、本議案における審査方法について協議したところ、本議案は今後の志布志市のまちづくりの基本となるものであり、連合審査が適当であるとの結論に達しました。

同日、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長へ連合審査の申し入れを行い、3月3日に両委員長から同意をいただいたため、連合審査を行うことに決定したところであります。

3月16日、3常任委員会の委員19名出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を

求め、連合による審査を行いました。

はじめに執行部から、基本構想の考え方についての補足説明、基本計画についての補足説明を受け、その後、基本構想の章の順に質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、合併以降10年間、第1次振興計画を基に「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を将来像として市政運営を行ってきた。これまでの将来像を目指した成果がどのように反映されて、今回の基本理念となっているのかとただしたところ、今回の第2次総合振興計画の策定に際しては、課内、庁内で協議を進めてきた。合併後10年間様々な施策を実施し、「やすらぎ」と「にぎわい」双方にある程度の成果が出て、志布志市のまちづくりが継続されてきた。このことを総合振興計画審議会にも十分に伝えて計画策定を進めてきたとの答弁でありました。

それぞれの町が長い歴史を経て合併し、合併後10年間で、それぞれの歴史や文化が融合して現在に至っていることをどのように認識し、また、それをどう検証してきたのかとただしたところ、第1次振興計画に基づく前期5年、後期5年の基本計画策定について、特に後期5年間は指標も定められていた。その検証結果を全ての課に示し、計画の進捗状況の検証を行った。過去の歴史もあり、更には合併後の新たな歴史も生まれている。それらの実績を踏まえ、何回も振り返りを行い、今回の第2次総合振興計画となっているとの答弁でありました。

目指すべき将来都市像は「未来へ躍動する創造都市 志布志」と設定されているが、文言としては美しい言葉が並べられ抽象化されている。サブタイトルには「さらに輝く ひと・まち・みなど・ふるさとを目指して」とある。「輝く」ということは、市民満足度・幸福度である。「輝く」に至るまでは様々な要因があり、市民の所得等にもつながっていくが、細部についてはどのような議論がなされ、このサブタイトルになったのかとただしたところ、将来都市像の設定については、東九州自動車道や都城志布志道路の供用開始、港においては国際バルク戦略港湾としての整備による南九州の拠点化やアジアへの展望もある。また、さんふらわあ新船、バスターミナル整備、人工芝サッカー場の整備、平成32年の国民体育大会などから、にぎわいも生まれていく。更に、紙おむつの資源化への挑戦や、様々な日本一を目指した取り組みも実施しており、そういったことから躍動が生まれることを目指し、今回の将来像を設定した。躍動していくと、「ひと」も輝き、「まち」も輝き、「みなど」も輝く。基本になるのは3町からなる「ふるさと」であり、そこに住む人が輝けるような取り組みをしたいということで、基本計画に定めた施策を展開していくとの答弁でありました。

第2次総合振興計画の策定に当たっては、行政の果たす役割と責任はとても大きい。首長をはじめ行政が直接目指す方向を決められる場合もあるし、策定委員会に答申を求める場合もある。職員を含め若い人達の、10年後のまちがこうあって欲しいといった声がどのように議論されて、この将来都市像を設定したのかとただしたところ、職員の第1次振興計画に対する意識調査を実施したところ、業務の中で振興計画を見ながら進めている職員の割合は半分程度だった。このことは、まちづくりにおける振興計画の位置付けについて上司の指導が足りなかったことも原因に

あると思う。それを受け、各課35歳以下の若手職員による作業部会を開き、10年後のまちの構想、港の活用についてのフリートークを行った。更に、庁内検討委員会は、これからの行政の中心になっていく補佐以下の職員で構成した。一方で平成27年度には「まち・ひと・しごと 創生戦略」を策定したが、そこでは若手によるワーキンググループを組み、人口減対策のプロジェクトチームとして数十回の議論を行っている。これらの意見が、今回の振興計画、基本構想、将来都市像に十分反映されていると認識しているとの答弁でありました。

まち構造の方向性を定めるにあたり、志布志町・松山町・有明町それぞれの地域ごと、または校区単位などでの具体的な振興計画は無かったのか。そういったものを集約して、まち構造の方向性を作り上げれば、全ての地域が大切にされた計画になるのではないかとただしたところ、市内のインターチェンジ付近においては、地域ごとの議論を行っているが、市内全体で、それぞれの地域別や校区別のプランは議論していない。ただし、地域を議論する場として、基本計画の中に新しいコミュニティ組織の構築について盛り込んでいるとの答弁でありました。

都市機能ごとにゾーンを設定し、まち構造の方向性を定めているが、利便性向上のためには、各ゾーンをつなぐ公共交通網の発展が不可欠だと考える。第2次総合振興計画の策定に当たって、公共交通についての具体的な議論の経緯についてただしたところ、主となる幹線道路は、他市との連結のためにも必要である。市が運営する公共交通網としては、福祉タクシーがある。市全体の公共交通網の利便性の向上については、基本計画にも含めており、所管課とも2月に協議したが、引き続き29年度も協議を続けていく。更に4月以降に公共交通について協議するため、鹿児島大学と連携協定を締結する。公共交通を担当される教授が来て頂けるとの連絡を受けているとの答弁でありました。

基本目標1の都市基盤についての課題の中に、「まちの機能がコンパクトに集約された利便性の高いまちづくりが求められている」とあるが、それに対する具体的な方策があるかとただしたところ、コンパクトシティを目指すとは、医療・教育・福祉・文化などが集約され、生活するうえで利便性が高いまちと捉えているが、市内の地域によってそれぞれ構造が異なり、全てがそろっているわけではないため、その場所で生活する中で利便性が高まるようなまちづくりが理想であるとして表現しているとの答弁でありました。

基本目標2の生活環境についての施策の中に「生活排水の適正な処理の推進」とあるが、市街地ゾーンの公共下水道の在り方については、合併処理浄化槽にシフトした経緯がある。住民アンケートの結果では、公共下水道の導入を希望する意見もあったが、費用面で足踏みしているとも読み取れる。一方で志布志駅周辺を再整備し、都市計画マスタープランを作っていく中で、駅周辺から商店街までの公共下水道の在り方を真剣に議論すべきではないかとただしたところ、公共下水道については、平成12年から長く休止状態になっている。国・県は今後おおむね10年間で公共下水道を概成させるという方針を出している。今回、公共下水道についてのアクションプランとして検討を加える方向で市長とも協議した。ハードルは高いが、都市計画マスタープランの中にも反映させていきたいとの答弁でありました。

災害に強いまちづくりのための自主防災組織の組織化や、消防団と地域との交流については、女性消防隊の果たす役割は大きいと考える。女性消防隊の位置付けや今後の方向性についての協議状況をただしたところ、自主防災組織の充実については、自治会単位では世帯数が少ないため、校区単位のコミュニティの中で充実させていきたいと整理している。現在15名で活躍されている女性消防隊の、自主防災組織に対しての役割は大きいと考えており、女性消防団員の入団を推進する方向で、各消防団とも連携を図っていくとの答弁でありました。

基本目標3の産業経済の中で、「農業の担い手不足への対策」とある。これまで農業公社による、就農希望者の受け入れ体制を充実させてピーマンのブランドを守ってきた。毎年、農業公社での研修を経て新規就農されていくが、就農には50a程度の土地の確保が必要である。土地の形や畑かんが必要など、難しい面もある。どのような対策で土地を確保していくことにしているのかとただしたところ、ピーマン農家として新規就農するためには、方形の整った50a程度の農地が必要である。潤沢とまでは言えないが、公社が既に確保している土地を紹介して、ハウスを建設している。そういった候補地の確保は年々難しくなっているが、既存農家からの紹介や地域の方々の御協力により候補地を確保しており、今後も地域の方々からの情報を集め、公社・行政・農協・ピーマン部会と連携して農地確保にあたるとの答弁でありました。

基本目標4の保健・医療・福祉で大事になってくるのが、子育てで言えば地域子育て支援センター。高齢者対策では、団塊の世代が75歳以上になって、ケアする人的体制が不足する2025年問題が目前に迫っている。地域の見守りに加え、地域包括支援センターの担う責任は重く広くなる。定員適正化計画がある中で、それらの対応についてどのように議論したのかとただしたところ、基本計画の重点プロジェクトとして、地域包括ケアシステムの構築を目指している。職員適正化計画を受けた人的配置については、福祉・保健の組織機構見直し分科会の中でも、専門職の必要性が協議されている。取りまとめて市長にも報告していくとの答弁でありました。

現在、市内には小児科医は2名いらっしゃるが、今後は高齢化等への対策も必要となる。もし小児科医がいなくなった場合、乳児検診の問題もあり、どこかから新たに来ていただかないといけない状況が発生すると考える。基本計画の中では、今後も2人を確保するという目標設定になっているが、現状の認識についてただしたところ、市内に来ていただける小児科医について、曾於医師会や鹿児島大学病院と協議していくとの答弁でありました。

基本目標5の教育・文化について、平成30年度から伊崎田小・中学校が一貫型になるが、小中一貫教育について、今後の方向性についてただしたところ、一貫型への移行は平成29年度を準備期間としているが、現在も全ての小・中学校で連携した教育活動に取り組んでいる。それを更に進めて、9年間を見通した中で一貫した教育活動に取り組み、より豊かな学びを提供するのが小中一貫教育の趣旨である。伊崎田小・中学校をモデル校にして、その成果を生かしながら、同時進行で他の校区ではどのような形で取り組めるか検討する。小・中学校が隣接していないと、できない点も見えてくると思うが、それらを転用した取り組みもあわせて検討していく。9年間の中で子供を育てるという視点に立った教育の流れを作っていくが、現段階で他校区へのはっきり

とした導入計画は無いとの答弁でありました。

基本目標6のコミュニティについて、施策体系に「新たな地域コミュニティの形成促進」とある。新たな地域コミュニティとはどのようなイメージなのかとただしたところ、基幹集落を中心に周辺の複数集落を一つのまとまりとして、集落の維持・活性化を図るために、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援制度」を活用し事業を展開した、八野・新橋地区があるが、これらは新たな地域コミュニティの一つの形であると考えている。一方では、自治会の統合は進まないが、統合せずに複数の自治会で新たなコミュニティを作っていくという考えもあるとの答弁でありました。

男女共同参画社会の実現について、審議会等への女性登用率を現状の27.8%から32.0%に向上させるとしているが、目標値としては低いのではないかとただしたところ、審議会等への女性登用については、継続して推進しているが、なかなか伸びていない。審議会等の構成員を定めている規約等を変えていくよう働きかける必要もあると考える。目標値は低い、様々な取り組みで推進していくとの答弁でありました。

基本目標7の行財政に、「民間活力の導入」とあるが、公有財産の有効活用について、一般質問等でも民間資金を利用して施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法であるPFI事業の活用を提案した。どのような施設に導入する予定か、また、それは公募によるのかとただしたところ、公共施設等総合管理計画を策定した中で、市の公共施設の一覧ができたところであり、民間からもそういったPFI事業などの提案をいただけるのではないかと想定している。民間活力の活用が期待できる施設については、今後検討していきたい。公募については想定していないが、施設の統廃合・建て替え時には広く情報発信し、民間にも参入していただきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で連合審査による質疑を終え、3月21日、総務常任委員会を開催し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、11時20分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

### 日程第13 議案第19号 市道路線の廃止について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第19号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第19号、市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するために、「市道路線の廃止予定地」の現地調査を実施し、15日、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道を廃止し、農道に変更することで地方交付税額はどれぐらい減額になるのかとただしたところ、道路延長468mの減により、地方交付税額は26万円程度の減となるとの答弁でありました。

今後の農道での整備計画についてただしたところ、耕地林務水産課所管の農業基盤整備促進事業で29年度に2,569万5,000円の事業要望をしており、単年度事業完了を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、市道路線の廃止については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第14 議案第20号 市道路線の認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第20号、市道路線の認定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第20号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するために、「市道路線の認定予定地」の現地調査を実施し、15日、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道路延長177mの認定による地方交付税の影響額は、とただしたところ、道路延長と面積により算出されるが、今回の認定により5万円程度の増額となるとの答弁でありました。

県から引き継いだ路線であるが、管理についてはどのように考えているかとただしたところ、道路管理者として、しっかりと日常の管理に努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号、市道路線の認定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第15 議案第21号 平成29年度志布志市一般会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

本委員会は、3月13日、委員6名出席の下、審査に資するため、整備を予定している伊崎田地区定住促進住宅用地、解体を予定しているダグリ岬海水浴場休憩施設の現地調査を実施し、3月14日から21日の間、4日にわたり、委員6名出席の下、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧田之浦中学校の教頭住宅解体工事の予算が計上されている。田之浦中学校が廃校になってから現在までの、管理の経過と活用等についての検討状況をただしたところ、廃校になったあと、シロアリの被害に遭い、教育委員会でシロアリ駆除をした後に、普通財産として志布志支所地域振興課へ所管換えを受けた。当時、地域おこし協力隊が来る年であり、そこで活用できないかということで管理していた。しかし、建物を詳しく見てみると、シロアリの駆除はされているものの被害が大きく、住宅として使用するためには修繕に多額の費用がかかることから、昨年度解体する方向で、学校跡地等利活用検討委員会に諮り、地域の方にも同意をもらった。それを受けて、今回の予算計上に至ったとの答弁でありました。

文化会館駐車場に隣接する大型車庫の屋根改修工事に900万円が計上されているが、工事費の積算はどこが行ったのか、また今後の耐用年数と積算の内訳についてただしたところ、志布志支所産業建設課に積算してもらい、20年～30年の耐用年数で、耐用年数が長く最も安価な工法になっている。積算の内訳は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含めて900万円とな

っているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、統合型土地情報システム（GIS）は、庁内での連携が深まってきている。GISにかかる庁舎全体での費用についてただしたところ、ベースになる地籍情報の管理費用などは、税務課で負担している。各課では、個別にレイヤーと呼ばれる階層を追加し、地図の照会など発展的に利用しているが、追加した分は各課で予算化し、契約している。全体費用の把握は、今後、関係課・財務課と協議したいとの答弁でありました。

平成28年度に比べ、歳入の市たばこ税が減額となっているが、近年の動向についてただしたところ、健康志向の高まりに加え、今までは販売本数の減少に合わせて税率を上げるという形で、税収の変動は少なかった。昨年、3級たばこ品の関係で条例を改正して税率変更があったが、今後は健康志向の高まりや受動喫煙の問題、国による建物内禁煙などの情報も出されており、29年度については販売本数が4%程度落ちるという予測のもと、予算を計上している。今後も少しずつ税収は減っていくと想定しているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、情報化計画策定事業については、平成25年3月に策定した現在の情報化計画を見直し、今回から基本計画と実施計画を1本化して策定すると理解した。今定例会で議案となっている、上位計画である第2次志布志市総合振興計画の、平成29年度からの計画期間と1年ずれてしまうことの整合性をただしたところ、振興計画に基づいた、情報化計画を策定する。計画期間は1年ずれるが、実施計画の策定が更に1年遅れると、2年のずれが生まれてしまう。情報化は日々進んでおり、今回から情報化基本計画と実施計画を同時に策定し、情報化に対応したいと考えているとの答弁でありました。

情報化計画が議会に対して提案される時期についてただしたところ、予算が成立すれば、4月以降すぐに取り掛かり、アンケートや各課ヒアリング、パブリックコメントを経て、来年1月から2月までにはお示ししたいとの答弁でありました。

通信設備活用事業の中の、行政放送番組審査委員謝金について、審査の内容と委員数についてただしたところ、審査委員は、BTV放送サービス加入契約をされている、PTAや公民館関係者の5名である。審査内容は、年間24回放送しているSBS元気告知板のうち、2～3の番組を年1回会議室で視聴して意見をいただいている。委員謝金は、財務課が示す基準により半日分の3,000円を支給しているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、電気・電話・下水道料金の支払いを一括で行うための、公共料金口座振替一括システム導入事業について、システム整備業務委託料は29年度のみ支出だと思うが、

システムにかかる次年度以降の支出はあるのかとただしたところ、システム整備業務委託140万4,000円は29年度のみ初期費用である。保守料はシステム導入後、毎年度発生する。その他、データ返却業務委託料も毎年度発生するが、これは、請求データを各事業者からJAそお鹿児島、JA鹿児島県信連を經由して市に送られることにかかる費用である。紙による振込請求書は、これまで各事業所が各課にそれぞれ請求していたものが、請求データとして会計課に1件届くことになるとの答弁でありました。

このシステムの導入により、人件費はどの程度削減できると想定しているのかとただしたところ、対象となる公共料金については、27年度実績で3,173件の支出処理を行っている。1件の請求書が届いた場合、請求書を受け付け、財務会計システムで起票を行うが、これにかかる一連の時間は20分～30分であり、単純に積み上げると約1,585時間の削減になる。公共施設を多く所管している部署では、年間300件以上起票しており、削減効果は大きいと考える。コピー用紙の削減については、1件の請求書に対し負担行為と支出命令書の最低2枚は印刷するので6,000～7,000枚の削減となる。会計課で把握している分で、本庁・支所で年間544万枚使用しているコピー用紙のうち、6,000～7,000枚を削減できることになるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、これまでパソコンで視聴できていた、議会録画中継配信業務について、29年度からはスマートフォン及びタブレット端末向けの映像配信サービスも開始するとあるが、220万4,000円の予算額のうち、それにかかる費用はどの程度かとただしたところ、議会中継配信業務はこれまで情報管理課で行ってきたが、今年度で5年の契約期間が終わる。市民から要望があったスマートフォン及びタブレット端末での議会中継視聴に対応するため、今回から議会事務局で予算計上するものであり、これにかかる増額は97万2,000円と見積もっているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今後、議会選出監査委員の選任の義務付け緩和の問題が出てくるが、これは首長の判断になると思う。議会とのすり合わせも必要と考えるが、これまでにそのような議論は行っていないのかとただしたところ、昨日、地方自治法等の一部を改正する法律案が、今国会に上程されたとの連絡があった。全く外部の監査委員にするか、従来どおりの議会選出監査委員を含めるか、当局との協議は必要と考えている。現段階では事務局と総務課での協議は行っていないが、市長と総務課との間で、早めに協議していただきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、メンタルヘルス対策事業のうち、年間相談窓口の開設と

あるが、どのような内容なのかとただしたところ、ハートピースという会社に年間相談窓口の開設を委託している。職員間では相談しにくい方もいると思うので、電話相談ができるよう職員に相談窓口の電話番号を知らせている。電話番号で志布志市役所からの相談だと分かるようにしている。いつでも相談できる体制をとっており、相談の中でカウンセリングが必要な場合は、産業医と連携をとりながら、臨床心理士に来ていただくなどの対応をしているとの答弁でありました。

災害対策事業の中で、災害時の備蓄品として200万円計上されているが、購入する備蓄品の内訳と、その配備場所についてただしたところ、平成29年度の備蓄品整備については、食糧費として、保存水500mlを4,800本、アルファ米の五目ご飯、わかめご飯といった保存食を1,200食、スープを1,200食分整備する。消耗品費については、毛布が不足しているため、400枚整備する。配備場所については、倉庫に限りがあるので、本庁・各支所に配備するとの答弁でありました。

議会事務局・総務課・情報管理課を中心にペーパーレス化の議論を行っており、今後全庁的に進めていく流れにあると思う。長期保存文書電子化事業に取り組んでいるが、毎年新たに長期保存文書が発生しあまり進捗していない。民間では文書保存にかかる容積から、その面積当たりの費用を算出してまで、ペーパーレス化に取り組んでいる。保管スペースを含め、体系立てたペーパーレス化に取り組む必要がある。民間のノウハウも入れながら検討していくべきではないかとただしたところ、紙を減らす、紙を大切に使う一方で、民間の取り組みを参考にしなければ進まないと考える。今後、関係課と協議を行いながら取り組んでいきたいとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、来年、市長及び市議会議員選挙があるが、前回の知事選等からアピアに期日前投票所が増設されている。今回の予算は4年前の選挙費用と比べて変更があるのか。また、前回の知事選等の結果を受けて変更した点があるかとただしたところ、大きく異なるのは、アピアに期日前投票所を増設する経費が含まれる点と、西之表市の市長選挙で予想以上の候補者が出ていたことから、それらを考慮した予算を、4年前の選挙より増額して組んでいるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域おこし協力隊について、来年度も予算が計上されているが、現在委嘱している隊員の年度別の人数についてただしたところ、現在2年目の隊員が4人、1年目の隊員が6人で、現在計10人の隊員が活動している。来年度は新規に3人の委嘱を予定しており、合計で13人分の予算を計上しているとの答弁でありました。

民間賃貸住宅雇用促進家賃助成事業については、助成の条件に「企業立地促進補助金の交付対象となった事業所」とある。該当する事業所はいくつあるのかとただしたところ、企業立地促進補助金の交付対象となった事業所全体で220人程度の新規雇用が想定されているが、採用者のうち民間賃貸住宅を主契約した場合に家賃の一部を助成するものである。29年度に想定している採用者数は、丸八水産が5人、堀口製茶が11人、山田水産が30人の計46人である。そのうち30人分を予算化しているとの答弁でありました。

J R 日南線利用促進助成事業について、1 団体につき助成額 3 万円を上限とした経緯についてただしたところ、本事業は、J R 日南線の利用促進のため、市内小・中学校等の児童生徒に対し、志布志駅を起点に利用したものについて片道分の運賃を助成するものである。例えば、志布志駅から宮崎駅までで小学生だと片道 1,060 円で、おおむね 1 クラスの人数 28 人で同時に利用した時に約 3 万円になる。串間駅までの利用だと、片道 140 円なので、小・中学校の遠足などでも十分賄えると積算した。J R 日南線の利用促進については、志布志市・串間市・日南市・宮崎市で組織する「日南線利用促進連絡協議会」の中でも要望活動や、独自の利用促進活動等を行っているが、本事業は志布志市独自の利用促進策であるとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方消費者行政活性化補助事業について、消費生活相談員は一時期 2 人体制もあったが、今は 1 人体制であるため、相談員が巡回相談に出ると、職員が対応しなければならない。上手く機能しているのかとただしたところ、相談件数は横ばいだが、複雑な内容の相談が増えている。現在の消費生活相談員は経験を積み、様々な相談に対応している。一方で、後継者を育成していくという考えから、29 年度からは 2 人体制での予算を計上している。2 人の相談体制で、場合によっては本庁・各支所で同時に相談を受けるなど、市民サービスの向上に努めたいとの答弁でありました。

今回、志布志駅バスターミナル事業の予算が 7,368 万 1,000 円計上されている。運用開始時期については 29 年度末か、遅くとも 30 年 4 月と聞いているが、実際の工事着工はいつと想定しているのかとただしたところ、28 年度予算で実施設計を委託しており完成するところである。実施設計を元に関係機関と協議するのに 2 か月を予定している。その後、入札や契約事務を行い、6 月か 7 月には着工できると考えているとの答弁でありました。

最近、宅急便等の料金値上げが報道されている。全国的に配送物が増えたことによると考えるが、ふるさと納税に対する返礼品の発送にあたり、この送料の値上げを考慮した予算となっているのかとただしたところ、志布志市観光特産品協会に返礼品発送業務を委託しており、29 年度は 20 億円の寄附を想定し、返礼品のため委託料 10 億円を計上している。例えば、1 万円の寄附があった場合は、5,000 円相当の返礼品を観光特産品協会に発送していただいているが、品代、送料、観光特産品協会手数料分を含めて 5,000 円としている。寄附額の 5 割の範囲内で送料を含めて見ていくという考え方である。このふるさと納税制度についてはいろいろな報道があり、総務省から 4 月中には新たな指針が出ることとなっているが、志布志市としては、今後も 5 割の範囲内で、良い返礼品作りを行っていきたいと考えているとの答弁でありました。

新しくふるさと納税返礼品の納入業者になりたい場合はどうすればよいのかとただしたところ、商品開発担当職員をふるさと納税推進室に置いている。観光特産品協会からの情報、返礼品事業所からの情報を収集し、連携しながら商品開発を進めている。新たな返礼品事業所についての問い合わせがあった場合、返礼品事業所になるための条件等を含めて説明させていただいている。そ

のような情報があれば、ふるさと納税推進室につないでいただきたいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時55分 休憩

午後0時57分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志市老人福祉センター、城南保育園、志布志運動公園グラウンド、南風寮、有明中学校プール、有明シルバーワークプラザ、有明地区公民館の現地調査を実施し、3月14日から22日まで、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会福祉協議会に対する支出については、運営費補助のほか事業委託に係る支出があるが、全体でどれぐらいの支出額になるのかとただしたところ、社会福祉協議会関連運営事業の5,691万8,000円、生活困窮者自立相談支援事業の913万4,000円、就労準備支援事業の307万1,000円、家計相談支援事業の69万2,000円、合同金婚式事業の87万3,000円、ふれあいサロン活動事業の298万9,000円など、補助金、委託料等を合わせ、約7,500万円程度の支出見込みであるとの答弁でありました。

社会福祉協議会の自主財源についてただしたところ、自主財源については、会員からの会費、共同募金の配分金、介護保険事業の収入等であり、自主財源だけでは、人件費を賄うこともできないのが現状であるとの答弁でありました。

合併当時と比較した社会福祉協議会運営補助金の推移についてただしたところ、平成18年度の運営補助金は、3,781万4,000円となっており、約700万円程度の増額となっている。社会福祉協議会運営事業については、福祉課で査定を行い、職員の給料増額等については、自主財源での対応

をお願いしているとの答弁でありました。

社会福祉協議会関連運営事業の中に、福祉活動専門員設置事業があるが、専門員は何名いるのか。また、どのような資格を持ち、どのような業務に従事しているのかとただしたところ、福祉活動専門員設置事業については、社会福祉主事、社会福祉士、介護支援専門員の資格を有した正規職員1名分の人件費に対する補助である。業務については、地域福祉推進事業、ボランティア事業全般、高齢者ふれあいサロン等の事業に従事しているとの答弁でありました。

地域生活支援事業の委託先についてただしたところ、相談支援事業の委託先については、「そお地区障がい者等基幹相談支援センター」、障がい者支援に関する地域活動支援センター委託料については、鹿児島市の「さをり工房ウェブ」、霧島市の「地域生活センターほっと」が委託先となっている。移動支援事業については、「社会福祉協議会」「みなとタクシー」が委託先となっている。訪問入浴サービス事業については、「社会福祉協議会」への委託、日中一時支援事業については、「のどか園」「恵生園」「オレンジ学園」などの障がい者利用施設が委託先となっているとの答弁でありました。

松山地区、有明地区にある社会福祉協議会の支所については老朽化が進んでいる。有明の支所については、市民の利便性を考慮し、分かりやすい場所にすべきではないかとただしたところ、有明の施設については、特に老朽化が指摘されている。施設の在り方、職員体制や定数、財源等を含め、平成28年度から社会福祉協議会との協議を進めているところであるとの答弁でありました。

シルバー人材センターの会員数の推移についてただしたところ、会員の推移については、平成25年度が318人、平成26年度が299人、平成27年度が297人と減少傾向であったが、今年の1月現在、会員確保の推進により321人となっているとの答弁でありました。

シルバー人材センターが受託可能な作業内容についてただしたところ、受託作業については、標準単価報酬表により18職域に大別されており、仕事の種類として、約40種類が設定されているとの答弁でありました。

シルバー人材センターが実施する空き家対策活用事業の内容についてただしたところ、空き家対策活用事業については、平成27年度からシルバー人材センターが事業主体となり実施している、シルバー事業に係る補助金交付事業である。シルバー人材センター雇用の2名のコーディネーターが市内を巡回しながら空き家調査を行い、所有者等が分かる物件については、シルバー人材センターでの管理業務を案内し、就業機会の拡大を目的とするものであるとの答弁でありました。

計上されている補助金は、コーディネーター2名分の人件費として十分なのかとただしたところ、シルバー人材センターが実施する事業については、市の2分の1負担が必須となっているため、全体事業費の2分の1相当額を空き家対策活用事業費として計上している。国から県のシルバー人材センター連合会を経由し、シルバー人材センターへ交付される2分の1相当額と自主財源を合わせた375万5,000円が全体事業費となっており、そのうち、2名分の人件費として、264万2,000円が計上されているとの答弁でありました。

空き家に関するシルバー人材センターの調査結果を空き家バンク登録に生かすことはできないかとただしたところ、空き家対策活用事業については、シルバー人材センター、福祉課、企画政策課、建設課の担当職員で、上半期、下半期の年2回、状況等を共有できるよう報告会を開催し、企画政策課において、空き家バンク登録への可能性の検証、建設課において、危険廃屋と判断される物件の確認等を行い、調査結果に関する情報を共有している。平成29年度を終期とした期限付きの事業であることから、29年度末には市全体の状況が確認でき、その対応が加速していくと理解しているとの答弁でありました。

福祉タクシー運行事業に関連し、交通弱者の問題についてどのような協議がされているのかとただしたところ、1月に実施した曾於市との協議の結果、曾於市の「思いやりバス」停留所への乗り入れについては問題無いとの回答を得た。その結果を踏まえ実施した運行业者との協議で、乗り入れに係る経費や利用者のニーズ、運行方法等の確認、検討が必要と考えている。また一方で、運行业者からは、曾於市方面への福祉タクシー運行拡大により利用者の利便性は向上するが、民間タクシー事業者にとっては、利用客の減少による経営の圧迫や、タクシー運転手の雇用状況の悪化が懸念されるとの意見があったため、福祉課としては、公共交通との関連もあるため、引き続き協議していきたいとの答弁でありました。

松山地区の老人福祉センターの防水改修工事が計画されているが、改修箇所以外の老朽化も見られる。全体的な老朽化に対応する大規模な改修工事等は考えていないのかとただしたところ、今回は、老人福祉センター防水改修工事に係る工事費のみを計上したところであるが、改修に付随する屋根、天井部分については、対応できればと考えているとの答弁でありました。

城南保育園の建て替えに関し、現地調査を実施したが、保育園の裏に川が流れており、建て替えにより、園舎の位置が変わることや園庭に設置するプレハブが仮園舎となる工事期間中の安全対策についてただしたところ、園舎の建て替えについては、県の技術者の立会いを求めながら、建築基準に基づいた整備に努めていく。社会福祉法人と協議しながら、工事期間中の安全対策や施設整備後の安全確保については、指導していくとの答弁でありました。

園庭にプレハブの仮園舎を建てた際、法律が規定する広場の面積は確保できるのかとただしたところ、屋外広場の面積については、2歳以上の幼児1人当たり、3.3㎡が最低基準となっており、城南保育園については、171.6㎡が最低基準となる。プレハブの仮園舎、新園舎を建てる面積を考慮しても、その面積については十分確保できるとの答弁でありました。

児童手当給付事業の負担割合についてただしたところ、児童手当に係る費用負担については、国3分の2、県6分の1、市6分の1が基本となっているが、被用者の0歳から3歳未満児の費用負担については、事業主負担が発生することから、その負担割合は、国負担分の45分の16と事業所負担分の45分の21を合わせた、45分の37が国庫負担、県と市それぞれが、45分の4ずつの負担割合となるとの答弁でありました。

市内の1事業者への委託となっている病児保育事業の現状についてただしたところ、現在、病児保育については、志布志地区の小児科1施設への委託となっている。「まち・ひと・しごとこ

ころざし創生戦略」においても、有明地区、松山地区への設置により、病児保育を拡充していきたいと考えていることから、平成28年度の保育事業者等連絡協議会の中で法人等に対し事業説明をしたが、今のところまだ手が挙がってこない状況である。本事業については、病院の理解、協力が必要となることから、今後も引き続き、協力を求めていきたいと考えている。一方で、体調の悪い園児が見受けられた場合、保護者が迎えに来るまで自主的な預かりに努めていただいている保育園もあるとの答弁でありました。

病児保育の委託料1,022万1,000円の積算根拠についてただしたところ、積算については、1施設当たりの基本額241万7,000円と利用者数に応じ設定される人数割額で積算している。平成29年度については、年間600人以上800人未満の利用者を想定していることから、設定された人数割額780万4,000円に基本額241万7,000円を合計した1,022万1,000円となることであるとの答弁でありました。

高等技能訓練促進事業の平成28年度実績をただしたところ、平成28年度については、前年度に続き、支出の実績は無いが、平成28年度から新たに始まった高卒認定試験を受けるための講習や通信教育等が受けられる、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に取り組んでいる方が1人いる。受講終了時に2割、合格時に4割の合計6割が支給されるが、28年度中の支出は無いところである。平成25年、26年については、1名ずつ利用された方がいたとの答弁でありました。

25年、26年の実績についてただしたところ、いずれも、看護学校に就学されたため、それぞれ、月額10万円の支給であったとの答弁でありました。

敬老祝金の支給基準日についてただしたところ、その年の9月1日を基準日とし、志布志市に住所を有する方が対象となるとの答弁でありました。

敬老祝金の支給について、節目支給ではなく毎年3,000円程度をとという考え方もあるが、廃止する自治体の記事等も目にする。市民のニーズ調査をしたことはあるのかとただしたところ、鹿児島市において、平成29年度当初予算編成時に、節目支給の一部見直しが話題になった。敬老祝金支給事業については、本市においては、29年度も28年度と同様に支給することとしているが、「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」において、少子化の進展を抑えていくために出産、子育て等への支援を維持、充実させる必要があるとしている。これまでの高齢者重点施策から、子供、子育て支援へ移行しつつあるという新聞報道等も目にする中で、現役世代の負担軽減を考慮し、機会を捉え、これまで実施していなかった敬老祝金支給事業に関するアンケート調査等により市民の意見等を確認しなければならないと考えているとの答弁でありました。

生活保護受給世帯382世帯の地域別内訳と自立助長に関する支援についてただしたところ、平成29年1月末現在で、382世帯が受給しており、その内訳は、松山地区25世帯、志布志地区278世帯、有明地区が79世帯となっている。支援体制については、6人のケースワーカーが個別訪問等により助言、指導等を行っている。また、28年度から導入した就労支援員制度のもと、就労支援員による積極的な就労相談やケースワーカーと連携した就労可能世帯の絞込み、戸別訪問等によりハローワークの就労相談会を紹介した。29年1月末の状況として、就労支援員が指導、紹介、助言

等した中で27名の方が就労を実施し、うち7名が生活保護から自立できたところであるとの答弁でありました。

生活保護の給付月額と国民年金の給付額についてただしたところ、生活保護給付額と年金額の現状について、仮に65歳の単身世帯で比較した場合、平成27年2月支給分で、保護費は月額6万7,060円、年金額については6万4,400円と試算でき、2,660円、年金額が下まわっている状況があったが、27年4月支給分では、保護費6万4,480円、年金額は6万5,008円となり、528円、年金額が上回っているとの答弁でありました。

生活保護受給者に関し、匿名、実名に関わらず情報提供等があった場合の対応についてただしたところ、生活保護に限らず、福祉行政の中では、投書や電話等により様々な意見等が寄せられており、寄せられた情報については、福祉課、福祉事務所で共有している。必要に応じ、現地調査等を行い、事実確認をしているが、個人情報となる調査結果等を情報提供者に連絡することは無いとの答弁でありました。

障害児福祉計画・障害福祉計画策定事業については、委託料が計上されているが、策定業務の委託先についてただしたところ、平成27年度から29年度までの3年間を実施期間とする第4期障害福祉計画について、平成30年度から平成32年度までを実施期間とする第5期障害福祉計画として策定するものである。あわせて、障害児福祉計画を新たに策定することとなる。今回の策定では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた地域生活拠点施設等、障がい児支援の提供体制の整備等についてという大きな成果目標を掲げることになっているため、今後国から示される指針等を基本にしなが、障がい者施策推進協議会での議論やアンケート調査を踏まえた協議等を経て、策定していくことになる。委託先については決まっていないとの答弁でありました。

南風寮の改修工事が計画されているが、施設全体の老朽化が進んでいる。今後の施設の在り方についてどのように考えているのかただしたところ、県内には、8か所の母子寮があるが、南風寮については大隅半島唯一となっている。経営形態については、自治体による施設が3か所、社会福祉法人による施設が5か所となっている。南風寮については、昭和55年の建設から36年が経過するところであり、老朽化も見られる。そのような状況を踏まえ、今年1月に県との協議に向き、母子寮については、必要な施設であること、施設の性質上、広域的な観点で設置されるべき施設であること等を踏まえ、県の意向を確認したところである。県としては、施設運営に係る財政状況等の情報を共有しながら、協議を重ねていきたいとのことであったが、具体的な方向性等は見いだせなかった。引き続き、県の対応を求めながら協議を進めていきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校費の学校管理費が大幅に減額されている要因についてただしたところ、平成28年度当初予算には、泰野小学校、通山小学校の老朽化改修事業費2億1,920万円

を計上していた。国の第2次補正予算成立に伴う事業の前倒し要請、内定を受け、平成29年度実施予定としていた原田小、安楽小、伊崎田小体育館の老朽化改修に係る事業費1億7,410万円について、12月議会に補正予算として計上、29年度に繰り越し、実施することとなった。そのため、28年度当初予算に比較し、老朽化改修事業に係る事業費分が減額となったとの答弁でありました。

市内小中学校に配置しているAED（自動体外式除細動器）のうち、耐用年数7年を経過する機器の更新が予定されているが、新たに購入される機器の耐用年数と更新前の機器の利活用についてただしたところ、平成21年度に導入した11台の更新であり、購入する機器の耐用年数も7年である。耐用年数を経過した機器については、備品廃棄として処理するとの答弁でありました。

小・中学校に設置されているAED（自動体外式除細動器）の使用実績と学校での教職員に対する研修の実施状況、また、古い機器を研修で活用できないかとただしたところ、毎年、各学校で消防署の協力をお願いしながら機器を用いた研修を実施しているが、古い機器の活用は無いため、今後検討していくとの答弁でありました。

市内高等学校支援事業のうち、広報等支援補助金が前年度と比較し25万円増額されているが、その要因は実績に基づくものかとただしたところ、平成28年度の広報等支援補助金については、志布志高校、尚志館高校に各50万円ずつの計100万円であった。志布志高校では、29年度の広報活動として180万円程度の事業を見込んでおり、県からの補助やPTA会費を財源としているが、不足することから、市に対して50万円の増額要望があったところである。28年度の実績や29年度の事業計画等を審査し、50万円の増額要望に対して、2分の1の25万円を増額計上したところであるとの答弁でありました。

市内高等学校支援事業に、各種検定受験補助金90万円が新規事業として計上された目的についてただしたところ、進学や就職に有利になるということから、学校側の要望も強く、検定受験に係る費用を補助するものである。学校側との協議により、受験者に対する補助ではなく、合格者を対象に検定受験に係る費用を全額補助することで、受験意欲の向上を図っていくものであるとの答弁でありました。

平成28年度の志布志高校、尚志館高校の各種検定受験者数についてただしたところ、検定については、年3回実施されている。志布志高校の状況については、英語検定2級の受験者113名のうち合格者36名、漢字検定2級の受験者51名のうち合格者10名、数学検定2級の受験者13名のうち合格者1名となっている。尚志館高校については、英語検定準1級の受験者13名のうち合格者1名、2級の受験者87名のうち合格者22名、準2級の受験者54名のうち合格者25名。数学検定については、受験者無し。漢字検定について、2級の受験者23名のうち合格者6名、準2級の受験者30名のうち合格者21名となっているとの答弁でありました。

各種検定の受験料についてただしたところ、英語検定については、準1級6,900円、準2級4,100円。漢字検定については、準1級4,500円、準2級2,500円。数学検定については、準1級4,500円、準2級3,500円となっているとの答弁でありました。

教職員住宅改修及び解体撤去事業の中で計画されている、ふれあい住宅解体後の跡地の管理に

ついてただしたところ、解体後の跡地については、所管替えの手続きをとり、財務課所管となるため、利用については財務課で協議されることになるとの答弁でありました。

小・中学校の施設改修事業に係る現地調査において、29年度の改修では、グラウンドのまばらになった芝の部分の剥ぎ取り、真砂土（まさど）を入れて整地する工法であるとの説明であったが、全面を芝生化することは検討されなかったのかとただしたところ、グラウンドの改修については、トラックとフィールドとの段差やフィールド内のでこぼこを解消するものであり、学校の要望に応じ、年次的に実施するところである。教育委員会としては、今回の事業では、グラウンド内の段差を解消することが目的であるため、真砂土による整地とした。芝生の布設について学校からの要望があれば、今後、検討したいとの答弁でありました。

小・中学校のトイレの洋式化の実施計画についてただしたところ、本市の洋式化率は、28.6%である。全国平均が43.3%、県平均が30.5%となっていることから、本市の洋式化率を5か年で50%とする計画としている。洋式化実施の基準については、便器1台当たりの児童、生徒数の多い学校を優先して整備していく計画であるとの答弁でありました。

魅力ある学校づくり調査研究事業の目的を、これまでの不登校対策の検証としているが、どのような不登校対策がとられてきたのか。また、本事業の成果をどのように判断するのかとただしたところ、本事業については、国立教育政策研究所の委嘱事業であり、指導主事を対象とした事業である。不登校対策に対する指導主事の関わり方と具体的な不登校対策を調査研究することを目的としている。28年度においては、志布志中学校区をモデルに実施し、アンケート調査により、不登校の要因となりうる課題抽出を行い、「わかりやすい授業」の実現に向けた取り組みを学校と一緒に実施した。また、不登校となり、ふれあい教室「松風」に通級していた2名が、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携強化により学校へ復帰できた。本市の不登校の状況は、県平均よりも多いが、本事業により新たに不登校となる生徒は減少しており、29年度については、全ての中学校区を対象に実施し、不登校の未然防止、初期対応の徹底に努めていくとの答弁でありました。

直近の不登校の児童、生徒数についてただしたところ、2月時点で、小学校4名、中学校25名となっている。人数については、二か月に7日間以上、不登校を理由に休んだ児童、生徒の数である。最終的には、年間で30日間以上、不登校を理由に休んだ児童、生徒の数が、不登校の数となるため、28年度の数については、3月に確認できるとの答弁でありました。

志布志中学校通学バス運行事業については、対象事業費の2分の1が国から補助されているが、補助金が無くなった後も通学する子供たちへの不利益がないよう補完されるのかとただしたところ、中学校の統合による送迎であるため、交通手段の確保については補助金が無くなった後も、市で対応していくとの答弁でありました。

12月議会で議論のあった就学援助費の入学準備金について、事前給付の現状をただしたところ、新中学1年生となる児童の保護者については、入学前の準備金支給を実施するところである。新中学1年生への入学前の準備金支給に関する県内の状況としては、28自治体が検討中、12自治体

が予定無しとなっている。新中学1年生に対する入学前の準備金については、認定されている児童の保護者への給付であるが、新小学1年生についても入学前の準備金給付となると、認定に係る業務が通常の就学援助事業の業務に新たに加わることとなるため、現体制での対応が可能か否か、更に、システム導入による業務の効率化等を含め客観的に検証する必要があるとの答弁でありました。

コミュニティ・スクールについては、28年度で原田小、伊崎田小、志布志中の3校が指定され、29年度については新たに9校が指定されるが、なぜ、市内の全小中学校指定とならなかったのかとただしたところ、市内の全ての学校に対しては、平成30年度までのコミュニティ・スクールへの移行をお願いしており、29年度については、泰野小、志布志小、香月小、有明小、通山小、松山中、有明中、宇都中、伊崎田中の9校が移行を表明されたところである。残りの学校においては、現評議員会制度の中で評議員と協議し、それぞれの学区の状況に応じたコミュニティ・スクールへの移行計画が立てられているため、平成30年度の移行に向けた準備が整ってくるとの答弁でありました。

土曜学習教室の参加者117名の学校別の内訳についてただしたところ、松山中については、95名中23名、志布志中については444名中33名、有明中については、119名中11名、宇都中については、123名中40名、伊崎田中については、42名中10名となっている。市全体では、823名中117名の参加となっているとの答弁でありました。

多子世帯給食費負担軽減事業が新規事業として開始されるが、所得制限等はないのかとただしたところ、本事業については、子育て支援の一環としており、所得制限等は設けていないとの答弁でありました。

特別支援教育就学児童通学補助金が計上されているが、今後、コミュニティ・スクールへ移行される中で、障がいを抱える子供が地域の学校に行けないことについて、どのように対応する考えなのかとただしたところ、平成29年度から森山小学校に2クラス、潤ヶ野小学校に1クラス、伊崎田中学校に2クラスの特別支援学級の新設、担任教師の配置が決定した。地域の学校で学べる条件を整えていくことは重要なことと認識しており、保護者の意向等も聞き取りながら今回の新設に取り組んできた。今後も、特別支援学級の開設が求められる状況が確認できれば、教育委員会として保護者の思い、子供たちのニーズに応えられるように努力していくべきと考えており、5学級が新設されることとなった流れを大事にしていきたいとの答弁でありました。

就学援助費に関し、国は平成29年度から要保護世帯の入学準備金を2倍程度に増額する。中学校の入学準備金については、2万3,550円から4万7,400円に引き上げられたが、その額で計上されているのかとただしたところ、国会を通過していないが、実態に合わないことから文部科学省からも中学校の入学準備金の引き上げが通知されたが、当初予算編成の段階では通知が来ておらず、現行の単価での計上となっている。全体的な執行状況を見極めながら、不足が生じた場合は補正で対応したいと考えているとの答弁でありました。

準要保護世帯への支援についても、要保護世帯への支援に準じた対応で実施するのかとただし

たところ、入学準備金の引き上げ等を踏まえ、協議したところであるが、本市においては、準要保護世帯についても要保護世帯の単価に準じた支援としている。あわせて、平成27年度からは学校給食費についても100%補助に引き上げており、引き続き、国の基準単価に基づき支援していくとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人工芝サッカー場の整備が2面から1面に減ったことによる影響についてただしたところ、人工芝サッカー場の整備については、2面で進めてきたが、国体会場としては1会場で1面しか使えないこと、競技団体が望まれているティフトン芝への改植を実施することから、利用者への大きな影響は無いと考えているとの答弁でありました。

人工芝サッカー場の整備後の使用方法と管理についてただしたところ、人工芝サッカー場の使用方法については、サッカー競技がメインになるが、グラウンド・ゴルフでの利用についても可能である。ソフトボールや野球は、練習での使用は可能であるが、試合での使用は、難しいと考えている。整備後の管理については、必要な条例等を整備し、現在の志布志運動公園の指定管理の中の一つとして管理をしていきたいと考えているとの答弁でありました。

しおかぜ公園の管理は、1事業者への委託となっているが、専門性の高い芝の管理について、専門業者への委託等は検討されなかったのかとただしたところ、しおかぜ公園の管理については、ティフトン芝への改植もあることから、専門的技術が必要になることが想定されるため、管理業務の一部については、専門業者の技術を生かしながら管理していくとの答弁でありました。

公民館総合補償制度について、当初の事業計画に記載された行事でのけが等については、全て補償対象になるのか。また年齢制限はあるのかとただしたところ、補償対象については、各公民館が主催、共催する行事でのけが等が対象となる。そのため、大小問わず、公民館が実施する行事等については、計画に記載してもらうよう公民館研修会等で説明している。対象者については、行事参加者及び同行する未就学児も全て対象になるとの答弁でありました。

自主文化事業の予算が、28年度に比較し、500万円程度減額されている要因についてただしたところ、自主文化事業については、市民に喜ばれる内容の公演を例年と同程度想定しているが、29年度は、NHK交響楽団の無償公演事業の指定を受けることができたため、1公演分程度の金額を抑えることができたとの答弁でありました。

平成29年度に3地区の文化協会が合併し、志布志市文化協会が発足するが、補助金の見直しがあったのかとただしたところ、全体で120万円となっており、前年度と同額であるとの答弁でありました。

埋蔵文化財発掘調査事業に係るインターネット利用期間とパソコン借り上げ期間の差についてただしたところ、インターネット利用については、昨年からの継続であるため12か月となっている。パソコンの借り上げについては、国との契約締結後、5月からの契約となるため11か月になるとの答弁でありました。

花いっぱい運動の予算の増減と実績、仕入先等についてただしたところ、予算額については、昨年度より17万7,000円の増額、配布本数については、28年度の8万本に対して、29年度は、8万2,000本を見込んでいる。仕入先については、入札を実施し、市内業者となっているとの答弁でありました。

青少年研修事業について、海外研修の応募状況と補助についてただしたところ、シアトル研修については、4名の定員に対し、27年度が5名、28年度は6名となっている。カリフォルニア研修については、5名の定員に対して、27年度が10名、28年度は5名となっている。山形研修については、10名の定員に対し、28年度は14名の応募があったところである。補助率については、以前と変わっていないとの答弁でありました。

女性連絡協議会補助金額の推移についてただしたところ、女性連絡協議会については、各種イベント等の飲食提供等で協力いただいているが、その際の費用は市で負担している。補助金については、同額で交付してきているとの答弁でありました。

鹿児島国体事業の実行委員会と、その構成についてただしたところ、平成28年度に国体準備委員会を組織しており、平成29年度に実行委員会に格上げするものである。準備委員会の構成については、市長、議長、教育委員長、教育長、体協理事、サッカー協会、商工会、観光特産品協会、旅館業組合、校区公民館、女性団体、老人クラブ、学校関係、PTA関係、スポーツ推進員関係の18名となっており、準備委員会の委員長である市長が、実行委員会委員長となる予定であるとの答弁でありました。

補助金が交付される実行委員会の構成員である市長、議長等の位置付けについてただしたところ、国民文化祭を開催した際の事例等を参考にしながら、各事務局等と協議しながら、適正に対応していくとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、個人番号カードの交付実績と目標とする交付率についてただしたところ、2月末現在の個人番号カードの申請件数については、2,325件となっており、昨年3月末の1,731件から594件増加し、7.10%の申請率となっている。目標とする交付率については、5年後に全世帯の半分程度である7,500件を想定した23%程度としているとの答弁でありました。

市営墓地支障木伐採に係る費用が36万1,000円計上されているが、4市営墓地分を賄えるのかとただしたところ、支障木については、市営墓地敷地内、隣接地含めたくさんあるが、敷地内の支障木については、27年度に実施した調査を踏まえた計画に基づき、優先度の高いものから対応していくこととしている。市有地以外の隣接地の支障木については、民法第233条第1項の規定に基づき、所有者との協議を進めながら、適切に対応していくとの答弁でありました。

一部事務組合の負担金の人口割については、人口の増減により変動するのかとただしたところ、火葬場、衛生センター、清掃センターに係る負担金については、それぞれの運営に要する費用全額を一定の割合で均等割、人口割、搬入割として算出しているため、それらの費用については、

運営費の増減により変動するものであるとの答弁でありました。

火葬場、衛生センターについては、施設の経年劣化が課題となっているが、その対応は協議されているのかとただしたところ、経年劣化が課題となっている施設については、近隣自治体の類似施設の調査や、昨年10月には、広域化に向けた曾於市との協議を実施し、方向性についての意見は一致したところであるが、曾於市においては、現状において問題なく運営されており、喫緊の課題とはなっていないようである。将来を見据えた広域化については、引き続き協議、検討していくとの答弁でありました。

使用済み紙おむつ再資源化事業の進捗状況についてただしたところ、28年度においては、処理技術の基礎的研究、実証実験を行い、実用化に向けた処理技術の構築に努めた。具体的には、回収した紙おむつの洗浄、脱水の実証作業や脱水後の排水の固液分離を実証した。更に、分離したパルプへのオゾン処理による上質パルプの抽出工程が実証できたため、今後は、実用化に向けた実証規模の拡大や効率的な処理技術を追求していくことになるとの答弁でありました。

現在、使用済み紙おむつについては、モデル地区のみの回収となっているが、市内全域での回収については、いつ頃を目指しているのかとただしたところ、モデル回収で確認できた排出に関する課題や効率的な回収の実現に向けた検討を重ね、現段階では、平成32年度の本格稼働を目指しているとの答弁でありました。

施設整備まで地方創生推進交付金での対応が可能なのかとただしたところ、施設整備については、地方創生推進交付金ではなく、環境省の補助事業での整備を検討している。そのため、3月末に環境省との協議に臨むところであるとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、救急医療体制整備事業において、曾於医師会や近隣自治体との連携により、広域的な医療体制の確保に努められている中で、医師確保等の課題への対応の進捗状況と大隅4市5町保健医療推進協議会への負担金が計上されていない理由についてただしたところ、医師確保は自治体の喫緊の課題となっており、本市においても、曾於医師会と連携し、医師確保対策協議会において協議してきたが、現在、中断している状況である。29年度において、事務局との協議を進展させる必要がある。大隅4市5町保健医療推進協議会では、新たに採用された民間の産科医1名に対し、500万円を補助、助産師2名に対し奨学金を交付している。同協議会への負担金については、28年度予算の執行残があることから29年度の負担金が要求されなかったとの答弁でありました。

共同利用型病院運営事業補助金は、どこに交付されるのかとただしたところ、救急医療体制整備事業の中で曾於医師会立病院に対し交付している共同利用型病院運営に係る補助金1,165万4,000円の3分の2に相当する県補助金であるとの答弁でありました。

共同利用型病院運営に係る関係市町の補助金額についてただしたところ、28年度実績で、鹿屋市輝北町分75万4,261円、曾於市が1,159万2,075円、大崎町が287万5,410円、志布志市が1,165万

3,754円となっており、合計2,687万5,500円を医師会に支払っているとの答弁でありました。

低所得者保険料軽減負担金についてただしたところ、介護保険料の第1段階の保険料は、年間3万6,975円であり、軽減後は3万3,277円となり年間3,698円の軽減となる。対象者については3,221人を見込んでおり事業費について国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担しているとの答弁でありました。

歯周病検診の報告様式の変更に伴う健康管理システム改修の詳細と検診実績についてただしたところ、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢者を対象とした歯周病検診を実施しているが、平成28年度に検査内容やカルテの様式等が変更となったことによるシステム改修である。検診実績については、対象者1,450人のうち2月までで70人が受診しているとの答弁でありました。

受診者が少ないが、受診率向上のための取り組みがされているのかただしたところ、以前は、集団検診で実施していたが、声掛けをしても受診者が少なかったため、受診向上策として、26年度から受診者が希望する歯科医院での検診ができるよう個別検診に切り替えた。受診者に対しては、受診券となるはがきで通知しているとの答弁でありました。

歯周病検診の対象が40歳からとなっているのは、国・県の基準等に基づくものなのかとただしたところ、国の施策に基づき40歳以上の節目検診としているとの答弁でありました。

対象者への通知を歯周病に関する理解が深まるような文書等を同封できる封書にすることはできないかとただしたところ、以前は、封書で通知していたが、高齢者にあっては開封してもらえない状況や、経費削減の面からはがきによる通知に切り替えたところであるが、歯周病の早期発見の必要性の啓発が足りない部分もあるため、受診通知以外での啓発について取り組んでいきたいとの答弁でありました。

国民健康保険特別会計への繰出金が800万円程度減額されているが、危機的状況にあると言われていたが、改善されたということかとただしたところ、国民健康保険については、財政的に厳しい状況であるが、27年度に比較し28年度の医療費が若干減少していることもあり、繰出金が減額となっているとの答弁でありました。

元気はつらつ志民（しみん）健康づくり事業の内容についてただしたところ、地域で健康づくりを普及してもらおう健康づくり推進員の養成や市が主催する健康づくり大会の開催、健康づくりポイント事業の実施を行うものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

誠にすみません。報告の訂正をお願いします。

就学援助費の入学準備金の事前給付の現状についての質疑について、新中学校1年生の状況の後の答弁部分を「新中学1年生」と述べましたが、「新小学1年生」の誤りでありました。訂正させていただきます。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するために、耕地林務水産課関係について「志布志漁協、漁船上架施設」及び「基盤整備促進事業 肆部合地区」、建設課関係について「市道香月線」の現地調査を実施し、3月14日から21日まで、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、漁港管理事業について、夏井漁港維持管理委託料の他に船揚場の堆積砂除去賃金が計上されているが、委託料との違いについてただしたところ、夏井漁港の維持管理については、漁民の方々が定期的にパワーショベル等で砂を撤去するための作業を作業員賃金として支給している。船揚場に収集した大量の砂の除去及び夏井川に堆積した砂を除去する作業を業務委託で行っているとの答弁でありました。

森林病虫害等防除事業について、運動公園近くの松を大量に伐採した原因は、松くい虫の被害によるものか。また毎年防除を行っているが、他の効果的な取り組みは考えていないのかとただしたところ、大規模な伐採については、松くい虫と松毛虫の被害によるものである。防除については、ヘリコプターから散布する薬剤の効果が高いため、28年度から地上防除でも同じ薬剤を散布している。運動公園付近の松については注入剤を注入して枯らさないよう取り組んでいるところであるとの答弁でありました。

有害鳥獣捕獲事業について、猟友会も高齢化が進んでいると思うが、今後の課題として、どう捉えているかとただしたところ、猟友会は現在84名が登録しているが、各地区でも高齢化が進んでおり、若い方も仕事の関係や猟期も決まっていることなどからなかなか増えていないのが現状である。今後は免許取得時の講習代補助などを含め、会員が少しでも増えるよう努力していきたいとの答弁でありました。

捕獲だけでなく、研修制度や防止策などについても取り組む考えは無いかとただしたところ、研修制度については、有害鳥獣捕獲対策協議会の中で取り組んでいきたい。また捕獲するだけでは、個体数を減らす結果にはつながらないため、残さを畑に残さないなどのPRを図りながら、被害を抑えていきたいとの答弁でありました。

漁業振興対策事業について、イワガキの現在の状況と出荷先などの販路について、今後どのように考えているのかとただしたところ、現在3万8,000個程度をイカダで養殖しており、5月の連休明けに3,000個ほど出荷する予定である。販路については、今のところ地元での出荷だが、将来的には漁連や大阪への売り込みも視野に入れて協議しているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入の嘱託登記手数料の内訳についてただしたところ、嘱託登記に関するものが5,000円の30件分で15万円、住所変更など表示変更登記が2,000円の2件分で4,000円、合計15万4,000円を計上しているとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業について、今年度50aの面積を見込んだ理由についてただしたところ、この事業は農業振興地域外の農地が対象となっており、これまでの実績等をふまえて見込んだ面積である。農業委員会だよりや認定農家の会合等でも事業の周知を図っているとの答弁でありました。

農業者年金の現在の受給者数と加入者数についてただしたところ、受給者数は445名、加入者数は64名であるとの答弁でありました。

加入者が少ないが、どのような理由が原因かとただしたところ、掛け金が月額2万円ということもあり、負担が大きいことが理由の一つと考えている。厳しい状況ではあるが、今後も推進を行っていききたいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業について、県道の道路伐採清掃作業業務と路傍樹育成保全業務が合計で1,100万円計上されているが、実施予定路線についてただしたところ、県からの権限委譲により29年度から開始する事業で、路線については志布志有明線、志布志福山線、南之郷志布志線、志布志停車場線の4路線であるとの答弁でありました。

新設改良事業の橋りょう修繕について、補修工事として今回4か所が計上されているが、点検結果を基に今回工事を行うこととなったのかとただしたところ、橋りょうの長寿命化事業として5年に1度の定期点検が義務付けられ、年次的に橋りょうの点検を行っている。4段階の評価で最も悪い判定となった城西橋においては28年度から施工しており、他の3か所についても早急な対応が必要と判定されたものであるとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業について、今回新たに附属家も対象としているが、その範囲についてただしたところ、個人所有の牛舎、倉庫等を対象として、29年度から試行的に行うものであるとの答弁でありました。

公営住宅解体事業について、松山地区のみどり団地の跡地利用は、どのように考えているのかとただしたところ、起債を財源とした事業のため、跡地については公共的な利用が条件となっている。現在、公民館の駐車場として利用したいという話があるとの答弁でありました。

住宅リフォーム及び空き家リフォーム助成事業について、市内登録店に請け負わせる工事が条件になっているが、個人事業者などが登録店に加入する要件についてただしたところ、市内に住所を有し、住宅等の建築業を営む者で、市税等の滞納がない方である。大工などの法人格のない個人であっても登録は可能であるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふるさと村維持管理事業について、修繕料の36万円が基本協定書に基づくものとあるが、どのような修繕かとただしたところ、指定管理を行う際に締結した基本協定書の中に20万円以上の修繕については市が負担し、それ以下については指定管理者が負担すると規定しており、市が負担する分として36万円の予算を計上しているとの答弁でありました。

全国和牛能力共進会の関連事業として、謝礼事業と出品強化対策事業があるが、二つの事業の違いについてただしたところ、畜産共進会等謝礼事業については、全共の本選に出品した場合に1頭当たり60万円の助成を行う。全共出品強化対策事業については、全共に出品する前の段階で候補牛を導入した場合に1頭当たり10万円の助成を行うものであるとの答弁でありました。

農業公社研修ハウス整備事業について、29年度に一部供用開始とのことだが、研修生は何組まで受け入れ可能かとただしたところ、6組12名まで受け入れ可能である。1年目は志布志で受け入れ、2年目を松山の新しい研修ハウスで受け入れる予定であるとの答弁でありました。

現在、何組の研修生がいるのかとただしたところ、1年目の研修生が4組4名、2年目の研修生が3組5名であるとの答弁でありました。

新規就農支援事業について、3名分の予算を見込んでいるが、それぞれの経営形態についてただしたところ、昨年9月に認定を受けた3名の新規就農者が対象となっており、経営形態は、肉用牛農家が1名、施設と露地野菜の複合が1名、施設野菜が1名であるとの答弁でありました。

農林水産物販路開拓促進事業について、28年度の実績と今後の取り組みについてただしたところ、28年度は対象者5件のうち1件が香港・マカオにメロン、いちご、さつまいもの販路開拓を行い、現在も順調に取り引きを行っている。今後においては、海外向けの、特にアジア市場に向けた販路開拓について、積極的な支援を考えていきたいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、平成29年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩根賢二君） 起立多数であります。したがって、議案第21号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

○

午後2時04分 休憩

午後2時14分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○

#### 日程第16 議案第22号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第22号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第22号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月22日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規事業である1年間保険診療を受けなかった世帯に報償金を支給する国民健康保険無受診者健康推進事業において、対象者を84名としている根拠についてただしたところ、平成27年度の国民健康保険無受診者の実績を基にしているとの答弁でありました。

表彰の在り方や事業の周知法等についてただしたところ、健康づくり推進大会での表彰を想定しており、その中での散らし配布等による周知のほか、市報やホームページ、関係団体の会議等で周知していくとの答弁でありました。

無受診者への報償金支給を導入することとした要因についてただしたところ、平成27年度の一般質問での提起を受け、課内での検討を重ね29年度からの新規事業として実施するところであるとの答弁でありました。

表彰することはいいことだと思うが、過度の受診抑制につながるのではないかとただしたところ、そういった恐れについても、課内で検討したが、「特定健診を受けている世帯」を支給要件とすることでの受診の勧奨や医療費抑制等を考慮し、実施することとしたとの答弁でありました。

国保制度の改正に伴い、国民健康保険基幹システムの改修に係る委託料670万7,000円が新規事業として計上されているが、国の補助率についてただしたところ、本事業に係る国の補助率については、被保険者規模により補助予定額が変わることとなっている。本市の被保険者については、1月末現在で9,246人となっており、5,000人以上1万人未満に該当し、この区分の補助上限額である430万円の国庫補助となるとの答弁でありました。

介護納付金については、総給付費の50%が公費負担、残りの50%については保険料負担となっており、そのうちの28%が第2号被保険者分ということだが、第2号被保険者に相当する人数と金額についてただしたところ、介護保険第2号被保険者の人数については、年度平均となるが、平成27年度が3,787人、平成26年度が4,055人、平成25年度が4,302人、平成24年度が4,451人となっている。介護納付金の平成27年度の実績については、2億3,828万9,107円となっているとの答弁でありました。

糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業については、県支出金を財源として実施されているが、事業内容と実施状況についてただしたところ、本事業については、糖尿病患者の人工透析回避を目的に実施している。当該年度に実施した検診等の結果を踏まえ、国保データから糖尿病に起因する腎症患者100名を抽出し、病状や本人の同意状況等を考慮し、10名を選定した後、個別的な指導を県民総合保健センターに委託して実施するものである。県民総合保健センターでは、それぞれの患者の主治医と連携し、それぞれの患者に応じた指導等を6か月間実施している。人工透析を回避することが医療費抑制につながることから、県も力を入れている事業であるとの答弁でありました。

一般被保険者延滞金と滞納者の人数についてただしたところ、延滞金については、資格の取得、喪失に基づき、一般被保険者と退職被保険者に区分されている。退職者に関する制度が廃止となるため、退職被保険者の資格保有者については、減少傾向となっている。予算については、資格保有者に係る延滞金を計上している。対象者となる本税の滞納者の人数については、平成27年度決算時点で、923名となっており、そのうち33名が退職被保険者となっているとの答弁でありました。

国民健康保険特別会計については、市報等でもひっ迫していると広報されているが、歳入歳出ともに6,200万円程度の減額となった要因についてただしたところ、医療費が下がると、国・県からの補助金、交付金が減額されることになる。被保険者数と医療費の総額は減少しているが、1人当たりの医療費は、伸び続けている状況である。被保険者数の減少により保険料収入も減少し、最終的には、歳入全体の減少につながることから、減少した歳入に見合う歳出予算とならざるを得ない状況であるとの答弁でありました。

国保事業の県への移行に伴い、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金430万円が計上されているが、移行に係る事務事業については、国・県が対応するのかとただしたところ、国からの補助金については、被保険者の規模に応じた430万円のみとなる。移行に係る事務事業の予算計上については、委託しているシステムの供給業者の見積りを反映させているため、契約の段階で、

一般財源持ち出し抑制のための価格交渉が必要になると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第17 議案第23号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第23号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第23号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月22日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、被保険者の疾病の早期発見を目的に実施される健康診査の実施予定人数について、集団健診980名、個別健診76名となっているが、この人数が被保険者の総数なのかとただしたところ、平成27年度の実績で長寿健診の受診申込者1,016名に対し受診者は945名となっており、そのうち集団健診受診者が937名、個別健診受診者が8名となっている。被保険者の総数については、6,065名となっているとの答弁でありました。

未受診者が多いが、その要因についてただしたところ、平成27年度の実績となるが、長期入院、

施設入所者、生活習慣病治療者、人間ドック受診者等の3,631名を除外者として取り扱っていることが要因であるとの答弁でありました。

普通徴収保険料6,630万円が計上されているが、人数の積算根拠についてただしたところ、最新のデータによると、普通徴収対象者1,261名、特別徴収対象者4,908名が現状値であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

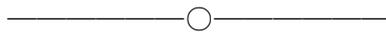
これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第18 議案第24号 平成29年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第24号、平成29年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第24号、平成29年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月22日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「要介護状態区分」ごとの人数についてただしたところ、平成28年12月末現在で、「要支援1」247名、「要支援2」215名、「要介護1」407名、「要介護2」338名、「要

介護3」278名、「要介護4」294名、「要介護5」260名、合計で2,039名となっているとの答弁がありました。

「要支援」「要介護」の認定を受けている方の施設入所の状況についてただしたところ、平成29年1月の請求実績によるが、介護老人福祉施設いわゆる「特老」の入所者が218名、介護老人保健施設いわゆる「老健」の入所者が191名、介護療養型医療施設の入所者が25名となっているとの答弁でありました。

特老の入所待機者の数と要介護4、5の方の在宅介護の状況についてただしたところ、29年1月末時点で、要介護4、5で在宅介護に係る介護手当を支給されている方が92名となっている。入所待機者については、年1回の調査を実施しており、平成28年6月1日現在の実数であるが、市内の特別養護老人ホーム、大崎町の回生園、曾於市のおおすみ竹山園、おおすみ苑、輪光無量寿園の合計で、144名の待機者となっている。地域密着サービス施設のグループホームについては、60名の入所待機者となっているとの答弁でありました。

認知症総合支援事業に関し、認知症カフェ運營業務の内容と委託先についてただしたところ、認知症の方や、その家族が、病院受診や専門相談よりも気軽に参加でき、地域との交流や情報交換により社会との関わりを確保できる環境づくりを目的に実施するものである。更に、地域に開かれた事業所の育成を図るため、4事業所への委託を予定している。委託料については1回1万円程度、月2回の実施を考えているとの答弁でありました。

同事業で、活動経費が計上されている認知症初期集中チームについてただしたところ、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族を訪問し、サポート医や保健師等の専門スタッフで連携をとりながら初期の支援、サポートを行うチームのことである。1月から訪問活動を実施しておりチーム員会議を開催しながら支援を行っているとの答弁でありました。

在宅医療・介護連携推進事業により医療と介護を必要とする高齢者の住みなれた地域での暮らしを確保するための関係機関の連携体制を構築するとしているが、サービスを受けている人がいるのかただしたところ、本事業については、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的としており、市民への具体的なサービス等は、提供していない。市民に対しては、連携体制のもとでの介護、医療連携の普及、啓発により介護サービスを受けるための手続きに関する情報提供、入退院の際の医療、介護の連携に関する相談窓口等を周知し、地域での暮らしが確保されるよう支援していくものであるとの答弁でありました。

要支援者の訪問介護、通所介護に係る給付費については、介護給付費の対象外とされたのかとただしたところ、介護認定の有効期限があるため、一部残っているが、訪問介護、通所介護が介護給付費から外れ、総合事業へ移行している。内容については、介護給付費と同じ単価のサービスを総合事業で設定している。予算としては、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費に計上されているとの答弁でありました。

要支援者の訪問介護、通所介護が介護給付費のメニューから外れ、総合事業へ完全移行した場合、これまでと同様のサービスを提供できるのかとただしたところ、介護給付費で対応していた

同じサービスを維持、継続していくことは、財政的にも困難であるため、基準を緩和したサービスや住民主体のサービスを踏まえた計画策定を29年度に予定しているとの答弁でありました。

総合事業へ完全移行した際のサービス提供に必要な人の確保ができるのかとただしたところ、介護の専門職の人材不足が懸念されているため、介護業務への従事経験のある元気な高齢者の掘り起こしや、無資格でもできる業務に高齢者の従事をお願いしていくような展開を考えているとの答弁でありました。

介護保険料の滞納繰越分普通徴収保険料を200万円計上されているが、その積算根拠と滞納額についてただしたところ、3月16日時点で、現年度を含め、252名が滞納、金額で2,004万6,000円となっている。決算、予算編成時の実績等を勘案し計上しているが、繰越額の1割程度の金額となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号、平成29年度志布志市介護保険特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

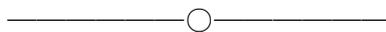
これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第19 議案第25号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第25号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第25号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月21日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委託料として計上されている料金システムの改修内容についてただしたところ、これまで、公共用施設分の電気料、電話料、下水道使用料については、施設ごとに納付書による納付としていたが、29年度から口座引落としによる支払いとするために必要なデータ抽出等ができるシステムに改修するものであるとの答弁でありました。

以前、加入率70%を超えないと、採算が取れないとの説明があったが、現在の加入率をただしたところ、2月末時点での加入率については、野井倉地区が68.69%、通山地区が81.29%、蓬原地区が71.07%、松山地区が57.73%となっており、全体で71.54%となっているとの答弁でありました。

今の加入率での収支状況についてただしたところ、平成27年度の使用料収入については、7,127万円程度の決算額となっている。29年度当初予算の一般管理費8,720万4,000円のうち人件費分を差し引いた金額は、6,948万8,000円となっている。これまで、一般管理費から人件費分を差し引いた金額で維持管理に係る費用を賄えるよう加入促進等に努めてきたが、人件費を含めた額での採算性確保に向け、更なる加入促進に努めていきたいとの答弁でありました。

消防用設備点検の実施状況についてただしたところ、消防法により、年1回の点検が義務付けられているため委託して実施するものであるとの答弁でありました。

農協等からの借入れに対する利子が1,100万となっているが、繰上償還等は検討していないのかとただしたところ、繰上償還については、関係課で協議していくとの答弁でありました。

地方債の償還期間についてただしたところ、平成28年度末現在で、未償還元金が約17億4,760万円である。下水道事業を行う際に借り入れた、下水道債については、平成45年度で元金の償還が終わるが、毎年資本費平準化債を借り入れているため、償還は毎年1年ずつ伸びていくことになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

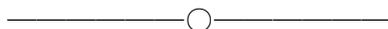
これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第20 議案第26号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第26号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第26号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から、建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今後の事業展開については、どのような計画で行う予定かとただしたところ、国は向こう10年でおおむね下水道事業を完了させるという意向であり、県の方からも本市の方向性を示すよう打診があった。事業の再開については、非常に困難であるが、必要性については、市街地の事業者アンケートを通じて把握することができた。規模を縮小した形での検討も進めながら、2、3年かけて調査を行い、ある程度の住民の理解を得なければ、部分的な事業の再開を検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

訂正しておわび申し上げます。

「ある程度の住民の理解を得られれば、部分的な事業の再開を検討していきたい」ということに訂正をお願いいたします。

終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第21 議案第27号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第27号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第27号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月21日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ボルベリアダグリ施設調査業務委託料として100万円が計上されているが、具体的な調査内容についてただしたところ、28年度に外壁タイルや空調設備など大規模な修繕等を行った。今後必要になるリニューアルに向け、施設全体でどのような部分の修繕が必要となるか、調査を行うものであるとの答弁でありました。

これまで、今後市の財産としてボルベリアダグリをどのように位置付けるかについて議論があった。ダグリ岬周辺一体の空間整備を行わなければ、ボルベリアダグリ単体で人を呼ぶのは難しいのではないかとただしたところ、ダグリ岬公園周辺整備基本計画を策定し、それに基づき28年度に実施計画を策定した。29年度予算では、民間から寄附採納があった建物や市所有の休憩所を解体し、その部分を更地にすることで、県の「魅力ある観光地づくり」事業の対象候補地となる。

「魅力ある観光地づくり」事業により、ダグリ岬遊園地への集客に加えボルベリアダグリへの集客を図っていく。更に民間のイルカランドとも連携を取りながら、観光推進を目指していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

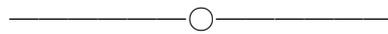
以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。  
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第22 議案第28号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第28号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第28号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月21日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業のうち、公有財産購入費の4,960万円で用地を一部取得するとの説明があったが、3工区と4工区の用地取得についての進捗率をただしたところ、3工区については1万2,788㎡の全ての用地取得が終わり、まもなく登記手続きに入る。4工区については敷地面積約4万8,000㎡のうち、来年度から始まる香月線の延伸による4工区側の橋脚工事のため、国道220号から4工区の一部を通過して橋脚工事場所までの作業道路を確保する必要があり、作業道路のため5,987㎡を先行取得しているとの答弁でありました。

工事請負費の流末排水工事については1、2工区分とのことだが、1、2工区の整備中になぜ行わなかったのか。また場所はどこになるのかとただしたところ、1、2工区の流末排水工事については、進出業者数や業種が不明であったため、使用する水量も不明であり、排水施設については、土側溝としていた。今回、1工区に1社、2工区に2社、それぞれ倉庫業の進出が決定し、アスファルトの施設を造ったときの排水量が想定できるため、設計して排水工事を行うものであ

る。設置場所は、松林側に公園緑地を設けており、そこが境界となるので、そこに集水枡を付け、緑地内に縦排水を設置して既存水路に接続する予定にしているとの答弁でありました。

3、4工区の価格は1、2工区の設定と同じ考え方なのかとただしたところ、地権者への説明会では1、2工区と同じ価格の1㎡当たり2,500円で土地取得をさせていただきたいと説明している。分譲価格については、今後の工事費を面積で割って単価とするため、ある程度の工事費が積み上がった時点で設定をする。1、2工区の売価の1㎡当たり9,000円に近づけたいと考えるが、工事費がかさむことも考えられるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

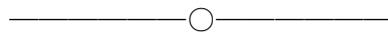
これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第23 議案第29号 平成29年度志布志市水道事業会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第29号、平成29年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第29号、平成29年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月21日、委員全員出席の下、執行部から、水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、棚卸資産購入限度額が1,706万8,000円となっているが、積算根拠についてただしたところ、棚卸資産として量水器メーターなどの貯蔵品を保有しているが、市内に約1万6,000から7,000個のメーターが付いており、計量検定法により毎年2,500個程度の更新が必要になる。これと新設分の約200個を合わせての購入となり、これらの経費を積算した限度額であるとの答弁でありました。

検針員の人数と検針単価についてただしたところ、検針委託料として業者委託しており、検針員は現在14名である。検針単価については、市街地区域と簡易水道区域で単価設定の違いがあるが、地理的条件等も異なることから、統合後も同様の取り扱いとしているとの答弁でありました。

建設改良事業の工事内容についてただしたところ、配水管の布設替工事が主なものであるが、あわせて水源地の施設改良を行う予定である。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成29年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

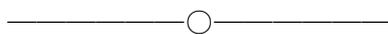
これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第24 議案第30号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（岩根賢二君） 日程第24、議案第30号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第30号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から、耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、茶工場の整備に伴う水路の財産処分について、この水路はもともと機能していなかったのかとただしたところ、茶工場を整備する前は排水路として使用されていたが、茶工場設置の際に支障が生じたため、水路機能を廃止することとなったとの答弁でありました。

太陽光発電施設の造成に伴う水路の財産処分について、法面部分の水路を廃止することだが、法面の排水はどうなるのかとただしたところ、法面の上部にある太陽光発電施設の排水を受けるということで、廃止の必要はないと考えていたが、上流部が非農地という理由で、廃止の必要が生じた。施設の排水については、事業者が2か所の調整池と法面に縦工の排水路を設置して、下流に一気に放流しないよう計画しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第10号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第25 陳情第2号 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について

○議長（岩根賢二君） 日程第25、陳情第2号、志布志港旅客船埠頭の整備拡充についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました陳情第2号、志布志港旅客船埠頭

の整備拡充について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月21日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取り組み状況等について説明を受けました。

港湾商工課長から、志布志港旅客船埠頭の整備については昨年12月末に県知事に要望活動を行った。鹿児島県議会にも同様の陳情が2月に提出されており、継続審査となっている。また、国際バルク戦略港湾事業着手の動きもあり、同時に進行するには予算的な面で難しい部分もあるが、要望活動については必要だと考えている。

以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自治体間競争が激しい中、後れをとってはいけない。知事も可能性を秘めたまち・港であるという理解をされているので、陳情を上げていくことが大切だと考える。市長は一般質問に対し、「バルク戦略港湾が第一義」と言われているが、「並行してPRはできる」とも答弁されており、知事と一緒に取り組むべきではないかとただしたところ、国・県・市の事務局レベルで港についての勉強会も立ち上げており、3者で考え方を共有して進めていきたい。市長には要望活動を引き続き行っていただくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、この陳情について異議は無く、クルーズ船の誘致については一般質問でも取り上げられており、推進していくべきだと思う。知事の理解も進んでおり、旅客船埠頭やターミナルの整備拡充もあわせて進んでいくのであれば、素晴らしいことだと思う。地元自治体の一代表である議会として、また大隅地域4市5町の中心地としても採択をしていくと一歩でも前に進むのではないかと。よって、本陳情については、採択すべきと考える。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第2号、志布志港旅客船埠頭の整備拡充については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（岩根賢二君）　　ここでお諮りします。

日程第26、議案第31号及び日程第27、議案第32号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君）　　異議なしと認めます。したがって、議案第31号及び議案第32号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第26 議案第31号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（岩根賢二君）　　日程第26、議案第31号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君）　　提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成28年8月30日午前10時30分頃、自治会使送業務のため、市道字尾線の松山方面から県道63号志布志福山線と広域農道の交差点方向に右折しようとした公用車の右側面前方部が市道縄瀬・停車場線から、市道字尾線へ走行してきた和解の相手方が所有する軽自動車の右側面中央下部に接触し、当該軽自動車を運転していた和解の相手方の頸椎及び腰椎を捻挫し、並びに両膝を打撲したものであります。

この事故に係る物損による損害は、平成28年11月9日、専決第11号において、過失割合を市が90%、和解の相手方が10%として和解したものであります。傷害による損害は自動車損害賠償責任保険が適用され、減額適用上の和解の相手方の過失割合が70%未満であることから、過失割合による損害額の減額は無しとなるものであります。

したがって、和解の相手方の治療費、通院交通費、休業損害及び慰謝料として79万2,514円を市が和解の相手方に賠償し和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君）　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（小辻一海君）　　この議案関連として、3点ほどお伺いいたします。

まず1点として、昨年9月定例会で本日の議案第31号の損害賠償の件もあったので、職員が住民サービスを提供できる仕事のしやすい環境の職場を作ることが大事ではないかという意味で、この自治会の使送便業務について、一般質問をしたわけでございますが、質問の中で職務命令などや市長の管轄外の業務については、十分精査、検討するとの答弁をいただいたわけですが

も、その後、事務見直しをされたのか、お伺いいたします。

あと2点目として、この使送業務については、市長の行政改革大綱の中で、できるものはなるべく民間委託していくという方針を述べられているわけですので、民間委託の推進への展開をされることを望むところであります。また、職員の適正化計画の中、職員も減少しているので、職員の業務量の問題、メンタルヘルスの問題、先ほど申し上げました職務命令等々問題がいろいろあると思いますが、職員の使送業務については、29年度も今までのように続けられていくのか、お伺いします。

3点目といたしまして、議案第31号に類する職員の人損、物損を含め、使送業務での事故は何件あり、示談の成立していない未解決が何件あるのか、その3点をまずお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先般、議員から御質問があった後、この内容について、十分職員の職務に対する内容についての精査をしたのかということの御質問でございますが、そのことについては、十分精査をしまして、その後、新たな対応の方針を定めたところでございます。

そのことに基づきまして、今後29年度においても、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

内容の詳しいことにつきましては、総務課長に補足説明させます。

**○総務課長（武石裕二君）** 使送業務についてでございますので、お答えをいたします。

この一般質問等がございまして、その後、本庁それから支所間の見直しということを図ったところであります。これは、本庁それから志布志支所、松山支所の業務に関係する課との協議もしたところであります。そのことで、個人の方に割り当てをしてありました件についても全部課で統合して行くと。それから、志布志支所の自治会使送の業務が多かった点もございましたので、自治会については、本庁の方で引き上げて使送業務を行うということをしたところであります。

それから、これまでは基本的には午前中ということで、使送を行ってございましたけれども、全て公用車ということでの使送業務をお願いをしておりますので、当然公用車が足りないとした場合については、その日の午後においても使送業務をお願いをするということでございます。

これについては、本年1月から各職員の方々にはお願いをして、なるべく時間内に配送をしていただくということに変更をしたところでございます。

それから、同じような案件といたしましては、この使送業務についてでございますが、本年度5件ございまして、うち1件が、まだ未解決というか、まだ解決に至ってないというところでございます。それから、平成29年度につきましては、引き続き職員の方々へ同じような形をお願いをするということで考えているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 今、総務課長の方から見直しを協議されたということで、答弁をいただいたわけですが、では、市長の管轄外、教育委員会、それから水道課、そして農業委員会の管轄外の命令権等は違うわけですので、事故等が起きた場合は大変なことになると思

いますが、そのあたりはどうなっているのか。

それと、このことについて、以前市長の方が職員の方々にいろいろストレスとか、そういうのがあるようですので、質問したところ、そういうのも調査をしたいということでございましたが、すけれども、その調査はどうなったか、そして、その結果はどうであったか。

そして、先ほど言われました見直しされた部分は、どのような形で全体朝礼なり、課長会なり、職員が一番仕事をやる一番基礎的な部分ですので、それは、どういう形で職員の方々に通知・達しされたのか、その点をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 職員に新しい内容について、取り組みについて、内容についての通知につきましては、課長会を通じて職員には達しをしているところでございます。現に、そのような新しい形での対応を今年度においてお願いしているということで、先ほど課長が答弁したとおりであります。

また、管轄外の部署につきましても、このことにつきましては、課長会等で、私の市長部局外の職員も同席して、このことについての依頼はしているということでございますので、その所管の課長を通じて、それぞれの部署の職員については、対応がされているというふうに思うところでございます。

**○総務課長（武石裕二君）** お答えをいたします。

自治会使送等につきましては、これまでもアンケート調査等を実施をしてくれてございます。今回も自治会の会長さん方等にもお願いを、若干簡単なアンケートでございましたけれども、自治会使送の今月2回ほど配送をしてございますが、その階数等について、お聞きをしておりますが、月2回程度が妥当であろうという回答が一番多かったところであります。

それから、自治会使送の文書等についての案件についても若干文書量が多いということもございましたので、そこについては、また関係課、文書を配布する関係課のところについても、なるべくコンパクトにまとめて広報等でお知らせができるものについては、取りまとめをしていただきたいということをお願いをしたところでございます。

職員等につきましても、アンケート調査をしたところでございますが、やはり賛否はあったところでございます。当然、全然知らない自治会を知ることとは、必要であろうという意見。それから、職員として、当然市民の方々、自治会会長さん方と常に接しているいろんな意見を伺うということも当然であろうということもございました。そして、若い職員の方々については、有明、松山、志布志、それぞれ地域が分からないところでございますので、そういった意味では道とか、そういうその地区がこういった場所だということも知るという上では必要であるんじゃないかというようなこともありました。

それから、一方では当然業務が重なる、会議とか、いろいろその日に入った時について、なかなか調整がしにくいということ。それから、出張等が多い場合については、絶対数の公用車が足りませんので、公用車の確保がなかなか厳しいというような意見等もあったところでございます。

そういった意見等も踏まえまして、先ほど申し上げましたとおり、本庁、それから支所の担当

課長を含めて、いろいろ協議をした上で、平準化等も含めて、先にやるべきだろうということで、先ほど申しましたとおり、個人に負担があったものについては、各課でそれぞれお願いをして平準化を図ったというところでございます。

文書については、課長会等でも総務課長名で、この内容等について、変更について、課長会に説明を申し上げ、また各職員の方々には、その旨のお願いをしたという経緯がございます。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） では、このことについては、職員の皆さんは課長会で通知して十分承知していらっしゃるということですね。

また、この市長の管轄外の職員、農業委員会、水道課、教育委員会、この職員の方々も課長会の中の文書で事足りるということで、その他の教育委員会の場合は、多分事故等になれば委員会等があると思うんですよ。市長部局外で教育委員会というのが、多分出てくると思うんですけども、そういう委員長あたりも御存じで、事故等があった場合の責任も大丈夫ということですね。

○総務課長（武石裕二君） これまで、ずっと従来、今御指摘がありましたとおり、各行政委員会等の文書、それぞれ文書があるわけでございます。それから、イベント等の質問等もあったというふうに記憶をしておりますが、それぞれ教育委員会、それから港湾商工課、特に多くイベントを抱える課もでございます。これまでも、それぞれ課長会の中で文書等を含め、お願いしてきた経緯がございます。

そういったことも協議の中であったところでございますが、4月からにおいては、当初において、文書等でしっかりとそのことを明記をし、各行政委員会の長の方々に確認をし、文書等で確認をしながら、そういった業務等についても引き続きお願いしていくというふうに考えております。

それから、職員の方々については、これまでも市長、それから各課長、私も含めてですけども、使送の配送については、趣旨を説明をし、理解をいただいて、今配送をしていただいているというふうに私も理解をしているところでございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

[小辻一海君「議長、特にもう1回」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 特に許可いたします。

○5番（小辻一海君） 4回目ということで、議長の許可を得ましたので、あと1点お聞きしたいと思います。

これは、当然自治会使送業務の担当課というのは、総務課になるわけですよ。その場合、この命令は、総務課長がされるのか。それとも先ほど文書で総務課長が、各課の課長にお願いしたということですので、各課長が担当の職員に対して、使送業務の配達業務を命令されるのか。もし、その場合に事故等が発生した場合、担当課長、それから大きな事故になった場合は新聞等にもあるように、係長とか課長とか、それぞれ処分等があるわけですけども、そうなった場合に当然担当者は自分の過失ですので、処分を負わなければいけないと思います。

しかし、その後の職員のいる担当課長、それから係長、処分ということになると思いますけれども、担当の総務課が担当課ですよ、このことについては。そのあたりの処分等は、どのようになっているんでしょうかね。それだけを最後にお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えをいたします。

総務課長が答弁しましたように、それぞれの所管の課において責任を持って、この職務について取り組んでもらっているということでございます。

ということで、事故等が発生したときには、それぞれの所管の中で責任の内容について責めを負うというような形をとっておりまして、総務課において、そのことについては、全体的な責めを負うということとはとって無いところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第27 議案第32号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（岩根賢二君） 日程第27、議案第32号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、公用車事故による損害賠償金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億7,612万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、共済保険金を79万3,000円増額するものであります。

6 ページをお開きください。

歳出の総務費の徴税費は、賠償金を79万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 日程第28、発議第1号については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

**日程第28 発議第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について**

○議長（岩根賢二君） 日程第28、発議第1号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第1号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、趣旨説明いたします。

地方創生が我が国の、そして、地方都市の将来にとって、重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、これまで以上に行財政の広範かつ専門的な諸課題について、住民と対話しながら意見をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言を行うことが求められています。

一方では、地方選挙の投票率も低下傾向にあり、住民の関心も薄く、議員数も減少し、議員一人当たりの負担も増大し、地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。よって、今後の発展のため、二代表制の確保のために国民の幅広い方々が政治参加するための仕組みとして、身分確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう、強く要望するものであります。

議員各位の賛同方、よろしくようお願い申し上げ、以上で意見書提出の趣旨説明を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま議決されました発議第1号の字句整理及び手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理のうえ、提出することにいたします。

—————○—————

#### 日程第29 閉会中の継続審査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第29、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第30 閉会中の継続調査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第30、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成29年第1回志布志市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時36分 閉会

—————○—————